

各支部の31年度事業計画について

【 目 次 】

北 海 道	・	・	・	・	・	・	1
青 森	・	・	・	・	・	・	8
岩 手	・	・	・	・	・	・	16
宮 城	・	・	・	・	・	・	25
秋 田	・	・	・	・	・	・	35
山 形	・	・	・	・	・	・	44
福 島	・	・	・	・	・	・	54
茨 城	・	・	・	・	・	・	62
栃 木	・	・	・	・	・	・	74
群 馬	・	・	・	・	・	・	87
埼 玉	・	・	・	・	・	・	95
千 葉	・	・	・	・	・	・	105
東 京	・	・	・	・	・	・	115
神 奈 川	・	・	・	・	・	・	124
新 潟	・	・	・	・	・	・	139
富 山	・	・	・	・	・	・	149
石 川	・	・	・	・	・	・	159
福 井	・	・	・	・	・	・	169
山 梨	・	・	・	・	・	・	174
長 野	・	・	・	・	・	・	183
岐 阜	・	・	・	・	・	・	193
静 岡	・	・	・	・	・	・	200
愛 知	・	・	・	・	・	・	208
三 重	・	・	・	・	・	・	216
滋 賀	・	・	・	・	・	・	224
京 都	・	・	・	・	・	・	232
大 阪	・	・	・	・	・	・	240
兵 庫	・	・	・	・	・	・	250
奈 良	・	・	・	・	・	・	260
和 歌 山	・	・	・	・	・	・	273
鳥 取	・	・	・	・	・	・	284
島 根	・	・	・	・	・	・	292
岡 山	・	・	・	・	・	・	303
広 島	・	・	・	・	・	・	311
山 口	・	・	・	・	・	・	326
徳 島	・	・	・	・	・	・	333
香 川	・	・	・	・	・	・	343
愛 媛	・	・	・	・	・	・	350
高 知	・	・	・	・	・	・	360
福 岡	・	・	・	・	・	・	366
佐 賀	・	・	・	・	・	・	376
長 崎	・	・	・	・	・	・	384
熊 本	・	・	・	・	・	・	393
大 分	・	・	・	・	・	・	406
宮 崎	・	・	・	・	・	・	417
鹿 児 島	・	・	・	・	・	・	425
沖 縄	・	・	・	・	・	・	433

平成 31 年度 事業計画（北海道支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<u>1. 現金給付の適正化の推進</u> ○ 傷病手当金・出産手当金等の適正給付の推進 ○ 傷病手当金と障害年金等との併給調整の確実な実施 <u>2. 柔道整復施術療養費等の適正化の推進</u> ○ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 ○ 適正受診にかかる広報等の実施 【KPI】 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする <u>3. あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進</u> ○ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査業務の強化 ○ 適正受診にかかる広報等の実施 <u>4. 効果的なレセプト点検の推進</u> ○ 査定効果額向上につながる内容点検の実施 ○ 資格点検の効果的かつ確実な実施 ○ 外傷点検の効果的かつ確実な実施 【KPI】 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする

5. 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

- 資格喪失後保険証の早期回収
- 債権残高を念頭に置いた債権管理・回収業務の推進

【KPI】

- ①日本年金機構回収分を含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を94.0%以上とする
- ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする
- ③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

6. サービス水準の向上

- 加入者サービス向上のための取組の推進
- 申請書郵送化率の向上と窓口サービスの展開

【KPI】

- ①サービススタンダード達成状況を100%とする
- ②現金給付等の申請に係る郵送化率を86.0%以上とする

7. 限度額適用認定証の利用促進

- 限度額適用認定証の利用拡大に向けた取組の推進

【KPI】

高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を84.0%以上とする

8. 被扶養者資格の再確認の徹底

- 被扶養者資格再確認業務の的確な実施

【KPI】

被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を89.0%以上とする

	9. オンライン資格確認の利用率向上 ○ 個人単位化も見据えたオンライン資格確認の利用促進 【KPI】 現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配付した医療機関における利用率を 60.0%以上とする 10. 的確な財政運営 ○ 加入者及び事業主に対する協会の保険財政等に関する情報発信
2. 戦略的保険者機能関係	1. ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの活用 ○ 事業所カルテ（事業所ごとの健康課題の「見える化」ツール）の見直し 2. データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ○ 生活習慣病予防健診の受診率向上に向けた取組の推進（受診勧奨の強化、協会主催の集団健診の実施等） ○ 事業者健診結果データの取得率向上に向けた取組の推進（事業所訪問及び行政等との連携による取得の強化、外部委託勧奨の実施等） ○ 特定健診（被扶養者）の受診率向上に向けた取組の推進（協会主催の集団健診の実施、未受診者への再勧奨の強化等） ① 被保険者（40 歳以上）（受診対象者数 759,571 人） ・生活習慣病予防健診受診率：47.4%（受診見込者数 360,000 人） ・事業者健診データ取得率：8.7%（取得見込者数 66,000 人） ② 被扶養者（受診対象者数：242,260 人） ・特定健康診査受診率：20.6%（受診見込者数 50,000 人） 【KPI】 特定健診受診率を 47.5%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率の向上

○ 特定保健指導の実施率向上に向けた取組の推進（協会保健師等の特定保健指導実施の強化及び健診実施機関における健診受診日当日の特定保健指導（初回分割等）の実施数の拡大等）

① 被保険者（特定保健指導対象者数：86,052人）

・ 特定保健指導実施率：15.0%（実施見込者数12,950人）

（内訳）

・ 協会保健師実施分：6.4%（実施見込者数5,520人）

・ 外部委託実施分：8.6%（実施見込者数7,430人）

② 被扶養者（特定保健指導対象者数：4,300人）

・ 特定保健指導実施率12.8%（実施見込者数550人）

【KPI】

特定保健指導の実施率を14.9%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

○ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業の実施

○ 医療機関を受診していない治療放置者に対する受診勧奨の実施

・ 未治療者に対する受診勧奨の二次勧奨実施予定人数：3,800人

【KPI】

受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.0%以上とする

iv) コラボヘルスの推進

○ 事業所カルテ等を活用した健康経営（健康事業所宣言）の推進

○ 健康宣言事業所のフォローアップ（取組に関する課題の抽出と解消に向けた支援等）の推進

○ 経済団体、行政等との連携の強化

【KPI】

健康事業所宣言の宣言事業所を1,500社以上とする

	<u>v) 北海道支部独自の保健事業</u> ○ 被保険者の喫煙率の減少に向けたポピュレーションアプローチの継続とハイリスクアプローチの強化 【KPI】 北海道支部被保険者の喫煙率を 40.13%以下とする <u>3. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</u> ○ 健康保険制度・事業等の周知に関する取組の強化 ○ 行政・医療関係団体等との連携・発信強化 ○ 広報の確実な実施と、広報活動における加入者理解率調査結果を踏まえた広報内容等の見直し ○ 医療機関等への適切な受診に関する情報発信の強化 ○ 健康保険委員の活動強化 ○ 健康保険委員のカバー率及び委嘱者数の拡大に向けた取組の強化 【KPI】 ① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 37.5%以上とする ③ 健康保険委員の委嘱者数を 6,500 人以上とする <u>4. ジェネリック医薬品の使用促進</u> ○ ジェネリックカルテ等のエビデンスに基づく医療提供側（医療機関・調剤薬局）に対する働きかけの強化 ○ 北海道薬剤師会等との協力連携の強化 ○ 加入者及び事業主への働きかけの強化 ○ 行政をはじめとした関係団体に対する意見発信の強化 【KPI】 平成 32（2020）年 3 月までに、ジェネリック医薬品使用割合（DPC、医科入院、医科外来、歯科、調剤の全レセプト・数量ベース）を 80.1%以上とする
--	---

	<u>5. インセンティブ制度の本格導入</u> ○ 加入者・事業主に対する制度及び評価指標の達成状況等に関する周知広報の徹底 ○ 評価指標の達成状況等に関する定期的な PDCA の実施 <u>6. 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信</u> ○ 行政をはじめとした関係団体に対するエビデンスに基づいた意見発信 ○ 北海道保険者協議会との連携強化 ○ 北海道医療大学との共同研究の継続 【KPI】 ① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への参加率を 83.7%（18/21 圏域）以上とする ② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した意見発信を実施する
3. 組織・運営体制関係	<u>1. 人事評価制度の適正な運用</u> ○ 評価者研修の受講と支部内での確実な伝達 <u>2. OJT を中心とした人材育成</u> ○ 本部が開催する階層別研修の受講と支部独自研修の実施 ○ OJT 等を通じた管理者マネジメント力、職員の企画力・意見発信力等の更なる向上 <u>3. 支部業績評価の実施</u> ○ 評価指標の達成状況に関する定期的な PDCA の実施 <u>4. 費用対効果を踏まえたコスト削減等</u> ○ 一般事務経費及び運営経費等の管理・検証を通じた経費削減の推進 ○ 業務の標準化・効率化・簡素化の徹底と生産性の向上による経費削減の推進

	○ 調達における競争性の向上に向けた取組の推進 【KPI】 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする 5. 組織の適切な運営 ○ 業務実施状況の確認に係る自主点検の実施 ○ 各種委員会（コンプライアンス・リスク管理等）の定期的な開催によるリスク管理等の強化 ○ 大規模自然災害発生時に備えた定期的な訓練の実施
--	---

平成 31 年度 事業計画（青森支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	（１）現金給付の適正化の推進 ① 現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について、重点的に審査を行う。審査等で疑義の生じた案件は、支部の保険給付適正化プロジェクトチーム会議において適否を判断するとともに、必要に応じ事業主への立入検査を実施する。 ② 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する。
	（２）柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 ① 柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位かつ頻回の申請や負傷部位を意図的に変更していることが疑われる申請について、加入者に対する文書照会を行うとともに、必要に応じ施術者に照会する。 ② 加入者への照会時にパンフレットを同封し、柔道整復施術受診について適正受診の促進を図る。 ■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする。
	（３）あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進 受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局への情報提供を徹底する。
	（４）サービス水準の向上 ① 加入者等のご意見やお客様満足度調査の結果を受けての取り組みを行い、更なるお客様サービスの向上を図る。 ② 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）達成に向け、的確な進捗管理を行うとともに、定められた手順による事務処理を徹底し、正確かつ迅速な支給を行う。 ③ 高額療養費の未申請者に対し、あらかじめ申請内容を印字した支給申請書を送付し、申請を勧奨する。 ④ 健康保険給付などの申請については、郵送による申請を促進するため、各種広報や健康保険委員研修会等において周知する。

	■KPI：ア. サービススタンダードの達成状況を 100%とする。 イ. 現金給付等の申請に係る郵送化率を 90.0%以上とする。
	(5) 限度額適用認定証の利用促進 限度額適用認定証の利用について、事業主や健康保険委員等に対して各種広報を実施するとともに、地域の医療機関と連携し、窓口に限度額適用認定申請書を配置するなどして利用促進を図る。 ■KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 84.0%以上とする。
	(6) 被扶養者資格の再確認の徹底 無資格受診の防止ならびに高齢者医療費に係る抛出金等の適正化に資するため、確認書未提出事業所への提出勧奨により、回答率の向上を図る。 ■KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 92.0%以上とする。
	(7) 効果的なレセプト点検の推進 ① 診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに、医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容の各点検を実施する。 ② 内容点検においては、点検効果額向上計画を策定のうえ自動点検マスタ等のシステムを最大限活用し、点検効果額の向上に努める。 ③ 点検員のスキルアップを図るため、支部内及び支部外研修・医科検討会、他支部査定事例の収集・共有化を推進し、機能的な点検体制の確立に努める。 ■KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について、対前年度以上とする。
	(8) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進 ① 外部委託による保険証返納催告に加え、「被保険者証回収不能届」を活用した電話催告等を強化する。 ② 資格喪失後や被扶養者不該当後の保険証返却・回収について、医療関係団体と連携してポスター等で広報するほか、健康保険委員研修会等を通じ周知する。

	③ 保険証未回収が多い事業所へは、文書や電話または訪問により、資格喪失届の保険証添付について周知する。 ④ 債権の早期回収を図るため、文書や電話または訪問による催告のほか、顧問弁護士名による文書催告を活用するとともに、法的手続きによる回収の強化に努める。 ⑤ 資格喪失後受診による返納金債権については、国民健康保険との保険者間調整スキームを積極的に活用し、安定的な回収に努める。 ⑥ 交通事故等による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。 ⑦ 傷害事故や自転車事故等の加害者本人あての求償事案においても、漏れなく適正に請求する。 ■KPI：ア. 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を 95.4%以上とする。 イ. 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする。 ウ. 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。 （９）オンライン資格確認の利用率向上 導入済医療機関における利用率向上に取り組む。 ■KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、ＵＳＢを配布した医療機関における利用率 50%以上とする。 （10）業務改革の推進に向けた取組 次期システム構想を見据えた業務処理体制の見直しを行う業務改革検討プロジェクトを推進する。
2. 戦略的保険者機能関係	（１）データ分析に基づいた第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 「特定健診・特定保健指導の推進」、「重症化予防の対策」、「コラボヘルスの取組」を基本的な実施事項とする第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的・効率的に実施する。 【上位目標】脳血管疾患、心疾患、糖尿病の入院医療費に占める割合を 1.5%引き下げる。 【中位目標】喫煙対策を柱とした事業を展開し、生活習慣病リスク保有者の割合を減少させる。 ①習慣的に喫煙する者を 5 %減少させる。 ②Ⅲ度高血圧（180/110mmHg 以上）の者を 2 割減少させる。

	③空腹時血糖 160mg/dl (HbA1c8.4%) 以上の者を 2 割減少させる。 【下位目標】・禁煙に取り組む人及び受動喫煙対策に取り組む事業所を増やす。 ・ Ⅲ度高血圧 (180/110mmHg 以上) の未治療者を減らす。 ・ 空腹時血糖 160mg/dl (HbA1c8.4%) 以上の未治療者を減らす。 ・ 新規透析導入者を減らす。
	i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ○被保険者 (40 歳以上) (受診対象者数 : 190,906 人) ・ 生活習慣病予防健診 実施率 60.0% (実施見込者数 : 114,540 人) ・ 事業者健診データ 取得率 9.0% (取得見込者数 : 17,180 人) ○被扶養者 (受診対象者数 : 52,602 人) ・ 特定健康診査 実施率 28.0% (実施見込者数 : 14,720 人) ○健診の受診勧奨対策 ・ 県内のショッピングセンターで特定健診 (まちかど健診) を実施する。 ・ 生活習慣病予防健診を検診車で実施する際、同時に被扶養者の特定健診を実施する。 ・ 契約健診機関の少ない地域への集合バス健診 (検診車による出張健診) を実施する。 ・ 翌年度 40 歳到達予定者 (特定健診デビュー年齢対象者) に対する特定健診受診勧奨を実施する。 ■KPI : 上記実施率および取得率のとおり (被保険者・被扶養者合計実施率 60.1%) ii) 特定保健指導の実施率の向上及び平成 30 年度からの制度見直しへの対応 ○被保険者 (受診対象者数 : 26,600 人) ・ 特定保健指導 実施率 21.0% (実施見込者数 : 5,586 人) (内訳) 協会保健師実施分 11.0% (実施見込者数 : 2,924 人) 外部委託分 10.0% (実施見込者数 : 2,662 人) ○被扶養者 (受診対象者数 : 1,260 人)

	・ 特定保健指導 実施率 9.0%（実施見込者数：113 人） ○保健指導の受診勧奨対策 ・ 生活習慣病予防健診委託機関における健診当日の特定保健指導実施を推進する。 ・ 県内のショッピングセンターでの特定保健指導（まちかど保健指導）を実施する。 ■KPI：被保険者・被扶養者合計実施率 20.5%以上とする。 iii) 重症化予防対策の推進 ○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 1,394 人（月平均 116 人） ○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 ・ 弘前市医師会との連携協定による糖尿病性腎症重症化予防プログラムを実施する。また、他医師会との連携協定についても検討する。 ■KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.0%以上とする。 iv) コラボヘルスの推進 「データヘルス計画」による協働事業や健康宣言事業所の更なる拡大により、保健事業の実効性を高め、事業主を支援することで、従業員の健康の維持・増進に最大限努める。 また、健康宣言事業所に対するフォローアップを行い、事業所ごとの健康度（リスク・改善度合い）を提供する。 ①健康宣言未実施事業所への文書及び訪問勧奨 ②健康宣言による新たなインセンティブの設定 ③健康宣言事業所への事業所健康度診断書（事業所カルテ）の発行 ■健康宣言事業所数：平成 31 年度 目標 700 社 （２）ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供 健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の分析結果を活用し、効果的な保健事業を推進する。 ① 事業所単位については、事業所健康度診断シート等の見える化ツールにより提供を行う。 ② 個人単位については、国における検討状況を注視し、実施方法を検討する。
--	---

	(3) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 ① 支部ホームページやメールマガジンによるタイムリーな情報発信を継続する。 ② 自治体との共同広報の実施、自治体や関係団体との健康セミナー等の共同開催など、連携による広報や各種メディアへの情報発信を強化する。 ③ アンケート等により、加入者・事業主から直接意見を聞き、わかりやすく、加入者・事業主に響く広報を行う。 ④ 健康保険委員の活性化のため、委員を対象とした研修会、広報を通じた情報提供の充実を図る。 ⑤ 健康保険委員表彰を実施する。 ⑥ 日本年金機構や関係団体と協力・連携を図りながら、新規適用事業所や未選任事業所に対する勧奨を行う。 ⑦ 健康宣言の実施にあたり健康保険委員の登録を必須とし、健康宣言未実施事業所への勧奨と連動した文書・訪問勧奨を行う。 ■KPI：ア. 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。 イ. 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 42.0%以上とする。
	(4) ジェネリック医薬品の使用促進 国の目標である「2020 年 9 月までに 80%」を達成するため、更なる使用促進を図る。 ① ジェネリック医薬品軽減額通知サービスの対象範囲の更なる拡大を図るとともに、使用促進効果を着実なものとするよう、年度内に 2 回の通知を継続する。 ② 事業所、加入者、医療機関等へジェネリック医薬品希望シール、Q & A、リーフレット等の配布、関係団体と連携のうえ各研修会等での説明など、きめ細かな普及啓発を行う。 ③ 青森県薬剤師会と連携して公立病院等に設置の院外処方箋 FAX コーナーを活用した広報を行う。 ④ 青森県薬剤師会と連携してジェネリック医薬品希望の意思表示をしたお薬手帳カバーを作成のうえ、薬局において切り替え意思表示のツールとして使用する。 ⑤ 新たな指標を追加したジェネリックカルテを活用し、阻害要因を分析のうえ施策の検討などを目指す。 ⑥ 個別の医療機関・調剤薬局に対する見える化ツールの活用には、上記分析の結果に基づき効果的なアプローチを行う。また、アプローチをスムーズにするために必要に応じて県担当部局、関係機関への働きかけを行う。 ⑦ 青森県後発医薬品安心使用促進協議会へ積極的に参画し、意見発信を行う。

	■KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（※）を 80.9%以上とする。 （※）医科、DPC、調剤、歯科における使用割合
	（５）インセンティブ制度の本格導入 平成 30 年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。
	（６）地域の医療提供体制への働きかけや意見発信 ① 2025 年に向けた地域医療構想調整会議に積極的に参画、他の被用者保険と連携した意見発信を行う。 ② 協会が保有するデータを活用のうえ受診傾向や医療費の動向等について地域別の分析を行い、各種審議会における意見発信のほか、ホームページ等により加入者や事業主へ意見発信を行う。 ③ 地方自治体や医療関係団体等との間で医療情報の分析や保健事業における連携を強めるとともに、関係機関と共同して加入者の健康増進や医療費の適正化、各種広報を実施するなどの連携推進を図る。 ④ 外部有識者の意見を取り入れることにより、分析の質の向上を図る。 ■KPI：ア. 他の被用者保険者（健保連・共済組合）との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を 100%とする。 イ. 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。
3. 組織体制関係	（１）人事制度の適正な運用と人員配置 人員の適正配置により、業務の効率化・平準化を徹底する。
	（２）人事評価制度の適正な運用 組織目標及び役割定義に基づく自身の役割を意識した目標の設定、実態に即した効果的な評価制度を確立する。
	（３）OJTを中心とした人材育成 OJT・集合研修・自己啓発を組み合わせた研修、定期的なジョブローテーションの実施により、組織基盤の底上げを図る。

	(4) 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ① 物品等の調達に当たっては競争入札を実施するとともに、消耗品のWeb発注を活用した適切な在庫管理等により、引続き経費の節減に努める。 ② 調達や執行については調達審査委員会において適切に管理するとともに、ホームページに調達結果等を公表し透明性の確保に努める。 ③ 調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、一者応札案件の減少に努める。 ■KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする。
	(5) コンプライアンス、個人情報保護等の徹底 業務マニュアル等統一的処理ルールの順守・徹底により事務処理誤り発生ゼロを目指すほか、個人情報保護や情報セキュリティに関する規程等の順守、アクセス権限パスワードの適切な管理に努める等、職員研修等を通じてコンプライアンスのさらなる徹底を図る。
	(6) リスク管理 大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に、情報セキュリティ対策については、CSIRT(Computer Security Incident Response Team)において迅速かつ効率的な初動対応を行う。 加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。

平成 31 年度 事業計画（岩手支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	○現金給付の適正化の推進 - 疑義のある申請等について、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において協議し、情報を共有して支部全体で対応。また、事業所への立ち入り調査の適宜実施（状況に応じ年金機構と連携） - 資格疑義申請書の返戻、役員の給付申請に関する報酬確認等、特に現金給付を受給するためだけの資格取得について適切に実施 - 傷病手当金と他制度給付との適正な併給調整の実施 (1) 傷病手当金の審査における、年金機構に対する年金受給額等の照会を行い、併給調整を確実に実施 (2) 傷病手当金と労災休業補償の重複支給防止を図る ○効果的なレセプト点検の推進 ■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする - システムを活用した効率的な点検業務の推進 - 点検員のスキルアップを図るための支部独自研修を実施、情報の共有化を図る ○柔道整復施術療養費の照会業務の強化 ■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする - 多部位、頻回の申請等における、柔道整復療養受診者及び柔道整復師への負傷原因照会の実施 - 長期施術（部位ころがし）に対する患者照会の実施 ○あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進 - あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進 ○返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

	■ KPI : ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を 95.0%以上とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする ・ 保険証未回収者への早期催告 ・ 保険証未回収者が多い事業所へ添付徹底を周知案内 ・ 債権担当者会議の開催による、支部内の債権状況の把握および効果的な回収の実施 ・ 債権回収計画に基づいた計画的な督促業務の強化および支払督促等の法的手続きによる回収の実施 ・ 返納金等の各種債権における、新規発生分の早期回収に重点を置いた回収率の向上 ・ 債権回収強化月間の実施 ・ 無資格受診により生じた返納金に係る保険者間調整について、積極的な実施案内を送付 ○サービス水準の向上 ■ KPI : ① サービススタンダードの達成状況を 100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 86.5%以上とする ・ サービススタンダードの管理を徹底の上、10 営業日以内の着実な支払いの実施 【目標】サービススタンダード 100%実施継続 ・ お客様満足度の向上にむけた受付窓口や電話相談におけるスムーズな対応 ・ 加入者・事業主の利便性向上や負担軽減の観点による、郵送申請の勧奨 ・ 丁寧な説明、迅速な対応によるお客様満足度の向上 ○限度額適用認定証の利用促進 ■ KPI : 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 84.0%以上とする ・ 限度額適用認定証の利用促進計画書を作成し、医療機関・事業主・加入者等への制度周知や申請書配布等により利用促進を実施
--	---

	- 医療費助成を行った市町村からの代理受領の高額療養費申請も多くみられるので、市町村に対して限度額適用認定証利用促進の協力依頼を実施 ○被扶養者資格の再確認の徹底 ■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 92.6%以上とする - 医療費適正化に向けて被扶養者資格再確認業務を確実に進め、提出率を向上させるため未提出事業所への提出勧奨および未送達事業所への調査を確実に実施
2. 戦略的保険者機能関係	○ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供 「事業所カルテ」等を活用した「いわて健康経営宣言」事業の宣言登録事業所の拡大 「いわて健康経営宣言」登録事業所への情報提供 ○ データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 - 上位目標（10年後成果目標）：脳血管疾患の年齢調整死亡率減少 - 中位目標（06年後成果目標）：平均収縮期血圧の減少 - 下位目標 ① 特定健診受診率、事業者健診データ取得率、被扶養者の特定健康診査受診率の向上 ② コラボヘルスの推進（「いわて健康経営宣言」宣言事業所の拡大、特定保健指導実施件数の向上など） ③ 重症化予防対策の推進 【コラボヘルスの推進（「いわて健康経営宣言」宣言事業所の拡大）】 《下位目標》 ➢ 宣言事業所の生活習慣病にかかる血圧、喫煙のリスクを3%以上減少させる 《具体策》 ➢ 岩手県知事名と支部長名の連名文書による宣言勧奨の文書を発送し、宣言事業所の増加を図る（岩手県との連携） ➢ 宣言勧奨の文書発送後、一定期間も宣言がない事業所について外部委託による事業所訪問を実施する ➢ 事業主へ事業所健康度診断シートを提供し、事業主の従業員に対する健康意識の変容を図る ➢ 健康保険委員広報誌で宣言事業所の取組を紹介し、意識啓発を行う

	➤ 加入者、事業主へ宣言登録にかかるインセンティブの付与を行う ➤ 宣言事業所名をホームページに掲載し、宣言事業所のイメージアップを図る ➤ 県内保健所と連携し、事業所への働きかけ（セミナーの開催など）を行い、健康経営の浸透を図る ➤ 宣言直後と宣言１年後に提出してもらう「職場の健康チェックシート」の結果をフィードバックする ➤ 宣言後１年が経過する事業所へはセミナーを開催し、職場の健康づくりに対するアドバイスをを行い、自社の健康課題の把握、今後の取組考察するための資料として、事業所健康度診断シートを提供 ➤ セミナー参加事業所等に「職場のヘルスアップサポート」の利用について必要な広報を行う ➤ 「健康経営の推進にかかる連携協定（５者協定）」に基づく健康経営の推進 ※以下については５者協定における決定事項に基づき実施 ➤ 優れた取り組みを実施している優良事業所の表彰（いわて健康経営アワード） i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ■ KPI : ① 生活習慣病予防健診受診率を 53.4%以上とする ② 事業者健診データ取得率を 13.6%以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を 27.6%以上とする ◆被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：181,447 人） ➤ 生活習慣病予防健診 受診率 53.4%（受診見込者数：96,900 人） ➤ 事業者健診データ 取得率 13.6%（取得見込者数：24,700 人） ◆被扶養者（受診対象者数：45,509 人） ➤ 特定健康診査 受診率 27.6%（受診見込者数：12,560 人） ○健診の受診勧奨対策 ・ 生活習慣病予防健診実施件数の増加 ・ 生活習慣病予防健診実施件数枠の増加及び受診しやすい環境整備 ・ 事業者健診取得数増加のための取組 ・ 対象者への受診に必要な情報の提供 ・ がん検診との連携など市町村との連携強化
--	--

- 集団健診の実施
 - 加入事業所に対する生活習慣病予防健診受診勧奨の推進
 - 健診申込書送付時及び各種広報による受診勧奨
 - 新規加入事業所に対する健診案内
 - 被扶養者の特定健診の受診勧奨の推進
 - 未受診者に対する受診勧奨
 - 新規加入事業所の被扶養者に対する健診案内
 - 沿岸部、県北部地域での集団健診実施
- ii) 特定保健指導の実施率の向上
- KPI：特定保健指導の実施率を 16.8%以上とする
 - ◆被保険者（特定保健指導対象者数：26,966 人）
 - ◆特定保健指導 実施率 17.4%（実施見込者数：4,679 人）
 - （内訳）協会保健師実施分 11.6%（実施見込者数：3,123 人）
 - アウトソーシング分 5.8%（実施見込者数：1,556 人）
 - ◆被扶養者（特定保健指導対象者数：1,492 人）
 - 特定保健指導 実施率 6.0%（実施見込者数：89 人）
- 保健指導の受診勧奨対策
- 特定保健指導中心の保健指導の推進
 - アウトソーシングの拡大
 - 事業者健診データを活用した保健指導の推進
 - 特定保健指導の受診勧奨の推進
 - 健診申込書送付時における受診勧奨
 - 被扶養者の特定保健指導の受診勧奨の推進
 - 受診券送付時における受診勧奨

	iii) 重症化予防対策の推進 ■ KPI : : 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.0%以上とする ○二次勧奨の実施（実施予定人数 985 名） ○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業の実施 iv) コラボヘルスの推進 ○「いわて健康経営宣言」事業の宣言登録事業所数の拡大 ○宣言登録事業所へのチェックシート結果のフィードバック v) その他保健事業 ○関係団体との連携によるウォーキング大会等を通じた健康づくり事業の推進 ○歯科医師会と連携した歯科健診事業の実施 ○健診結果の分析作業および分析結果を活用した加入者への広報を実施 ○職場ヘルスアップサポート i) 広報関係 ■ KPI : 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする ○広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 ・ 日本年金機構との連携による広報の実施（納入告知書用チラシ） ・ 「社会保険いわて」への記事提供 ・ 健康保険委員専用広報紙による広報の実施 ・ メールマガジンの定期発行および登録者数 ・ 岩手日報への「健康経営」推進等に関する広告の掲載※アワードについては 5 者協定における決定に基づき決定。岩手県民キャンペーンは協賛継続予定。 ・ WEB 広告を活用した特定健診等の広報
--	---

	ii) 健康保険委員関係 ■ KPI : 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 47.0%以上とする ・ 社会保険委員会、社会保険協会、および日本年金機構と連携した研修会の開催及び支部事業運営への協力依頼 ・ 健康保険委員表彰の実施 ・ 納入告知書同封チラシ等を活用した定期的な委嘱勧奨 ・ 新規適用事業所に対する委嘱勧奨 ・ 事業所訪問の際の委嘱勧奨 ・ 健康川柳コンクール受賞作品の選定における健康保険委員による協力 ・ 年金事務所算定説明会や各種研修会における委嘱勧奨 ・ 文書による委嘱勧奨 ・ 外部委託業者を活用した委嘱勧奨 ・ 健康保険委員アンケート等の実施による加入者の意見の把握およびその意見を活かした事業の推進 iii) その他 ・ 県とのより一層の連携体制の強化と、県民の健康的な生活実現のための取組みの推進 ・ 医療関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会）との県民の健康づくりに関する覚書に基づく、県民の健康的な生活実現のための連携した取組みの推進 ・ 経済関係5団体（商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、経営者協会、経済同友会）との覚書に基づく、県民の健康的な生活実現のための取組みの推進 ・ 地方自治体との連携体制の構築と、住民の健康的な生活実現のための取組みの推進 ・ その他、保険者協議会における他保険者などの関係団体との連携体制の構築と、県民の健康的な生活実現のための取組みの推進 ・ 岩手日報と連携した健康川柳コンクールの実施 ・ 関係団体等が開催するセミナー等の機会を捉えた協会けんぽのPR活動の推進 ・ 関係団体と連携したセミナーの実施 ・ マスコミ・関係団体等を通じた情報、意見発信
--	--

	○ジェネリック医薬品の使用促進 ■ KPI : 協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を 83.0%以上とする ※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合 ・ 県内医療機関・薬局への使用促進の依頼 ・ ジェネリック医薬品に切り替えた際の軽減額通知の送付 ・ 関係団体と連携した使用促進の取組みの実施 ・ セミナー等における参加者に対する使用促進の取組みの実施 ○インセンティブ制度の本格導入 ・ 各種広報媒体を活用したインセンティブ制度の周知 ○パイロット事業を活用した好事例の全国展開 ・ 本部へのパイロット事業提案 ○地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信 ■ KPI : ① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を 83.7%以上とする ② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する ・ 岩手県、健康いわて 21 プラン推進協議会、岩手県がん対策推進協議会、岩手県後発医薬品安心使用促進協議会、保険者協議会等における情報・意見発信 ・ 県の医療審議会、地域医療構想調整会議、保険者協議会における意見発信 ・ 関係団体と連携した医療費・健診データ等の分析と保健事業における活用、及び分析結果の発信 ・ 市町村別標準化該当比計算シートを活用した関係団体への意見発信
3. 組織・運営体制関係	○人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 ・ マネージャー会議、拡大マネージャー会議を活用した管理職の育成 ・ 標準人員の見直し後の業務の効率

	○人事評価制度の適正な運用 ・ 組織目標、役割定義に基づく適切な目標設定の実施 ・ 目標達成に向けた業務管理、業務改善の徹底 ○○ＪＴを中心とした人材育成 ・ 本部研修の伝達および支部独自研修によるコンプライアンス、個人情報保護の遵守徹底、ハラスメント発生の防止 ・ 現場の創意工夫や発想を活かして業務の効率化、業務の標準化、業務品質の向上を推進 ・ 本部研修へ職員の派遣と伝達研修の実施 ・ 事務処理内容、待遇等サービス向上、レセプト点検、保健師スキルアップ等について支部独自の研修等を実施 ・ 事業所訪問、各研修会での事業説明による営業力・発信力等の向上 ○費用対効果を踏まえたコスト削減等 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする ・ 調達の実行における見積競争・企画競争入札等の推進
--	---

平成 31 年度 事業計画（宮城支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	①現金給付の適正化の推進 （１）不正の疑いある事案については、保険給付適正化ＰＴの議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的審査を行う。 （２）傷病手当金と障害年金等との併給調整について、会計検査院からの指摘も踏まえ、調整漏れがないよう確実に実施する。また、事後的に調整が発生する可能性がある者に対しては事前に周知し、制度の理解を求める。 ②効果的なレセプト点検の推進 診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容の各点検を標準化し効果的に実施する。特に内容点検は、支払基金の原審査と併せて医療費の適正化を進めていく。協会においては、 （１）点検効果向上計画を策定・実施するとともに、毎月点検効果向上会議を開催し、進捗状況の管理を徹底することにより、点検効果額の向上を目指す。 （２）内容点検においては、自動点検マスタ等のメンテナンスを行い、システムを活用した効率的な点検を徹底する。 （３）支払基金支部との打ち合わせ会を定期的に開催し、疑義事例について説明を求めるとともに、審査に関する不合理な支部間の審査差異については積極的に協議を行い解消を図る。 （４）点検員のスキルアップを図るため、査定事例を集約・共有化し、研修を実施する。また、点検員の勤務実績に応じた評価を行う。 ■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 ③柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 （１）多部位（施術箇所が３部位以上）かつ頻回（施術日数が月に１５日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。回答の結果、請求内容が疑わしいものについては必要に応じ施術者への照会、管轄厚生局への情報提供を行う。 （２）柔道整復施術受診についての正しい知識を加入者へ普及し適正受診を促進するため、各種広報を活用し周知を図るほ

か、施術者に対しては適正な保険請求の促進のため、申請書不備等による返戻時を活用して注意事項を周知する。

- KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする。

④ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

- (1) 受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局への情報提供を徹底する。

⑤ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

- (1) 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、電話による催告を積極的に行い、保険証回収を強化する。なお、電話催告については、委託業者を継続して活用し、効果的に実施する。
- (2) 資格喪失届及び被扶養者異動（削除）届提出時の保険証添付の徹底について各種広報を活用し周知を図るほか、日本年金機構と連携し、未返却保険証の早期回収を図る。また、保険証未回収の多い事業所に対しては、文書等により改善要請を行い保険証回収の強化を図る。
- (3) 資格喪失後受診等により発生する返納金債権については、アウトソースを活用した文書催告の他、電話や訪問による催告を行うとともに顧問弁護士を積極的に活用し早期回収に努める。また、法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。
- (4) 債務者との連絡を取りやすい休日・夜間の架電の外部委託により早期回収を図る。
- (5) 交通事故等が原因による損害賠償債権については損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。また、傷害事故や自転車事故等の加害者本人あての求償事案においても適正に請求する。
- (6) 債権回収会議を毎月開催し、情報共有を図るとともに効果的な回収に努める。
- (7) 6月・9月・11月・2月を債権回収強化月間とし、出張時に合わせた戸別督励を支部全体で実施するなど債権回収強化に取り組む。
- (8) 資格喪失後受診等により発生する返納金債権のうち、市町村国保に療養費として請求できる納付困難者に対する返納金債権については、市町村国保との清算を行う保険者間調整を積極的に実施する。

- KPI : ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を 96.0%以上とする
- ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする
- ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

⑥ サービス水準の向上

(1) お客様満足度調査の実施

- ・ 加入者等のご意見や苦情等を迅速に、また、正確に現場にフィードバックし、更なるサービスの改善に取り組む。また、お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。

(2) サービススタンダードの遵守

- ・ 傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金および埋葬料については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 営業日以内）を遵守する。

(3) 接遇の向上

- ・ 研修を実施するなどして、加入者本位の理念を職員へ一層徹底するとともに、お客様に対する接遇を向上させ、お客様の満足度を高める。

(4) 申請の郵送化の促進

- ・ 健康保険給付等の申請書の郵送による提出を促進するため、各種広報や健康保険委員研修会等において周知を行う。また、任意継続加入案内書類一式を退職者が多い事業所へ配布し、任意継続加入手続きの更なる郵送化の促進を図る。

- KPI : ① サービススタンダードの達成状況を 100%とする
- ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 93.2%以上とする

⑦ 限度額適用認定証の利用促進

- ・ 各種広報などにより限度額適用認定証の活用について事業主、加入者、医療機関への周知を図る。
- ・ 引き続き医療機関や市町村と連携し、医療機関窓口等に限度額適用認定申請書や周知ポスターを配置するなど、利用者の

	更なる増加を図る。 ■ KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 84.0% 以上とする ⑧ 被扶養者資格の再確認の徹底 ・被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達を徹底する。 ■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 90.1% 以上とする ⑨オンライン資格確認の利用率向上 ・現在、協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。 ■ KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を 70.0%以上とする
2. 戦略的保険者機能関係	【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 I 医療等の質や効率性の向上 II 加入者の健康度を高めること III 医療費等の適正化 ①ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供〈I、II、III〉 (1)事業所単位での健康・医療データの提供については、事業所ごとの健康状態が見える化した「職場健康づくり宣言サポートシート」等のツールを活用する。 (2)個人単位の健康・医療データの提供については、医療・介護に関する情報の収集を行い、本部より提供される各種情報リストや医療費分析ツール等を活用し、外部有識者との連携を図りながら地域・職域ごとの医療費等の分析をデータヘルス計画とも連動し取り組む。 (3)「学会参加の報告及び学会参加費用等に係る取扱要領」の基準を満たしている学会や調査研究報告会での報告、学術誌や調査研究報告書への投稿等について取り組む。

②データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

上位目標：脳血管疾患、心疾患等の循環器系疾患による1人あたり入院件数を平成27年度より減らす。

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：300,078人）

・生活習慣病予防健診 実施率 69.7%（実施見込者数：209,100人）

・事業者健診データ 取得率 7.5%（取得見込者数：22,400人）

○被扶養者（受診対象者数：85,587人）

・特定健康診査 受診率 35.8%（実施見込者数：30,600人）

○健診の受診勧奨対策

＜被保険者の健診実施率向上に向けた施策＞

・未受診事業所には、通知中心の勧奨等に加え、医療機関と連携することにより受診勧奨を強化・加速化する。

・事業者健診データの取得について外部委託を拡大することにより受診率向上を図る。

＜被扶養者の健診受診率向上に向けた施策＞

・地方自治体との連携・協定の具体的事業として、市町村が行うがん検診情報を加入者に提供し受診率向上のための連携強化を図る。

・協会主催の「オプション健診」の実施拡大等、加入者の特性やニーズに応え、受診者の増加を図る。

■ KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を69.7%以上とする

② 事業者健診データ取得率を7.5%以上とする

③ 被扶養者の特定健診受診率を35.8%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率の向上

○被保険者（受診対象者数：46,995人）

・特定保健指導 実施率 22.4%（実施見込者数：10,510人）

（内訳）協会保健師実施分 14.1%（実施見込者数：6,610人）

アウトソーシング分 8.3%（実施見込者数：3,900人）

	○被扶養者（受診対象者数： 3,182 人） ・ 特定保健指導 実施率 6.4%（実施見込者数： 205 人） ○保健指導の勧奨対策 ・ 特定保健指導について、利用機会の拡大を図るため、健診当日特定保健指導を実施できる医療機関との連携を強化し、また、事業所訪問により特定保健指導を実施できることが可能な外部機関への委託を積極的に促進するとともに、保健指導実施計画の進捗状況を管理する。 ・ 被扶養者の特定保健指導については、被扶養者の利便性などに配慮し、オプション健診直後などに、保健指導を受けられる体制を整備する。 ・ 業種・業態健診データの分析結果などを活用し、事業主、業種団体、と連携を進めて、保健指導を推進する。また、内外での研修により特定保健指導実施者のスキルアップを図り、保健指導の効果を高める。 上記施策を通じ、特定保健指導対象者の減少率向上を図る。 ■ KPI：特定保健指導の実施率を 21.4%以上とする iii) 重症化予防対策の推進 ○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 2,500 人 ○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 ・ 糖尿病性腎症予備群に対し、透析導入を防ぐため、受診勧奨・受診後主治医の指示に基づいた保健指導を行なう。 ■ KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.0%以上とする iv) コラボヘルスの推進 ○事業主が主導して会社ぐるみで健康づくりに取り組む宮城支部版健康経営の形である「職場健康づくり宣言」の普及、登録事業所拡大に向けて、宮城県や東北経済産業局、経済団体等の関係機関・団体と連携した取り組みを行う。 ○宣言事業所の健康づくりをサポートするため、事業所ごとの健康状態を見える化したツールである「職場健康づくり宣言サポートシート」等の情報提供をはじめとしたフォローアップ事業を強化する。 v) その他保健事業 ・ 「宮城県」「仙台市」と連携した受動喫煙防止対策宣言施設登録事業 ・ ヘルスアップ事業 ・ 「職場のメンタルヘルスケア対策相談」委託事業
--	--

- ・健康づくりに関する事業所への出前講座の実施
- ・健康づくりに関する事業所への情報提供
- ・宮城県・市町村・大学・薬剤師会等と連携した各種健康づくりイベント、セミナーへの参画

③広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

(1) 保険者機能を発揮した協会の取組みについての広報の実施

- ・広報分野におけるPDCAサイクルを適切に回していくため、加入者を対象とした理解度調査に基づき、前年度の結果を踏まえて広報計画を策定する。
- ・支部の保険料率、および保健事業や医療費適正化など協会の取組みについて加入者・事業主や関係機関等に広く理解していただくため、これまでの継続的な広報を実施するほか、新規広報媒体も検討するなど積極的な情報発信を行う。

(2) 健康保険委員の活動強化と委嘱拡大

- ・健康保険事業の推進に必要な活動を行っていただくため、協会は、健康保険委員への研修や広報活動等を通じて健康保険委員活動の支援を行う。

また、健康保険委員表彰を実施するとともに、健康保険委員委嘱者数の更なる拡大に努める。

- KPI：① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする
- ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を47.5%以上とする

④ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅰ、Ⅲ〉

(1) ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービス等による使用促進効果を更に着実なものとするよう、加入者の立場に立った適切な広報の推進と拡大を図る。

(2) 新たな指標を追加したジェネリックカルテを活用し、宮城支部の阻害要因を分析したうえで保険者協議会、国保運営協議会等の関係会議や宮城県、医療関係団体をはじめとする関係団体等へ情報提供するほか、宮城県後発医薬品安心使用連絡会議において使用促進に向けた意見発信を行う。

(3) 個別の医療機関や調剤薬局ごとの見える化ツールを活用し、医療機関及び薬局関係者への働きかけを引き続き実施する。その際は、上記(2)の分析結果に基づき効果的なアプローチを行う。

- KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（※）を81.0%以上とする

	(※) 医科、D P C、調剤、歯科における使用割合 ⑤インセンティブ制度への対応〈Ⅱ、Ⅲ〉 ・後期高齢者医療に係る協会けんぽ内のインセンティブ制度について、引き続き制度の周知広報を丁寧に行うとともに、実施結果について評議員等の意見も踏まえつつ検証を行い、その後の検討に繋げるため意見発信を行う。 ⑥パイロット事業を活用した好事例の全国展開〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ・好事例の全国展開に繋げるべく、支部の独自性を活かしたパイロット事業を実施する。 ⑦医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ〈Ⅰ〉 (1) 地域医療構想調整会議に積極的に参画し、本部より提供される地域医療が見える化したデータベースも活用のうえ、エビデンスに基づく意見発信を行う。また、医療提供体制に係る分析結果について、加入者や事業主へ情報提供を行う。 (2) 県の政策関係部局をはじめ、地方公共団体および関係する機関に対しても宮城県保険者協議会の活動を活発化し、他の医療保険者と連携して提言を行うとともに、積極的に医療審議会をはじめとした各種協議の場に参加するなど、地域医療政策の立案に積極的に参加し、協会の意見を発信していく。協会の意見発信に当たっては、協会が収集・分析したデータの活用に努める。また、県・市町村や医療関係団体（医師会等）と宮城支部との間で締結した医療情報の分析や保健事業等における連携に関する協定に基づき、関係機関と共同して加入者の健康増進や医療費の適正化、各種広報を実施するなど連携推進を図る。 (3) 上記で掲げた事項のほか、地方公共団体等が設置する健康づくりに関する検討会等に対して、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。 ■ KPI : ① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者参加率を 100%とする ② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する
3. 組織・運営体制関係	①人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 (1) 組織運営体制の強化 ・本部と支部の適切な支援・協力関係、本部と支部を通じた内部統制(ガバナンス)、支部内の部門間連携を強化するとともに

に、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。

- ・衛生委員会をはじめ、各種委員会やプロジェクトチームを整備し、内部統制環境強化や職場環境の充実化を図る。

(2)業務の効率化

- ・移行計画の最終年度として標準人員に基づく人員配置を行う。受付業務、健康保険給付申請書の入力業務や、保険証や支給決定通知書等の作成・発送業務については、アウトソースを活用するとともに、業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、要員の適正化を図る。

(3)協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着

- ・平成28年度に導入した新たな人事制度の運用・活用を通じて、協会を支える人材を育成すること等により、加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着を図る。

②人事評価制度の適正な運用

- ・日々の業務遂行を通じ、協会の理念の実現および支部目標が達成できる仕組みとした人事評価制度を適切に運用し、発信力・営業力・訴求力が発揮されているかといった創造的な業務における実績や能力本位の評価を人事、処遇面に反映させる。

③OJTを中心とした人材育成

- (1)「OJT (On the Job Training)」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた人材育成を推進する。

宮城支部内において、積極的に職員に対するグループ内外の人事異動を実施し、複数業務対応が可能となる業務スキル習得を推進する。

「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成する。

その他、多様な研修機会や通信教育講座活用による自己啓発の手段などを整備し、自学自習風土を醸成する。

- (2)各種研修会・セミナー実施に際して、職員に求められるプレゼン、データ分析能力等を高めるとともに、各種スキル向上のため、外部講師および外部研修会等の活用を積極的に実施する。

④支部業績評価への対応

- ・各事業の目標指標の達成に向けた進捗管理を徹底するとともに、検証指標を意識した取り組みを行う。

⑤組織運営の適正化

(1)業務精度の向上

- ・よりよいサービスの標準化を目指し、東北ブロックの業務改革会議等への参加により、創意工夫を提案・検討し、具体的な改善を実現していく。
- ・業務システム刷新の機能等を十分に活用した業務を実施するとともに、業務処理の基準に沿った活動の適正状況を定期的に確認し、業務精度の向上を目指す。
- ・業務プロセスのシステム支援強化を更に進めるため、システムの改善要望等について意見を発信していく。

(2)コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

- ・法令等規律の順守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。

(3)リスク管理

- ・リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理向上のための研修を行い、平時からの訓練や支部会議での検討など、リスク管理体制を整備する。

⑥費用対効果を踏まえたコスト削減等

- (1)サービス水準の確保に留意した業務の実施方法の見直しの検討を行うとともに、競争入札の実施、消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。
- (2)調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。
- (3)調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対する聞き取り等を実施し、一者応札案件の減少に努める。
- (4)予算執行計画に基づく期中の執行状況（率）を的確に把握し、経費削減に向けた効果的・効率的な取り組みを実施する。
■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする。

平成 31 年度 事業計画（秋田支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	（１）現金給付の適正化の推進 ① 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化プロジェクトチームの議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。 ② 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する。 （２）効果的なレセプト点検の推進 レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用し、協会のノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検を推進する。 ■KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。 （３）柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 多部位（施術箇所が３部位以上）かつ頻回（施術日数が月１５日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。 ■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所３部位以上、かつ月１５日以上 of 施術の申請割合について対前年度以下とする。 （４）あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進 受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を徹底する。 （５）返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進 ① 日本年金機構の資格喪失処理後２週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ② 発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回

収率の向上を図る。

■KPI：㊦日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を96.0%以上とする。

①返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。

②医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする。

（6）サービス水準の向上

お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。

■KPI：㊦サービススタンダードの達成状況を100%とする。

①現金給付等の申請に係る郵送化率を89.5%以上とする。

（7）限度額適用認定証の利用促進

事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関と連携し、医療機関の窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。

■KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を88.0%以上とする。

（8）被扶養者資格の再確認の徹底

被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。

■KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.6%以上とする。

（9）的確な財政運営

中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。

2. 戦略的保険者機能関係	「保険者機能強化アクションプラン（第4期）」に基づき、保険者として戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標「Ⅰ 医療等の質や効率性の向上」、「Ⅱ 加入者の健康度を高めること」、「Ⅲ 医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対して又は地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。 （１）関係機関等への意見発信〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 秋田県医療審議会の委員の立場から県の政策関係部局に提言を行うとともに、自治体の医療政策・介護政策の立案へ積極的に支部の意見を発信していく。また、自治体等が設置する健康づくりに関する検討会等に対して、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療の確保に貢献する。 （２）関係機関等との協力連携による健康づくり事業の推進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 平成30年に県は「健康秋田いきいきアクションプラン」を策定し、10年で健康寿命日本一の実現を目標に掲げ、様々な取組みを行っている。秋田支部としてもその目標達成に向けて、自治体・医療関係団体・各業界団体等と締結した「健康づくりの推進に向けた包括的連携協定」に基づき、共同して加入者の健康増進や医療費等の適正化、各種広報を実施する等連携推進を図る。併せて協定の締結先の拡大を図る。 （３）データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ① 「特定健診・特定保健指導の推進」、「重症化予防の対策」、「コラボヘルスの取組」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組みを着実かつ効率的・効果的に実施するため、加入者の健康・医療データをもとに分析を行うとともに、好事例を参考にしながら事業を展開する。 ② 第2期の上位目標『脳血管疾患入院受診率の減少』の達成に向けて、血圧リスク保有割合の改善等に関する事業を実施する。 3-1) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ① 自治体・労働局・県医師会・県歯科医師会・県薬剤師会・その他関係団体に協力を要請しながら特定健診受診率等の向上に最大限努力する。 ② 生活習慣病予防健診については、新規医療機関の開拓や、すでに契約している医療機関の実施件数の増加を図る。
----------------------	--

- ③ 事業者健診データ取得については、県・労働局・県医師会・社会保険労務士会・商工会議所やその他関係団体の協力を得て効果的なデータ取得に努める。
- ④ 被扶養者の特定健診については、被扶養者にとって受診しやすい環境を提供するため、各地区でのオプション項目を追加した集合健診の実施や、市町村で行うがん検診との同時受診などの連携を強化する。また、郡市医師会の協力のもと、医療機関側から未受診者に対して受診勧奨を実施する。

被保険者および被扶養者にかかる健診全体の KPI は 55.0%以上

○被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：146,509 人）

■KPI：㊦生活習慣病予防健診 実施率 48.4%以上

（実施見込者数：70,900 人）

①事業者健診データ 取得率 14.1%以上

（取得見込者数：20,600 人）

○被扶養者（受診対象者数：43,575 人）

■KPI：㊧特定健康診査 実施率 29.8%以上

（実施見込者数：13,000 人）

3-2) 特定保健指導の実施率の向上

健診当日に初回面談の実施及び分割実施ができるよう健診実施機関へ働きかける。また、中断率の低下のため、特定保健指導の質の向上を図る。

- ① 事業所の業態区分別・市町村別健診データ等の分析結果を活かし、健康課題の特性を見極めながら、関係団体と連携して保健指導を推進する。
- ② 対象者に特定保健指導の重要性を認識していただくよう積極的な啓発活動に取り組む。
- ③ 保健指導委託機関との合同研修会等を開催して積極的に情報発信を行い、保健師・管理栄養士のスキルの底上げを図ることによって加入者の健康度を高める。
- ④ 支部保健師・管理栄養士のスキルの向上とPDCAを意識した事業を展開するため、チームカンファレンスによる情報交換や研修会の機会を設け、特定保健指導の継続率の向上を図る。
- ⑤ 外部委託を積極的に促進することによって、保健指導終了者の増加を図る。

	⑥ 被扶養者の保健指導終了者の増加を図るため、集合健診実施後に健康相談会を実施する。 被保険者および被扶養者にかかる特定保健指導全体の KPI は 25.7%以上 ○被保険者（指導対象者数：18,382 人） ■KPI：特定保健指導 実施率 26.6%以上 （実施見込者数：4,889 人） （内訳） 協会保健師実施分 23.6%以上（実施見込者数：4,338 人） アウトソーシング分 3.0%以上（実施見込者数：551 人） ○被扶養者（指導対象者数：1,161 人） ■KPI：特定保健指導 実施率 12.1%以上 （実施見込者数：140 人） 3-3) 重症化予防対策の推進 ① 未治療者に対する重症化予防については、医療機関受診率をより高めていくべく外部委託を導入し、未受診者に対する受診勧奨を実施する。 ② 糖尿病性腎症に係る重症化予防については、県で作成するプログラムと大館市立病院等で実施している事業に関して医師会の協力のもと効果的に実施し、糖尿病腎症による透析を予防もしくは延期し、加入者にとっての QOL を維持することで健康寿命の延伸を図る。 ■KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.0%以上とする。 3-4) 健康経営（コラボヘルスの推進） ① 経済団体や関係機関等と連携し、健康経営宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、取組みの質を向上させる観点から、宣言事業所に対して宣言後 3 か月・6 か月・12 か月経過ごとにアンケートの実施や健康情報誌の配布など、宣言後のフォローアップを強化し、事業所ごとの健康度の改善度合いをデータとして提供する。 ② 「健康経営宣言」事業を活用し、県や関係団体との連携を深め、共同で保健事業の実効性を高める。 ③ コラボヘルスの推進を図るため、協定締結した運輸業界団体に対して、健康管理の支援活動を実施する。 ④ 事業所との距離を更に縮めることで身近な存在となり、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの
--	---

加入者が健診、保健指導を受けることができるよう、「事業所健康度診断（事業所カルテ）」を活用した事業主への働きかけを行う。更に、加入事業所へ「健康経営宣言」を勧奨し、事業主と加入者に健康づくり・健康意識の向上を促す。

（４）広報の推進 〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

- ① 保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組み等について、タイムリーに加入者・事業主へ伝える広報ツールとしてホームページ、メールマガジンを充実させる。更に、協会の発信を広げるため、各種メディアへの発信力を強化し、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進する。
- ② 加入者の健康度を高めるため、健診受診率の向上、保健指導実施率の向上、重症化予防対策、健康経営宣言事業の拡大等に向けたきめ細やかな広報を実施する。
- ③ 自治体や医療関係団体が行う健康セミナーやイベント等で協会の取組みに合致するものに対して、積極的に共同開催し、広く関係者に協会の存在感と取組みを示す。
- ④ 中小企業関係団体と連携して、各種行事やライフイベント等の場を活用したブース出展や、学校等での健康教育、出前健康相談を行う等、年齢層ごとにターゲットを絞った健康へのアプローチを更に進めるための効果的な啓発活動を実施する。また、支部職員や保健師・管理栄養士による講演を積極的に実施する。
- ⑤ 第２期データヘルス計画に基づき血圧リスク保有者の減少を図るため、関係団体への情報発信と加入者の健康意識の向上に向けて積極的な広報等を実施する。

（５）広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

- ① 広報分野におけるＰＤＣＡサイクルを適切に、前年度の結果を踏まえた広報計画を策定する。
- ② 健康保険委員活動の活性化を図るため、地区毎・支部毎でのより実用的な研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施し、委員委嘱者数の更なる拡大に努める。
- ③ 健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施する。
 - KPI： ㊦広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。
 - ①全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 48.0%以上とする。

(6) ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅰ、Ⅲ〉

- ① 国が掲げているジェネリック医薬品の目標である「平成32年9月までに80%以上」を達成すべく、ジェネリック医薬品の更なる使用促進を図る。
- ② ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスを年度内に2回実施するほか、加入者が安心してジェネリック医薬品を使用できるよう、正しい医薬品の使い方等、加入者への適切な広報を実施する。
- ③ 東北厚生局、自治体、医療関係団体、他保険者等と協力連携して医療機関・薬局への協力依頼文書及び医療機関や調剤薬局毎のジェネリック医薬品使用割合等のお知らせを発送するとともに、医療機関及び薬局関係者への働きかけを行い、地域における積極的な啓発活動を推進する。
- ④ 保険者としての立場から関係方面へ情報発信を行うため、引き続き秋田県医薬品等安全安心使用促進協議会へ参画し、意見発信を積極的に行っていく。
- ⑤ 秋田県薬剤師会との広報等の相互協力連携により、総合的なジェネリック医薬品普及に努める。

■KPI：秋田支部のジェネリック医薬品使用割合を79.9%以上とする。

(7) インセンティブ制度の本格導入〈Ⅱ、Ⅲ〉

新たに平成30年度から導入している制度であることから、引き続き制度の周知広報を丁寧に行う。

(8) 医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ〈Ⅰ〉

- ① 地域ごとの診療行為を比較・分析し、地域差の要因分析を行う。
- ② 協会が保有するレセプトデータ等や地域医療が見える化したデータベースも活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、エビデンスに基づく意見発信を行う。
- ③ 医療提供体制等に係る分析結果について、加入者や事業主へ情報提供を行う。

■KPI：⑦健康保険組合との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%とする。

①「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。

3. 組織・運営体制関係	(1) 人事制度の適正な運用と適切な人員配置 標準人員に基づく人員配置を行う。また、業務の効率化等の現状も踏まえた人員配置についても検討する。 (2) 実績及び能力本位な人事の推進 協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、一人ひとりが日々の業務遂行を通じて目標達成できるよう人事評価制度を適切に運用する。その評価を処遇に反映することにより、実績や能力本位の人事を推進する。 (3) OJTを中心とした人材育成 OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成する。 (4) コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。 (5) リスク管理 リスクの洗い出しとリスク評価を行い、その重要度に応じてリスクの防止対策を立案・実施し、検証を行う。 (6) 業務改革・改善の推進 お客様サービス第一主義の基本方針のもと、支部の職員全体が業務改善に向けた新しい発想や創意工夫等について、日常的に高い意識を持ちながら自ら考え積極的に行動し、グループ内ミーティングや会議等のあらゆる機会を通じて、スピード感をもって業務改善に取り組む。 (7) 経費の節減等の推進 ① 適正な労務管理による超過勤務時間の縮減、及び事務所光熱費等の管理費節減に努める。
---------------------	--

	② 調達や執行については、調達審査委員会のもと、引き続き競争入札や消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理等により経費の節減に努めるとともに、ホームページ上で調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。 また、調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 ■KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする。
--	--

平成 31 年度 事業計画（山形支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	(1) 現金給付の適正化の推進 ① 不正の疑いのある事案については、保険給付適正化 P T の議論を経て事業主への立入検査を実施する。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的な審査を実施する。 ② 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、手順書に沿った事務処理を確実に実施する。 (2) 重複・頻回受診者、重複投薬者への対応等、適切な受診行動の促進 ① 月 20 件以上の重複・頻回受診や、重複投薬を受けているケースをレセプトデータから抽出・把握し、対象の加入者に対して、適切な受診行動を促す文書を送付する。 ② 重複投薬・禁忌服薬を予防するため、お薬手帳カバーやチラシを事業主及び加入者に配付することにより意識啓発を行う。 (3) 効果的なレセプト点検の推進 ① レセプト点検システムを活用し、協会のノウハウを最大限活用した効果的な点検業務を推進する。 ② レセプトの過誤請求等の査定事例を、点検員全員で共有化することにより、効率的な点検業務を実施する。 ③ 点検員の点検技術の底上げを図るため、支部内での勉強会を定期的開催するほか、外部講師を招いた研修を実施する。 ④ 支払基金支部との打合せ会を定期的開催し、疑義事例や審査に関する不合理な支部間差異について積極的に協議を行い、解消を図る。 ■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率(※)について対前年度以上とする (※) 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額

(4) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- ① 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を全件実施する。
- ② 多部位・頻回の申請の割合が高い施術所への調査を強化する。
- ③ いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。

■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする

(5) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

- ・ 受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局への情報提供を徹底する。

(6) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化

- ① 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。
- ② 被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- ③ 資格喪失届への被保険者証の未添付率が高い事業所に対し、文書や訪問等により、資格喪失時における保険証の回収徹底を依頼する。

■ KPI：日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95.4%以上とする

■ KPI：医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

(7) 積極的な債権回収業務の推進

- ① 発生した債権の早期回収に努め、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収を強化する。
- ② 国民健康保険との保険者間調整のスキームを積極的に活用し、確実な債権回収を図る。

■ KPI：返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

(8) サービス水準の向上

- ① お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。
- ② 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- ③ 申請書類の郵送化をより一層推進するため、ホームページ等の広報に加え、研修会等において事業主・加入者へ協力依頼を実施する。

- KPI：サービススタンダードの達成状況を100%とする
- KPI：現金給付等の申請に係る郵送化率を91.7%以上とする

(9) 限度額適用認定証の利用促進

- ① 事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、県内の医療機関や市町村と連携し、窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。
- ② 申請書配置済みの医療機関のうち、利用率が低い医療機関に対して利用促進の依頼を実施する。

- KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を84.0%以上とする

(10) 被扶養者資格の再確認の徹底

- ・ 被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への全件勧奨及び未送達事業所の調査による再送達を徹底する。

- KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.4%以上とする

(11) オンライン資格確認システム利用率の向上

- ・ 協会けんぽが独自で実施している医療機関窓口でのオンライン資格確認システムについて、実施医療機関に対する利用促進の働きかけを行う。

- KPI：USBを配付した医療機関における利用率を83.3%以上とする

2. 戦略的保険者機能関係

(1) 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

【上位目標】：循環器系疾患の発症を抑制する

【中位目標】：県内全域建設業事業所における特定保健指導対象者の割合を20%まで減らす

- ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする
- 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組みを着実かつ効果的、効率的に実施する。

(2) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

① 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：169,504人）

■ KPI：生活習慣病予防健診 実施率 74.6%以上とする（実施見込者数：126,500人）
事業者健診データ 取得率 9.3%以上とする（取得見込者数：15,800人）

<健診の受診勧奨対策>

- ・ 広報紙やメールマガジン、ホームページなどの広報媒体を積極的に活用し受診勧奨の周知広報を行う。
- ・ 受診率が低い事業所等に対して健診機関による生活習慣病予防健診の受診勧奨を行う。
- ・ 労働局と連携し、労働局と協会けんぽとの連名による依頼文書を事業主宛てに送付し事業者健診データの取得勧奨を行う。
- ・ 生活習慣病予防健診未受診者に対して、個別に文書による受診勧奨を行う。

② 被扶養者（受診対象者数：43,061人）

■ KPI：特定健康診査 実施率 40.2%以上とする（実施見込者数：17,300人）

<健診の受診勧奨対策>

- ・ 特定健診の対象となる被扶養者全員に対して受診券、受診勧奨パンフレットを年度当初に送付し、特定健診の受診勧奨を行う。
- ・ 市町村が実施する集団健診において受診できなかった方等に対して山形支部独自健診を実施する。（どようび健診等）
- ・ 特定健診を実施する健診機関が少ない地域における健診実施機関の拡大を図る。
- ・ 市町村と連携し、受診勧奨のための「ガイドブック」を作成し市内の家庭に戸別配布を行う。

(3) 特定保健指導の実施率の向上

■ KPI：特定保健指導の実施率を 25.9%以上とする

① 被保険者（受診対象者数：26,042 人）

特定保健指導 実施率 26.9%以上とする（実施見込者数：6,998 人）

（内訳）協会保健師実施分 15.0%（実施見込者数：3,916 人）

健診機関実施分 10.6%（実施見込者数：2,756 人）

ヘルスケア事業者委託分 1.3%（実施見込者数：326 人）

<保健指導の受診勧奨対策>

- ・ 特定保健指導利用率が低い事業所に対して個別に利用勧奨を行う。特に、大規模事業所や健康企業宣言事業所に対し重点的かつ積極的に利用勧奨を行う。
- ・ 健診当日の特定保健指導実施者数拡大に向け、健診機関との連携強化を図る。
- ・ 専門機関への特定保健指導業務委託について、委託対象の拡大を図る。

② 被扶養者（受診対象者数：1,506 人）

特定保健指導 実施率 9.4%以上とする（実施見込者数：142 人）

<保健指導の受診勧奨対策>

- ・ 健診の結果、特定保健指導の対象となった被扶養者に対して「特定保健指導利用券」を送付し、あわせて文書及び電話による利用勧奨を行う。

(4) 重症化予防対策の推進

① 未治療者に対する重症化予防事業

- ・ 健診で要治療と判定された加入者のうち、健診後 3 か月以内に医療機関を受診しなかった方に対して文書を送付し、受診を勧奨するとともに（一次勧奨）、より重症域にあると判断される方に対して文書及び電話による追加の受診勧奨を行う。（二次勧奨）（二次勧奨実施予定人数：1,070 人）
- ・ 健診時に血圧が高い方（160/100mmHg 以上）に対し、医療機関への受診を促すリーフレットをその場で配付するよう健診機関へ依頼する。

- ・ 血圧・血糖のリスクが高い方に対して、協会支部保健師が事業所を訪問し、受診勧奨及び保健指導を実施する。
- ・ 受診勧奨対象者が多い事業所宛てに、従業員に対して受診勧奨を実施していただくよう依頼文書を送付する。

■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.6%以上とする

② 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・ 山形県版「糖尿病及び慢性腎臓病（CKD）重症化予防プログラム」に則り、対象者のうち本人の同意と主治医の了承が得られた方に対し、支部保健師及び委託業者による保健指導を実施する。
- ・ 健診結果から今後およそ5年以内に透析導入の可能性がある方と判断される方に対して、協会支部保健師及び委託業者による保健指導を実施する。

(5) コラボヘルスの推進

「やまがた健康企業宣言」事業を通じて、加入者の健康の維持・増進を最大限に図る。

① 健康宣言事業所数の拡大

- ・ 山形県や市町村、経済団体等の関係機関・団体と連携した広報活動等を行うことにより、健康宣言事業所数の更なる拡大を図る。

② 健康宣言事業所における取組支援の強化

- ・ 「事業所健康度診断票」による事業所単位での健康・医療データの情報提供や、外部事業者等を活用した事業所訪問型の健康づくりセミナーの提供等により、健康宣言事業所における健康づくりの取組みに対する支援を強化する。
- ・ データヘルス計画に基づき、健康宣言事業所のうち大規模事業所など一部の建設業事業所に対し担当の保健師を配置し健康づくりのサポートを行う。

(6) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

i) 広報活動の推進

- ① ホームページやメールマガジンを活用したタイムリーな情報提供、納入告知書同封チラシや広報紙を活用した定期的な広報等により、わかりやすく丁寧な情報発信を行う。

- ② テレビ・新聞などメディアへの発信力を強化するとともに、県や市町村、関係団体と連携した広報を実施することにより、幅広い層への情報発信を行う。
- ③ 広報分野における PDCA サイクルを適切に回すため、加入者を対象とした理解度調査を実施し、その結果を踏まえて広報計画を策定する。

■ KPI：広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする

ii) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

- ① 定期的な広報紙の発行や研修会の開催等を通じて健康保険委員活動に必要な情報提供を行う。
- ② 健康保険委員の永年の活動や功績等に対する健康保険委員表彰を実施する。
- ③ 健康保険委員委嘱者数の拡大に向け、大規模事業所や新規適用事業所を中心に委嘱の勧奨を実施する。

■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 51.0%以上とする

(7) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

国が掲げたジェネリック医薬品の目標である「平成 32 年 9 月までに、後発医薬品の使用割合を 80%とする」の達成を目指し、使用促進のための以下の取組みを実施する。

- ① ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果をお知らせする「軽減額通知」を年 2 回実施することにより、加入者に対してジェネリック医薬品の使用を促す。
- ② 医療機関や調剤薬局ごとのジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用し、医療機関及び薬局等への働きかけを実施する。
- ③ 各種広報媒体やお薬手帳カバー配布の機会を活用し、ジェネリック医薬品に関して幅広く周知広報を実施する。
- ④ ジェネリック医薬品に関するセミナーの開催による周知広報を実施する。
- ⑤ ジェネリック医薬品の使用促進にかかる支部ごとの阻害要因を数値化した「ジェネリックカルテ」を活用し、課題を抽出して重点的な取組みを実施する。

■ KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合(※)を 81.2%以上とする

※ 医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

(8) インセンティブ制度の本格導入

- ① 加入者及び事業主の皆様から制度に対する理解を得るため、協会けんぽの広報紙、メルマガ、ホームページや各種研修会、関係団体と連携した広報のほか、マスメディア等も活用し、積極的かつ丁寧な周知広報を実施する。
- ② 平成 30 年度の実施結果を踏まえ、課題を抽出し重点的な取組みへつなげる。

(9) 地域の医療提供体制への働きかけや意見発信

- ① 医療費データ等の分析
 - ・ 協会が保有するレセプトデータや健診結果データ、地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、医療費の動向や加入者の医療機関への受診傾向等の分析を行う。
- ② 外部への意見発信や情報提供
 - ・ 医療データや健診結果データ等の分析結果を踏まえ、医療費の動向等について、加入者や事業主等へ情報提供を行う。
 - ・ 地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療が見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。

■ KPI : ① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を 83.7%以上とする

② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する

(10) 医療費適正化に向けた取組み

- ① お薬手帳一冊化に向けたお薬手帳カバーの作成・配布
 - ・ 重複投薬や禁忌服薬を防止するため、お薬手帳を一人一冊化することを目的として、お薬手帳カバーを作成し、希望に応じて「やまがた健康企業宣言」の宣言事業所に配布する。
- ② 市販薬への切り替えの促進による医療費適正化
 - ・ 貼り薬や塗り薬の処方を受けている加入者に対して、セルフメディケーション税制の優遇措置の存在や医療費が増加し続けている現状を周知するパンフレット等を送付し、市販薬への切り替えを促す。

	(11) 関係機関との連携強化 山形県や市町村、医療関係団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会）、経済団体、保険者協議会等の関係団体との連携をさらに強化し、加入者の健康度を高めるための様々な取組みを推進する。
3. 組織・運営体制関係	(1) 実績や能力本位の人事の推進 - 協会の理念の実現に向けて、組織目標を意識した個人目標を設定し、各職員が日々の業務遂行を通じて目標を達成できるよう人事評価制度を適切に運用する。また、人事評価の結果を適切に処遇に反映することにより、実績や能力本位の人事を推進する。 (2) 人材育成の推進 「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成する。 ① OJT を中心としつつ、「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 ② 支部の課題を踏まえた独自研修を充実させるほか、オンライン研修や通信教育講座の斡旋などにより、職員の研修機会を確保し、自己啓発を支援する。 (3) 費用対効果を踏まえた経費の節減等の推進 ① 職員一人一人のコスト意識を高めるとともに、適切な在庫管理の徹底等により事務経費削減に努める。 ② 節電対策により経費削減に努める。 ③ 調達審査委員会の適切な運用や、ホームページによる調達結果等の公表を徹底し、調達における透明性の確保に努める。 ④ 調達における競争性を高めるため、適切な調達スケジュールの設定や入札に参加しなかった業者へのアンケート調査などの取り組みにより、一者応札案件の減少に努める。 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする。 (4) 適切な組織運営 ① 業務処理体制の見直しにより業務効率を高め、職員のコア業務や創造的業務への重点化を推進する。

	② 組織運営体制の強化 ・ 全管理職が参加するグループ長・補佐会議による情報共有や、業務改善委員会の開催等を通じて支部内の部門間連携を強化する。 ③ 職員の健康づくり ・ 職員に対する健診及び特定保健指導の受診の徹底、再検査や治療のための医療機関受診の勧奨、衛生委員会における職場の作業環境等の確認及び改善等を通じて、職員の健康づくりを推進する。 ④ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 ・ 全職員を対象とした研修の実施、コンプライアンス委員会・個人情報保護管理委員会の開催、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を徹底する。 ⑤ リスク管理 ・ 支部の業務全般にわたる自主点検を半期ごとに行い、各種規程の遵守状況等を確認することにより、事務処理誤りや事故等の発生を防止する。 ・ 防災点検、防災訓練への参加、消防計画書の整備等により、有事に対応できるリスク管理体制を整備する。
--	--

平成 31 年度 事業計画（福島支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	(1) 現金給付の適正化の推進 ・不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTの議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行うとともに、本部から提供される「不正が疑われる事案の抽出データ」を活用し現金給付の適正化に努める。 ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、「傷病手当金と年金の併給調整に係る事務手順書」に従って、事務処理を確実に実施する。 (2) 効果的なレセプト点検の推進 ・レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用するとともに、協会のノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検を推進し、診療内容等査定効果額を前年度以上とする。 【KPI】 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。 (※) 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 ・レセプト内容点検の外には、資格・外傷点検を的確に行うとともに医療費通知を実施する。 (3) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進 ・平成 31 年 1 月からの受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局への情報提供を徹底し療養費の適正化を図る。 (4) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 ・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月 15 日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化し、療養費の適正化を図る。 【KPI】 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする。

	(5) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進 ・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。更に保険証未回収者が勤務していた事業所・事業主に対する取り組みを推進する。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ・返納金・損害賠償金に関わらず、発生した債権の早期回収に取り組むとともに、顧問弁護士による催告、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 ・外部委託による平日夜間・休日における債権納入督促及び保険証返納催告の架電業務を実施する。 【KPI】①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95.0%以上とする。 ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。 ③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする。 (6) サービス水準の向上 ・現金給付等の事務の標準化・簡素化・効率化を徹底し、事務マニュアル・事務手順書に従った事務処理によるサービス向上に努める。 ・お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ・郵送による申請を促進するための周知・広報に努める。 ・加入者等のご意見・苦情等に迅速に対応し、サービスの改善に努める。 ・本部研修や伝達研修による職員の能力・接遇レベルの向上に努める。 ・任意継続の保険料は、加入時や年度末時に口座振替又は前納納付を推進する。 【KPI】①サービススタンダードの達成状況を100%とする。 ②現金給付等の申請に係る郵送化率を95.0%以上とする。 (7) 限度額適用認定証の利用促進 ・制度の周知を目的としたポスターを作成し、医療機関等に配布し利用促進を図る。 ・地域の医療機関や市町村と連携し、窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。
--	---

	・事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施する。 【KPI】高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 84.0%以上とする。 (8) 被扶養者資格の再確認の徹底 ・被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。 ・回収率を高めるため、積極的に社会保険労務士の受託分の向上を図る。 【KPI】被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 91.0%以上とする。 (9) オンライン資格確認の利用率向上 ・資格喪失後受診を防止するため、引き続き医療機関に対して利用を促し、利用率向上に向けて取り組む。 【KPI】現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を 43.3%以上とする。 (10) 震災に対する協会けんぽ業務取扱いに基づく関連業務の実施 ・健康保険一部負担金免除証明書の迅速な発行を行う。 ・医療機関等への健康保険一部負担金免除証明書の確認周知を行う。 ・健康保険一部負担金還付金の迅速な支給決定を行う。 ・東日本大震災に伴う自己負担相当額還付金（生活習慣病予防健診、特定健康診査）の迅速な支給決定を行う。
2. 戦略的保険者機能関係	(1) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：277,362人） ・生活習慣病予防健診 受診率 58.6%（受診見込者数：162,545人） ・事業者健診データ 取得率 8.2%（取得見込者数：22,800人） ○被扶養者（受診対象者数：71,358人） ・特定健康診査 受診率 33.6%（受診見込者数：24,000人） ○健診の受診勧奨対策

	・新規適用事業所に生活習慣病予防健診の受診勧奨を行う。 ・生活習慣病予防健診未受診事業所の受診勧奨を健診実施機関に委託する。 ・事業者健診のデータの取得は、県や労働局との三者連名文書による勧奨とともに、外部委託機関を活用した電話勧奨等で健診機関からの確実な取得を図る。 ・事業主に対し被扶養者健診の受診勧奨広報を実施する。 ・特定健診の連続未受診者に対する受診勧奨のために、視認性の高い媒体を作成する。 ・市町村集団健診の日程に合わせ、会場および時間を記載した受診勧奨ダイレクトメールを送付する。 ・福島市等事業協定市のがん検診広報を受診券に同封し、特定健診と抱合せた受診勧奨を行う。 ・ショッピングセンター等で支部独自健診（出張ゼロ円健診）を実施する。 ・支部独自健診と同時に行う「オプション健診」を骨密度測定で実施する。 【KPI】 ①生活習慣病予防健診受診率を 58.6%以上とする。 ②事業者健診データ取得率を 8.2%以上とする。 ③被扶養者の特定健診受診率を 33.6%以上とする。 ii) 特定保健指導の実施率の向上 ○被保険者（特定保健指導対象者数：37,440 人） ・特定保健指導 実施率 21.6%（実施見込者数：8,100 人） （内訳）協会保健師実施分 17.4%（実施見込者数：6,500 人） アウトソーシング分 4.3%（実施見込者数：1,600 人） ○被扶養者（特定保健指導対象者数：2,064 人） ・特定保健指導 実施率 6.0%（実施見込者数：124 人） ○保健指導の受診勧奨対策 ・健診機関がキット送付時等に、同封できる広報を事業所あて、個人あての 2 種類提供し当日保健指導の利用促進を図る。 ・健診機関による特定保健指導の課題解決を行い月次進捗管理の徹底を図る。 ・健診を行わない特定保健指導機関の実績向上を図る。
--	---

	・積極的支援対象者に対する「ポイント検証モデル」と「動機づけ支援相当」のスキーム定着化を図る。 ・被扶養者の特定保健指導をゼロ円健診の会場で行う。 【KPI】 特定保健指導の実施率を 20.8%以上とする。 iii) 重症化予防対策の推進 ○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 1,400 人 ・二次勧奨で「可視化した情報シート」での文書による受診勧奨を行う。 ・二次勧奨で委託業者の専門職による電話勧奨を行う。 ○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 ・かかりつけ医と連携した糖尿病性腎症重症化予防の個別指導と「慢性腎臓病（CKD）予防連携システム」の運用を実施する。 【KPI】 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.0%以上とする。 iv) コラボヘルスの推進 ○健康事業所宣言の取り組み支援の体制強化による質の確保と、関係機関と連携した宣言事業所数の拡大に努める。 ・宣言事業所に対し取り組み支援として、県歯科医師会、県理学療法士会、福島産業保健総合支援センターと連携したセミナー講師派遣を行う。 ・「ふくしま健康経営優良事業所 2019」を目指す宣言事業所に対し担当保健師等による取り組み支援を行う。 ・新規宣言事業所に対し「健康づくりの手引き」を配布するとともに広報等により活用の推進を行う。 ・事業所に対しセミナーの開催を行うことにより、宣言事業所へ健康づくりのサポート強化および宣言事業所数の拡大を図る。 ・全宣言事業所に対して「事業所健康度カルテ」の発行を行い、意識醸成を図る。なお、10 人以上の健診受診者のいる事業所については順位付けしたものとする。 ・県認定制度「ふくしま健康経営優良事業所」の広報をとおした認定制度の普及、関係団体と連携した健康経営の普及および未宣言事業所に対しダイレクトメールによる勧奨を行い宣言事業所数の拡大を図る。 ・加入者に対して「健康づくりサポートブック」の配布を行うことにより、加入者への健康づくりのサポートを強化する。
--	---

	・ 加入者の健康意識を高めるきっかけとして、レンタル健康機器の貸与を行う。 (2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 加入者を対象とした理解度調査の前年度の結果を踏まえて広報計画を策定する。 ① 広報活動による理解促進 ・ メールマガジンによるタイムリーな情報提供を実施する。 ・ ホームページの利用数を高め広く加入者の周知に努める。 ・ 各種研修会やアンケート等により、加入者・事業主の要望を踏まえた取り組みに努める。 ・ 適正な届出・医療機関の適切な利用等、健康保険事業の円滑な実施を図るため広く加入者への積極的な広報の実施に努める。 ・ メディアを活用し、より多くの加入者への情報提供に努める。 ・ 健康保険の事務手続きを全加入事業所へ配布することにより、全事業所に対して情報提供の強化に努める。 ・ 健康の理解促進を図るために二校の小学校において健康教室を開催する。 ② 健康保険委員を通じた理解促進 ・ 健康保険委員セミナー、広報誌、健康づくり手引き等による情報提供を通じ、健康保険事業、協会けんぽの財政状況、健康づくり等について加入者、事業主の理解促進に努める。 ・ 関係団体（年金事務所等）と連携した講習会を開催する。 ・ 健康保険委員の表彰を通じ、広く活動の周知を行う。 ・ 効果的な勧奨を行い委嘱数拡大に努める。 【KPI】 ① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。 ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 47.5%以上とする。 (3) ジェネリック医薬品の使用促進 ・ 新たな指標を追加したジェネリックカルテ等を活用し、阻害要因を分析・検証のうえ、更なる使用促進に向けた施策の検討を行う。 ・ 県担当部局、関係機関等と連携し、医療機関・調剤薬局に対して各種協議会やタウンミーティング等を活用した情報提
--	---

	供・意見発信を行う。 ・個別の医療機関・調剤薬局に対して見える化ツールを活用し、効果的なアプローチを行う。 ・ジェネリック医薬品軽減額通知を送付する。（年２回） ・加入者への啓発広報、希望シールを配布する。 ・医療機関の窓口負担免除対象者に対し、保険料負担の軽減につながる旨のチラシを作成し、免除証明書に同封のうえ送付する。 【KPI】協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（※）を 79.7%以上とする。 ※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合 （４）インセンティブ制度の本格導入 ・制度について広報媒体を活用し、事業所、加入者に対して広く丁寧な周知を行う。 ・平成 30 年度の実施結果を迅速に検証し、その後の施策の検討を行うことにより、上位過半数の支部に入ることを目指す。 （５）地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信 ・地域差の要因分析を行い、関係団体に対して分析データに基づいた意見発信を行う。 ・分析結果を活用した事業企画・評価及び各種協議会等における意見発信を行う。 ・他保険者と連携した調査分析の実施を行う。 ・医療に係る分析結果について、加入者や事業主へ情報提供を行う。 ・地域医療調整会議において他の被用者保険者と連携し積極的な意見発信を行う。 【KPI】①他の被用者保険者との連携を含めた地域医療調整会議への被用者保険者の参加率を 83.7%以上とする。 ②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。
3. 組織・運営体制関係	（１）人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 ・保険者機能強化を図るために企画業務の強化を図る。 ・事務の効率化を目的とした山崩し方式の定着化を図る。

	(2) 人事評価制度の適正な運用 ・研修等により人事評価制度の理解を深め、目標設定や結果評価等の適正な運用に努める。 (3) OJTを中心とした人材育成 ・「OJT (On the Job Training)」を中心に「集合研修」「自己啓発」を組み合わせることで、関係機関との調整・協働、適切な意見発信などができる人材育成に努め、組織基盤の底上げに努める。 ・職員一人ひとりが成長意欲を持ち、日々の業務を通じて職員を育てる組織風土の醸成に努める。 (4) 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・調達における競争性を高めるため一者応札となった入札案件については入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、一者応札案件の減少に努める。 ・職員に対してコスト意識の徹底を図り、経費節減に努める。 【KPI】一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする。 (5) コンプライアンスの徹底 ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 (6) リスク管理 ・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。また、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実実施し、平時から有事に万全に対応できる体制の構築に努める。
--	--

平成 31 年度 事業計画（茨城支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	（１）現金給付の適正化の推進 ○現金給付の適正化のため、不正の疑いのある事案については、保険給付適正化ＰＴの議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。 ○傷病手当金と障害年金等の併給調整についてマニュアルに基づき確実に実施する。 （２）効果的なレセプト点検の推進 ○診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに、医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に内容点検は、内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用し、協会のノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検を推進する。 【具体的な取組み】 以下の取組みを強化することで点検員の意欲を高め、点検効果額の更なる向上を目指す。 ・支払基金との会議を毎月開催し、点検方法や疑義案件について協議するとともに、改善を図る。 ・毎月、再審査結果の確認会を開催（点検員全員出席）のうえ情報共有を徹底し、点検員のスキルアップに努める。 ・毎月、内容点検員との個別面談を実施のうえ業績（点検件数、再審査件数、容認件数、容認額、容認率等）を本人に通知し、点検技術向上に対する意欲を高める。 ・レセプト点検員を対象とした研修会を年２回開催し、点検員の人材育成（スキルの向上）を目指す。 ・自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検を徹底する。 ■KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする ※査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額

(3) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

○柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。

■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

(4) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

○受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局への情報提供を徹底する。

(5) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

○資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。

○文書や電話、さらに弁護士名による催告等を着実に実施することにより債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

【具体的な取組み】

- ・時効の中断措置及び償却処理を的確に行うとともに、債権回収に係る法的手続きを実施する。
- ・毎月、支部長をトップとする債権回収対策会議を開催し、進捗状況の共有化を図るとともに、積極的に対応策を協議する。
- ・返納金等の各種債権について、引き続き新規発生分の早期回収に重点を置き、回収率の向上を図る。
- ・債権回収率を向上させるため、催告状の送付（定期的に再送付）及び夜間の電話による納付勧奨を徹底実施する。
- ・再三の文書催告で無反応である債務者に対し、弁護士名を活用した催告状を送付し、回収率の向上を図る。
- ・債務者に対して早期に保険者間調整の周知を実施し、積極的に活用することで債務者の負担軽減を図り、確実な回収に努める。

■KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後１か月以内の保険証回収率を９４．０％以上とする

②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

（６）サービス水準の向上

○現金給付等の業務の標準化・簡素化・効率化を徹底し、日々の業務量や優先度に応じて柔軟に対応できる業務処理体制を構築することにより、業務の生産性の向上を目指す。

○お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準機関（サービススタンダード：１０日間）を遵守する。

○加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を勧奨する。

■KPI：①サービススタンダードの達成状況を１００％とする

②現金給付等の申請に係る郵送化率を９１．０％以上とする

（７）限度額適用認定証の利用促進

○事業主や加入者に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関と連携し、医療機関の窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。

■KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を８４．０％以上とする

（８）被扶養者資格の再確認の徹底

○高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者資格を有しない者による無資格受診の防止を図るため、事業主の協力のもと、的確に実施する。

○被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への催告による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。

■KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を８９．０％以上とする

	(9) オンライン資格確認の利用率向上 ○現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認について、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。 【具体的な取組み】 ・実施医療機関に利用状況等にかかる聞き取りを実施し、必要に応じてサポートすることにより利用率向上を図る。 ■KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を50.0%以上とする
--	---

2. 戦略的保険者機能関係	(1) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 ○「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。 上位目標：生活習慣病の発症予防により、茨城支部の入院医療費・入院外医療費（調剤含む）に占める生活習慣病（がんを除く）の医療費割合・件数割合を全国平均以下に減らす。 中位目標：茨城支部被保険者のメタボリックリスク保有割合を減らす。 （平成27年度茨城支部15.5%を全国平均13.9%以下に1.6%改善） i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ○茨城県、茨城労働局、保健所や経済団体との一体的な広報連携を通じて、茨城県内に「健康経営」思想を広め、特定健診受診率の向上、事業者健診データの取得率の向上を図る。 ○ 被保険者（40歳以上）（受診対象者数： 278,988人） （a）生活習慣病予防健診 受診率 54.0%（受診見込者数： 150,654人） ＜生活習慣病予防健診受診率向上施策＞ ・事業所への受診勧奨（職員による200事業所訪問） ・健診機関との意見交換、連携強化（健診機関との情報共有、実地調査などの指導強化） ・新規適用事業所への保健事業案内送付（毎月約100社に健診案内パンフレット等を送付） ・新聞広告やラジオ広報を活用して、広く加入者、事業主に情報発信を行う。 ・新規契約健診機関の拡大（県内の地域偏在を解消し、自宅や事業所から近く受診しやすい環境を整備する） ・生活習慣病予防健診のメリットを広め、切替えを促進するため、茨城県、茨城労働局との連名の漫画リーフレットを作成し発信する。 （b）事業者健診データ 取得率 13.4%（取得見込者数： 37,385人） ＜事業者健診データ取得率向上施策＞ ・データ提供の同意のあった事業所からの健診データの確実な取得
----------------------	--

	・新規のデータ提供事業所獲得（県、労働局、経済団体、茨城県トラック協会との連携） ・生活習慣病予防健診を利用していない福祉・医療の業種を中心に、健診結果（紙）の回収を強化 ・生活習慣病予防健診受診率の低い事業所（５，０００）に対し、紙の健診結果取得を強化する。文書通知、電話勧奨、さらに職員による訪問等、一連の枠組みで勧奨する。 ○ 被扶養者（４０歳以上）（受診対象者数： ７５，３０６人） （c）特定健康診査 受診率 ３１．５％（受診見込者数： ２３，７２２人） <特定健診受診率向上施策> ・県、市町村及び商工会議所等経済団体との連携（県・商工会議所等広報紙への掲載） ・新規被扶養者及び定時受診券送付時に市町村集団健診スケジュール等を同封 ・市町村での漏れ者（未受診者）健診への参加（未受診者にがん検診の同時受診を促すチラシを同封して封書で送付）。年度内に２回勧奨を行い、更なる受診者の掘り起こしを行う。 ・３９歳被扶養者への郵送血液検査と来年度の健診案内の送付 ■KPI：①生活習慣病予防健診実施率を５４．０％以上とする ②事業者健診データ取得率を１３．４％以上とする ③被扶養者の特定健診受診率を３１．５％以上とする ii) 特定保健指導の実施率の向上及び平成３０年度からの制度見直しへの対応 ○ 健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施について、健診実施機関へ強力的に働きかける。加えて、平成３０年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな特定保健指導の手法を検討し実施する。 ○ 被保険者（特定保健指導対象者数： ３７，７３８人） ・特定保健指導 実施率 １８．９％（実施見込者数： ７，１３３人） （内訳）協会保健師実施分 １０．０％（実施見込者数： ３，７５９人）
--	---

	アウトソーシング分 8. 9% (実施見込者数: 3, 374人) ○ 被扶養者 (特定保健指導対象者数: 1, 911人) ・ 特定保健指導 実施率 6. 0% (実施見込者数: 115人) ＜保健指導の受診勧奨対策＞ ・ 被保険者への施策 (保健指導未実施事業所への訪問、外部委託先健診機関拡大、特定保健指導専門機関の活用、保健指導リレー制の活用、保健指導者のスキルアップ研修) ・ 被扶養者への施策 (未利用者への保健指導案内で対象者を招集して集団保健指導を実施、市町村で行う集団健診後に保健指導の実施を検討) ■ KPI: 特定保健指導の実施率を18. 3%以上とする iii) 重症化予防対策の推進 ○生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図るため、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療に繋げるべく、支部独自の取組みを強化する。 ・ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨を保健指導者による電話や文書により実施する。 (実施見込者数: 8, 773人) ・ 保健指導の中においてもこれまで以上に受診に結びつくよう働きかけを強める。 ・ メタボ予備群に対するメタボ流入抑止、保健指導未実施者対策のため、生活改善アドバイスリーフレットを送付する。 ・ 肝炎ウイルス検査の実施率向上のため支部独自の広報を実施するとともに、検査結果により専門医への受診勧奨を実施する。 ○茨城県・茨城県医師会・保険者協議会と連携し、茨城県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに参加し、慢性腎臓病 (CKD) を予防する。また、かかりつけ医との連携による糖尿病の重症化予防に取り組む。 ■ KPI: 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12. 0%以上とする iv) 健康経営 (コラボヘルスの推進) ○健康宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、取組の質を向上させる観点から、宣言事業所に対するフォローアップを
--	---

	強化し、事業所ごとの健康度の改善度合いをデータとして提供する。 ○事業所単位での健康・医療データの提供について、事業所健康度診断シート（事業所カルテ）を活用し、事業所の健康課題把握を促す。 ・保健指導者訪問時やセミナー・研修会等にて、健康経営や「健康づくり推進事業所認定制度」について周知し、宣言を促す。 ・健康宣言事業所での実践的な取組内容を広報紙等で好事例として紹介し、健康経営を一層推進する。 ・健康宣言事業所に対し、茨城県と連携した「茨城県禁煙認証制度」の認証を受けているか確認し、受けていない場合は登録を勧奨する。 ・健康経営に取り組むための課題抽出や取組事例の共有のためにワークショップ（体験学習）形式の研修会を開催する ・茨城県の「いばらき健康経営推進事業所認定制度」により健康宣言事業所の取組をフォローアップし、国の「健康経営優良法人認定制度」への申請を促す。 v) その他の保健事業 ○茨城県の実施するヘルスケアポイント事業の推進のため連携して取り組みを実施する。 ・ウォーキング推進事業（茨城県立健康プラザと連携したウォーキング推進） ・健康づくり支援店推進事業（茨城県「いばらき健康づくり支援店」と連携した食の健康づくり推進） (2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 ○ 加入者の視点に立った広報を行うため、広報委員会の毎月開催により広報内容を協議し、効果的な発信に努めるとともに、広報分野におけるPDCAサイクルを適切に回していく。 また、保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組や、地域ごとの医療提供体制や健診受診率等を視覚的にわかりやすくした情報について、加入者・事業主や関係機関等、更には県民一般に広く理解していただくため、積極的な情報発信を行う。 【具体的な取組み】 ・納入告知書同封チラシやメールマガジン、社会保険いばらき等により定期的に広報を行うほか、加入者にとってわかりやすいホームページ作成による情報発信の強化を図る。
--	--

- ・各種広報誌への広告記事掲載、市町村広報誌、リーフレット・ポスター等を活用した広報の実施
- ・支部の事業に関するプレスリリースを行い、マスコミを通じた広報を行うなど新聞、ラジオCM、インターネット等のメディアを活用した広報展開
- ・健康イベントへの参加による協会事業のPR
- ・加入者の医療費及び健診結果のデータをもとに支部医療費等の状況を分析し加入者及び事業主に情報発信
- ・加入者に対し、かかりつけ医や小児救急電話相談（＃８０００）・おとな救急電話相談（＃７１１９）の利用、かかりつけ薬局やお薬手帳の活用など医療機関の適正な受診を啓発する。
- ・３０年度より導入されたインセンティブ制度について、茨城支部の実情を踏まえた周知広報を十分に行い、加入者・事業主の行動変容につなげる。

○健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。

【具体的な取組み】

- ・新規適用事業所を中心に、文書等にて健康保険委員の委嘱拡大を図る。
- ・四半期ごとに健康保険委員向けの広報誌等を送付し、加入者や事業主へ定期的な情報提供を行う。
- ・健康保険委員の資質向上のため、社会保険委員、社会保険協会及び日本年金機構と連携し、委員表彰式及び研修会を開催する。

■KPI：①広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする

②全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を４９．５％以上とする。

（３）ジェネリック医薬品の使用促進

○ジェネリック医薬品の使用促進（更なる数量ベースの引上げ）により、医療費の適正化を図る。

【具体的な取組み】

- ・ジェネリックカルテを活用し、地域の阻害要因を分析する。
- ・県・医師会・薬剤師会と連携し、個別の医療機関や薬局に対する見える化ツールやジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用して、医療機関及び薬局関係者へジェネリック医薬品使用促進に向けた働きかけを実施する。
- ・お薬手帳や保険証に貼れるジェネリック医薬品希望シールやジェネリック医薬品Q＆Aの冊子を活用し、加入者や薬局に

	配布することで周知を図り、利用しやすい環境整備に努める。 ・ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額を通知するサービスをさらに拡大して実施するとともに、その効果を分析し、効率的な使用促進に活用する。 ・茨城県後発医薬品の使用促進検討会議に参画し、取組み事例等について意見発信を行い、茨城県内の関係団体と連携しジェネリック医薬品の使用促進を図る。 ・地域毎や薬効毎の使用割合を分析し、県、関係団体等へ意見発信するなど、効率的な使用促進を働きかける。 ・ジェネリック医薬品のさらなる使用促進を図るため、広報誌等様々な機会を捉えて積極的に広報を実施する。 ■KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（※）を77.9%以上とする ※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合 （４）インセンティブ制度の本格導入 ○平成30年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。 （５）地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信 i）意見発信のための体制確保 ○医療提供体制等に係る意見発信を行うために、茨城県医療審議会（茨城県地域医療構想調整会議）および被用者保険者として6医療圏の地域医療構想調整会議への参画を維持するとともに、必要な体制を確保するため、被用者保険者が参画していない3医療圏の地域医療構想調整会議への参画について保険者協議会を通じて県に要請する。 ii）医療費データ等の分析 ○協会が保有するレセプトデータ等や地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）分析ツール等を活用し、加入者の医療機関への受診傾向や医療費の動向等について地域差の要因分析を行う。 ○二次医療圏別、業態別の医療費やリスク保有割合について、年齢階級毎や事業所規模毎の比較、経年比較など更に分析を進める。
--	---

	iii) 外部への意見発信や情報提供 ○地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療が見える化したデータベース等を活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、エビデンスに基づく意見発信等を行う。 ○医療データの分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。 ○茨城県医療費適正化計画策定委員会、保険者協議会、地域医療構想調整会議、地域・職域連携推進協議会へ積極的に参画し、意見発信を行う。 ■KPI：①他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を88.8%以上とする ②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する (6) 各種業務の展開 ○関係方面との連携 ・保険者協議会の活性化（保健事業の推進に向け部会員として積極的に活動） ・覚書締結団体（茨城県/茨城県医師会/筑波銀行/常陽銀行/茨城労働局/茨城県社会保険労務士会/茨城県経営者協会/茨城県商工会議所連合会/茨城県商工会連合会/茨城県中小企業団体中央会/健康保険組合連合会茨城連合会）と積極的に事業連携を図る。 ・その他、日本年金機構、厚生局、支払基金、茨城県薬剤師会、茨城県歯科医師会、茨城産業保健総合支援センター、各保険者等との連携を強化し、効率的・効果的な事業運営を推進する。
3. 組織・運営体制関係	(1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 ○役割等級制度に基づき、役割に応じた適正な業務を推進するとともに、標準人員に基づく人員配置を行う。

(2) 人事評価制度の適正な運用

○組織目標を意識した個人目標を設定し、適正にその達成状況を評価するとともに、評価者研修などを充実し、実態に即した効果的な評価制度を確立する。

(3) OJTを中心とした人材育成

○OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。

(4) 費用対効果を踏まえたコスト削減等

○サービス水準の確保に留意しつつ、引き続き競争入札を実施するとともに、消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。

○調達における競争性を高めるため、広告後に複数の業者への声掛けを実施するとともに、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査を実施し、一者応札案件の減少に努める。

○年間を通して光熱費削減策に取り組む。

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする

(5) コンプライアンスの徹底

○法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。

(6) リスク管理

○大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に、情報セキュリティ対策については、迅速かつ効率的な初動対応を行う。

加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。

平成 31 年度 事業計画（栃木支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<基本方針> 基盤的保険者機能を盤石なものとするため、現金給付等の業務の標準化・簡素化・効率化を徹底する。併せて、日々の業務量の多寡や優先度に応じた柔軟な業務処理体制を構築し、業務の生産性の向上を目指す。 1. 現金給付の適正化の推進 (1) 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化 P T の議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。 【具体的取組み】 ① 資格取得から請求までの期間が短期間である場合、療養担当者意見欄、レセプト等の内容確認と併せて、年金事務所と連携のうえ、資格取得が適正かどうかの確認を行う。 ② 不正請求の疑いのある申請に対しては、保険給付適正化 P T において支給の適否を判断するとともに、年金事務所と連携のうえ、事業主への立入検査を行う。 (2) 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する。 【具体的取組み】 ① システムで抽出される併給調整対象者について、事務処理手順書に則り抽出後 3 カ月以内に併給調整処理を確実に行う。 ② 傷病手当金支給後の併給調整を減少させるため、同一傷病による障害年金との併給調整及び、資格喪失後の老齢年金との併給調整に関する広報を積極的に行う。 ③ 傷病手当金と労災保険の休業補償給付との適正な併給調整のため、事務処理手順書に則った進捗管理を徹底する。また、休業補償との併給調整に関する広報を積極的に行う。 2. 効果的なレセプト点検の推進 ・ 医療費の適正化を図るために、資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。 ・ 内容点検については、レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用し、協会のノウハウを最大限活

分野	具体的施策等
	用した効果的なレセプト点検を推進する。 ■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 【具体的取組み】 ①資格・外傷点検については、システムスケジュールに基づき効率よく点検を実施して、加入者一人当たりの効果額は前年度を上回る額とする。 ②内容点検については、PDCAサイクルにより効果額向上を図り、社会保険診療報酬支払基金の一次審査と合算したレセプト点検の査定率（レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額）について、前年度を上回る率とする。 ③効果的な内容点検を実施するための勉強会を開催し、点検員のスキルアップを図る。 3. 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 ・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。 ■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする 【具体的取組み】 ①加入者への文書照会については、多部位施術（3部位以上）または頻回傾向施術（1カ月あたり10～15回以上）の申請に対象範囲を拡大し照会を行う。 ②加入者への文書照会の結果、不正請求の疑いが強いものについては、保険給付適正化PTを経て、厚生局への情報提供を積極的に行う。 4. あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進 ・受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を徹底する。

分野	具体的施策等
	【具体的な取組み】 ①施術を受ける際に医師の同意書が必要である旨や受領委任の取扱規程に示された様式使用が必要である旨を周知するため、加入者及び施術者に対し受領委任制度実施に関する広報を行う。 ②医師の再同意の確認を徹底する審査を行い、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を行う。 5. 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進 (1) 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ■ KPI：日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を94.0%以上とする ■ KPI：医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする 【具体的取組み】 ①広報媒体や健康保険委員研修会等を通じて、資格喪失時の保険証回収に係る周知を行う。 ②資格喪失届提出時に保険証の添付がない事業所に対し、資格喪失時の保険証回収に係る注意喚起を文書等にて行う。 ③日本年金機構への回収率向上の依頼、社会保険労務士への保険証早期回収の依頼を引き続き行う。 ④被保険者証回収不能届受付後1週間以内に、保険証の回収状況を確認し、未回収者に対し電話催告等を行う。 (2) 発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 ■ KPI：返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする 【具体的取組み】 ①返納金債権の早期回収のため、文書・電話・訪問による催告を強化するとともに、法的手続きによる回収を積極的に行う。 ②資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者調整を積極的に活用し、確実な債権回収を行う。 ③損害賠償金債権については、損害保険会社等に対し早期に折衝を行い、確実な債権回収に努める。

分野	具体的施策等
	6. サービス水準の向上 ・ お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。 ■ KPI：サービススタンダードの達成状況を 100%とする ■ KPI：現金給付等の申請に係る郵送化率を 88.0%以上とする 【具体的取組み】 ①事務処理手順書に則った業務の標準化・簡素化・効率化を徹底し、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。 ②加入者からのご意見や苦情等について、迅速かつ正確に支部内で情報共有し、更なるサービスの改善に結びつける。また、サービス水準向上のため、お客様満足度調査の結果に沿った支部内研修を行う。 ③事務処理誤りを防止するため、統一的処理ルール（業務マニュアルや事務処理手順書等）を遵守・徹底する。また、統一的処理ルールを遵守・徹底するという意識向上や情報共有のため、毎月ミーティング等を行う。 ④加入者が申請書等を郵送で提出できるよう、加入者の立場に立った、よりきめ細やかな電話対応・窓口対応を行う。 7. 限度額適用認定証の利用促進 ・ 事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関や市町村と連携し、医療機関の窓口に申請書を配置するなど利用促進を図る。 ■ KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 84.0%以上とする 【具体的取組み】 ①病院協会等を通じた医療機関窓口への限度額適用認定申請書の設置依頼を引き続き行うとともに、レセプト内容を分析し、限度額適用認定証の使用頻度が低い医療機関に対しては、幹部職員が直接訪問し申請書の設置依頼を行う。 ②医療機関や市町村の窓口担当者が制度説明を容易にできるようにするため、支部で作成した限度額適用認定申請に係るチラシ等を積極的に活用する。

分野	具体的施策等
	8. 被扶養者資格の再確認の徹底 - 被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。 ■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 89.0%以上とする 【具体的取組み】 ①未提出の事業所に対して、早期に文書や電話、訪問による勧奨を行う。 ②未送達事業所については、年金事務所から事業所情報の提供を受け、再送付を行う。それでもなお、所在不明の事業所については、年金事務所等へ実態調査の依頼を行う。 ③高齢者医療制度納付金等に係る拠出金の算定方法が毎月の加入者の人数等に応じて算出されることから提出された被扶養者異動届については、届書の内容確認、年金事務所への引き継ぎを速やかに行う。 9. オンライン資格確認の利用率向上 - オンライン資格確認サービス利用医療機関の利用率向上に取り組む。 ■ KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を 43.3%以上とする 【具体的取組み】 ①USB を配付している医療機関に対し、システム機能や活用方法をまとめたニュースレターを年に 3 回送付することで利用医療機関の拡大を図る。 ②USB の利用環境が無くなった等、利用状況に変更があった医療機関から USB を回収し、適切な管理を行う。

分野	具体的施策等
2. 戦略的保険者機能関係	<基本方針> 戦略的保険者機能の発揮をより確実なものとするため、保険者機能強化アクションプラン（第4期）、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施する。具体的には、特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上、コラボヘルスの推進、ジェネリック医薬品の使用促進等に取り組むとともに、ビッグデータを活用するなどして、将来を見据えた戦略的な対応を検討する。 1. ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供 ・「健康諸表」健康格付型バランスシート HCS ヘルシーズや PL 型健康度判定表を活用し、事業所の健康度の見える化をすることにより、とちぎ健康経営宣言事業等の健康経営の普及促進を図る。 【具体的取組み】 ①関係団体と連携した広報や、メディア（テレビ・ラジオ・新聞）などを活用した広報、健康経営セミナーや説明会などを開催することによって、健康格付型バランスシート HCS ヘルシーズ等による事業所の健康度の見える化の普及促進を図る。 2. データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 上位目標：健康経営の考え方を普及し、保健指導の徹底、健診受診率アップによりメタボリックシンドローム該当者および予備群に該当する者を25%減らす。（とちぎ健康21プラン2期計画） （1）特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ■ KPI：生活習慣病予防健診実施率を61.5%以上とする 事業者健診データ取得率を7.6%以上とする 被扶養者の特定健診受診率を28.8%以上とする ●被保険者（40歳以上）（受診対象者数：211,807人） ・生活習慣病予防健診 実施率61.5%（実施見込者数：130,261人） ・事業者健診データ 取得率 7.6%（取得見込者数：16,097人）

分野	具体的施策等
	●被扶養者（受診対象者数：58,595人） ・特定健康診査 実施率 28.8%（実施見込者数：16,875人） 【具体的取組み】 ①新たな健診機関と委託契約を結び、加入者が受診しやすい環境を整える。 ②健診案内を分かりやすいものにするため支部独自のパンフレットを同封し、生活習慣病予防健診の申込み数を増やす。 ③健診機関や関係団体等と密な連携を図り、事業者健診から生活習慣病予防健診への切り替えが進むよう共同して受診勧奨を積極的に進める。また、健診機関毎に目標値を設定し、健診機関による受診勧奨を促すことで受診者確保に取り組む。 ④事業者健診データ取得を効率的に進めるため、外部業者を活用する。また、労働局・栃木県との連名通知による勧奨や、社会保険労務士会等関係団体の協力を得て、事業所に対する働きかけを促進する。 ⑤被扶養者の特定健診に関しては、市町の集団健診を最大限に活用できるよう、市町毎の健診日程を周知したり、年度末に市町との合同健診を設けたりするなどして行政と連携した事業を展開する。また、支部独自の集団健診（オプション健診）の場を県内全域をカバーするように設け、特に未受診者の多い地域に提供することで受診者アップを図る。 ⑥健診データを活用し、地域や業種等の特性に合わせた効率的な受診勧奨を行う。 （２）特定保健指導の実施率の向上 ■ KPI：特定保健指導の実施率を 20.5%以上とする ●被保険者（受診対象者数：29,564人） ・実施率 21.2%（実施見込者数：6,268人） （内訳）協会保健師実施分 12.0%（実施見込者数：3,548人） アウトソース分 9.2%（実施見込者数：2,720人） ●被扶養者（受診対象者数：1,451人） ・実施率 6.0%（実施見込者数：87人） （内訳）協会保健師実施分 3.0%（実施見込者数：43人） アウトソース分 3.0%（実施見込者数：44人）

分野	具体的施策等
	【具体的取組み】 ①健診・保健指導を一貫して行うことができるよう、健診機関への働きかけを強化する。 ②健康経営での取り組みの一環としての保健指導実施が定着するよう、保健指導の効果等を示し事業所に働きかける。 ③健診当日に初回面談・初回面談の分割実施ができるよう、健診機関への働きかけを継続する。また、健診機関の保健指導担当者との研修会等を開催し情報共有を図りながら、支部保健師・管理栄養士のスキルアップを図る。 ④被扶養者の保健指導については、市町と連携を密にして集団健診の機会等を利用するなど共同での保健指導の実施や各地域での来所相談の場を設け、タイムリーな指導を行う。 ⑤保健指導未実施事業所については、保健指導の効果や取組事例を見える化した媒体を使い、指導受入れの勧奨を行う。 (3) 重症化予防対策の推進 ■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.0%以上とする 【具体的取組み】 ①未治療者に対して医療機関への受診勧奨を行う。二次勧奨対象者への文書による受診勧奨、特定保健指導時の面談による受診勧奨等を徹底して実施する。 (二次勧奨実施予定人数 1,648人) ②糖尿病の重症化予防、糖尿病性腎症患者への保健指導については、栃木県糖尿病重症化予防プログラムに則り、健診データやレセプト情報から該当者を抽出し、専門医やかかりつけ医、他の保険者と連携して効果的に事業を進める。 ③協会けんぽの取組みを提示するなどしながら医師会との連携を進め、未治療者・治療中断者への働きかけを積極的に実施する。 (4) コラボヘルスの推進 「健康諸表」健康格付型バランスシートHCSヘルシーズやPL型健康度判定表を活用し、事業所の健康度の見える化を図る。また、協定・覚書を取り交わしている行政や関係団体等と連携しながら、コラボヘルスによる県民運

分野	具体的施策等
	動的な健康経営の普及促進を図る。 【具体的取組み】 ①事業所の健康状態の現状を評価した「健康諸表」健康格付型バランスシート HCS ヘルシーズを提供し、健康経営の普及促進を行い、更にとちぎ健康経営宣言へとつなげる。 ②とちぎ健康経営宣言後、事業所の取り組みのサポートを行い、1年間の取り組み実施後、評価指標となる「PL型健康度判定表」を提供する。判定結果に基づき、次の1年間の取り組みを決定するとともに、優秀な事業所には経済産業省の「健康経営優良法人認定制度」へのエントリーを促す。 ③健康経営に関する連携協定・覚書を締結している行政や関係団体等と協働して、健康経営普及促進に向けたセミナーや説明会等を実施する。 ④栃木県や市町と共同し共通の評価指標を活用した、新たな認定制度等の「インセンティブ」を加入事業所及び加入者が利用することができる仕組みを検討する。 ⑤マスコミへの情報提供により、各種メディアを通じた健康経営の普及促進を図る。 ⑥事業所が実践している健康経営に関する取組の事例集を活用する等して、取組みを横展開することで健康経営の普及促進を図る。 ⑦とちぎ健康経営宣言を実践している事業所に対し、健康経営推進のためのフォローアップとして身体活動量増加セミナー等、運動支援を外部委託により実施することで、事業所の健康づくりの取組みの質の向上を図る。 ⑧とちぎ健康経営宣言事業等の取組みを評価するため、健康づくりに関するアンケートを実施する。また、アンケート及び健診結果等を集計し効果を検証する。 3. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 (1) 医療保険制度や医療保険の財政状況、健診受診等を通じた個人の健康維持の必要性について、加入者・事業主に十分理解していただくため、引き続き分かりやすくタイムリーな情報発信に努めていく。 ■ KPI：広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする 【具体的取組み】 ①定期広報紙（協会けんぽ栃木支部からのお知らせ、社会保険とちぎ）を活用し、医療保険制度等の広報を実施することで、加入者の制度や財政状況の理解を促進する。

分野	具体的施策等
	②YouTube 広告、テレビ、ラジオを活用し、インセンティブ制度等について周知を行うことで、加入者の制度理解の促進を図る。 ③ホームページ、メールマガジン等の内容の充実を図る。 ④メールマガジンの登録件数の拡大を図る。 ⑤商工会議所等、関係団体の機関誌への広報記事定期掲載を促進する。 ⑥年金事務所と連携した研修会や説明会を実施する。また、関係団体等が開催するセミナーや研修会等で、タイムリーな広報・啓発活動を実施する。 ⑦研修会等でのアンケート等で加入者から直接意見を聞く取り組みを進め、いただいた意見を広報活動に反映させる。 (2) 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。 ■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 48.0%以上とする 【具体的取組み】 ①健康保険委員向け定期広報紙（協会けんぽとちぎ）を作成し送付する。 ②年金機構と連携し年金委員・健康保険委員の合同研修会を開催する。また、申請書の提出先や記入例を掲載した「協会けんぽのしおり」を作成配布し、健康保険委員の健康保険制度の理解を促進する。 ③新規適用事業所や一定規模以上の事業所への文書、電話及び訪問による健康保険委員の委嘱勧奨を行う。 ④健康格付型バランスシート提供事業所及びとちぎ健康経営宣言事業所への健康保険委員の委嘱勧奨を行う。 4. ジェネリック医薬品の使用促進 ・加入者が安心してジェネリック医薬品を使用できるよう、加入者の視点から広報の推進を図る。また、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスの実施等による使用促進効果を更に着実なものとするよう、地域の実情に応じてきめ細かな方策を進める。 ■ KPI：協会けんぽ栃木支部のジェネリック医薬品使用割合を 78.5%以上とする 【具体的取組み】 ①栃木県保険者協議会において中心的な役割を担って、関係団体との連携によるイベント等を活用しながら広報を実施する。

分野	具体的施策等
	②栃木県薬剤師会等と連携し、イベントで栃木県薬剤師会と連名のジェネリック医薬品希望と印字したお薬手帳カバーを配布する等、地域における積極的な啓発活動を実施する。 ③ジェネリック医薬品希望シールを新規適用事業所に送付し、また、各種研修会やセミナー等で配布する。 ④ジェネリックカルテやジェネリック医薬品使用割合等のデータを用い、取り組み重点地域や優先順位、支部の課題を把握する。 ⑤ジェネリック情報提供ツールを活用し、医療機関及び保険薬局へ文書勧奨・訪問による働きかけを行う。 また、医療機関あて情報提供文書を栃木県保健福祉部長と栃木支部長の連名、薬局あて文書においては栃木県薬剤師会長を含め3者連名で送付することにより、ジェネリック医薬品の使用促進を図る。 5. インセンティブ制度の本格導入 ・平成30年度から導入した制度であり、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。 【具体的取組み】 ①インセンティブ制度について支部広報誌、マスメディア等を活用し周知する。 6. 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信 (1) 意見発信のための体制の確保 (2) 医療費データ等の分析 (3) 外部への意見発信や情報提供 ■ KPI：他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議へ被用者保険者の参加率を100%とする 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する 【具体的取組み】 ①医療提供体制等に係る意見発信を行うため、他の被用者保険者との連携を図り、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を引き続き100%とする。 ②協会が保有するレセプトデータ等や地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、加入者の医療機関への受診傾向や医療費の動向等について、地域差の要因分析を行う。 ③地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療が見える化したデータベース等を

分野	具体的施策等
	活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。 ④医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。 また、地域医療構想の議論の状況について、栃木県・栃木県医師会とシンポジウムを開催し、広く地域住民の理解を深める。
3. 組織体制関係	＜基本方針＞ 保険者機能の基盤となる組織体制について、標準人員に基づき人的資源の最適配分を行うとともに、人材育成については、OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 1. 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 ・標準人員設定の趣旨及び内容等を支部職員一人一人が十分理解し、組織体制を整え保険者機能の一層の発揮に向けた支部運営を実施する。 2. 人事評価制度の適正な運用 ・協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした人事評価制度を適切に運用するとともに、その評価を適正に処遇に反映することにより、実績や能力本位の人事を推進する。 3. OJTを中心とした人材育成 ・OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 【具体的取組み】 ①外部講座など、職員の研修機会を確保する。 ②通信講座等により自己啓発を積極的に行う組織風土を醸成する。 ③プレゼンテーション能力、説明能力、文書作成能力のある人材の早期育成を図る。 ④支部内人事ローテーションを実施する。

分野	具体的施策等
	4. 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・ 職員のコスト意識を高め、サービスの水準の確保に留意しつつ、引き続き競争入札や消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等により経費削減に努める。 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする 【具体的取組み】 ① 調達見込み額が 100 万円を超える調達案件は一般競争入札に付し、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査や公告後の業者への声掛けなどを実施し、一者応札案件の減少に努める。 ② 消耗品の Web 発注を活用した適切な在庫管理を図る。 ③ 事務用品等の支部内リサイクルの推進（リサイクルコーナーの充実）を図る。 ④ 調達審査委員会に付す調達案件については、調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性など調達、予算執行の適切な管理を行う。 ⑤ 調達結果は、ホームページにおいて公表し、透明性の確保に努める。 5. コンプライアンスの徹底 ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 6. リスク管理 ・ 大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に、情報セキュリティ対策については、CSIRT (Computer Security Incident Response Team) において迅速かつ効率的な初動対応を行う。 加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。

平成 31 年度 事業計画（群馬支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	(1) サービス水準の向上 ① お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める ② 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する ■KPI：サービススタンダードの達成状況を 100%とする ■KPI：現金給付等の申請に係る郵送化率を 90.0%以上とする (2) 限度額適用認定証の利用促進 ① 事業主や健康保険委員に対し、研修会の充実と、チラシやリーフレットによる広報を実施する ② 地域の医療機関や市町村と連携し、医療機関の窓口に申請書を配置するなど利用促進を図る ■KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 84.0%以上とする (3) 被扶養者資格の再確認の徹底 研修会や広報誌等により、被扶養者に異動があったときには速やかな届出を励行するとともに、それを補完するため、被扶養者資格の再確認を行う ■KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 90.2%以上とする (4) 現金給付の適正化の推進 ① 不正の疑いのある事案については、保険給付適正化 P T の議論を経て事業主への立入検査を行う ② 傷病手当金については、障害年金等との併給調整を確実に実施する ③ 柔道整復施術療養費については、多部位頻回（3 部位・15 日/月以上）受療者や長期受療者に対する文書照会を行い、適正受療を促す ■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする 〔目標〕 多部位頻回及び長期受療の申請割合を減少させる

	④ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進 受領委任制度導入に伴い、文書による医師の同意（再同意を含む）の確認を徹底するなど審査を強化し、不正のある案件については厚生局へ情報提供する （５）効果的なレセプト点検の推進 ① 内容点検については、点検効果向上計画に基づき、システムを活用し、協会のノウハウを最大限活用した効果的な点検を推進する ■KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする ② 資格点検については、資格エラーレセプトの点検を確実に行う ③ 外傷点検については、負傷原因届の速やかな提出を励行するとともに、特に交通事故の場合は早期に損害保険会社と折衝し、確実な回収を図る （６）返納金債権の発生防止策の強化、債権回収業務の推進 ① 保険証未回収者（任意継続を含む）に対し、資格喪失処理後２週間以内に返納催告（２次）を行う また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等の強化、回収率の低い事業所に対し、文書等による確実な回収依頼を行う ■KPI：日本年金機構回収分も含めた資格喪失後１か月以内の保険証回収率を 94.2%以上とする ② 医療機関におけるオンライン資格確認業務の利用率の向上を図る ■KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を 43.3%以上とする ③ 発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続の積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る ■KPI：返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする ■KPI：医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする
--	---

2. 戦略的保険者機能関係	【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】（第3期アクションプランの目標と同一） I 医療等の質や効率性の向上 II 加入者の健康度を高めること III 医療等の適正化 （1）地域医療体制に向けた意見発信 保険者協議会等の各協議会及び医療関係団体に向けた意見発信においては、地域での効率的かつ充実した医療提供体制の実現に向け、データベースを活用したエビデンスに基づく働きかけを行う ○ 地域医療等への関与 ・群馬県保健医療対策協議会、同地域保健対策協議会への参画 ・群馬県地域医療介護総合確保懇談会への参画 ・群馬県保険者協議会への参画 ・元気県ぐんま21推進協議会の参画 ・群馬県地域・職域連携推進協議会及び県内各地区地域連携推進協議会の参画 ・群馬県後期高齢者医療懇談会の参画 ・群馬県後発医薬品適正使用協議会の参画 ・前橋市、高崎市、桐生市、藤岡市、富岡市、館林市、沼田市、みなかみ町、大泉町国民健康保険運営協議会の参画 ■KPI：他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%とする （2）地域の実情に応じた医療費適正化の総合対策 ○ データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 ・健診及び保健指導の結果、レセプト情報等の保有データを有効に活用し、地域や職場等の健康課題について見える化を行い、それに応じた効果的、効率的及び重点的な保健事業を推進 ・市町村との協定・連携を強化し、集団健診等について加入者の特性やニーズに応じた事業を実施 ・健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施について、健診実施機関へ協力に働きかけるとともに、特定保健指導の制度見直しにより可能となった新たな特定保健指導の手法を検討して実施し、特定保健指導の
----------------------	--

	実施率の向上に向けた取組を強化 ・未治療者の医療機関受診率をより高めるための支部独自の取組を強化するとともに、かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防事業を実施する ・コラボヘルスの推進による健康づくり事業の促進 ・労働局等協力関係団体との連携強化による保健事業の充実 ○ ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ・医療関係団体（医師会等）及び群馬県（薬務課）等の関係団体への情報提供と協力要請を実施 ・保険者協議会における各保険者との情報共有 ・軽減額通知書の発行（本部一括：2回/年） ・広報による周知活動の強化 ・関係団体と協力したジェネリック医薬品使用促進にかかるセミナー等の実施 ・本部より提供されたジェネリック情報ツールを活用した関係団体等への意見発信 ■KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を78.8%以上とする ○ 適正受診の啓発と勧奨 ・レセプトが20枚/月以上となる多受診者に対して、適正受診を促す ○ 保健事業の効果的な推進 （３）調査研究の推進等 ○ 外部有識者との協力連携を図り、医療・介護に関する情報の収集・分析・提供への組織的対応の強化を図る ○ 本部から提供されるデータ等を基に地域の医療動向や特性を支部独自で分析し、ホームページを中心に加入者へ発信 ○ 地方自治体や保険者協議会等から地域の医療に係る情報を収集 ○ GIS（地理情報システム）の活用推進等により、加入者・事業主や関係機関等へ視覚的にもわかりやすい分析結果を提供する等、各種事業の推進に活用する （４）広報の推進 ○ 事業所向けの定期的な広報物「ぐんまだより」「社会保険ぐんま」を利用した広報
--	--

- 事業所向けのリーフレットによる協会けんぽの事業周知
- ホームページ・メールマガジンを活用した、地域ごとの医療提供体制や健診受診率等を「見える化」した情報等について加入者の役に立つ広報を推進
- 地域の特性と費用対効果を踏まえたマスメディア（新聞・ラジオ等）広報
- 年金事務所等の申請書設置場所を活用した制度周知と広報
- 健康づくり事業の促進を図る広報の実施
- 健康保険委員を通じた加入者等への健康保険事業の理解推進のための事務説明会や研修会を開催し、アンケート等から健康保険委員や加入者等のニーズを踏まえた健康保険委員活動の支援強化を図る
- KPI：広報活動における加入者理解率の平均について前年度対以上とする
- KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 42.2%以上とする

（５）保健事業の総合的かつ効果的な推進

- 健康づくり推進協議会の開催（年２回）
 - ・ 地域の実情を踏まえて、保健事業を総合的かつ効果的に推進を図るため、健康づくり推進協議会を開催し、必要な意見や助言を支部の保健事業に反映させる

（６）健診受診率の向上

- 被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：247,707 人）
 - ・ 生活習慣病予防健診 受診率 57.1% （受診見込者数： 141,377 人）
 - ・ 事業者健診データ 取得率 4.5% （取得見込者数： 11,147 人）
- 被扶養者（受診対象者数：72,590 人）
 - ・ 特定健康診査 実施率 26.0% （実施見込者数： 18,873 人）
- KPI：① 生活習慣病予防健診受診率を 57.1%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を 4.5%以上とする。
- ③ 被扶養者の特定健診受診率を 26.0%以上とする

	(7) 特定保健指導の実施率の向上 ○ 被保険者（支援対象者数： 30,810 人） ・ 特定保健指導 実施率 17.4%（実施見込者数： 5,350 人） （内訳） 協会保健師実施分 10.6%（実施見込者数： 3,255 人） - アウトソーシング分 6.8%（実施見込者数： 2,095 人） ○ 被扶養者（支援対象者数： 1,623 人） ・ 特定保健指導 実施率 6.0%（実施見込者数： 97 人） ■KPI：特定保健指導の実施率を 16.8%以上とする (8) その他の保健事業 ○ 保健事業の表彰制度（健康事業所宣言事業所、健診・保健指導の実施率を含む健康ベースプランの取組状況の良好な事業所に対して実施） ○ 健診実施機関等との協力連携強化（健診機関及び特定保健指導委託機関の拡大等を図る） (9) データヘルス計画 ○ 第2期データヘルス計画に基づく取り組みを着実に実施する (10) 受診勧奨対策 ○ マスメディア広報等による受診勧奨の実施 ○ 事業者健診結果データの提供依頼を関係団体、健診機関等と協力連携の強化を図るとともに外部委託事業者を活用し、取得率向上の取組を強化する ○ 来所による特定保健指導を実施 ○ 市町村と連携した特定健診の受診勧奨の拡大を図る ○ 健診車による集団健診の拡大を図る（特定保健指導及びオプション健診を組ませでの実施） ○ 外国人向けの健診受診勧奨等の周知チラシによる広報の実施
--	---

	(11) 重症化予防対策 ① 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨の取組の強化 ○実施予定人数 1,800 人 ② 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 糖尿病性腎症患者の透析導入を防ぐための主治医の指示に基づき、保健指導を展開するために、未治療者の受診勧奨対象者への継続した係りを持つことを通じて、医師会等との関係を構築していく ■KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.0%以上とする (12) 健康経営（コラボヘルスの推進） ① 健康保険委員委嘱の電話勧奨及び事業所訪問勧奨を強化すると共にインセンティブ制度の周知に向けて健康事業所宣言事業所の更なる拡大を図る ② 健康事業所宣言事業所における健康課題に対して健康・医療データを活用した「見える化」を行い、全国、県内、同業態平均による比較により、対象事業所に特化したフォローアップの強化を図る ③ 関係団体等との連携強化により健康経営や健康づくりに関する研修会等を開催し、広く加入者や事業主に健康経営の周知を図る (13) インセンティブ制度の本格導入 平成 30 年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う
3. 組織・運営体制関係	(1) 人事評価制度の適正な運用 (2) 各種委員会および支部内研修等により法令遵守、危機管理、個人情報保護、情報セキュリティ（アクセス制限、パスワードの適切な管理）等の徹底を図る (3) 人材育成の推進 ① 自己啓発等のためのオンライン研修や通信教育等の受講を促し、自ら育ち組織を変えていける人材を育成する

	② 事務説明会や研修会の開催にアンケートを実施し、説明者に対して参加者の意見のフィードバックを徹底することで企画力や説明力を養うと共に事業所訪問を通じて営業力や情報収集能力の強化を図る ③ 組織目標における自身に与えられた役割について自ら考え、それを遂行する力を育成できる職場環境を目指し、日々の業務管理、業務指導等について管理者が適切なサポートを行う (4) 本部で開催される階層別研修、業務別研修の「伝達研修」を確実に実施し、職員のスキルアップを図る (5) 消耗品等使用量削減、節電対策等により経費削減を図る (6) 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ■KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする
--	---

平成 31 年度 事業計画（埼玉支部）

埼玉支部の基本方針と重点施策	
【基本方針】 ・ 保険者機能のさらなる強化 ・ 基本に立脚した事務処理 ・ リスク管理の徹底 【重点施策】 ・ 地域との連携強化 ・ データに基づいた保健事業の推進 ・ 健康経営の推進 ・ レセプト、現金給付金等の審査強化と債権回収強化 ・ 医薬品等に係る医療費適正化の推進 ・ 組織運営の強化	
分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	（１）サービス水準の向上 ① 適切な進捗管理を行い、サービススタンダード（受付日から 10 営業日以内の支払い）を遵守する。 ■ KPI：サービススタンダードの達成状況 100%（平成 30 年度見込み 100%） ② 医療機関の窓口等に限度額適用認定申請書を配置し利用促進を図る。 ■ KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合 85.0%以上（平成 30 年度見込み 82.3%） ③ 高齢者医療費にかかる拠出金等の適正化のため、被扶養者資格の再確認を迅速に実施する。 ■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率 89.0%以上（平成 30 年度 85.6%） ④ 加入者・事業主の利便性の向上のため、申請手続き方法等の周知を図り、現金給付等に係る郵送化を促進する。 ■ KPI：現金給付等の申請に係る郵送化率 93.5%以上（平成 30 年度見込み 91.8%）

	(2) 窓口体制の適正化及び電話対応体制の強化 ① 窓口来訪者の減少に伴い、支部窓口及び年金事務所に開設しているサテライト窓口の体制を見直す。 また、6月の川越年金事務所窓口の開設日縮小を円滑に行う。 ② お客様サービスの向上を図るため、電話対応体制を見直す。 ③ 顧客対応スキルの向上を図るための研修や勉強会等を定期的実施する。 (3) 適正な給付業務等の推進（現金給付の審査強化） ① 高額標準報酬月額（83 万円以上）及び長期支給案件などで不正の疑いのある申請については、事業主への照会や立入検査を実施する等の重点的な審査を行う。 ② 傷病手当金と障害年金等の併給調整を確実に実施する。 ③ 療養費（柔道整復施術療養費、あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費等）に関する審査・照会業務等を強化し不正申請の抑制を図る。 ・ 柔道整復療養費審査委員会における審査方法の見直しを行い、審査の効率化を促進する。 ■ KPI：柔道施術療養費の申請に占める施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上 of 施術の申請割合 対前年度以下（平成 30 年度見込み 1.5%） (4) 債権発生防止と管理・回収の強化 ① 債権発生防止に向け、保険証の早期回収を図る。 ・ 資格喪失処理後 2 週間以内加入者への文書催告を実施する。 ・ 被保険者証回収不能届等を活用した保険証未回収の多い事業所への文書・電話・訪問による改善要請を実施する。 ・ 被保険者証回収不能届に連絡先が記載されている保険証未回収者への返納催告業務を外注化する。 ■ KPI：資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率 94.0%以上（平成 30 年度見込み 89.0%） ② 発生した債権の早期回収及び未納者に対する効果的な催告を実施する。 ・ 定期催告（調定後 1.5・3・4・10 カ月）、弁護士による催告を実施する。 ・ 資格喪失後受診による返納金催告時に保険者間調整の案内を全件に同封し送付する。 ・ 事業所を通じて債務者への文書、電話等による催告を実施する。 ・ 資格喪失後受診にかかる返納金債権の電話・訪問による催告業務の一部を外注化する。 ■ KPI：資格喪失後受診に係る返納金債権の回収率 対前年度以上
--	---

	■ KPI：医療給付費総額に占める資格喪失後受診に係る返納金の割合 対前年度以下 ③ 支払督促等法的手続きの積極的な推進、弁護士との連携、業務アドバイザーの活用により、債権の回収強化につなげる。 (5) 効果的なレセプト点検の推進 ① 資格点検 ・点検事務手順書等に基づいた業務の標準化・効率化・簡素化を徹底し、生産性の向上を図る。 ・医療機関において患者の資格の有無を確認できる「オンライン資格確認システム」の利用率の向上を図る。 ■ KPI：USBを配布した医療機関における利用率 50.0%以上（平成30年10月現在 34.1%） ② 外傷点検 ・点検事務手順書等に基づいた業務の標準化・効率化・簡素化を徹底し、生産性の向上を図る。 ③ 内容点検 ・点検効果向上計画を引き続き策定し、実施する。 ・他支部査定事例の活用強化により自動点検マスタの追加登録件数のさらなる増加を図り、自動点検からの再審査請求件数増加につなげる。 ・再審査結果の分析を強化し、支部全体及び点検員個人ごとの課題を把握し、点検員のスキルアップを図るとともに効果的な再審査請求を行う。 ■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率 対前年度以上
2. 戦略的保険者機能関係	(1) 地域とのさらなる連携強化 ① 加入者が良質な医療を享受できるよう、県の政策関係部局をはじめ、県及び市町村が開催する各種協議会等に参加するなど、県や市町村の保健医療計画等の立案に積極的に参加し、協会けんぽの情報を発信していく。 ② 県、市町村と協会けんぽとの間で医療情報の分析や保健事業等における協働事業を実施するなど、情報の共有及び連携の強化を図る。 ③ 協会けんぽの財政状況や医療保険制度の現状等の情報を地域の経済団体等に対し発信するとともに、連携の強化を図る。 (2) 地域医療体制への働きかけの強化 ① 関係会議等において、レセプト情報や健診データ等の分析結果や地域の医療状況が見える化したデータベースの活用

等、効果的な意見発信や働きかけを実施する。

■KPI：「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」等を活用した効果的な意見発信を実施する。

■KPI：地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率 100%（平成30年度見込み50.0%）

（３）ジェネリック医薬品のさらなる使用促進

- ① ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減効果を通知するサービスを実施するほか、ホームページ、メールマガジンや納入告知書同封チラシ等により加入者へ適切な広報を実施する。
- ② 医療機関や調剤薬局ごとのジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用した「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を作成し、医療機関や調剤薬局等へ働きかけを行う。
- ③ ジェネリック医薬品に関して本部提供データやGIS等を活用した分析に取り組み、使用割合の低い階層や大学病院、診療所等への働きかけを強化する。
- ④ 県や関係団体と連携して、県民、協会けんぽ加入者や医療関係者等への啓発活動を強化する。

■KPI：ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※） 78.6%以上

※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

（４）医療費適正化の取組みの推進

- ① 日頃の健康管理や生活習慣の改善等のセルフケアや、かかりつけ薬剤師、スイッチOTC等の広報を実施する。
- ② 加入者の健康づくりへの意識醸成を促進するほか、多剤服用者に対し、心身への影響や医療費に与える影響等を伝え、適正服用につなげる。
- ③ 保険証適正使用に関するポスターやチラシ等を作成の上、関係機関等へ配布し、医療費適正化を図る。

（５）広報の有効活用と加入者サービスの充実

- ① 加入者等に対する情報提供や広報については、ホームページやメールマガジン等により、加入者の立場から分かりやすい各種情報を発信するほか、広報リーフレット「埼玉だより」等を定期的に発行する。
また、メールマガジンの登録者数の拡大を図る。
- ② 県・市町村・関係団体との連携による広報、新聞・テレビ・ラジオなどのメディア等を活用し、保健事業や医療費適

	正化に対する取り組み等について、加入者・事業主・関係機関等へ情報発信を行う。 ③ 駅構内におけるデジタルサイネージによる広報や電車内における中吊り広告等や、大手検索サイトにおけるディスプレイ（バナー）広告等を実施する。 ⑤ 新規加入事業所を対象にした説明会を開催し、健康保険制度等の理解を深めてもらうとともに協会けんぽと事業所との距離を縮めることで事業運営の円滑化を図る。 ⑥ 健康増進や介護に関するサービスを提供する取り組みである「協会けんぽメンバーシップ特典サービス」の参加企業数を増やし、よりよいサービスを加入者等に提供する。 ⑦ アンケート等を実施し、加入者・事業主から直接意見を聞き、創意工夫を凝らした事業を実施する。 ■KPI：広報活動における平均加入者理解率 対前年度以上 （６）健康保険委員と連携した事業の推進 ① 健康保険事業等に対する理解をさらに深めるため、研修会を開催する。 ② 健康保険委員との連携を強化するため、健康保険委員向けの情報誌「健康保険委員だより」を定期的に発行するほか、健康保険事業等に関するパンフレットを作成する。 ③ 健康保険委員を通じ加入者等へ保健事業や医療費適正化に関する取り組み等について周知を図るため、事業所訪問の際に健康保険委員の委嘱勧奨を行うなど、健康保険委員の委嘱者数の拡大及び全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合の拡大に努める。 ■KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合 36.1%以上 （平成30年11月現在 32.5%） ④ 健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して表彰を実施する。 （７）特定健診の推進及び事業者健診データの取得促進 〔被保険者（生活習慣病予防健診）〕 ① 健診機関の受診者数の実績管理を行うとともに、好事例等をフィードバックすることで、受診者数の拡大に向けた働きかけを行う。 ② 訪問による新規生活習慣病予防健診機関の拡大を図る。
--	---

	③ 健診機関が少なく受診率が低い地域に対し、巡回健診等を活用して受診を促進する。 ④ 新規加入事業所及び新規任意継続健康保険加入者への生活習慣病予防健診の受診を勧奨する。 ⑤ 健診推進インセンティブを用いて受診促進を行う。 〔被保険者（事業者健診データ）〕 ① データの取得促進に向け事業所規模別に勧奨策を実施する。（40 歳以上被保険者） 〔50 人以上〕 支部職員による電話及び訪問により健康経営と併せた勧奨を推進する。（対象 200 事業所） 〔6 人以上〕 専門知識を有する外部委託業者を活用した、文書・電話・訪問等による勧奨を推進する。（対象 4,600 事業所） 〔3 人以上〕 文書による勧奨を実施する。（対象 9,100 事業所） 〔新規加入事業所〕 生活習慣病予防健診の受診勧奨と併せて勧奨を行い、データ提供を依頼する。 ② データの提供を積極的に取り組む健診機関と連携し、健診推進インセンティブを活用したデータの早期提供を促進する。 ③ データ提供契約が未締結の健診機関に対する契約勧奨を引き続き実施するとともに、契約済みの健診機関に対してデータ提供状況の確認を実施し、確実にデータ取得を行う。 ④ 同意書提出済み事業所に対するフォローを実施し、確実なデータ取得を行う。 ⑤ 経済団体等と連携した、データ提供に関する同意書の取得を促進する。 〔被扶養者（特定健診）〕 ① 自治体と連携し、協会加入者の特定健診と自治体でのがん検診及び国保特定健診との同時受診が可能な集団健診の実施を推進する。 ② 埼玉県全域において協会けんぽ主催の集団健診を実施するとともに、健診の案内文書や実施場所を工夫し、さらなる受診率の向上を図る。 ③ 健診結果から「健康年齢」を算出し、未受診者へ受診の啓発を図るとともに継続的な受診につなげる。 ④ 新規加入被扶養者への特定健診受診勧奨を実施する。 （８）特定保健指導の推進 〔被保険者〕
--	--

	① 支部内研修会や外部の研修会を活用し、保健指導者のスキル向上を図る。 ② 支部内保健師、管理栄養士の充足を図り、保健指導体制の確立を図る。 ③ 外部機関の進捗管理を徹底し、実施数の拡大に向けた積極的な働きかけを行う。外部機関へ積極的な委託勧奨を行い、保健指導実施機関を増やす。 〔被扶養者〕 ① 集団健診と同日に初回面談を実施し、特定保健指導につなげる。 ② 市町村や健康づくり推進の協定を締結している関係団体等と連携した特定保健指導を実施する。 ③ 支部窓口での特定保健指導を定期的に実施する。 ④ 付加価値を付けた特定保健指導を継続的に実施し、実施率向上を図る。 （９）健康経営の推進（コラボヘルス） ① 県・市町村・関係団体等と連携し、事業所への健康経営の普及及び経営者の社員への健康づくり意識の醸成を促すような環境づくりを推進する。 ・事業所の健康経営をより一層推進するため、埼玉県、さいたま市と共同で設置した健康経営埼玉推進協議会の活動を充実させ、健康宣言参加事業所の拡大を図るとともに、継続的なフォローアップ及び優良な取り組み事例の共有を図る。 ※目標：健康宣言事業所数 500 社（平成 30 年 12 月現在 220 社） ・埼玉県信用保証協会との連携事業や「健康経営サポートカルテ」を活用しながら経営者の社員への健康づくり意識の醸成を図る。 ・社会保険労務士、中小企業診断士等と連携した経営者の社員への健康づくり事業を推進する。 ・経営者の社員への健康づくり意識の醸成を図るため、県・市町村・関係団体等と連携して、健康経営や糖尿病等をテーマとしたセミナーを開催する。 （１０）データヘルス計画の推進（糖尿病重症化予防等） 第二期データヘルス計画の上位目標（加入者に占める人工透析患者数を 0.1%以下にする）を達成するため、以下の事業を実施する。
--	--

	① 健診受診率の向上（前掲） ② 特定保健指導実施率の向上（前掲） ③ 健康経営（コラボヘルス）の推進（前掲） ④ 糖尿病・高血圧等の重症化予防の推進 ・未治療者及び治療中断者へ文書や電話等による効果的な治療勧奨を実施する。（2 次勧奨実施予定者数 2,300 人） ・糖尿病重症化予防プログラムを活用し、かかりつけ医と連携した糖尿病等重症化予防事業を推進するとともに、プログラム修了者への継続的なフォローアップを行う。また、経営者の理解を求め、プログラムに参加しやすい職場環境づくりをサポートする。 ※目標：プログラム利用者 100 人（平成 30 年 12 月現在 69 名） ・医療関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会）等との連携により、効果的な糖尿病等の重症化予防事業を推進する。 ■ KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合 13.6%以上 （１１）その他の保健事業 地方自治体や関係団体等と連携して健康相談や健康教育を実施するほか、「がん検診」や「歯科検診」等の各種検診を実施し、健康づくりに関する保健事業を推進する。 ・保健所等と連携した研修会等を通じ、事業所での健康づくり事業の働きかけを実施する ・市町村における「がん検診」との合同健診を推進するとともに、事業所における「歯科検診」を推進する。 ・埼玉県や医療関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会）等と連携したイベントを実施し、健康相談を通じて特定健診の受診促進を図る。 ・埼玉県等と連携して禁煙、受動喫煙対策を推進する。 ・レセプト情報や健診データ等を分析して、地域ごとの健康特性や疾病動向・受療動向、医療費等の現状を把握し、効果的な保健事業を実施する。 （１２）特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ① 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上
--	---

	◆被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：543,257 人） ・生活習慣病予防健診 実施率 44.6%（実施見込者数：242,293 人）（平成 30 年度見込み：220,000 人） ・事業者健診データ 取得率 13.0%（取得見込者数：70,623 人）（平成 30 年度見込み：48,000 人） ◆被扶養者（受診対象者数：150,192 人） ・特定健康診査 実施率 24.5%（実施見込者数：36,797 人）（平成 30 年度見込み：33,000 人） ■ KPI：生活習慣病予防健診受診率 44.6%以上 事業者健診データ取得率 13.0%以上 被扶養者の特定健診受診率 24.5%以上 ② 特定保健指導の実施率の向上 ◆被保険者（対象者数：63,209 人） ・特定保健指導 実施率 15.0%（実施見込者数：9,481 人）（平成 30 年度見込み：3,000 人） （内訳）協会保健師実施分 7.5%（実施見込者数：4,741 人）（平成 30 年度見込み：2,500 人） アウトソーシング分 7.5%（実施見込者数：4,740 人）（平成 30 年度見込み：500 人） ◆被扶養者（受診対象者数：3,165 人） ・特定保健指導 実施率 9.5%（実施見込者数：301 人）（平成 30 年度見込み：151 人） ■ KPI：特定保健指導の実施率 14.7%以上
3. 組織・運営体制関係	（1）組織運営の強化 ① 本部と支部、支部内のグループ間の連携を強化するとともに、必要に応じ組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。 （2）リスク管理の徹底 ① 支部の事業運営を脅かす様々なリスクの点検やリスク管理能力の向上のための研修の実施、リスク管理委員会の開催などにより、職員のリスクに対する意識の醸成を図るとともに、支部のリスク管理体制を強化する。 （3）適正な業務体制の確立 ① 業務の標準化・効率化・簡素化を徹底し、生産性の向上を図る。 また、平成 32 年 2 月の高額療養費及び療養費のイメージワークフロー化に向けた体制の整備を行う。 ② 業務改善検討委員会を開催（年 6 回）し、職員からの改善提案を検討・実施し、業務改革・改善の推進を図る。

	(4) 人事制度の適正な運用と人材育成の推進 ① 人事評価制度を適切に運用するとともに、評価者の育成に努める。 ② OJTを中心としつつ、支部研修計画に基づいた外部講師による研修を実施するとともに、本部研修参加者による支部内伝達研修を実施する。また、関係団体主催の研修に積極的に参加する。 ③ 職務に関する幅広い知識や視野を養うため、計画的なジョブローテーションを実施する。 (5) コンプライアンスの遵守 ① コンプライアンス委員会及び個人情報保護委員会を開催（年４回）するとともに、コンプライアンスの遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、自主点検（年２回）を行い、各種規程の遵守を徹底する。 (6) 支部における健康づくりの推進 ① 職員の健康づくりに係る「スモールチェンジ活動」や「こころのＡＢＣ活動」を実施するとともに、スポーツイベントへの参加や支部内コミュニケーションサークル活動を推進し、支部としての健康経営を実践する。 ② 衛生委員会、定期健診及びストレスチェック等を確実に実施し、職場環境の整備や職員の健康増進を図る。 (7) 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ① 調達における競争性を高めるため、公告案件の周知方法を工夫する等、一者応札案件の減少に努める。 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合 対前年度以下 ② 電気使用量の実績等を職員に周知するなど、コスト意識の向上を図るとともに、超過勤務時間の削減及び光熱費等の事務所管理費の節減に努める。 ③ 消耗品の適切な在庫管理等により経費の節減に努める。
--	--

平成 31 年度 事業計画（千葉支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	1. 業務の標準化・簡素化・効率化の徹底 - 各種業務マニュアルや手順書等を遵守し、現金給付等の業務の標準化・簡素化・効率化を徹底する。併せて、日々の業務量の多寡や優先度に応じて柔軟な業務処理体制を構築することにより、業務の生産性の向上を目指す。 2. 現金給付の適正化の推進 - 現金給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金のうち、不正受給が疑われる申請について重点的に審査を行う。また、傷病手当金と障害年金等の併給調整について確実に実施する。 3. 効果的なレセプト点検の推進 - 医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に内容点検については、レセプト点検効果向上計画に基づきレセプト点検を確実に実施する。 《具体的な取組》 ①自動点検マスタのメンテナンスを定期的の実施し精度を上げて点検業務の効率化を図る。 ②点検員のスキルアップのために、毎月2回の支部内の勉強会や外部講師等による点検研修を実施する。 ③他支部の査定事例を収集し、自支部内の点検業務に活用する。 ④支払基金との協議を前年度同様に毎月実施し、疑義事例の解消に努める。 ■ K P I : 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。

	4. 柔道整復施術療養費の照会業務の強化 ・ 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。 ■ K P I : 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする。 5. あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進 ・ 受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意書の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局への情報提供を徹底する。 6. 無資格受診等による債権の発生防止のための広報および保険証の回収強化 ①日本年金機構で実施する催告の際に支部あての返信用封筒を同封することで保険証の早期回収を図る。さらに、日本年金機構での資格喪失処理後、2週間以内に支部から一次催告、一次催告から2週間後に二次催告を行い、保険証の早期回収を図る。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ②納入告知書に同封する広報チラシや算定基礎届事務説明会等において、保険証の早期回収の重要性について事業所担当者へ周知する。 ③返納金債権が多数発生する事業所及び関係団体へ文書・訪問・電話により、保険証の早期回収依頼を行う。 ④資格喪失後受診の防止を周知するチラシを作成して特定健診受診券送付時に同封し、退職・扶養解除後は保険証を使用できないことについて加入者へ周知する。 ■ K P I : 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を94.0%以上とする。
--	--

	7. 積極的な債権回収業務の推進 ①文書催告・電話催告・訪問催告等を確実に実施し、早期回収を図る。 ②資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整を債務者に周知し、保険者間調整のスキームを積極的に活用して回収に努める。 ③法的手続（支払督促等）を積極的に推進し、債務名義を取得後も弁済しない者については強制執行を行い、回収を図る。 ④弁護士と契約を結び、弁護士名での文書催告を継続実施する。 ⑤交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収を図る。 ■ K P I : ①返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。 ②医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする。 8. サービス水準の向上 ・ お客様満足度調査・お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等に迅速に対応しサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。また、加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を勧奨する。 ■ K P I : ①サービススタンダードの達成状況を100%とする。 ②現金給付等の申請に係る郵送化率を90.0%以上とする。 9. 限度額適用認定証の利用促進 ・ 加入者の医療機関の窓口での負担軽減を図る限度額適用認定証の利用を促進する。具体的には、事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関に積極的な働きかけを行い、窓口申請書を配置していただける医療機関数を拡大し利用促進を図る。
--	---

	■ K P I : 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 90.3%以上とする。 10. 被扶養者資格の再確認の徹底 - 被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。 ■ K P I : 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 89.0%以上とする。 11. 協会けんぽオンライン資格確認業務の利用率向上 - 協会けんぽ独自で実施している医療機関窓口でのオンライン資格確認業務について、引き続き利用率の向上を図る。 ■ K P I : 現行のオンライン資格確認システムについて、U S B を配布した医療機関における利用率を 43.3%以上とする。
2. 戦略的保険者機能関係	1. 事業所単位での健康・医療データの提供 - 事業主に対して従業員の健康度が見える化した事業所カルテを継続的に作成・配布し、事業所の健康課題を把握いただくことで、効果的な健康経営の普及促進を図る。 2. 加入者の健康増進に向けた取組 - 地方自治体や関係団体と共同で加入者の健康増進に向けた取組や各種広報を行う。

3. データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

上位目標：糖尿病による新規透析者の透析導入時の平均年齢を 55.7 歳から 60 歳以上に改善する。

- ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの推進」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施する。

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

○被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：388,733 人）

- ・ 生活習慣病予防健診実施率 53.9%（実施見込者数：209,515 人）
- ・ 事業者健診データ取得率 6.0%（取得見込者数：23,324 人）

○被扶養者（受診対象者数：104,561 人）

- ・ 特定健康診査実施率 25.0%（実施見込者数：26,140 人）

【健診受診率合計】

- ・ 健診実施対象者数：493,294 人 実施率：52.5%（実施見込者数：258,979 人）

○健診の受診勧奨対策

＜被保険者の健診＞

- ①平成 31 年及び平成 32 年に生活習慣病予防健診（35 歳）及び特定健診（40 歳）の対象となる加入者に対して DM による受診勧奨を実施。
- ②年度途中で加入した新規適用事業所に対する DM 送付、電話勧奨及び未受診事業所に対する電話勧奨を民間事業者への外部委託により実施。
- ③生活習慣病予防健診を利用していない事業所に対する電話又は DM 送付後の訪問勧奨を健診実施機関等への委託により実施。
- ④検診車を保有する健診機関へ働きかけを強化し、健診機関の少ない地域における健診会場の増設を図ることにより受診機会を増加させる。
- ⑤年度途中で加入した任意継続被保険者及び被扶養者に対し、DM による受診勧奨を実施。
- ⑥事業者健診データの取得勧奨や作成業務を健診機関及び民間事業者への外部委託により実施。
- ⑦関係団体（社会保険労務士会等）への事業者健診データ取得勧奨業務委託の実施。
- ⑧健診推進経費を活用した生活習慣病予防健診受診率及び事業者健診データ取得率向上の取組の強化。

	<被扶養者> ①受診券を被保険者の住所へ直接送付。 ②集団健診の実施地区に在住する被扶養者に対して、集団健診 DM による受診勧奨を実施。 ③オプション健診や個人負担の検査項目の追加等を提案した協会けんぽ主催の集団健診を実施。 ④集団健診が可能な健診機関への働きかけを強化し、集団健診会場の少ない地域における会場の増設を図ることにより受診機会を増加させる。 ⑤市町村が実施する特定健診やがん検診との同時実施。 ⑥平成 30 年度の実施結果分析を踏まえた G I S と経年的な受診状況を活用した受診勧奨を実施。 ⑦事業主と支部長の連名文書による受診勧奨を外部委託により実施。 ■ K P I : ①生活習慣病予防健診実施率を 53.9%以上とする。 ②事業者健診データ取得率を 6.0%以上とする。 ③被扶養者の特定健診受診率を 25.0%以上とする。 ii) 特定保健指導の実施率の向上及び平成 30 年度からの制度見直しへの対応 ○被保険者（受診対象者数：47,033 人） ・ 特定保健指導実施率 17.2%（実施見込者数：8,100 人） （内訳）協会保健師実施分 7.2%（実施見込者数：3,400 人） - アウトソーシング分 10.0%（実施見込者数：4,700 人） ○被扶養者（受診対象者数：2,248 人） ・ 特定保健指導実施率 8.0%（実施見込者数：179 人） 【特定保健指導実施率合計】 ・ 特定保健指導対象者数：49,281 人 実施率：16.8% （実施見込者数：8,279 人） ○保健指導の受診勧奨対策 <被保険者>
--	---

- ①特定保健指導の実施機関の拡充及び民間事業者への外部委託の強化。
- ②当日保健指導の実施機関の拡充。
- ③対象者全員に対する保健指導サポート機関との協働事業実施に関するノウハウ集の作成。
- ④上記、③のノウハウ集を活用した保健指導実施機関での対象者全員に対する保健指導実施に向けた協働事業の推進。

<被扶養者>

- ①利用券を被扶養者の住所へ直接送付。
- ②集団方式での健診と特定保健指導をセットで外部委託する保健指導の実施。
- ③外部委託特定保健指導実施機関の拡充。

■ K P I : 特定保健指導の実施率を 16.8%以上とする。

iii) 重症化予防対策の推進

○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 2,377 人

- ①重症の可能性の高い方に対し本部からの一次勧奨後に支部から二次勧奨を実施。(外部委託も検討する。)
- ②船橋市医師会と連携し慢性腎不全(CKD)の疑いのある者に対し医療機関の受診勧奨を実施。
- ③被扶養者の受診者リストを基に二次勧奨域である者に対して文書勧奨を実施。
- ④被保険者の一次勧奨予備群及び被扶養者の一次・二次勧奨予備群等へ健康意識のお知らせ送付を実施。

○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ①千葉県の糖尿病性腎症重症化予防プログラムのスキームに則った取組を実施。
- ②健診実施機関及び腎臓専門医療機関と連携し、初期糖尿病患者に対する取組を継続的に実施。

■ K P I : 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.0%以上とする。

iv) コラボヘルスの推進

○健康経営の普及促進

- ・ 事業主に対して従業員の健康度が見える化した事業所カルテを継続的に作成・配布し、事業所の健康課題を把握いただく

ことで、効果的な健康経営の普及促進を図る。【再掲】

- ・ 健康経営の普及促進に向けて、健康保険組合や経済団体と連携した取組を実施する。

○健康な職場づくり事業の実施

- ・ 支部職員が事業所訪問を行うことにより、健康経営の第１歩となる、健康な職場づくり宣言を行っていただく事業所数の拡大や健康意識の醸成を図り、事業所における健康づくりの取組や協会の保健事業を推進する。
- ・ 健康な職場づくり宣言を行った事業所に対する協会けんぽからのフォローアップの取組の強化を図る。具体的には、健康課題把握のための事業所カルテの継続的な送付、広報誌「健康 Times」による健康情報の提供、禁煙セミナー、呼気一酸化炭素濃度測定、従業員の被扶養者への禁煙おススメ通知等の禁煙支援、運動やメンタルヘルス支援を目的とした出張健康づくりセミナーなど既存の取組に加え、事業所が行っている健康づくりの取組を集めた事例集の作成や歯科健診の実施のほか、千葉県や関係団体と連携した新たな認証制度創設の提案等、新たな取組を検討する。

4. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- ・ 医療保険制度の持続可能性を維持するための医療保険制度の財政状況や健康診断の受診等を通じた個人の健康維持の必要性について、加入者や事業主の皆様理解いただくために、各種広報チラシ、ホームページやメールマガジンなどを通じた分かりやすくタイムリーな情報発信を引き続き実施する。
- ・ また、マスメディアや SNS を活用した広報など、新たな広報を実施することで協会の事業運営に関する加入者や事業主の皆様の更なる理解促進を図る。
- ・ 県・市町村や関係団体との連携を行うことでより効果的な広報の実施に努める。また、医療資源が公共性を有するものであり有限であること、医療機関への上手なかかり方等を周知広報することで、加入者の皆様の適切な受療行動の促進を図る。
- ・ 加入者にとって身近な存在となる健康保険委員の委嘱拡大を積極的に進めるとともに、研修会の開催や広報紙を通じた情報提供を充実させ、健康保険制度や健康づくりに関する理解促進を図る。

■ K P I : ①広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。

②全被保険者に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 27.0%以上とする。

5. ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ 各地域のジェネリック医薬品の使用促進に係る阻害要因を数値化したジェネリックカルテ等の分析を行う。

	・ 上記分析結果を踏まえ、医療提供側への働きかけとして、個別の医療機関・調剤薬局を積極的に訪問するとともに、見える化ツールを活用し、効果的なアプローチを行う。 ・ また、加入者に対する働きかけとして、ジェネリック医薬品に関する理解を深めていただくため、公共交通機関やマスメディアを活用した広く訴求力のある広報を実施する。 ・ なお、各種取組の実施にあたっては千葉県、医師会、薬剤師会及び健康保険組合等と連携して進めていく。 ■ K P I : 協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を79.5%以上とする。 6. 医療データの分析に基づく効果的な取組の推進、地域の医療提供体制への働きかけ ・ 千葉大学と共同で医療費分析を行い、地域の課題を明らかにするとともに効果的な取組の企画・立案を図る。 ・ 協会の各種事業に資するため、保有するレセプトデータ等や地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、加入者の受診傾向や医療費の動向等について、地域差の要因分析を行う。 ・ 地域における効率的かつ充実した医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の各種会議において被用者保険の保険者の立場から意見発信を行う。また、加入者や事業主の皆様に向けた情報提供についても併せて実施する。 ■ K P I : ①他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率100%を維持する。 ②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。
3. 組織・運営体制関係	1. 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 ・ 保険者機能の強化・発揮及び保健事業の更なる推進といった協会の方向性を実現するため、本部から示されている標準人員に基づき、適正な人員配置を行ったうえで企画・保健部門の人員体制の一層の充実を図る。 2. 人事評価制度の適正な運用 ・ 組織目標を意識して個人目標を設定し、評価期間中は上司が適切に業務管理、業務指導を行い、評価段階では十分に内容

を確認し、評価結果を適切にフィードバックし、処遇に反映させることにより職員のモチベーションの向上に繋げる。

3. OJTを中心とした人材育成

- ・ OJTを中心としつつ、効果的にOff-JTや各種研修と組み合わせることで組織基盤の底上げを図り、主体的かつ自主的に業務遂行する自己管理意識の高い人材の育成に努める。
- ・ また、ふたつのホケン（医療保険と保健・医療）のプロフェッショナルである職員を育成するため、業務部門と企画・保健部門間における人事異動を柔軟且つ計画的に行い、成長意欲を醸成できる環境を整備する。

4. 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札となった案件については、真に競争性が確保されているか、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査や公告後の業者への声掛け等による検証を実施し、一者応札案件の減少に努める。

■ KPI：一般競争入札に占める一社応札案件の割合について、対前年度以下とする。

5. コンプライアンス及びリスク管理の徹底

- ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、朝礼や職員研修等を通じてその徹底を図る。また、個人情報保護や情報セキュリティについて、各種規程を遵守するとともに各種ファイルが適切に管理されているか毎月点検するなど、リスク管理体制の徹底を図る。

平成31年度事業計画（東京支部）

分 野	具体的施策等
基 本 方 針	I. 加入者の健康度の向上、医療費の抑制・適正化に資する施策の実施 ・加入者の健康度向上のため、保健事業を推進・実施するとともに、加入者・事業主への働きかけ（予防・診断・治療・予後）を強化する。 ・医療費の抑制・適正化を図るため、医療提供体制の在り方に係る意見発信、ジェネリック医薬品の使用促進に資する施策などを実施するとともに、医療関係団体への働きかけを強化する。 II. 効率的かつ無駄のない価値あるサービスの提供 ・基盤的保険者機能を盤石なものとするため、現金給付等の審査・支払事務の効率化を推進する。併せて、業務量、優先度に応じた柔軟な対応ができる業務処理体制を構築し、業務の生産性を向上させる。 III. 保険者機能発揮の基盤となる組織体制の強化 ・人材育成による組織基盤の底上げを行い、組織力の更なる強化を図る。 IV. 大規模健康保険組合の解散による万全な受け入れ・業務処理体制の構築 ・大規模健康保険組合の解散による受け入れに伴い、業務量が増大することから、効率化を図るとともに、柔軟な対応ができる業務処理体制を構築し、円滑な移行を図る。
1. 基盤的保険者機能関係	① 業務処理体制における「山崩し方式」の推進 ・業務処理体制をさらに盤石なものとし、解散健康保険組合の受け入れ等による業務量の増大にも対応できるよう、OJT・ジョブローテーションによる処理能力の向上・多能化に取り組み、より効率的な「山崩し方式」による処理体制を検討し推進する。具体的には、三つの各業務領域（現金給付、適用徴収、レセプト）内での柔軟な業務処理、OJTを確立し、各業務領域を超えた業務処理、人材育成は人事異動を伴うジョブローテーションにより実現する。 めざすゴールは保険業務のプロフェッショナルの育成とする。 * 「山崩し方式」・・・業務量の多寡や優先度に応じ、事務処理能力を勘案して管理者の的確な指示により、柔軟に業務処理する体制 ② 現金給付の適正化の推進 ・不正の疑いのある事案については、保険給付適正化PTの議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請については、本部が提供する不正の疑いのある支給済みデータを活用し重点的に審査を行う。

- ・傷病手当金と老齢退職年金・障害厚生年金・労災休業補償との併給調整について、会計検査院からの指摘も踏まえ、併給調整にかかる事務処理の手順書に基づき確実に実施する。

③ 効果的なレセプト点検の推進

- ・レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用し、協会のノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検を推進する。
具体的には、毎月のスケジュールに沿った計画的な点検と自動点検システムを有効に活用した点検を行うとともに、テンプレートの充実など、点検範囲の拡大に努める。
- ・外注化の廃止、大規模健康保険組合の解散など、点検すべきレセプト件数が大幅に増加することが見込まれることから、より効率的な点検方法の検討を進める。
- ・支部内および他支部の査定事例の共有を図り、点検範囲の拡大・平準化と点検員のスキル向上・平準化を目指す。
- ・支払基金の査定率向上に向け、協議の積み重ねにより適正な査定要請及び審査基準の統一化を追求する。

■KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。

(※) 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額

④ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- ・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、必要に応じて施術者に照会する。
- ・「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。
- ・柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。
- ・柔道整復審査会を活用して疑いのある施術者へ照会する。
- ・不正を強く疑われる案件を地方厚生局へ情報提供する。

■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする。

⑤ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

- ・受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を徹底する。

⑥ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

- ・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。
また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- ・発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

■KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を94.0%以上とする

②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）回収率を対前年度以上とする

③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

⑦ サービス水準の向上

- ・お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。

■KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする

②現金給付等の申請に係る郵送化率を94.1%以上とする

⑧ 限度額適用認定証の利用促進

- ・事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関や市町村と連携し、窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。

■KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を84.0%以上とする

⑨ 被扶養者資格の再確認の徹底

- ・被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。

■KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を89.0%以上とする

⑩ オンライン資格確認の利用率向上

- ・現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続き利用勧奨などを行い、利用率の向上を図る。

■KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を43.3%以上とする

⑪ 的確な財政運営

- ・中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。

2. 戦略的保険者機能関係	【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 ※第3期アクションプランの目標と同一 I 医療等の質や効率性の向上 II 加入者の健康度を高めること III 医療費等の適正化
	① ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供 〈I、II、III〉 (個人単位での健康・医療データの提供) ・本部からのデータ提供状況を見極め、「慢性腎臓病（CKD）の重症化予防」対象者への受診勧奨事業については実施を検討していく。 (事業所単位での健康・医療データの提供) ・事業所単位での健康・医療データの提供については、事業所と東京支部が健康課題を共有・連携し、従業員の健康増進に繋げられることを目的に作成した可視化ツール「健康企業レポート」を従業員の健診受診者数が30名以上の事業所に提供する。
	② データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 〈I、II、III〉 ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。 ・外部有識者とアドバイザー契約を結び、専門的見地からの意見・助言をもとに、PDCAサイクルを回しながら適切に実施する。 【上位目標】 ・40歳以上の加入者について、性年齢層別の「心不全」「脳卒中」「腎不全（透析）」の新規発症者の割合が事業開始時点を下回ること。
	i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 被保険者について、外部委託を活用し、事業所規模、新規既存別に効率的な受診勧奨を実施する。 被扶養者について、集団健診実施地区を拡大するとともに他県在住者に対するアプローチを強化する。 解散健保対策としては、移行事業所に対し協会の健診についての事前の周知を行ったうえ、別途31年度の健診パンフレット等を送付し協会の健診の定着化を図る。 それぞれの事業実施に当たっては、広報物の訴求力を高め一層の効果が得られるように工夫する。

＜被保険者の健診受診率向上に向けた施策＞

- ①大規模事業所（対象者100名以上）への事業者健診結果データ提供勧奨〔外部委託〕
- ②中規模事業所（対象者20名以上99名以下）への受診勧奨〔健診実施機関に委託〕
- ③小規模事業所（対象者19名以下）への受診勧奨〔外部委託〕
- ④新規適用事業所への健診案内及び電話勧奨〔外部委託〕
- ⑤解散健保事業所への健診案内〔外部委託〕
- ⑥情報提供サービスの利用促進（広報）

＜被扶養者の健診受診率向上に向けた施策＞

- ①集団健診の実施（対象地域を拡大）
- ②他県在住被扶養者への集団健診案内（他支部協働）〔外部委託〕
- ③新規加入被扶養者への受診券発送〔外部委託〕
- ④集団健診未実施地域へのチラシによる勧奨（他県在住者含む）〔外部委託〕

【健診数値目標】

○被保険者（40歳以上）（受診対象者数： 1,856,422 人）

- ・生活習慣病予防健診 受診率 47.7 %（受診見込者数： 885,513 人）
- ・事業者健診データ 取得率 3.6 %（取得見込者数： 66,831 人）

○被扶養者（受診対象者数： 487,364 人）

- ・特定健康診査 受診率 21.5 %（受診見込者数： 104,783 人）

■ KPI：①生活習慣病予防健診受診率を47.7%以上とする

②事業者健診データ取得率を3.6%以上とする

③被扶養者の特定健診受診率を21.5%以上とする

ii）特定保健指導の実施率の向上及び平成30年度からの制度見直しへの対応
外部委託を活用しながら特定保健指導の実施増を図る。

＜被保険者の特定保健指導実施率向上に向けた施策＞

- ① 事業所への電話勧奨を委託し、協会保健師等による実施者の拡大を図る。
- ② 健診機関による健診受診当日の実施（一括・分割）推進を引き続き働きかける。
- ③ 健診機関以外の専門機関に外部委託し、集団特定保健指導やＩＣＴ等の活用による実施方法の工夫を図り、実施者数の拡大を図る。
- ④ 特定保健指導の案内冊子を作成し、健診機関での配布を依頼する等により周知を図ることで、実施率向上につなげる。

＜被扶養者の特定保健指導実施率向上に向けた施策＞

- ① 会場型の集団特定保健指導の機会を設け、実施者数の拡大を図る。

【特定保健指導数値目標】

○被保険者（受診対象者数：192,373 人）

・ 特定保健指導 実施率 15.0 %（実施見込者数：28,856 人）

（内訳）協会保健師実施分 3.2 %（実施見込者数：6,100 人）

アウトソーシング分（健診機関） 3.4 %（実施見込者数：6,600 人）

アウトソーシング分（初回からの委託）8.4 %（実施見込者数：16,156 人）

○被扶養者（受診対象者数：9,011人）

・ 特定保健指導 実施率 6.0 %（実施見込者数：540 人）

■KPI：特定保健指導の実施率を14.6%以上とする

iii）重症化予防対策の推進

- ・ 未治療者に対する重症化予防を推進するため外部委託により案内通知（3パターン）、専用封筒を作成し、医療機関受診勧奨を図る。引き続き本部による一次勧奨後、間を開けずに（1か月後）二次勧奨を実施し、受診者の拡大を図る。
- ・ 糖尿病性腎症についても重症化を予防する観点から、外部委託により対象者を抽出したのち、かかりつけ医との連携等による保健指導は専門業者を活用して実施する。

【受診勧奨後3か月以内に医療機関を実施した者の割合】

12.0%以上

【未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定者数】

7,576 人

■KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.0%以上とする

iv) コラボヘルスの推進

- ・事業所と東京支部とが協力・連携のもと、継続性のある健康づくりの啓発などフォローアップを行い、従業員の健康づくりの推進をしていく。
- ・健康宣言事業所数および健康優良企業の事業所数(金・銀の認定)の拡大を図り、健康経営の更なる普及推進を図る。(31年度末までに宣言事業所数1,000件を目標とする。)

＜健康経営推進に向けた施策＞

- ① 健康企業レポートを活用した事業所へのフォローアップ
- ② 外部委託による健康ミニセミナー(出張講座)の拡充
- ③ 健康企業宣言事業所向けの定期情報紙・DVDの提供
- ④ 健康経営普及セミナーの開催

③ 広報活動を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

- ・加入者理解率を踏まえ、内容や対象に応じた適切な媒体、方法で広報を実施する。
 - i) 健診の受診率向上に寄与するため、紙媒体のほかラジオや動画で引き続き受診啓発を行う。
 - ii) 特定保健指導のツールとして料理動画を制作し、特定保健指導の実施率向上・中断率の減少を目的とした広報を実施する。
 - iii) 東京支部をより身近に感じていただくため、平成30年度決算及び事業報告並びに平成31年度事業方針等を記載した東京支部通信(仮称)を事業主及び地方自治体に発刊する。
 - iv) その他、紙媒体で実施する広報は、情報量が過多にならないよう支部ホームページに誘導するなどの工夫を行う。

■KPI：広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする

④ 健康保険委員活動の活性化

- ・健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。

■KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を30.0%以上とする

⑤ ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅰ、Ⅲ〉

- ・本部が作成する新たな指標を追加した「ジェネリックカルテ」を活用し、東京支部のジェネリック医薬品使用促進の阻害

要因を明確にし、阻害要因の改善に資する効率・効果的な施策を検討・実施する。

- ・患者側だけではなく、医療供給側への働き掛けを強化するため、薬局・医療機関に対し、「医療機関・調剤薬局向け見える化ツール」を定期的に送付するとともに、アンケートを実施するなど、医療供給側からジェネリック医薬品使用促進の阻害要因などをヒアリングし、今後の施策に反映させ、訪問などにつなげる。
- ・医療供給側へのアプローチを効果的に行うため、国や東京都担当部局、関係機関等への働き掛けを強化する。具体的には、「後発医薬品推進協議会」（平成 31 年度設置予定）などにおいて働き掛けを行う。
- ・「保険者協議会」などの場で、「医療機関・調剤薬局向け見える化ツール」の説明をするなど、関係機関への働き掛けを円滑にするための環境整備を行う。

■KPI：協会けんぽ東京支部のジェネリック医薬品使用割合を 77.6%以上とする

⑥ インセンティブ制度の本格導入〈Ⅱ、Ⅲ〉

- ・平成 30 年度の実施結果を踏まえ、加入者・事業主に対し、評価指標向上のために必要なことなどの周知広報を行う。また、制度自体の理解を得られるよう、引き続き周知広報を行う。

⑦ パイロット事業を活用した好事例の全国展開〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

- ・支部独自事業として「大腸がん検診の要精検者への受診勧奨」を試行し、効果が得られた場合は全国展開を本部に提言する。

i) 意見発信のための体制の確保

- ・地域の実情に応じた医療提供体制等に係る意見発信を行うために必要な体制を確保するため、東京都等にリーダーシップ発揮を要請する。

ii) 医療費データ等の分析

- ・協会が保有するレセプトデータ等や地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、加入者の医療機関への受診傾向や医療費の動向等について、地域差の要因分析を行う。
- ・外部有識者の意見を取り入れることにより、分析の質の向上を図る。

iii) 外部への意見発信や情報提供

- ・地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療が見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。

	・他の被用者保険者として連携して、保険者協議会を通じた意見発信を行う。 ・医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。 ・新経済・財政再生計画 改革工程表 2018 及び今後策定される予定の社会保障制度改革の「工程表」について、その具体化に向けた議論の中で必要な意見発信を行う。 ■KPI：①他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を 100%とする ②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を全支部で実施する
3. 組織運営体制関係	① OJTを中心とした人材育成 ・業務の「山崩し方式」、事業所訪問など業務を通じた職場における人材育成（OJT）、また集合研修・自己啓発（Off-JT）により、自ら意識・行動を変え役職ごとに必要とされる知識・スキル等の習得を図り、保険と保健のプロフェッショナルの育成を進める。 ② 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、一者応札案件の減少に努める。 ■KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、23.0%以下とする ③コンプライアンスの徹底 ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 ④ リスク管理 ・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に、情報セキュリティ対策については、CSIRT(Computer Security Incident Response Team)において迅速かつ効率的な初動対応を行う。 加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。

平成 31 年度 事業計画（神奈川支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	（１）現金給付の適正化の推進 （実施策） ・ 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化 P T の議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。 特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。 ・ 傷病手当金と障害年金・労災保険等との併給調整について、会計検査院からの指摘も踏まえ、確実に実施する。 ・ 本部から提供されるリストを活用し適正化に取り組む等、本部との連携を強化する。 ・ 日本年金機構等関係機関との連携を強化する。 （２）効果的なレセプト点検の推進 ■KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする 【参考】平成 30 年度実績 0.410%（10 月末現在） ①効果的な内容点検の実施 （実施策） ・ レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用し、協会のノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検を実施する。 ・ 行動計画による 7 実施施策について、実施内容、向上を妨げた問題点や改善策について検討し、効果額アップに繋げる。 ・ 点検員個別の達成状況についてシステムで把握し、個別面談のうえ弱点などをアドバイスすることにより、審査力の向上を図る。 ・ 審査医師に対し、審査関係に係る質疑事項の照会を行い知識力の向上を図る。 ・ 点検体制を見直し、効率的かつ効果的な内容点検を実施することにより、支部全体の生産性の向上を図る。 （数値目標） 診療内容等査定効果額

	・ 加入者一人当たりの過去 3 年間最高値を上回る。 (過去最高 平成 28 年度実績 117 円) ・ 加入者一人当たりの前年度伸び率を上回る。 (平成 30 年度実績 11.0%) (10 月末現在) ・ 点検員一人当たりの過去 3 年間最高値を上回る。 (過去最高 平成 29 年度実績 7,564,165 円) ・ 点検員一人当たりの前年度伸び率を上回る。 (平成 30 年度実績 14.5%) (10 月末現在) ・ 再審査請求件数について、過去 3 年間最高値を上回る。 (過去最高 平成 28 年度実績 188,471 件) ②効果的な資格点検の実施 (実施策) ・ 効率的かつ効果的な資格点検により、全件調定について毎月計画的に実施する。 (数値目標) ・ 資格点検を確実に実施する。 (加入者一人当たり 1,248 円) 【参考】平成 30 年度実績 653 円 (10 月末現在) ③効果的な外傷点検の実施 (実施策) ・ 負傷原因照会について毎月確実に実施し、未回答者には催告状を送付のうえ効果額の向上を図る。 ・ 業務上による返還及び第三者行為による加害者求償について、全件調定することにより請求漏れを防止し適切に実施する。 ・ 求償の事務処理について、システムを活用した効率的かつ効果的な事務処理を実施する。
--	---

	(数値目標) ・外傷点検効果額について、前年度を上回る。 (加入者一人当たり 197 円) 【参考】平成 30 年度実績 118 円 (10 月末現在) ・外傷点検効果額について、前年度伸び率を上回る。 (伸び率 15.2%) 【参考】平成 30 年度実績 △13.2% (10 月末現在) ④多受診者への適正受診指導の強化 (実施策) ・毎月 1 回システムからデータ取得し、対象者へ照会文書を送付するとともに、その後の受診状況を管理する。 (数値目標) ・多受診者への適正受診指導件数について前年度を上回る。 (指導件数 10 件) 【参考】平成 30 年度実績 3 件 (10 月末現在) ⑤情報提供サービスの利用拡大 (実施策) ・広報紙などを通じ加入者に対し広報することにより、医療費情報に関する利用申請の増加を図る。 (数値目標) (払出件数 630 件) 【参考】平成 30 年度実績 293 件 (10 月末現在)
--	--

(3) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

【参考】平成29年度実績（確定） 47,184件

平成30年度実績（推定） 6,850件

(実施策)

- ・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。
- ・平成30年度に神奈川支部が独自に開始した「部位ころがし」の疑いの高い施術所の分析を通じた、柔道整復施術療養費審査会への情報提供を引き続き行い給付の適正化を図る。

(数値目標)

患者照会件数について平成30年度を上回る。

【参考】平成29年度実績（確定） 12,387件

平成30年度実績（推定） 30,400件

(4) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

- ・受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供する。

(5) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

■KPI：

- ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を94.0%以上とする

【参考】平成30年度実績 89.0%（10月末現在）

- ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

	【参考】平成 30 年度実績 40.4%（10 月末現在） ③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする 【参考】平成 30 年度実績 0.145%（10 月末現在） （実施策） ①保険証回収強化 ・日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。 ・被保険者証回収不能届を活用した電話催告を実施することにより保険証回収の強化を図る。 ・事業所へポスターやチラシなどを配布し、資格喪失届出時の保険証添付の徹底について周知を図る。 ・喪失後に受診した者の事業所をピックアップし、重点的に周知を図るチラシを送付する。 ②返納金回収率の向上 ・発生した債権の早期回収に取り組むとともに、各種催告、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 ・アウトソースにより催告状（一次・二次）を早期に送付することにより、債務者に対し納付意識の高揚を図る。 ・催告状を送付してもなお納付のない債務者に対し、弁護士名催告状を毎月送付する。 ・弁護士名催告状を送付してもなお納付のない債務者に対し、法的手続きを毎月計画的に実施する。 ・高額債務者に対して電話催告を計画的に実施するとともに、保険者間調整を積極的に実施する。 （数値目標） ・現年度発生分債権金額について前年度伸び率を上回る。 【参考】平成 30 年度実績 △10.9%（10 月末現在） ・債権残高（全債権）について前年度減少率を上回る。 【参考】平成 30 年度実績 △13.9%（10 月末現在） ・法的手続きについて本部計画以上の件数を実施する。 （年間 80 件以上） 【参考】平成 30 年度実績 118 件（10 月末現在）
--	--

	(6) サービス水準の向上 ■KPI : ①サービススタンダードの達成状況を 100%とする 【参考】平成 30 年度実績 100% (9 月末現在) ②現金給付等の申請に係る郵送化率を 90.0%以上とする 【参考】平成 29 年度実績 86.8% (実施策) ・お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、傷病手当金等(サービススタンダード)は申請受付から 10 営業日以内に支払うことを継続し、療養費(立替、装具)については概ね 21 営業日での支払いとする。 ・ホームページの整備を行い、ホームページへの誘導を行うことで来訪者数を削減する。また、電話対応時に郵送による申請を促進する。 ・サービス水準の向上のため、CS 研修及び各種実務研修を行う。 ・「お客様の声」について本部提供の報告書を分析し、自支部の改善事項等の活用を行う。 (7) 限度額適用認定証の利用促進 ■KPI : 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 87.6%以上とする 【参考】平成 29 年度実績 85.9% (実施策) ・限度額適用認定証の利用により加入者の医療機関窓口での負担が軽減されるため、事業主や健康保険委員等に対してチラシやリーフレットによる広報を実施する。 ・医療機関や市町村と連携し、窓口に限度額適用認定申請書を配置するなどして利用を促進するため、まだ申請書が配置できていない医療機関へ働きかけを再度実施する。
--	--

	(8) 被扶養者資格の再確認の徹底 ■KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 89.0%以上とする 【参考】平成 30 年度実績 86.2% (11 月現在) (実施策) ・被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、より多くの未提出事業所へ早期に勧奨を行う。また、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。 (数値目標) 勧奨事業所件数について前年度実績を上回る。 【参考】平成 29 年度実績 約 250 件 (10 月下旬実施) (9) オンライン資格確認の利用率向上 ■KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配付した医療機関における利用率を 53.8%以上とする 【参考】平成 30 年度実績 53.8% (上期平均利用率) (実施策) ・現在神奈川支部が実施しているオンライン資格確認について、医療機関が効率的に利用できるような使用方法の提供および使用の呼びかけを行い、利用率の向上を図る。 (1 0) 的確な財政運営 (実施策) ・中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。 (1 1) 海外療養費支給申請の審査の強化 (実施策)
--	---

	・海外療養費の不正請求を防止するため、外部委託を活用した診療明細の精査や翻訳内容の再確認、医療機関への文書照会を実施するなど支給申請の審査を強化する。
2. 戦略的保険者機能関係	(1) ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供 (実施策) ・かながわ健康企業宣言事業所への事業所カルテの定期的な提供の実施を行う。 ・神奈川県及び4市（横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市）との健康づくりの推進に係る覚書に基づき、自治体住民・加入者の健康増進を目的として協働で医療費分析を行う。 (2) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実かつ効果的、効率的な実施 上位目標：循環器系疾患の1人当たり医療費を全国平均以下とする (実施策) ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。 ・実施に当たっては、定量的かつアウトカムを重視した目標の設定により、PDCAサイクルを一層強化する。 ①特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ■KPI： 特定健診受診率：49.0% 【参考】平成29年度実績 43.3% ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：652,404人） ・生活習慣病予防健診 実施率 53.3%（実施見込者数：347,750人） 【参考】平成29年度実績 48.2% ・事業者健診データ 取得率 2.8%（取得見込者数：18,000人） 【参考】平成29年度実績 1.2%

	○被扶養者（受診対象者数：171,856人） ・特定健康診査 実施率 22.0%（実施見込者数：37,808人） 【参考】平成 29 年度実績 21.0% （実施策） 【生活習慣病予防健診】 ・新規適用事業所に対して生活習慣病予防健診の案内・申込書等をタイムリー（6～12 月）に送付する。併せて新規適用事業所に電話等による受診勧奨を実施する。 ・任意継続被保険者に対し文書勧奨を実施する。（6 月） ・地理情報システム（GIS）を活用し、未受診者に対し居住の近隣で実施する会場健診の案内を送付する。（10 月） ・健診推進経費を活用し未受診事業所への生活習慣病予防健診の勧奨を実施する。（8～2 月） ・健診の質の確保及び健診機関との情報交換のため、健診実施機関への監査を実施する。（年間 28 か所） ・事業所の生活習慣病予防健診に対する認識の程度を把握するためのアンケート調査を実施する。（6～12 月） ・生活習慣病予防健診実施機関における、健診予約状況照会サービスを支部ホームページにおいて提供する。（通年） ・大規模事業所向けに情報提供サービス（Opti）普及を目的とした広報を実施する。 【事業者健診データ】 ・神奈川労働局と連名でデータ提供への協力依頼文書を送付し、事業者健診データの取得勧奨を実施する。 ・健診推進経費を活用し訪問による勧奨事業を委託により実施する。（7～2 月） ・商工会議所等と連携を図り、事業者健診データの取得を推進する。 ・事業所健診データの取得およびデータ作成業務を委託により実施する。（6～12 月） 【特定健康診査】 ・任意継続被扶養者に対し受診券を発送する。（6 月） ・新規加入者に対し受診券を送付する。（7～11 月） ・昨年・一昨年に集団健診を実施した被扶養者を対象にオプション検査等を含めた集団健診（有料）を実施する。 ・未受診者対策として協会主催の自己負担無料集団健診（会場健診）を実施する。（12～3 月） ・市町村が行うがん検診との連携強化を図る。
--	--

	・ 健診機関の協力のもと、被保険者と同様の生活習慣病予防健診を提供し、受診拡大を図る。 ②特定保健指導の実施率の向上 ■KPI： 特定保健指導実施率 14.5% 【参考】平成 29 年度実績 4.5% ○被保険者（対象者数：73,882 人） 特定保健指導 実施率 14.4%（実施見込者数：10,639 人） （内訳）協会保健師実施分 5.8%（実施見込者数：4,255 人） アウトソーシング分 8.6%（実施見込者数：6,384 人） 【参考】平成 29 年度実績 4.4% ○被扶養者（対象者数：2,835 人） 特定保健指導 実施率 17.7%（実施見込者数：501 人） 【参考】平成 29 年度実績 7.1% （実施策） ・ 当日保健指導の実施機関を確保し、初回分割実施などによる保健指導の利用拡大を推進する。実施機関確保に当たっては、委託機関への説明をはじめ、定期監査における情報交換の場を活用し推進する。 ・ 委託機関事務説明会では、委託実績が上がっている機関からの好事例発表を行う等、委託機関間の情報交換を活発にして委託件数の底上げを図る。 ・ 民間委託機関を活用し特定保健指導の周知と利用拡大を図る。 ・ 委託によるセミナー形式の特定保健指導の展開を図る。（4 会場） ・ 集団健診の際、初回面談（分割実施）を実施する。 ・ 保健師等のマンパワー不足の課題解決に向け、その具体的な対応策について検討する。
--	---

	・ 特定保健指導初回面談から３か月経過した対象者に対し、ステップアップ検査を実施し、効果的な保健指導を展開する。 ③重症化予防対策の推進 ■KPI：受診勧奨後３か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.0%以上とする 【参考】平成 29 年度実績 10.9%（平成 28 年 4 月～29 年 3 月受診分） （実施策） ・ 健診結果で要治療と判定されながら医療機関に受診していない者に対して委託による受診勧奨を実施する。 ・ 電話による二次勧奨を実施する。 ・ 糖尿病患者にかかりつけ医と連携し、糖尿病性腎症重症化予防指導プログラムを委託で実施する。 （数値目標） ・ 電話による二次勧奨件数 4,000 件 【参考】平成 29 年度実績 3,912 件（平成 28 年 10 月～29 年 9 月実施分） ・ 主治医の指示に基づく保健指導 35 件 【参考】平成 29 年度実績 4 名 ④健康経営（コラボヘルス）の推進 （実施策） ・ 事業所訪問を行うことにより健康宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、取組の質を向上させる観点から、宣言事業所に対するフォローアップの強化の一環として、健康づくり講座を実施するほか、事業所の取組内容の聞き取りを実施して、好事例等の情報を他の事業所へ展開する。 ・ 事業所カルテを活用し、健康度の改善度合いをデータとして提供し、事業所の健康経営に対する取組意欲の向上を図る。 （数値目標） 宣言事業所数 240 事業所
--	---

【参考】平成 30 年度実績 170 事業所（12 月末現在）

（３）広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

■KPI：

- ①広報活動における加入者理解率について前年の平均値以上とする。
- ②全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 35.1%以上に増やす。

【参考】平成 30 年度実績 28.7%（9 月末現在）

（実施策）

- ・加入者を対象とした理解度調査の結果を踏まえた広報を実施する。
- ・健康保険委員活動の活性化を図るため、協力関係にある自治体等との協働で、健康保険委員研修会開催を継続するとともに、広報紙等を通じた情報提供を実施する。
- ・新規適用事業所が増加していることから、日本年金機構と協働で、経験の少ない事務担当者向けの研修会を実施する。
- ・健康保険委員の活動や功績に対し健康保険委員表彰を実施する。
- ・新規適用事業所向けの制度周知と合わせた健康保険委員勧奨を継続するとともに、被保険者数の多い事業所に向けた勧奨も実施する。

（４）ジェネリック医薬品の使用促進

■KPI：神奈川支部のジェネリック医薬品使用割合を 78.1%以上とする

【参考】平成 30 年度実績 72.6%（6 月末現在）

（実施策）

- ・新たな指標を追加したジェネリックカルテを活用し、支部の阻害要因を分析する。
- ・上記の分析結果を基に医療機関及び調剤薬局に効果的なアプローチを行う。また、アプローチをスムーズにするため、神奈川県・関係機関等への働きかけを行う。
- ・ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ等の各種広報、健康保険委員研修会、ジェネリック医薬品希望シー

	ルの配布等を通じて周知広報を行い、更なる使用促進を図る。 ・ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスの対象範囲の更なる拡大を図り、自己負担額軽減額通知の年２回送付を継続実施する。 ・薬剤師会との連携等による加入者への情報提供を行う等、積極的な啓発活動を推進する。 ・神奈川県後発医薬品使用促進協議会において、ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた意見発信を行う。 (５) インセンティブ制度の周知 (実施策) ・メディアを活用するなど引き続き制度の周知広報を丁寧に行う。 (６) パイロット事業の立案 (実施策) ・神奈川支部案の初採用を目指し、既存の枠組みに捉われない新たな取組を立案し、パイロット事業又は支部調査研究事業として応募する。 (７) 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信 ■KPI： ・地域医療構想調整会議への被用者保険の参加率について 100%を維持する ・「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する ①医療費データ等の分析 (実施策) ・地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）をはじめとした分析ツール等を活用し、地域差の要因分析を行う。 ②外部への意見発信や情報提供 (実施策)
--	--

	・地域医療を見える化したデータベースも活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、他の保険者と連携しエビデンスに基づく意見発信を行う。 ・これら分析結果については評議会・健康づくり推進協議会等で報告するとともに、加入者や事業主、関係機関への情報提供を行う。
3. 組織・運営体制関係	(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革 (実施策) ・業務処理のあり方の見直しによる生産性のさらなる向上を図り、標準人員に基づく人員配置を定着させる。 ・業務改善委員会等での提案を基に業務の効率化・適正化に取り組む。 ・業務改善提案制度の活性化により、業務改革・改善を推進する。 ・職員のコア業務や企画業務への重点化を図る。 (2) 人事評価制度の適正な運用 (実施策) ・協会の理念の実現に向けて、日々の業務遂行を通じて組織目標を達成するための適切な個人目標を設定する。 (3) OJTを中心とした人材育成の推進 (実施策) ・「OJT」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせて人材育成を推進する。 「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成する。 また、役割定義を踏まえた職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行うための本部研修へ多くの職員を参加させる。 ・支部の研修を充実させ、職員の業務知識の向上を図る。 ・加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、高い志や新しい視点を常に持ち続け、協会のミッションや目標の実現を図る。また、研修の充実を図る。

	(4) コンプライアンス・個人情報保護・リスク管理等の徹底 (実施策) ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、研修等を通じ徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等の常時点検及び、個人情報等日次チェックリストの活用により、コンプライアンス及びリスク管理を徹底する。 (5) 支部業績評価への対応 (実施策) ・支部業績評価を通じた、職員の目標達成意識の向上により神奈川支部の業績の向上を図る。 (6) 経費の節減等の推進 ■KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする。 【参考】平成 30 年度実績 27.2%（12 月末現在） (実施策) ・調達審査委員会において予算執行等の適正化を図るとともに、ホームページ等で調達結果を公表することにより、透明性の確保に努める。 ・調達にあたっては、常に複数の業者への声掛けを実施して、競争を促すことにより経費の節減を図る。 ・消耗品等について適切な在庫管理を徹底し、経費削減に努める。 ・電気使用量、郵送料等についてコスト意識を持って業務を遂行する。 ・業務の標準化・効率化・簡素化の徹底、業務進捗管理・労務管理の強化等を行い超過勤務時間の縮減を図る。 ・事務所賃借料の適正水準維持に努める。 ・継続的なムダの発掘により経費を削減する。
--	--

平成 31 年度 事業計画（新潟支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	（１）現金給付の適正化の推進 ①保険給付の適正化のため、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。 ・ 資格取得日から資格取得処理日まで相当期間経過し、その間に申請期間を含むものを特に留意し、重点的に審査を行う。 ・ 疑義があるものは毎月の「保険給付適正化プロジェクト会議」に諮り、調査が必要と判断した場合は立入検査を実施する。 ②傷病手当金と障害年金等の併給調整について、手順書に基づき迅速・確実に実施する。 （２）効果的なレセプト点検の推進 ①内容点検については、レセプト効果向上に向けた行動計画に基づき、協会のノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検により、査定率向上に取り組む。 ・ 全点検員による 自動点検マスタメンテナンスの実施 ・ 自動点検システムを中心とした効率的な点検の実施 ・ 汎用任意抽出テンプレートの共有化 ・ 点検員のスキルアップのための勉強会実施 ・ 支払基金との協議強化 ②外傷点検等については、手順書等に基づき確実に実施する。 ③資格点検については、毎月のスケジュールに沿って、医療機関照会・返納金請求等を確実に実施する。 ■ K P I : 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする （３）柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 ①柔道整復療養費における多部位・頻回（３部位かつ月１５日以上）申請に対する文書照会を行う。また、「部位ころがし」と疑われる長期継続施術の申請についても、加入者に対する文書照会を行う。 ②柔道整復施術における正しい知識を普及させるための広報を実施する。

■ K P I : 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 1 5 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

(4) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進 【新設】

○受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を徹底する。

(5) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

- ①資格を喪失した加入者の保険証について、未回収者に対する催告と事前の周知広報を実施する。
- ・日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内の保険証返納催告を確実にし、スケジュールに基づき三次催告まで迅速に行うことを徹底する。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
 - ・就職を控えた学生等、間もなく保険証が切替わる者を対象に、説明やチラシ配布による周知を実施する。
- ②発生した債権については、通知・催告のアウトソースを積極的に活用するなど早期回収に向け取り組むとともに返納金債権の回収率の向上を図る。
- ・文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに、法的手続きによる回収を積極的に実施する。
 - ・資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整のスキームを積極的に活用し、回収に努める。
 - ・交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。

■ K P I : ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率 9 6 . 0 % 以上とする

②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を前年度以上とする

③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

(6) サービス水準の向上

- サービス向上のため、業務処理の効率化による給付金の迅速な審査・決定及びお客様の意見を踏まえたサービスの向上を推進する。また、事務処理誤り発生「ゼロ」を達成する。
- ・現金給付支給申請の受付から支給までの確実な進捗管理と正確・迅速な支給を推進する。

- ・「お客様満足度調査」の結果及び「お客様の声」を基に改善を図り、CS向上を目指す。
- ・ヒヤリハット案件は支部全体で共有し、事務処理誤り発生防止のための対策を講じる。

- K P I : ①サービススタンダードの達成状況を100%とする
- ②現金給付等の申請に係る郵送化率を90.0%以上とする

(7) 限度額適用認定証の利用促進

- 医療機関と連携し、申請書設置機関の更なる増加を推進することで利用促進を図る。
- ・各種広報媒体（ホームページ、チラシ、リーフレット等）及び研修会等の説明機会を活用する。

- K P I : 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を88.0%以上とする

(8) 被扶養者資格の再確認の徹底

- 被扶養者資格確認対象事業所からの提出率を上げるため、未提出事業所に対する勧奨を確実に実施する。また、未送達事業所は日本年金機構との連携により確実に送達する。
- ・大規模事業所を中心とした未提出の事業所に対し、文書や電話で早期の提出を促す。

- K P I : 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を93.0%以上とする

(9) オンライン資格確認の利用率向上

- 現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認について、引続きその利用率向上に向けて取組む。
- ・USB配付後、利用していない医療機関に対し電話・訪問による利用勧奨を実施するとともに、利用しない医療機関においてはUSBを回収する。

- K P I : 現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配付した医療機関における利用率を43.3%以上とする

2. 戦略的保険者機能関係

【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 ※第3期アクションプランの目標と同一

- I 医療等の質や効率性の向上
- II 加入者の健康度を高めること
- III 医療費等の適正化

(1) ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供 〈I、II、III〉

- ・ 県と共同したデータ分析結果（協会けんぽ・国民健康保険・後期高齢者医療保険のビッグデータ）に基づく加入者の疾病状況に関する新潟県分布図を作成し、自治体、関係団体に対し発信していく。
- ・ 事業所へ「けんこう職場チャート」を提供のうえ、事業所毎のリスクを読み取り、リスクに対しての健康宣言事業を実施していく。

(2) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 〈I、II、III〉

- ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「健康経営（コラボヘルスの推進）」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施するため、各種データの分析結果の活用により職場や地域ごとの健康課題を可視化し、それに応じた効率的かつ重点的な保健事業を推進する。

上位目標：「脳血管疾患の発症を防ぐ」

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

- KPI：①生活習慣病予防健診実施率を67.8%以上とする
- ②事業者健診データ取得率を9.2%以上とする
- ③被扶養者の特定健診受診率を39.8%以上とする

*加入者（受診者対象者数：436,147人）健診実施率 69.1%（実施見込者数：301,300人）

○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：343,203人）

実施率 77.0%（実施見込者数：264,300人）

- ・ 生活習慣病予防健診 実施率 67.8%（実施見込者数：232,600人）
- ・ 事業者健診データ 取得率 9.2%（取得見込者数：31,700人）

○被扶養者（受診対象者数：92,944人）

・特定健康診査 実施率 39.8%（実施見込者数：37,000人）

○健診の受診勧奨対策

①被保険者

- 健診予約専用サイト参加健診機関を拡大する
- 業務委託による新規適用事業所への勧奨（電話）を行う
- 社会保険労務士会と連携した事業者健診結果データ取得を促進する
- 健診機関や民間業者を活用した受診勧奨及び事業者健診データ取得を促進する
- 健診委託機関不在、不足地域での健診委託機関の拡大に向けた訪問による営業活動を実施する
- 県央地域での定期的な健診受診機会を設ける（新規）

②被扶養者

- 上越市におけるかかりつけ医からの診療情報を取得する
- 協定市以外での協会主催の集団健診を実施する
- 協定市との連携による特定健診とがん検診の集団検診を実施する
- 新規加入者への受診券の月次抽出と送付を業務委託により実施する

ii）特定保健指導の実施率の向上及び平成30年度からの制度見直しへの対応

・平成30年度からの制度見直しを契機とし、「健診当日に初回面談の分割実施」ができるよう健診実施機関へ強力に働きかける。加えて、新たな特定保健指導の手法の検討など、これまでの延長線上にない対策を検討する。

■ K P I：特定保健指導の実施率を16.8%以上とする

*加入者（受診対象者数：51,550人）実施率 16.8%（実施見込者数：8,650人）

○被保険者（受診対象者数：48,300人）*特保該当率 18.3%（積極的 11.0%、動機づけ 7.3%）

・特定保健指導 実施率 17.4%（実施見込者数：8,400人）

（内訳）協会保健師実施分 7.5%（実施見込者数：3,600人）

アウトソーシング分 9.9%（実施見込者数：4,800人）

○被扶養者（受診対象者数：3,250人）*特保該当率 8.8%（積極的 2.7%、動機づけ 6.1%）

・特定保健指導 実施率 7.7%（実施見込者数：250人）

○保健指導の受診勧奨対策

①被保険者

- 特定保健指導支援者へのステップ検診を導入する
- 委託機関不在、不足地域における特定保健指導委託機関の拡大に向けた訪問による営業活動を実施する
- 健診機関や民間業者を活用した委託の促進する
- 健診当日の初回面接を実施促進する
- 保健師等の支部内研修会（年6回）を開催する
- 民間業者によるICTを活用した特定保健指導を実施する（新規）
- けんこう職場おすすめプランチャレンジ事業所での特定保健指導を拡大する
- 成功事例集を作成し、保健師等のスキル向上並びに事業所勧奨時の広報媒体として活用する（新規）
- 本部作成の人材育成プログラムに基づく保健師の育成を実施する（新規）

②被扶養者

- にいがた健康支援薬局と連携した特定保健指導を実施する
- 業務委託による健診当日の初回面接の実施促進する
- 業務委託による集団健診会場での特定保健指導を実施する
- 上越市主催の健診結果説明会における特定保健指導を委託する

iii) 重症化予防対策の推進

- ・ 未治療者に対する重症化予防については、医療機関受診率をより高めていくべく、支部独自の取組を強化する。
また、人工透析間近の者については、地域と連携した専門医への受診勧奨を行う。

■ K P I : 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.0%以上とする。

○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 3,000人

- 健診機関での結果通知時の受診勧奨の強化
- 二次勧奨対象者への受診勧奨の強化
 - ・ 契約保健師による新潟市内の重症度が高い方が在籍する事業所への訪問
 - ・ 協定締結に基づく上越市、魚沼市の保健師や栄養士による協会加入者への人工透析予防サポートを実施する。
- 労働局との連名文書による医療機関受診勧奨を行う（新規）

○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- 南魚沼地域との連携によるCKD専門医への受診勧奨 対象20人

iv) コラボヘルスの推進

○健康宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、取組の質を向上させる観点から、宣言事業所に対するフォローアップを強化し、事業所ごとの健康度の改善度合いをデータとして提供する。

- ・「けんこう職場おすすめプラン（第5期）」チャレンジ」事業所…380件
- ・「健康経営優良法人2020」認定 大規模法人部門5件、中小規模法人部門30件

【具体的事項】

- ・「けんこう職場おすすめプラン（第5期）」の実施及び「けんこう職場おすすめプラン」チャレンジ事業所以外の健康宣言事業所のサポート
- ・データヘルス計画への参画事業所と連携し、事業所の健康度の改善度合いをデータとして提供
- ・健康経営普及に向け、経済団体、新潟県、新潟市と共同の「健康経営セミナー」の実施
- ・経済団体、新潟県、新潟市と連携した健康経営の普及促進

v) 各種保健事業の展開

○加入者の疾病予防や健康増進を図るため、地域の実情に応じて、創意工夫した取組みを進める。

【具体的事項】

- ・歯科医師、歯科衛生士による歯の健康講話とブラッシング指導、唾液検査を新潟県内の加入事業所で開催する（50社）
- ・新潟市との包括的連携協定に基づき、職場の喫煙対策事業を実施する
- ・協定締結に基づく自治体等と連携事業（セミナーや催物）を実施する
- ・生活習慣病予防健診へCOPD健診を拡大する

（3）広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

①広報分野におけるPDCAサイクルを適切に回していくため、加入者を対象とした理解度調査の結果をもとに、前年度の結果を踏まえて広報計画を策定する。

【具体的事項】

- ・加入者や事業主が必要としている情報を伝えるため、健康保険委員アンケートの回答を基にした広報活動を実施
- ・年間を通じた広報誌を発行する ◆けんぽ通信 ◆社会保険にいがた（一般財団法人新潟県社会保険協会発行）
- ・広報誌において、協定締結をしている、歯科医師会、薬剤師会へ記事提供を依頼し、内容の充実を図る
- ・ホームページ、メールマガジンの登録数の拡大と内容の充実を図る（加入者の視点に立ったわかりやすく工夫し

た誌面作り)

- ・関係団体と連携し、各種行事やイベントの場を活用したブース出展、健康相談、年齢層ごとにターゲットを絞った健康へのアプローチを進めるための啓発活動を実施
- ・ラジオ、新聞等のメディアを活用した広報を実施

②健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。

【具体的事項】

- ・健康保険委員を対象とした研修会を開催する（3会場）
- ・健康保険委員向けインセンティブを拡大する（健康保険手続等専用冊子の配付等）
- ・新適事業所における委嘱を迅速に勧奨する
- ・ターゲットを絞った、適用事業所における効果的・効率的な委嘱勧奨を行う
- ・健康保険委員アンケートの回答を基にした広報活動及び、委嘱拡大を図る

■ K P I : ・ 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする

・ 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数割合を 43.0%以上とする

(4) ジェネリック医薬品の使用促進 〈Ⅰ、Ⅲ〉

①新たな指標を追加したジェネリックカルテを活用し、支部ごとの阻害要因を分析する。

②個別の医療機関・調剤薬局に対する見える化ツールの活用には、上記分析の結果に基づき効果的なアプローチを行う。また、アプローチをスムーズにするために、必要に応じて国や県の担当部局、関係機関等への働きかけを行う。

【具体的事項】

- ①薬剤師会、医師会との連携事業の実施
- ②薬局向けアンケートを基にした施策策定及び実施
- ③「新潟県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会」において使用促進に向けて意見発信する
- ④医療機関への効果的な事業展開
 - ・地域、医療機関ごとの使用割合を分析し、使用促進に向け働きかけを行う
- ⑤加入者への効果的な事業の展開
 - ・特定健診受診勧奨と連携した、ジェネリック医薬品使用希望シールの配付
 - ・加入者が安心して使用できるよう、ジェネリック医薬品に関する記事の広報紙への掲載

■ K P I :新潟支部のジェネリック医薬品使用割合を79.9%以上とする

(5) インセンティブ制度の本格導入 〈Ⅱ、Ⅲ〉

- ・平成30年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。

(6) 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信 〈Ⅰ〉

①意見発信のための体制の確保

- ・医療提供体制等に係る意見発信を行うために、地域医療構想調整会議への参加率を維持する。

②医療費データ等の分析

- ・協会が保有するレセプトデータ等や地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、加入者の医療機関への受診傾向や医療費の動向等について、地域差の要因分析を行う。
- ・外部有識者の意見を取り入れることにより、分析の質の向上を図る。

③外部への意見発信や情報提供

- ・地域医療構想調整会議において、医療データ等の分析結果や地域医療が見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。
- ・医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により加入者や事業主へ情報提供を行う。

■ K P I : ①他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への支部参加率を100%とする

- ②本部が提供する「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」などを活用した効果的な意見発信を行う

3. 組織体制関係	(1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 ・ 移行計画の最終年度として、標準人員に基づく人員配置を行う。業務の効率化を推進し生産性の向上を見据えた体制を構築する。 (2) 人事評価制度の適正な運用 ・ 全職員に対して、協会及び支部の事業計画説明会を開催し組織目標の理解を深めさせ組織目標達成に向けた個人目標作成を義務付ける。目標設定時には評価者と十分に面談を行い、役割等級定義を考慮した目標であるか、可能な限り数値目標となっているか確認を行う。また、各期終了時の面談だけに終わらず、期中においても評価者が進捗状況を確認するなどして目標達成に向けた運用を進める。 (3) OJTを中心とした人材育成 ・ 自ら育つ職員の育成に向けて本部研修及び支部必須研修の実施だけでなく、支部の課題に応じた研修を実施する。また、管理職を中心に職場全体として部下職員の育成を推進する。 (4) 支部業績評価の本格実施に向けた検討 ・ 各部門における評価項目の進捗状況管理を徹底して行う。また、定期的に他支部との比較も行い差異を把握して業績向上を図る。 (5) 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・ 調達に当たっては 100 万円を超える案件は一般競争入札を原則に、随意契約は調達審査委員会を確実に開催し妥当性を審査し、調達結果等についてはホームページで公表し透明性を確保する。 ■ K P I : 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする。 (6) コンプライアンスの徹底 ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。
------------------	--

平成 31 年度 事業計画（富山支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	①現金給付の適正化の推進 ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、マニュアルに基づき確実に実施する。 ・被保険者資格等に疑義のある申請について、保険給付適正化プロジェクトチーム会議を適宜開催し、積極的に事業主への立入検査を実施するなど、重点的な審査を行う。 ②効果的なレセプト点検の推進 ・レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用した効果的なレセプト点検を推進する。 ・システムを活用し効率的に資格点検を実施し、レセプト返戻及び返還事務を適切に行う。 ・システムを活用し効率的に外傷点検を実施し、第三者行為に係るものは確実に求償を行い、労災等に係るものはレセプト返戻及び返還事務を適切に行う。 ■KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 ③柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 ・柔道整復施術療養費適正化のため、システムを活用し、多部位（施術箇所が3部位以上）・頻回（施術日数が月15日以上）等の申請について効果的な文書照会を実施するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる不適正受診に対する照会を実施する。 ■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする ④あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進 ・受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を徹底する。 ⑤返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進 ・事業主や加入者に対して、資格喪失後（または被扶養者削除後）は届書への保険証の添付を徹底していただくよう、広報媒体を活用し周知を行う。 ・保険証未返納者へ早期に返納催告文書を発送し、被保険者証回収不能届を活用した電話による回収業務も推進していく。

事業所に対しても文書・訪問等による届書への保険証の添付の徹底を周知する。

- ・ 31 年度末債権残高について、30 年度末債権残高を下回る額とする。
- ・ 債権発生から 6 か月以内の回収を目指し、催告スケジュールどおりに効率的かつ確実に催告を行うとともに、法的手続きを実施し債権回収を強化する。
- ・ 傷病手当金と年金との調整により発生する債権は、事前説明を確実に実施し、速やかな回収を図る。
- ・ 資格喪失後受診による債務者が他の健康保険に加入している場合、速やかに他保険者と保険者間調整を活用し喪失後受診にかかる医療給付費の精算を実施する。

- KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を 95.4%以上とする
② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする
③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

⑥ サービス水準の向上

- ・ 現金給付等の業務の標準化・簡素化・効率化を徹底し、日々の業務量や優先度に応じて柔軟に対応できる業務処理体制を構築することにより、業務の生産性の向上を目指す。
- ・ 傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間について、10 営業日以内とする。
- ・ お客様満足度調査などにより加入者等の意見やニーズを適切に把握し、サービス水準の向上に努める。
- ・ 日本年金機構と連携し保険証の速やかな発行に努める。

- KPI：① サービススタンダードの達成状況を 100%とする
② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 93.0%以上とする

⑦ 限度額適用認定証の利用促進

- ・ 事業主や健康保険委員のほか加入者に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、医療機関や市町村と連携し、窓口限度額適用認定申請書を配置し利用促進を図る。

- KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 84.0%以上とする

⑧ 被扶養者資格の再確認の徹底

- ・ 被扶養者状況リストの未提出事業所に対し勧奨により回答率の向上を図る。
- ・ 被扶養者状況リストが届かない事業所については、調査により事業所への送達の徹底を行う。

- KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 92.0%以上とする

⑨ オンライン資格確認の利用率向上

	・協会が独自で実施している医療機関におけるオンライン資格確認について、引き続きその利用率向上に取り組む。 ■KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を56.1%以上とする ⑩的確な財政運営 ・健全な財政運営に努めるとともに、協会の保険財政や高齢者医療の負担の在り方等、加入者及び事業主の理解が得られるよう広報を行う。
2. 戦略的保険者機能関係	①ビッグデータを活用した分析結果の提供 ・事業所健康度診断を用いて事業所の健診結果の見える化を実施し、従業員の健康度の状況把握につなげる。 ・各自治体の国民健康保険加入者と協会けんぽ富山支部加入者とを合わせて共同分析を実施し、自治体及び関係機関に提供する。 ②データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 上位目標：メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合（27.3%：平成28年度国への報告）を減少させ、全国平均以下（参考27.0%：平成28年度国への報告）にする。 ※ 該当者・予備群約400人減らす（平成28年度国への報告より算出） i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上（支部目標68.0%） A. 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：180,102人） (a) 生活習慣病予防健診 受診率 65.6%（受診見込者数：118,147人） 〈受診勧奨対策〉 ・生活習慣病予防健診・特定健康診査に係る受診勧奨リーフレットを支部で独自に作成し送付する。 ・健診機関に生活習慣病予防健診未受診事業所への受診勧奨を委託する。 (b) 事業者健診データ 取得率 12.0%（取得見込者数：21,613人） 〈受診勧奨対策〉 ・事業者健診データ提供依頼について、富山労働局及び富山県、富山運輸支局と連携した文書により勧奨を行うとともに、電話等により勧奨を行う。

- ・事業所に対する事業者健診結果データの提供勧奨を健診機関等に委託する。
- ・事業者健診の結果データ取得のため、関係団体と連携し勧奨を行う。また、健康企業宣言事業の拡大により健康経営を推進し、結果データ取得に結び付ける。

B. 被扶養者（受診対象者数：42,058人）

(a) 特定健康診査

実施率 26.9%（実施見込者数：11,314人）

〈受診勧奨対策〉

- ・被扶養者の特定健康診査受診率向上のため、富山県内で20回以上の出張健診を実施する。
- ・自治体と連携し、特定健診とがん検診の同時実施会場を設け、被扶養者が受診しやすい環境を整備する。

■KPI：① 生活習慣病予防健診受診率を65.6%以上とする

② 事業者健診データ取得率を12.0%以上とする

③ 被扶養者の特定健診受診率を26.9%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率の向上（支部目標23.0%）

A. 被保険者（受診対象者数：28,232人）

・特定保健指導 実施率23.5%（実施見込者数：6,635人）

（内訳）協会保健師実施分11.4%（実施見込者数：3,219人）

アウトソーシング分12.1%（実施見込者数：3,416人）

B. 被扶養者（受診対象者数：974人）

・特定保健指導 実施率9.8%（実施見込者数：96人）

〈保健指導の受診勧奨対策〉

- ・健診当日に特定保健指導の初回面談を行うように健診機関へ働きかける。
- ・被扶養者や保健指導受入拒否事業所の被保険者に対し、土曜健康相談（年6回）による特定保健指導を実施する。
- ・事業所に対して事業所健康度診断等を活用し、特定保健指導の利用勧奨を行う。
- ・遠隔面談による被保険者の特定保健指導の利用拡大を図る。また、被扶養者についても検討する。
- ・翌年度の特定保健指導該当者の減少のため、今年度の特定保健指導未実施者に対し、改めて実施及び生活習慣改善を促す。

〈保健指導の質の向上対策〉

- ・保健師、管理栄養士のスキルアップを図る研修を行う。

■KPI：特定保健指導の実施率を 23.0%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

A. 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施見込人数 約 1,200 人

- ・健診結果（血圧値・血糖値）で、「要治療」等と判定されながら医療機関を受診していない治療放置者に対して、面談あるいは文書により医療機関への受診勧奨を継続し勧奨結果の検証を行う。

■KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.0%以上とする

B. 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・糖尿病未治療者及び治療中断者のうち、糖尿病性腎症の可能性が高い者に受診勧奨を実施する。また、自治体及び主治医と連携し、保健指導を実施する。

C. 「血圧治療薬」または「血糖治療薬」を服薬中だが血圧または血糖の値が高い方への注意喚起

- ・服薬しているが健診結果で血圧または血糖の値が一定以上の方に対し、適切に服薬するよう注意喚起を行う。また、治療中断者に対しては医療機関への受診勧奨を行う。

iv) コラボヘルスの推進

A. 健康経営の普及啓発

- ・自治体及び経済団体等と連携し事業主へ啓発を行い、第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、宣言事業所を 320 社、Step1 認定事業所を 100 社まで拡大する。また、Step2 認定事業所についても、随時進捗を管理して拡大を図る。

B. 健康企業宣言事業の充実

- ・宣言事業所に対して、電話及び訪問により取組支援を行う。
- ・宣言事業所に対して、一層健康づくりの取組が進むよう事業やツールの導入を行う。

v) その他の保健事業

- ・健康づくり推進協議会を開催し、効果的な保健事業に繋げる。
- ・富山県内で開催される市町村等が主催するイベントに参画し、健康測定・健康相談を行うことで健康づくりの啓発及び特定健診の重要性の周知を行う。

- ・各種研修会や事業所へ積極的に講師を派遣し、事業所での健康づくりのための啓蒙啓発を行う。
- ・健康づくり等に関する実態調査を行い、事業所における健康づくりの状況や課題等を把握する。
- ・県歯科医師会と連携し、歯科口腔衛生に対する意識向上と歯周病予防に向けて歯科健診受診の啓発を行う。
- ・県薬剤師会と連携し、事業所に対して禁煙に関する啓発等の事業を行う。

③広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- ・納入告知書同封チラシやメールマガジン、社会保険とやまにより定期的に広報を行うほか、加入者にとって丁寧でわかりやすいホームページの作成に努める。
- ・加入者の医療費及び健診結果のデータをもとに支部医療費等の状況を分析し、加入者及び事業主に発信する。
- ・支部の事業に関するニュースリリースを行い、マスコミを通じた広報を行う。
- ・保険者協議会や県、市町村など関係機関と連携した広報を実施する。
- ・加入者に対し、かかりつけ医や小児救急電話相談（＃8000）の利用、かかりつけ薬局やお薬手帳の活用など、医療機関の適正な受診を啓発する。
- ・健康保険委員の拡大に向けた事業所への勧奨や、健康保険委員を対象とした健康づくり等に関する研修会を開催する。

■KPI：① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする

② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 60.0%以上とする

④ジェネリック医薬品の使用促進

- ・自己負担軽減額の通知を行う。
- ・ホームページやメールマガジン、納入告知書同封チラシ等による広報を実施するとともに、加入者に対してリーフレットやジェネリック医薬品希望シールを配布する。
- ・年齢階級別や薬効別、地域別の使用状況の定期的な把握及び本部から提供されたツールを活用し、関係方面への働きかけを行う。
- ・富山県ジェネリック医薬品使用促進協議会において、支部の取組等を積極的に発信する。
- ・ジェネリック医薬品の使用促進に向けたセミナーを開催する。
- ・医療機関及び調剤薬局への働きかけを実施する。

■KPI：支部のジェネリック医薬品使用割合（※）を 79.4%以上とする

※ 医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

⑤医薬品の適正使用の推進

- ・レセプト情報から重複投薬、多剤投与者を抽出し、関係団体と連携し適正な服薬を啓発する。

	⑥インセンティブ制度の本格導入 ・インセンティブ制度の内容及び支部の課題について周知広報を実施する。 〈インセンティブ制度における評価指標〉 (1) 特定健診等の受診率 (2) 特定保健指導の実施率 (3) 特定保健指導対象者の減少率 (4) 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率 (5) ジェネリック医薬品の使用割合 ⑦パイロット事業 ・平成 32 年度へ向けたパイロット事業を検討し、本部へ提案を行う。 ⑧地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改革等に向けた意見発信 i) 意見発信のための体制の確保 ・医療提供体制等に係る意見発信を行うため、医療審議会地域医療構想部会及び全 4 圏域で開催される地域医療構想調整会議への参画を維持する。 ii) 医療費データ等の分析 ・県や市町村のほか外部有識者との協力連携を図り、調査研究を推進する。 iii) 外部への意見発信や情報提供 ・医療の質や効率性の向上のため県及び 4 圏域で開催される地域医療構想調整会議にて積極的に意見を発信する。 ・第 3 期医療費適正化計画、国民健康保険制度改革（都道府県による財政運営等）について進捗状況を確認しつつ、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行う。 ・県内で開催される健康寿命日本一推進会議及び保険者協議会、健康づくり県民会議、がん対策推進県民会議、地域・職域連携会議など各種協議会において加入者・事業主を代表する立場で積極的に意見を発信する。 ■KPI：① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を 100%とする ② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する
3. 組織・運営体制関係	①人事評価制度の適正な運用 ・本部が実施する評価者研修の伝達を行い、実態に即した効果的な評価制度の運用を行う。

②OJTを中心とした人材育成

- ・階層別研修や重点的な分野を対象とした業務別研修を通して、必要なスキルを習得する。
- ・支部内の部門間連携を強化するため、職員の係替えや勉強会等を実施する。
- ・職員の互換性の向上を図り、業務の効率化を推進する。

③支部業績評価の実施

- ・運営方針を理解し、協会のミッションや目標への取組を徹底する。
- ・目標と進捗状況の見える化を徹底する。

④費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・適切な在庫管理等により経費の削減に努める。
- ・ホームページへの調達公告や適切なスケジュールにより、一者応札案件の減少に努める。
- ・調達審査委員会のもと、調達や執行を適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

■KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする

⑤コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

- ・法令等の規律の遵守（コンプライアンス）については、職員に研修等を行い徹底する。
- ・自主点検等の実施により、個人情報保護や情報セキュリティについて徹底する。

⑥リスク管理

- ・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に、情報セキュリティ対策については迅速かつ効率的な初動対応を行う。加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。

平成 31 年度 全国健康保険協会富山支部 事業計画 KPI 一覧

1. 基盤的保険者機能関係

平成 31 年度 全国健康保険協会富山支部 事業計画 (KPI 項目)	KPI
②効果的なレセプト点検の推進 【KPI】 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率	前年度以上
③柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 【KPI】 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合	前年度以下
⑤返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進 【KPI】 ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率 ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率 ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合	①95.4%以上 ②前年度以上 ③前年度以下
⑥サービス水準の向上 【KPI】 ① サービススタンダードの達成状況 ② 現金給付等の申請に係る郵送化率	①100% ②93.0%以上
⑦限度額適用認定証の利用促進 【KPI】 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合	84.0%以上
⑧被扶養者資格の再確認の徹底 【KPI】 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率	92.0%以上
⑨オンライン資格確認の利用率向上 【KPI】 現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率	56.1%以上

2. 戦略的保険者機能関係

平成 31 年度 全国健康保険協会富山支部 事業計画 (KPI 項目)	平成 31 年度 KPI
②ー i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 【KPI】 ① 生活習慣病予防健診受診率 ② 事業者健診データ取得率 ③ 被扶養者の特定健診受診率	①65.6%以上 ②12.0%以上 ③26.9%以上
②ー ii) 特定保健指導の実施率の向上 【KPI】 特定保健指導の実施率	23.0%以上
②ー iii) 重症化予防対策の推進 【KPI】 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合	12.0%以上
③広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 【KPI】 ① 広報活動における加入者理解率の平均 ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	①前年度以上 ②60.0%以上
④ジェネリック医薬品の使用促進 【KPI】 支部のジェネリック医薬品使用割合 ※ 医科、DPC、調剤、歯科における使用割合	79.4%以上
⑧地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信 【KPI】 ① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率 ② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信	①100% ②実施

3. 組織・運営体制関係

平成 31 年度 全国健康保険協会富山支部 事業計画 (KPI 項目)	平成 31 年度 KPI
④費用対効果を踏まえたコスト削減等 【KPI】 一般競争入札に占める一者応札案件の割合	前年度以下

平成 31 年度 事業計画（石川支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	1. 現金給付の適正化の推進 (1) 現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請や報酬支払が疑われる申請について重点的に審査を行うとともに、不正の疑いのある事案については、適正化プロジェクト会議にて支給の可否を審議したうえで、必要に応じて事業主への立入検査を実施する。 (2) 傷病手当金と障害年金、休業補償給付等の併給調整については、会計検査院からの指摘も踏まえ、日本年金機構からの情報提供等をもとに「傷病手当金と年金の併給調整に係る事務手順書」に基づく対象者リストの確認や、申請書の労災確認項目の内容をもとに「傷病手当金審査手順書」に基づく確認を行い、漏れなく処理を行う。 2. 効果的なレセプト点検の推進 (1) システムを活用し、協会のノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検を推進し、点検員のスキルアップを目指す。 (2) 内容点検については行動計画に基づき、点検効果額のさらなる向上を目指す。 ・再審査請求結果を分析し重点情報の共有化及び点検の効率化 ・自動点検等システムを活用した効果的なレセプト点検 ・点検員のスキルアップ（医学的観点での点検強化） ・高額なレセプト（D P C）についての重点的な点検 ・職員による進捗管理等のマネジメント強化 ・K P I を意識した支払基金との連携強化（基金連絡会においての情報提供による支払基金の査定効果額の向上） (3) 資格点検については医療機関照会を着実に実施しスケジュールに基づき債権回収を意識した点検を速やかに行う。 (4) 外傷点検については、負傷原因届未提出者に対して定期的に再照会を行い効果額の向上を図る。 ■ K P I 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率【対前年度以上】 3. 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 (1) 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、適正受診を促す観点から、加

入者に対する文書照会を行う。

(2) 照会時に正しい利用等に関する制度についてのチラシを同封し、加入者等への周知を図る。

(3) いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する審査強化のため、柔道整復審査会において効果的な施策を協議し、必要に応じて加入者及び施術者に対して照会等を実施する。

■ K P I 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合
【対前年度以下】

4. あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化

受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意書の確認を徹底する等審査を強化し、必要に応じて加入者及び施術者に対して照会等を実施する。

5. 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

(1) 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する文書催告及び保険証の回収不能届を活用した電話催告を行うとともに、保険証未回収者に対する文書や電話による再催告を実施して保険証の回収を強化する。

(2) 「保険証回収の徹底」及び「退職後における保険証使用の防止」を啓発するため、保険証未回収率が高く無資格返納金債権が多く発生する事業所を中心に、文書および電話によるこまめな周知を実施して債権発生抑制につなげる。

(3) 債権調定から法的手続きまでのサイクルの短縮化を検討し、発生した債権の早期回収に取り組む。

(4) 債権回収計画に基づいた保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

(5) 一定基準を超えた悪質債務者に対し、原則法的措置の実施を行う。

■ K P I 1. 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率【96.3%以上】
2. 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率【対前年度以上】
3. 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合【対前年度以下】

6. サービス水準の向上

- (1) お客様満足度の調査結果やお客様の声をもとに「お客様満足度向上・業務改善プロジェクト」会議等を通じて、具体的な対策を検討・実施することにより加入者サービス水準の更なる向上を図る。
- (2) 傷病手当金等サービススタンダード対象の現金給付については、申請受付から支給までの進捗状況を適切に管理して10営業日以内の支払いを遵守する。
- (3) 郵送申請書における記載不備減少に向け、申請方法や記入例等についてホームページやメールマガジン等広報媒体を活用して周知を行う。
- (4) 任意継続資格取得届の郵送受付を推進するため、申請が多い事業所に対し広報を実施する。
- (5) 効率的な事務処理実現のため、担当部署内の業務手法・業務配分の見直しを行う。

■ K P I 1. サービススタンダードの達成状況【100%】
 2. 現金給付等の申請に係る郵送化率【94.6%以上】

7. 限度額適用認定証の利用促進

- (1) 加入者および事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる周知を行う。
- (2) 医療機関への訪問、チラシやポスターの配布、文書案内等において限度額適用認定証使用を推進し、既に申請書設置済の医療機関との更なる連携強化を図るとともに、限度額適用認定セット未設置の医療機関への働きかけを継続して実施する。

■ K P I 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合【85.0%以上】

8. 被扶養者資格の再確認の徹底

- (1) 未提出事業所への勧奨を行うとともに、日本年金機構との連携により未送達事業所住所を調査のうえ再発送を実施することにより確認対象事業所からの回収率を高める。
- (2) 前年度の期限内未提出事業所に対し早期提出を促す通知を実施することにより未提出勧奨件数の削減を図る。
- (3) 社会保険労務士会への扶養者再確認業務についての協力を依頼し早期提出を促進する。

■ K P I 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率【93.4%以上】

9. オンライン資格確認の利用率向上

現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、導入している医療機関に対して、聞き取りなどから問題点を抽出し、利用率向上に向けて取り組む。

■ K P I 現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率【50.0%以上】

2. 戦略的保険者機能関係	1. 事業目的及び目標達成を目指した多様なデータ活用 (1) 健康づくり事業 ・事業所及び加入者へ健康リテラシーの動機づけを目的とした事業所カルテの提供拡大 ・健康リテラシーの動機づけを促進するため事業所カルテの提供項目を拡大 ・健康宣言事業所の医療費、健診結果データの変化を測定し検証 ・電話勧奨委託事業（健康宣言事業、健康保険委員委嘱事業）にかかる勧奨結果の要因分析 (2) 保健事業 ・被保険者の健康常態を補足するため、健診結果データの縦覧分析事業の検討に着手 ・集団健診の受診率向上に資する受診勧奨結果に基づく受診者の動態と未受診者の環境要件の属性分析 (3) 適正化事業 ・ジェネリック医薬品の切替え案内にかかる対象医薬品の処方状況分析 ・医療費適正化施策に資する市町別医療費の分析 (4) 重症化予防事業 ・糖尿病性腎症透析回避事業にかかる保健指導介入者の検査値分析 ・受診率向上に資する簡易歯科検査後の陽性反応者の歯科受療動態の状況分析 ・歯科医療費と医療費の相関性にかかる金沢大学との共同研究 2. 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な推進 (1) 健診受診率の向上 ①生活習慣病予防健診受診率の向上 ・新規適用事業所、新規任意継続保険加入者への受診勧奨 ・新規健診機関との委託契約 ・事業所訪問による切替え勧奨 ②事業者健診データ取得による健診受診率の向上 ・外部委託業者によるデータ取得勧奨 ・健診結果データの早期提供事業の推進
----------------------	--

③被扶養者の健診受診率の向上

- ・自治体が主催する集団総合健診へ勧奨による受診誘導
- ・自治体と連携した支部独自集団健診へ受診誘導
- ・加入者への直接的架電による受診勧奨

- K P I
1. 生活習慣病予防健診受診率【55.0%以上】
 2. 事業者健診データ取得率【12.6%以上】
 3. 被扶養者の特定健診受診率【31.2%以上】

【参考値】	被保険者（40歳以上）受診対象者数：186,584人	生活習慣病予防健診受診見込者数：102,535人
		事業者健診データ取得見込者数：23,500人
	被扶養者（40歳以上）受診対象者数：44,897人	特定健診受診見込者数：14,011人

（2）特定保健指導効果の拡大

①特定保健指導の実施率の向上

○被保険者を対象にした支部保健師等の活動

- ・支部内研修及び検討会で継続率（実施率）を高めるための事例検討
- ・平成30年からの制度見直し（モデル実施及び動機付け支援相当）への対応

○被保険者を対象にした委託機関保健師等の活動

- ・委託機関の実績（昨年度実施件数）に応じた支部保健師による個別訪問サポートの実施
- ・健診当日に特定保健指導の階層化が可能でありながらも、過去実績がない委託機関と連携した支部保健師による特定保健指導の利用勧奨の検討及び実施

○被扶養者を対象にした委託機関保健師等の活動

- ・支部集団健診会場で、集団健診の委託機関と連携した特定保健指導の利用勧奨（特定保健指導は委託機関の保健師等が行う）の実施
- ・集団健診会場で、特定保健指導を委託している市町保健師等による特定保健指導の利用勧奨（特定保健指導は市町の保健師等が行う）の実施

②健診結果の翌年度改善率の向上

○支部保健師等の活動

- ・支部内研修及び検討会でメタボ改善率の向上及びリバウンドを予防するための事例検討

■KPI 特定保健指導の実施率【19.2%以上】

[参考値]	被保険者特定保健指導対象見込者数：25,459人	協会保健師実施見込者数：2,860人（11.2%）
		委託機関実施見込者数：2,179人（8.6%）
	被扶養者特定保健指導対象見込者数：1,205人	実施見込者数75人（6.2%）

（３）未治療者への重症化予防施策の深耕と推進

①未治療者の勧奨受診率の向上

- ・訴求力のある周知文書による受診勧奨
- ・自治体及び関係機関と連携した受診勧奨
- ・事業所と連携した受診勧奨

②健康宣言事業所への簡易歯科検査による重症化予防

- ・健康宣言事業所を中心に、健康づくり支援の一環として検査機会の提供
- ・レセプトデータに基づき、陽性反応者、要受診勧奨者への再勧奨による受診率の向上

③糖尿病性腎症による重症化予防

- ・医療機関（糖尿病専門医等）と連携した、糖尿病性腎症（3～4期）で治療中かつ行動変容困難な者に対する生活改善サポートの実施

■KPI 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合【12.0%以上】

[参考値]	未治療者に対する受診勧奨実施予定人数：4,334人
-------	---------------------------

（４）コラボヘルス（健康づくりの協同）の推進

①健康宣言事業所の拡大を推進

- ・健康宣言リーフレット、各種広報媒体による委嘱勧奨
- ・文書勧奨と外部委託による電話をセットにした委嘱勧奨

②健康宣言事業所の活動支援を拡大

- ・健康無関心層へのモチベーションアップ事業（私の健康宣言）
- ・支部で独自に契約した業者による健康出前講座の提供
- ・事業所カルテの提供による健康度の見える化
- ・健康宣言事業所あての広報媒体を活用した他事業所の事例紹介
- ・事業所の健康づくりの取組を支援する先行取組一覧メニューのリニューアル
- ・石川県の健康促進事業との連携・協同化

③健康宣言の付加価値拡大を推進

- ・経済産業省、石川県の認定表彰制度へのエントリーを後押しする誘導案内
- ・認定、表彰制度への申請に向けた説明会の実施、申請書提出支援

3. ヘルスリテラシー（健康情報の提供や理解）の促進

（1）電子媒体の飛躍的拡充（アナログからデジタルへの転換）

- ・加入者ニーズに基づく健康増進情報（お役立ち情報、自治体や関連団体をはじめとする健康イベント案内、健康管理アプリ紹介）の提供
- ・電子広報媒体の更なる定着に向け、各種広報媒体を活用しホームページへ誘導しアクセス数の拡大、及びメールマガジン新規登録者を拡大

（2）健康保険委員の委嘱拡大と戦力化

- ・大規模事業所、新規適用事業所、健康保険組合からの編入事業所をはじめとする文書、電話勧奨
- ・未委嘱事業所が魅力を感じるサービス種類の拡充（広報誌、事務手続き、従業員向けしおり、研修会）
- ・健康づくりに主眼に置いた健康保険委員自身の協働意識の高揚に向けた情報提供

- K P I 1. 広報活動における加入者理解率の平均【対前年度以上】
2. 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所割合【60%以上】

4. 医療費適正化リテラシーの促進

（1）ジェネリック医薬品の使用促進

- ・小松市内薬局（小松市との共同事業）及び事業所経由でのお薬手帳カバーの配布
- ・特定要件に基づく支部独自のジェネリック医薬品の切替え案内
- ・医療機関、薬局への訪問による使用促進協力依頼
- ・外皮用薬に着目した保険薬局でのリーフレットの配布
- ・使用割合が低い市町加入者に対する意識調査及び理解促進に向けた啓発

（２）かかりつけ医・薬局の普及推進

- ・軽症時の診療所初診やかかりつけ医・薬局の大切さにかかる啓発
- ・かかりつけ薬局の普及を通じた残薬管理に向けた啓発

（３）医療の適正受領を普及

- ・時間外・休日・深夜加算発生の仕組みの認知向上に向けた時間内受診の啓発

■ K P I ジェネリック医薬品の使用割合【78.7%】

5. 医療給付費の適正化に関わる関係審議等での意見発信

（１）医療計画推進協議会での意見発信

- ・医療計画の計画的な推進や議論に資する方向で意見発信
- ・病床数の転換という論点だけでなく、医療と介護という包括的な環境整備の観点から意見発信

（２）関係団体協議会等での意見発信

- ・石川県主催協議会、審議会における意見発信
- ・市町自治体協議会、連絡会における意見発信
- ・保険者協議会における意見発信及び協同事業の働きかけ

（３）関係団体との協同事業を通じ地域への影響力を拡大

- ・石川県との健康づくり協同事業の推進
- ・市町自治体及との健康づくり共同事業の推進
- ・石川県医療関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会）との適正化共同事業の推進

■ K P I 1. 他の被用者保険者との連携を含めた地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率【100%】
2. 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信

3. 組織・運営体制関係	1. 職員が働きがいを感じる組織運営の醸成 (1) 役割と責任を明確にした事業完結型業務分担とチームマネジメントが両立する組織運営 (2) グループ主体で開催する課題解決型会議体の推進 (3) 同一職種の長期滞留を回避するジョブローテーションの推進 (4) 根拠と納得性に基づく公正な評価制度の運用 (5) 担当職務の専門的能力向上に資する支部独自研修の計画と運用 (6) 笑顔あふれる職場を目指し、無償の善意、気配り、奉仕等を称賛し、評する支部表彰制度を創設 2. コンプライアンスを遵守する組織風土の定着 (1) 本部が提示する支部研修の完全履行 (2) 各種委員会の開催と指示、指導事項の完全履行と徹底 (3) ルールを体内化するために実効性のある月次、半期自主点検の実施 3. 効率性と合理性に着眼した作業体系、環境へ見直し無駄を排除 (1) 総務担当下業務において現行マニュアル、規定を前提に、作業体系、作業動作の詳細を調査分析し、作業種類における投入人時数を縮減する方向で見直しを検討 (2) 備品の配置や使いやすさ、収納方法や収納場所等、動作の手数を減らし、導線を縮め、作業効率を高める方向で、事務室整備を検討し実行 ■ K P I 一般競争入札に占める一者応札案件の割合【対前年度以下】
---------------------	--

平成 31 年度 事業計画（福井支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	○現金給付の適正化の推進 ・ 審査過程で疑義(特に現金給付受給のための資格取得)の生じた申請について、事業主への立入検査を実施 ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整の確実な実施 ○効果的なレセプト点検の推進 ・ システムを活用し、協会のノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検の実施 ・ 支部内勉強会、外部講師研修の実施 ・ 社会保険診療報酬支払基金との協議の実施 ■KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする (※) 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 ○柔道整復施術療養費の照会業務の強化 ・ 多部位、頻回及び部位ころがしによる申請について、加入者に対する文書照会を強化する - また、施術内容が疑わしいものについては必要に応じて施術者に照会 ■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする ○あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進 ・ 受領委任制度導入に伴い、医師の再同意の確認を徹底するほか、不正疑いがあるものは厚生局に情報提供する ○返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進 ・ 日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ・ 発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る ■KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を 95.9% 以上とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

	○サービス水準の向上 ・お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上 ・勉強会の実施による業務知識の向上 ・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）の遵守 ■KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を90.0%以上とする ○限度額適用認定証の利用促進 ・事業主や健康保険委員等に対しチラシやリーフレットによる広報を実施 ・医療機関窓口申請書を配置するほか、利用について協力を依頼する ■KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を84.0%以上とする ○被扶養者資格の再確認の徹底 ・未提出事業所への勧奨および未送達事業所の調査による送達の徹底 ■KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を91.1%以上とする ○オンライン資格確認の利用率向上 ・現行のオンライン資格確認システムを利用する医療機関と定期的に利用状況を共有し状況に応じた支援を行う ■KPI：現行のオンライン資格確認システムについてUSBを配布した医療機関における利用率を62.5%以上とする
2. 戦略的保険者機能関係	○ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供 ・健康づくり宣言事業所における健康度診断カルテの活用 ○データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 ・上位目標：人工透析患者の対加入者数割合が全国平均より下回る i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：123,704人） ・生活習慣病予防健診 受診率64.0%（受診見込者数：79,200人） ・事業者健診データ 取得率12.1%（取得見込者数：15,000人） ○被扶養者（受診対象者数：29,089人） ・特定健康診査 受診率25.8%（受診見込者数：7,500人）

○健診の受診勧奨対策

- ・ 特定健診早期受診者に特典クーポンを提供する事業を継続実施（協賛企業拡大、県内の他保険者に対し参加拡大）
- ・ 生活習慣病予防健診の巡回健診による利便性の確保
- ・ テレマーケティング業者による事業者健診データの提出勧奨

■KPI：① 生活習慣病予防健診受診率を 64.0%以上とする
② 事業者健診データ取得率を 12.1%以上とする
③ 被扶養者の特定健診受診率を 25.8%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率の向上

○被保険者（特定保健指導対象者数：19,000人）

- ・特定保健指導 実施率 21.6%（実施見込者数：4,100人）
 内訳）協会保健師実施分 13.7%（実施見込者数：2,600人）
 アウトソーシング分 7.9%（実施見込者数：1,500人）

○被扶養者（特定保健指導対象者数：645人）

- ・特定保健指導 実施率 15.5%（実施見込者数：100人）

○保健指導の受診勧奨対策

- ・ 健診当日特定保健指導実施機関拡大（被保険者）
- ・ 外部委託機関を活用した、時間外・休日の特定保健指導対応（被保険者）
- ・ 付加価値付き特定保健指導実施拡大（被扶養者）

■KPI：特定保健指導の実施率を21.4%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 2,700 人

○糖尿病性腎症重症化予防事業の推進

- ・ 治療中断者に対する医療機関受診勧奨
- ・ 持続血糖測定器を活用した生活習慣改善効果の検証

■KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を18.0%以上とする

iv) 健康経営（コラボヘルスの推進）

○特定保健指導と連動した健康づくり支援

	・ 訪問保健指導者による各事業所への健康づくり支援 ・ 定期的なコラボヘルス進捗会議（幹部職員参加） ○運輸局等と連携した運輸業種に対する健康づくり推進 ・ 健康経営優良法人認定事業所拡大 ○健康経営の普及と健康づくり宣言の拡大 ・ 健康づくり協定に基づき、商工会議所等と連携し事業主への働きかけを行う ・ 県が設置した健康経営普及のための会議体および認定・表彰制度について、県と協働し効果的な運営を図る ○健診・診療データの活用 ・ 大学と連携して分析を進め、データヘルス計画の質の向上を図る ・ 県歯科医師会と連携し、糖尿病患者および糖尿病リスク保有者の歯科健診を促進する ○広報活動・健康保険委員活動を通じた加入者等の理解促進 ・ マスメディアを継続的に活用し、親しみやすくわかりやすい広報を展開する ・ 特にインセンティブ制度の周知は、健康づくり連携協定に基づき関係機関と連携する等、多方面から複数回実施する ・ 健康保険委員活動は、ニーズをとらえた研修、健康経営推進に資するツールの提供を進め活性化を図る ■KPI：① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 53.2%以上とする ○ジェネリック医薬品の使用促進 ・ 医療機関・調剤薬局を個別に訪問し実態・課題の把握を行う ・ 未使用者に向け、マンガを用いたチラシ・リーフレットを医療機関・調剤薬局に設置する ・ 調剤薬局に協力を働きかけ、処方された医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の窓口負担額を提示する取組を進める ・ 県医師会・県薬剤師会と連携し、使用状況の情報提供・使用割合が高い調剤薬局の表彰・セミナー開催等により使用割合 80%達成に向け協働する ■KPI：協会けんぽ福井支部のジェネリック医薬品使用割合を 78.8%以上とする ○地域の医療提供体制への働きかけ ・ 地域医療構想調整会議等に健診・診療データの分析結果を提供する等、データを活用した意見発信を行う
--	---

	■KPI：① 他の被用者保険との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を 100%とする ② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する
3. 組織体制関係	○OJTを中心とした人材育成 ・全職員が「育成」「学習」双方の当事者であることを認識し業務を通じて教え学び合う ・研修会・勉強会でOJTを補完する ○費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・十分な公告期間を確保する ・入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者から理由を聴き取り一者応札案件の減少に努める ・業務効率化とコスト削減の双方を意識した調達を行う ■KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする ○コンプライアンスの徹底 ・研修・朝礼・コミュニケーションで当事者意識を醸成し、適切な行動を徹底する ・コンプライアンス違反の予兆・ハラスメントのシグナルを見逃さない体制づくり ○リスク管理 ・情報セキュリティ遵守事項徹底のため、研修のほか定期的にチェック・テストを実施する ・災害に備え、避難場所等を定期的に周知する

平成 31 年度 事業計画（山梨支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	(1) 現金給付の適正化の推進 ・不正の疑いのある事案については、保険給付適正化 P T（プロジェクトチーム）の議論を経て事業主への立入検査を適正に行う。特に現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。 ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、事務手順書に基づいて確実に実施する。 (2) 効果的なレセプト点検の推進 ・レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用し、協会のノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検を推進するため、自動点検等、システムを効果的に活用し、点検業務の充実を図る。 ■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について前年度以上とする ・医療費の適正化を図るため、レセプト情報を活用し、多受診者に対する適正受診の啓発、指導を実施する。 (3) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 ・加入者に対する文書照会を強化するために、多部位（施術箇所が 2 部位以上）かつ頻回（施術日数が月 10 日以上）の申請について実施する。また、「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。 ■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする (4) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進 ・受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いのある案件は厚生局に情報を提供する。 (5) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進 ・日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行う。また、被保険者

	証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ・発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整、弁護士名催告の拡大及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 ■KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率 94.0%以上とする ②返納金債権（資格喪失後受診にかかるものに限る。）の回収率を対前年度以上とする ③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする (6) サービス水準の向上 ・お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ・「CS向上検討委員会」を設置し、窓口・電話対応のスキルアップ等に向けた検討を行う。 ■KPI：①サービススタンダードの達成状況を 100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を 90.0%以上とする (7) 限度額適用認定証の利用促進 ・事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施する。また、医療機関や市町村と連携し、窓口申請書を配置するとともに案内をお願いすることで利用促進を図る。 ■KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 84.0%以上とする (8) 被扶養者資格の再確認の徹底 ・被扶養者資格の確認対象事業所からの提出率を高めるため、未提出事業所への早期勧奨を行う。また、未送達事業所については、調査を行い確実に事業所へ送付する。 ■KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 89.0%以上とする
--	--

2. 戦略的保険者機能関係	【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 I 医療等の質や効率性の向上 II 加入者の健康度を高めること III 医療費等の適正化 (1) ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供 < I ・ II ・ III > ・事業所単位については、健康宣言事業所を中心に健康・医療情報を「見える化」したデータを提供し、事業所における健康保持・増進への取り組みを支援する。 ・個人単位については、本部の検討状況を踏まえて対応する。 (2) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 < I ・ II ・ III > ・特定健康診査・特定保健指導の推進、コラボヘルスの取り組み、重症化予防対策を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取り組みを着実かつ効果的・効率的に実施する。 ・データヘルスの上位目標については、「対象者が必要な治療等を受けることによって糖尿病による人工透析者の新規発生が10%減少する」とする。 i) 特定健康診査受診率・事業者健診データ取得率の向上 ○健診の受診率向上のための取り組み <生活習慣病予防健診> ・受診受入人数が不足している地域を中心に生活習慣病予防健診を受診できる機会を増やす。（重点地域：富士・東部地域） ・新規加入の事業所、任意継続被保険者の確認後速やかに対象者を印字した健診申込書を送付し、受診勧奨を行う。 ・各健診機関の健診実施者数を設定し、インセンティブを活用して目標達成を促す。 ・コラボヘルスエントリー事業所について、実施率100%となるように働きかける。 <事業者健診データ>
----------------------	---

	・事業所健診データ取得のために、事業主に対し山梨労働局と連名の案内文を送付するとともに山梨県産業安全衛生大会等で案内文の配付を行う。 ・事業所健診結果データ提供についての同意書を取得している事業所で、これまでデータの提供を受けていない事業所へ改めて提供勧奨を行う。（重点事業所：医療機関、教育庁関係） ・同意書未取得の事業所へ提供勧奨を行うことで、事業者健診データ取得数の増加を図る。 ＜特定健康診査（被扶養者）＞ ・受診率向上が期待できる内容の特定健康診査集団健診（血管年齢測定付健診等）の日程を増やす。（重点地域：甲府市内） ・前年度の取組みを踏まえたうえで、オプション測定等を利用した魅力ある特定健康診査や商業施設での特定健康診査を行い、受診行動につなげていく。 ・次年度から特定健康診査の対象となる方（39 歳）に対し、健診の受診勧奨を行う。 ・市町村の健診に合わせた受診勧奨を実施するとともに、特定健康診査を共同で実施することを検討する。 ・地域職域保健連携推進協議会や該当事業所と連携し、被保険者を通じた受診勧奨を実施する。 ○被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：104,263 人） ■KPI ①生活習慣病予防健診 実施率 71.8%以上とする （実施見込者数：74,900 人） ②事業者健診データ 取得率 4.0%以上とする （取得見込者数：4,170 人） ○被扶養者（受診対象者数：28,771 人） ■KPI ・特定健康診査 実施率 47.4%以上とする （実施見込者数：13,650 人）
--	---

ii) 特定保健指導の実施率の向上

○特定保健指導実施率向上のためへの取り組み

- ・ 健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施について、健診機関に働きかける。加えて、平成 30 年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな特定保健指導の手法を検討し実施する。

〈被保険者〉

- ・ 特定保健指導キャンセル事業所の対象者に対し、個別に勧奨を行うとともに健康づくり資料を送付する。
- ・ 特定保健指導キャンセル事業所に対し、電話や訪問により利用勧奨を行う。
- ・ コラボヘルスエントリー事業所について、実施率 100%となるよう働きかける。
- ・ 運送業等、生活習慣病予防健診以外に特殊健康診断を実施している事業所に働きかけ、健診日の特定保健指導実施を導入する。

〈被扶養者〉

- ・ 血管年齢や骨密度測定等をセットした特定保健指導の場を設定し、利用を促す。
- ・ 市町村と連携し、健診時に保健師等を派遣して健診当日指導を実施する。
- ・ 健診機関と連携し、商業施設を利用した健診実施日に特定保健指導の初回面接分割実施を行う。
- ・ 市町村や健診機関の協力のもと、健診結果説明会を利用した特定保健指導の実施について検討する。

○特定保健指導対象者減への取り組み

- ・ 複数年の特定健康診査の結果に基づき、特定保健指導対象の見込み者を絞り込み、生活改善勧奨を行う。

○協会保健師等のスキルアップ

- ・ 支部内研修等を通じて、協会保健師・管理栄養士のスキルアップを図り、対象者のニーズに合わせたより質の高い保健指導を実施する。

	・評価終了者へアンケートを実施し、その結果に基づき、より効果的な指導方法を検討する。 ■KPI：特定保健指導の実施率を16.8%以上とする （実施見込者数：2,880人　実施対象者数：17,135人） ○被保険者（受診対象者数：15,963人） ・特定保健指導　実施率17.5%とする （実施見込者数：2,790人） （内訳）協会実施分　15.0% （実施見込者数：2,400人） アウトソーシング分2.5% （実施見込者数：390人） ○被扶養者（受診対象者数：1,172人） ・特定保健指導　実施率7.7%（実施見込者数：90人） （内訳）協会実施分　6.8%（実施見込者数：80人） アウトソーシング分0.9%（実施見込者数：10人） iii)重症化予防対策の推進 ○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数　504人（電話24人　文書480人） ・健診結果に基づく文書指導を行う。 ・一次勧奨で「受診予定」と回答した方を中心に電話勧奨を実施する。 ■KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.0%以上とする ○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業予定実施人数　12人 ・治療コントロールが不良な方に対し、かかりつけ医と連携した改善指導を実施する。
--	---

	iv) コラボヘルスの推進 ・健康保険委員委嘱事業所を中心に健康宣言事業所数の拡大を図る。 ・健康宣言事業所に対して、事業所健康度診断シート（事業所カルテ）等による健診・医療データ提供やフォローアップ方法を確立し、健康経営の推進をサポートする。 (3) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 <Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ> ・広報誌の定期発行等を通じて、加入者に対して分かりやすくタイムリーな情報を発信する。 ・山梨県、市町村、関係団体との連携による広報を実施するとともに、これらの団体が開催するイベントに関与し、協会の取り組みを一般の方々にも広く発信していく。 ・出産育児一時金の申請があった加入者を対象に、適正受診や育児等の情報を掲載した小冊子を送付し、医療機関の適切な利用を周知する。 ・健康保険委員の委嘱者数の拡大を図るとともに、研修会や健康づくりイベントの開催等を通じて、健康保険委員活動を活性化する。 ■KPI：①広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする ②全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を44.8%以上とする (4) ジェネリック医薬品の使用促進 <Ⅰ・Ⅲ> ・ジェネリック医薬品の特長を記載した「お薬手帳カバー」を作成し、薬剤師会と連携のうえ、薬局を通じて協会加入者に配布する。 ・医療機関や薬局毎の使用割合等のデータを活用し、関係者への働きかけを行う。 ・ジェネリック医薬品軽減額通知サービスの効果がさらに着実なものになるように、広報や情報提供等を行う。ジェネリック医薬品軽減通知については、本部送付分に加えて、アレルギー薬の使用情報に基づく支部独自の通知を作成し、アレルギー薬の使用ピーク前に送付することで、効果的な切り替えを促進する。 ・マスメディアや公共交通機関を活用し、ジェネリック医薬品の特長を広く訴え、ニーズを喚起する。 ・保険者協議会を通じて他保険者との情報共有を行うとともに、山梨県、市町村、関係団体との連携による広報を実施し、
--	---

	山梨県全体の使用促進を図る。 ・研修会や健康づくりイベントでの広報物配布、施設での広報物備付け、公用車へのPR用マグネットシール貼付等、広報活動にあらゆる場を活用する。 ■KPI：支部のジェネリック医薬品の使用割合を75.3%^{注)}以上とする 注)平成31年度より使用割合の測定方法が変更、75.3%は新測定方法による目標 (5)インセンティブ制度の本格導入 〈Ⅱ・Ⅲ〉 ・平成30年度の実施結果を検証し、検証結果を踏まえ、引き続き丁寧な周知広報を行う。 ・評価項目の進捗状況を定期的に検証し、必要に応じて取り組みの見直しを行う。 (6)医療データの分析に基づく地域医療体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信 〈Ⅰ〉 ・加入者が効率的な医療を享受できるよう、山梨県国民健康保険運営協議会、地域医療構想調整会議、国民健康保険運営協議会、地域職域保健事業連携推進協議会、後期高齢者医療懇話会等において意見発信を行う。 ・保険者協議会や覚書を締結した市町等と協働で、医療データ等を分析し、県民の健康保持・増進に向けた取り組みを行う。 ・県民の健康増進のため、医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携協力し、効率的・効果的な事業を実施する。 ・意見発信を行うために、被用者保険参加率の低い地域を中心に、必要な体制を確保（会議への参画数拡大）するため、県へ参画を要請する。 ■KPI：①他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%とする ②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」等を活用した効果的な意見発信を実施する
--	---

3. 組織・運営体制関係	(1) 業務処理体制の検証 ・業務処理体制の検証を行い、戦略的保険者機能に係る業務強化のための人員へのシフトを行う。 (2) 人事評価制度の適正な運用 ・個々の職員が組織目標を理解し、それを達成するための個人目標を設定し、与えられた役割を遂行することで組織目標の達成につなげていく。 (3) OJTを中心とした人材育成 ・OJT（On the Job Training）を中心に据え、それに各種研修等を効果的に組み合わせて「自ら育つ」職員を育成する。 ・支部の課題等に応じた支部研修を実施し、職員のスキルアップを図る。 (4) 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・調達見込み額が100万円を超える案件は原則として一般競争入札とし、随意契約が適当な案件は調達委員会に置いて妥当性の審査を行い、調達結果等をホームページに公表する。 ・入札の際に入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者への調査や、公告後の業者への声掛けを行い、一者応札案件の減少に努める。 ■KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について前年度以下とする (5) リスク管理 ・適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練等を通じて、リスク管理体制の整備を図る。 ・コンプライアンス・個人情報保護について、研修等により法令等規律の遵守を徹底する。
---------------------	---

平成 31 年度 事業計画（長野支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	●事務処理体制（山崩し方式）のさらなる強化 ・現金給付等の業務の「標準化」「簡素化」「効率化」を徹底する。 ・複数業務の遂行が可能な職員を育成し、日々の業務量、業務の優先度に応じた柔軟な処理体制を構築することにより生産性の向上を図る。
	●現金給付の適正化の推進 ・高額報酬（標準報酬月額 830 千円以上）、資格取得直後（資格取得日から 90 日以内）の申請について重点的に審査を行う。 ・不正の疑いのある事案について、保険給付適正化会議を毎月開催し事案の共有、議論を経て事業主への立ち入り検査を積極的に行う。 ・傷病手当金と障害年金・老齢年金、労災給付との併給調整が必要な事案につき、申請書の記載内容、添付書類、日本年金機構から提供されるデータに基づき遅滞なく確実に実施する。
	●効果的なレセプト点検の推進 （内容点検） ・点検員毎の再審査申出内容や査定傾向等の情報分析を強化する。それぞれの結果に応じた具体的点検方針等を指示し、PDCA化することでスキル向上を図り、1 件当たりの査定額を 3,105 円以上（仮）とする。 ・他支部査定事例の自動点検マスタや汎用任意抽出テンプレート等への反映状況の管理と、その効果測定を実施する。 ・上記により、年間の査定効果額を 10,100 万円以上（仮）とし、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率を前年度実績以上とする。 （資格点検） ・オンライン資格確認システムを導入している医療機関へ毎月利用するよう電話勧奨するとともに、3 か月連続で利用がなかった医療機関のオンライン資格確認システムの利用を停止する。 ・病床数 300 床以上の病院へオンライン資格確認システム導入を勧奨する。 ・上記の実施によりオンライン資格確認システムの利用率を 43.3%以上とする。

(外傷点検)

- ・請求点数が3,000点以上の外傷性病名のレセプトについて負傷原因の照会を行う。
- ・負傷原因照会の未回答者に対し、回答期限から1か月経過後に初回催告を実施し、以後1か月経過するごとに最大6回再催告を行い、未回答者の減少に努める。

●柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- ・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回施術（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対し施術部位・施術日を確認する文書照会を実施する。
- ・部位ころがし（負傷部位を意図的に変更し長期に施術）等過剰受診を受けている加入者に対し適正受診のための啓発文書を送付する。
- ・上記の分析結果を柔整審査会に情報提供し、該当施術者の申請書を重点的に審査する。また、保険給付適正化会議において情報の共有、対応の検討を行う。
- ・以上の取り組みにより、柔道整復施術療養費の申請に占める多部位かつ頻回受診の施術の申請の割合について前年度実績以下とする。

●あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

- ・受領委任制度の導入に伴い、医師の再同意書の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いのある施術者について厚生局に情報提供する。

●返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

(保険証回収強化)

- ・資格喪失届への保険証未添付者に対し、日本年金機構の喪失処理後3日以内に保険証の返納催告文書を送付し、その後1週間以内に2回目、その後1週間以内に3回目の催告文書を送付する。
- ・日本年金機構から回送される保険証回収不能届により、受付から2日以内に電話催告を実施する。
- ・資格喪失届への保険証未添付が多い事業所に対し、訪問により保険証回収を指導する。
- ・上記対応により、日本年金機構の回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95.0%以上とする。
また、医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を前年度実績以下とする。

(債権回収業務の推進)

- ・支部で定めた債権回収スケジュールに沿った催告等を確実に実施するとともに管理者による進捗管理を徹底する。特に 10 万円を超える債権については、債権進捗会議にて情報共有する。
- ・10 万円を超える資格喪失後受診にかかる返納金については、直接債務者に保険者間調整について説明し確実に回収する。
- ・回収率向上のため、委託業者による夜間・休日の電話納付督促と、弁護士による文書催告を実施する。
- ・なお残る未納者に対しては、法的手続きによる回収を実施する。
- ・上記対応により、資格喪失後受診にかかる返納金債権の回収率を前年度実績以上とする。

●サービス水準の向上

- ・現金給付（療養費、高額療養費を除く）の申請受付から支給までの標準期間である 10 日間（サービススタンダード）を遵守し 100%を達成する。
- ・審査業務の進捗管理を綿密に行い、管理者より状況に応じた柔軟な事務分担体制を指示することにより各申請書を迅速に処理する。
- ・各種説明会・広報を活用し、届書の郵送促進、「届書・申請書作成支援サービス」の利用促進を図り、現金給付等の申請書に係る郵送化率を 96.0%以上とする。
- ・業務改善委員会を中心にお客様満足度調査の結果分析を行い、問題点改善に向けた対応を検討し実施する。
- ・研修又は OJT により職員のお客様に対する対応スキルを高め、質の高いサービス提供に努める。

●限度額適用認定証の利用促進

- ・各種説明会・広報を活用し利用促進を図る。
- ・高額な費用がかかる入院時、外来受診時の申請の利便を図るため、引き続き限度額適用認定申請書を設置する医療機関の拡大に努める。また、市町村への限度額適用認定申請書の設置について有効性を検討し設置を働きかける。
- ・上記対応により、高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 84.0%以上とする。

●被扶養者資格の再確認の徹底

- ・被扶養者資格の再確認の必要性を周知し、就職などによる被扶養者資格削除事由発生後早期の届出を促すための広報を実施する。
- ・未提出事業所に対し提出勧奨を行う。また、所在不明により未送達となった事業所の所在調査を行い確実に送付する。
- ・上記対応により、被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 89.0%以上とする。

●業務改善の推進

- ・業務改善委員会を毎月開催し、サービス向上、業務の効率化の検討を行い、決定方針に沿った対応を行う。
- ・次期システム構想を見据えて業務処理体制の見直しのために本部に設置される業務改革検討プロジェクトに対し、改善要望事項等を提案する。

2. 戦略的保険者機能関係	●データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：273,114人） ・生活習慣病予防健診 受診率 54.0%以上（受診見込者数：147,482人） ・事業者健診データ 取得率 14.0%以上（取得見込者数：38,236人） ○被扶養者（受診対象者数：67,658人） ・特定健康診査 受診率 33.1%以上（受診見込者数：22,395人） ○健診の受診勧奨対策 （被保険者） ・年度当初の生活習慣病予防健診の案内のほかに、新規適用事業所への案内を随時行い、健診受診を勧める。 ・健診機関へ、生活習慣病予防健診実施枠の拡大を依頼する。 ・平成30年度から実施している調査研究事業（生活習慣病予防健診に含まれる胃がん健診による早期治療効果）の結果を踏まえ、事業主に対して生活習慣病予防健診にがん検診が含まれていることをPRし、事業者健診から生活習慣病予防健診への切替えを促す。 ・事業者健診を実施している医療機関に対し、データ提供に関する同意書取得勧奨業務を委託し、事業者健診データ取得を拡大する。さらには、事業者健診から生活習慣病予防健診へ切替えて実施するよう依頼する。 ・協会けんぽ加入職員の事業者健診のデータ提供に同意が得られていない市町村及び医療機関に対して、データ提供を依頼する。 （被扶養者） ・年度当初の受診券の送付のほかに、年度途中に被扶養者認定をされた対象者に対して随時受診券を送付し、健診受診を勧める。 ・市町村（国保）と実施する集団健診の日程に併せ、対象地区の被扶養者に受診勧奨を行う。また、市町村に対し集団健診で協会加入者も受診できる旨を案内していただくよう依頼する。 ・協会単独の集団健診を実施する。 ・健診未受診者対策の「郵送型血液検査」は、平成29年度・30年度結果検証をしたうえで、平成31年度実施可否を検討する。
----------------------	---

ii) 特定保健指導の実施率の向上

○特定保健指導の実施率 26.2%以上

- ・被保険者（特定保健指導対象者数：32,686人）

実施率 27.0%以上（実施見込者数：8,825人）

（内訳）協会保健師実施分 19.5%以上（実施見込者数：6,374人）

アウトソーシング分 7.5%以上（実施見込者数：2,451人）

- ・被扶養者（特定保健指導対象者数：1,749人）

実施率 10.9%以上（実施見込者数：191人）

○保健指導の実施対策

（被保険者）

- ・ 集団での特定保健指導のモデル実施の評価を行い、評価結果に基づき支部全域で集団指導を展開する。
- ・ 特定保健指導委託健診機関数を拡大する。
- ・ 年度内2回を目途に保健指導者間の情報交換会を行う。
- ・ 事業所に専任でいる保健師等に特定保健指導を委託する。
- ・ 事業主及び受診者の時間的負担軽減のために、健診当日の特定保健指導分割実施を健診機関に働きかける。加えて、検診車により実施している健診で委託先の要員事由により健診当日の特定保健指導分割実施が困難な場合は、協会保健指導者による特定保健指導の分割実施を含め、事業所及び健診機関へ提案し実施する。
- ・ 特定保健指導対象の喫煙者に対する、禁煙指導を強化し、特定保健指導対象者の減少に結びつける。
- ・ 食習慣の改善を進めるため、特定保健指導に実際の食事内容を基にした栄養指導を加える。

（被扶養者）

- ・ 協会単独の集団健診当日に特定保健指導の初回面談を分割実施する。
- ・ 県・市町村・保険者協議会と連携し、市町村への特定保健指導の委託拡大を図る。

iii) 重症化予防対策の推進

○未治療者に係る受診勧奨事業 受診勧奨後3か月以内の医療機関受診者割合 12.0%以上

- ・ 生活習慣病予防健診により要治療と判定されながら3か月以内に医療機関を受診していない方へ、本部から受診勧奨（一次勧奨）文書を送付し、その翌月に支部から二次勧奨文書を送付、さらにその翌月に電話勧奨を行

う。なお、支部で実施する二次勧奨は1,000人を予定する。

- ・これまでの血圧値、血糖値が高い方への受診勧奨に加え、脂質値が高い方への受診勧奨を実施する。
- ・事業主に対し、要治療者の治療促進に向けた事業所としての対応（受診勧奨、受診環境整備等）を働きかける。
- ・未治療者に対して、次回の健診結果に注目させ再び要治療と判定された場合には確実に医療機関を受診するよう、前回の健診受診月の前月に文書（三次勧奨）を送付する。

○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・保険薬局薬剤師による「運動」「食事」「服薬」の行動目標設定と6か月間にわたる行動変容の継続支援を柱とした「重症化予防プログラム」について、平成30年度に引き続き松本市と共同で実施する。
- ・市町村が実施している重症化予防事業に参画し国民健康保険と一体となった枠組みで実施できるよう情報収集・協議を進める。

iv) コラボヘルスの推進

○健康づくりチャレンジ宣言（健康宣言）事業所件数 500事業所

- ・健康保険委員委嘱事業所に対して健康宣言を勧奨する。
- ・後期高齢者支援金にかかるインセンティブ指標（健診受診率、特定保健指導実施率、特定保健指導対象者の減少率、要治療者の医療機関受診率、ジェネリック医薬品使用割合）の数値が低い事業所に対して健康宣言を勧奨し、健康経営を通して協会事業に対する理解を促す。
- ・市町村や商工団体等の関係機関と連携し、健康経営の地域的な広がりを推進する。

○健康づくりチャレンジ宣言事業所の取り組み支援

- ・事業所の健康度を経年変化によって「見える化」した事業所健康度診断カルテの提供により、これまでの取り組みの振り返りと合わせ、今後の取り組み内容を事業所と連携して検討する。
- ・保健師・管理栄養士による「食事・生活習慣」、健康運動指導士による「運動」、長野産業保健総合支援センターと連携した「メンタルヘルス」の講習会に、乳がんを始めとした「女性の健康課題」、歯科健診啓発を含めた「歯周病予防」に関する講習会を加え、合計100社で実施する。
- ・運動習慣の定着とコミュニケーションの醸成を目的とした3名1組のチーム単位でのウォーキングラリーを、

- 協会や県・経営者団体などで構成する「事業所の健康づくりプロジェクト委員会」で実施する。
- ・長野県の課題である塩分摂取過剰、若い世代の野菜摂取不足を解消するために、健康レシピ集を作成・配布し、食生活改善に役立ててもらう。
 - ・健康経営優良法人制度の認定基準に適合する取り組みを実践するよう推奨し、健康経営優良法人 2020 認定企業を 100 社にする。

○広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- ・協会の事業運営への協力と被保険者に事業内容を周知していただくため健康保険委員の委嘱を勧め、全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 50.5%以上とする。
- ・健康経営セミナーや健康保険委員研修会を通じ、信州 A C E プロジェクトの取り組み【Action（体を動かす）、Check（健診を受ける）、Eat（健康に食べる）】を推進する。
- ・「健康保険委員のひろば」（季刊誌）、「協会けんぽ News」（毎月）などの紙媒体の広報やメルマガ（毎月 10 日配信）と合わせ、無関心層に浸透するようプレスリリースを始めとしたメディアを活用した広報を展開する。メルマガについては、健康保険委員勧奨及びチャレンジ宣言事業所勧奨等を含めて、あらゆる機会での登録勧奨を継続する。
- ・加入者を対象として実施する保険料や現金給付、健診・保健指導などの協会事業に関する理解度調査結果を基にした広報内容とし、加入者理解率を前年度実績以上とする。

●ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ジェネリック医薬品軽減額通知サービスや希望シールの配布等により、ジェネリック医薬品使用割合（※）を 80.1%以上とする。（※国の目標に合わせ、医科・D P C・調剤・歯科を集計した数値に変更）
- ・医療機関・薬局ごとに使用状況を可視化した通知を作成し、個別にジェネリック医薬品使用促進を働きかける。
- ・適正受診の啓発及びジェネリック医薬品使用を促進させるため、大学生や子育て世代などの若い世代を対象に県薬剤師会や市町村と連携してセミナーを実施する。
- ・ジェネリック医薬品使用促進などによる医療費適正化と合わせ子育て世代の健康リテラシーを向上させるため、新生児の親を対象に広報誌を発行する。
- ・ジェネリック医薬品使用割合が低い事業所に対して、個別に通知し事業主を通じた加入者への働きかけを促進する。

	●地域の医療提供体制への働きかけ ・医療審議会、地域医療構想調整会議、国民健康保険運営協議会、保険者協議会等に積極的に参画し、「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用しながら、あるべき医療提供体制や加入者の健康づくりへのデータに基づいた効果的な意見発信を行い、関係機関と広く連携して事業を推進する。なお、すべての地域医療構想調整会議に健康保険組合と連携し被用者保険者が参加する。 ・協会が保有するあらゆるデータをタイムリーに分析し、評議会、関係機関、ホームページ等で定期的に発信する。
3. 組織体制関係	●人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 ・①役職に応じた役割を理解し、能力を発揮し役割に合った実績を上げた職員を適正に評価するため、具体的な目標を設定する。 ②目標の進捗管理を上司による部下の目標達成支援のため、月次の振り返りを行う。 ③目標管理を通じ、業務の進捗確認を行うことにより、事業計画を着実に推進する。 ・業務の「標準化」「簡素化」「効率化」を徹底し複数業務遂行可能な職員を育成したうえで、戦略的保険者機能を発揮すべく柔軟に人員を配置する。 ●ＯＪＴを中心とした人材育成 ・新入職員のＯＪＴと若手職員の業務ローテーションを計画的に実施し、広範囲に基礎的業務力を修得させる。 ・人材育成を通じ業務を再点検するとともに、先入観なく発信された問題意識を業務改善につなげ、組織を活性化させる。 ●費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・調達における競争性を高めるために公告内容を広く告知するように努め、一般競争入札に占める一者応札案件の割合について前年度実績以下とする。 ・印刷物の作成や事務作業が大量となるような業務については、事務の効率化を見据え積極的に外部委託する。 ・コスト削減を意識して行動し、光熱費や消耗品費などの事務経費を対前年度５％削減させる。 ●コンプライアンスの徹底

	・ 加入者から信頼される組織運営を行うため、コンプライアンスや情報セキュリティ、個人情報保護に対して全職員の規程遵守を徹底する。 ・ コンプライアンスや情報セキュリティ、個人情報保護に関する研修を全職員に実施し、制度及び取扱いについての理解を深める。 ・ 各種規程、業務マニュアル等に沿って業務を遂行するとともに、これまで発生した事務処理誤りの再発防止策の実行状況を逐次点検すること等により、確実に誤りのない事務処理を実践する。
--	--

平成 31 年度 事業計画（岐阜支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	1 現金給付の適正化の推進 ・不正の疑いのある事案については保険給付適正化会議で審議し、事業主への立入検査を積極的に実施する 特に現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請については重点的に審議する ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する 2 効果的なレセプト点検の推進 ・資格点検では、引き続き全件点検を実施する ・外傷点検では、負傷原因照会の未回答分に係る再照会を強化する ・内容点検では、システムの効果的な活用と支部が有するマンパワーを融合させることで最大限の点検効果を発揮する ■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする 3 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 ・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が10日以上）の申請や「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診については、加入者に文書照会を実施する ■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする 4 あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進 ・受領委任制度導入に伴い、医師の再同意書の確認を徹底し、不正の疑いのある案件については厚生局への情報提供を実施する 5 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進 ・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を実施する また、「被保険者証回収不能届」を活用した電話催告等を実施する

- ・新規発生債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整、法的手続きを積極的に実施する
- ・債権回収対策会議を毎月開催し、交渉難航案件への対応について協議を行うなど、回収業務の推進を図る

- KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を94.7%以上とする
- ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする
- ③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

6 サービス水準の向上

- ・お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する

- KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする
- ②現金給付等の申請に係る郵送化率を91.8%以上とする

7 限度額適用認定証の利用促進

- ・事業主や健康保険委員に対して広報誌やメルマガ等による広報を実施するとともに、医療機関や市町村と連携し、窓口申請書を配置するなど利用促進を図る

- KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を84.0%以上とする

8 被扶養者資格の再確認の徹底

- ・被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨を実施する。また、未送達事業所に対しては調査し送達する

- KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を89.0%以上とする

9 的確な財政運営

- ・中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う

2. 戦略的保険者機能関係	1 ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供 ・加入者及び事業主に、健康、医療に対する関心を高めていただくため、地域の医療費、健診データを「見える化」したツール（事業所カルテ）を提供する 2 データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 （上位目標）循環器系疾患を減少させる （中位目標）血圧の受診勧奨域人数を15%にする i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ○ 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：299,237人） ・生活習慣病予防健診 受診率54.8%（受診見込者数：164,000人） ・事業者健診データ 取得率14.0%（取得見込者数：42,000人） ○ 被扶養者（受診対象者数：89,205人） ・特定健康診査 受診率23.8%（受診見込者数：21,200人） ○ 健診の受診勧奨対策 ・生活習慣病予防健診：新規適用事業所に委託機関からの勧奨 小規模事業所の従業員へ戸別案内送付による勧奨 委託機関の拡大 ・事業者健診：岐阜労働局、岐阜県との3者連名の勧奨 事業所訪問による提供勧奨 民間業者を活用した提供勧奨とデータ作成 ・特定健診：被扶養者のパート先での健診結果の取得 医師会との連携により、被扶養者の治療中の方の検査結果の情報提供依頼 集団健診の実施回数の増加による受診機会の拡大 健診推進経費を活用した無料オプション健診の開催
----------------------	---

- KPI : ① 生活習慣病予防健診受診率 54.8%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を 14.0%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診受診率を 23.8%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率の向上

- 被保険者（特定保健指導対象者数：41,200 人）
 - ・ 特定保健指導 実施率 21.4%（実施見込者数：8,817 人）
 - （内訳）協会保健師実施分 11.9%（実施見込者数：4,920 人）
 - アウトソーシング分 9.5%（実施見込者数：3,897 人）
- 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,696 人）
 - ・ 特定保健指導 実施率 7.1%（実施見込者数：120 人）
- 保健指導の受診勧奨対策
 - ・ 委託医療機関との連携により当日保健指導を拡大
 - ・ 委託機関の拡大
 - ・ オプショナル健診時の当日面談の拡大
 - ・ 被扶養者向けイベント形式の集団学習（初回面談相当）

- KPI：特定保健指導の実施率を 20.8%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

- 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 1,509 人
- 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業
 - ・ 健診機関による要治療者への受診勧奨
 - ・ 民間業者へ受診勧奨事業の委託

■ KPI : : 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.0%以上とする

iv) コラボヘルスの推進

- 健康経営推進事業所の拡大に向け、文書及び訪問等による普及活動を強化する
- 調査研究事業を通し、効果的な減塩アプローチを展開し加入者の健康増進を図る
- 行政機関と連携した健康づくりセミナーの開催

3 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- ・ 定期的な広報誌発行のほか、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌など各種メディアを効果的に活用した広報を展開する
また、加入者一人ひとりに直接届けられる広報ツールであるホームページ、メールマガジンを充実させる
- ・ 健康保険委員の委嘱拡大に向け、文書及び訪問等による勧奨を強化する

■ KPI : ①広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする

②全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 56.5%以上とする

4 ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ ジェネリック医薬品使用状況を分析し、岐阜支部の弱みを把握することで効果的な施策を実施する
- ・ 使用割合の低い医療機関等に直接訪問し、使用率向上への協力を求める
- ・ ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額軽減通知を年 2 回送付する

■ KPI : 協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を 78.0%以上とする

5 インセンティブ制度の本格導入

- ・ 制度周知の広報に加え、平成 30 年度の実施結果を踏まえた岐阜支部の状況に係る広報を展開する

6 医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ

- ・ 受診傾向や医療費の動向等について、地域差の要因分析を行う
- ・ 外部有識者の意見を取り入れることにより、分析の質の向上を図る

	・地域医療構想調整会議等において、分析結果などエビデンスに基づく意見発信等を行う ■ KPI：①他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%を維持する ②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する
3. 組織・運営体制関係	1 業務実態に応じた適正な人員配置 ・業務効率化の効果を適正に評価し、その効果に応じた人員配置の見直しを適切に行う 2 人事評価制度の適正な運用 ・実績や能力本位の人事の推進 協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした人事評価制度を適切に運用するとともに、その評価を適正に処遇に反映する 3 OJTを中心とした人材育成 ・日々のあらゆる業務遂行を通じて「自ら育つ」「現場で育てる」という組織風土を醸成する 4 支部業績評価への対応 ・他支部の実績と比較することにより、自支部の状況を、エビデンスに基づいて的確に把握するとともに、そこで認識された課題について要因を分析することで、効果的な課題解消の施策を立案する - また課題とその対策を職員全員で共有することで、支部全体の業務改善・改革への意識を向上させる 5 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・一者応札を減少させるため、積極的に関連業種企業等への周知を行う - また入札説明書を取得したが参加しなかった業者には、アンケート調査を実施するなど不参加となった理由を明確にすることで一者応札案件の減少に役立てる ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする

	6 コンプライアンスの徹底 ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その徹底を図る 7 リスク管理 ・個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を定期・不定期に点検し、管理を徹底する 8 内部統制の強化に向けた取組 ・支部内の部門間連携及び組織運営体制の強化を図る
--	--

平成 31 年度 事業計画（静岡支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	○現金給付の適正化の推進（K P I の設定なし） ・不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化 P T の議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。 ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、会計検査院からの指摘も踏まえ、確実に実施する。 ○効果的なレセプト点検の推進 ・レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用し、協会のノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検を推進する。 K P I：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト査定率※について、対前年度以上とする。 ※査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 ○柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 ・多部位（施術箇所が 3 部位以上）かつ頻回（施術日数が月 15 日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化し、多部位かつ頻回施術の申請割合について対前年度以下とする。 K P I：柔道整復施術療養費の申請に占める施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする。 ○あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進（K P I の設定なし） ・受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を徹底する。 ○返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進 ・日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。

	また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 K P I : 日本年金機構回収分を含めた資格喪失後1ヶ月以内の保険証回収率を94.1%以上とする。 ・発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 K P I : ① 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る）の回収率を対前年度以上とする。 ② 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする。 ○サービス水準の向上 ・お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 K P I : ① サービススタンダードの達成状況を100%とする。 ② 現金給付等の申請にかかる郵送化率を98.2%以上とする。 ○限度額適用認定証の利用促進 ・事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関や市町村と連携し、窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。 K P I : 高額療養費に占める限度額適用認定証の使用割合を84.0%以上とする。 ○被扶養者資格の再確認の徹底 ・被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。 K P I : 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を90.4%以上とする。 ○オンライン資格確認の利用率向上 ・現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。 K P I : 現行のオンライン資格確認システムについて、U S Bを配布した医療機関における利用率を80.0%以上とする。
--	--

	○業務改革の推進に向けた取組（ＫＰＩの設定なし） ・次期システム構想を見据え、業務処理の在り方の見直しを踏まえた支部運営を行う。 ○的確な財政運営（ＫＰＩの設定なし） ・中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。
2. 戦略的保険者機能関係	○ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供（ＫＰＩの設定なし） ・健康宣言事業において、事業所単位で健康・医療データの提供を行う。 ○○データ分析に基づいた第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：424,030人） ・生活習慣病予防健診 受診率 61.7%（受診見込者数：261,627人） ・事業者健診データ 取得率 5.8%（取得見込者数：24,594人） ○被扶養者（受診対象者数：108,322人） ・特定健康診査 受診率 25.9%（受診見込者数：28,055人） ○健診の受診勧奨対策 ・受診率の向上に向け、加入事業所、健診機関、関係団体等との連携を強化した健康意識の啓発活動を通じて、健診受診から保健指導を受けるまでの一貫した体制を構築し、加入者の利便性の向上を図り、受診者の増加を図る。 ・事業所における健診受診状況を確認し、事業者健診結果データ提供の利点（メタボリスク有無の発見、特定保健指導との連携）を事業主に周知し、従業員への健康づくりの重要性とデータ提供の促進を図る。その他、増加する加入事業所及び加入者への健診案内を確実に実施する。 ○被扶養者の健診受診率向上に向けた施策 ・市町村が行うがん検診と連携した「特定健診とがん検診の同時実施可能な集団健診」、協会主催の「オプション測定器付の集団健診」、「自己負担無料の集団健診」等、加入者の特性やニーズに応じられるような集団健診を展開し、受診者の増加を図る。

	K P I : ① 生活習慣病予防健診受診率を 61.7%以上とする。 ② 事業者健診データ取得率を 5.8%以上とする。 ③ 被扶養者の特定健診受診率を 25.9%以上とする。 ii) 特定保健指導の実施率の向上 ○被保険者（特定保健指導対象者数：57,816 人） ・ 特定保健指導 実施率 17.1%（実施見込者数：9,887 人） （内訳）協会保健師等実施分 6.8%（実施見込者数：3,956 人） - アウトソーシング分 10.3%（実施見込者数：5,931 人） ○被扶養者（特定保健指導対象者数：2,413 人） ・ 特定保健指導 実施率 9.1%（実施見込者数：220 人） ○保健指導の利用勧奨対策 ◆被保険者 ・ 健診当日の特定保健指導実施可能な委託機関及び検診車等による集団健診での初回面談分割実施可能健診機関を増やす。 ・ 支部における保健指導利用勧奨の実施及び指導受入れ意思確認を、タイミングを計り早期に実施する。 ・ 保健指導勧奨を一部外部委託し、特定保健指導実施者数を効率的に増やす。 ◆被扶養者 ・ 健診当日に特定保健指導初回面談分割実施が可能な健診機関を増やす。 ・ オプショナル測定付集団健診等での健康相談において、特定保健指導対象予定者に対しアプローチを行い、スムーズな導入を行う。 K P I : 特定保健指導の実施率を 16.8%以上とする。 iii) 重症化予防対策の推進 ○ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 2,665 人 ・ 対象者に対し、文書勧奨と併せて電話勧奨を実施する。
--	---

	・重症者を放置しない取組として、要受診者への健診機関によるアプローチを強化する。 ○ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 ・静岡県糖尿病性腎症予防プログラムに則り、静岡市在住の糖尿病性腎症の対象者（空腹時血糖値 126mg/dl 以上または HbA1c6.5%以上主傷病名に糖尿、糖代謝、耐糖能と入っていない者で、1) もしくは 2) に該当する者 1) 尿たんぱく（＋）＝2 以上 2) 腎機能低下者（健診受診年齢） (49 歳以下) eGFR：60ml/分/1.73 m²未満 (50～69 歳) eGFR：50ml/分/1.73 m²未満 (70 歳以上) eGFR：40ml/分/1.73 m²未満 に対し、受診勧奨を文書で実施する。その際に、受診ハガキを同封し、受診状況を確認する。 K P I：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.0%以上とする。 iv) コラボヘルスの推進（K P I の設定なし） ○健康宣言事業所数の更なる拡大および取組の質の向上 ・宣言事業所に対するフォローアップを強化し、事業所ごとの健康度の改善度合いをデータとして提供する。 ・日本健康会議のおこなう健康経営優良法人認定における取得事業所の伸長を図る。 ○事業所と協同した禁煙支援、健康意識啓発 ・喫煙率を下げるために、禁煙ポスターによる啓発を実施するとともに、事業所内の禁煙支援として「3 人 1 組禁煙 3 か月チャレンジ」事業を実施予定。 ・禁煙啓発と併せて減塩・適正飲酒の啓発も実施し、宣言事業所を中心に健康に関する意識啓発を行う。 ○広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 ・広報分野における P D C A サイクルを適切に回していくため、健康保険委員を対象とした理解度アンケートを実施し、広報活動に反映する。 ・健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、専用広報誌等を通じた情報提供を実施する。 K P I：① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。
--	---

	② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 50.0%以上とする。 ○ジェネリック医薬品の使用促進 ・ 県内薬局向けに、静岡支部の医薬品実績の情報提供を行い、使用頻度の高い後発品を数量実績と共に示すことで、使用割合の向上を図る。 ・ 情報提供は協定締結市と連携のうえ実施し、国保加入者も含め地域レベルでの使用促進を図る。 ・ 課題医療機関等を訪問し、切り替えへの働きかけを行う。 ・ 薬局窓口にてジェネリックに切り替えた場合の金額が即時にわかる「ジェネリックお見積り」事業の効果検証を行う。 ＫＰＩ：静岡支部のジェネリック使用割合を 79.1%以上とする。 ○インセンティブ制度の本格導入（ＫＰＩの設定なし） ・ 平成 30 年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。 ○パイロット事業の展開（ＫＰＩの設定なし） ・ 生活習慣病薬は種類が多く、患者への処方の重複、医療機関における課題在庫、先発品への依存度が高い分野のため、専門家との連携のもと、有効性、安全性、経済性の視点から客観的に分析した推奨薬剤リスト（フォーミュラリ）を基幹病院に提供し、処方・調剤の適正化の働きかけを行う。 ・ 診療報酬改定により薬価が大幅に下がった長期収載品（先発医薬品）を対象として後発品への移行状況を分析し、後発品推進における診療報酬改定の影響を検証のうえ、次期診療報酬改定へ向けた提言を行う。 ・ 国の薬剤耐性（AMR）アクションプランに沿って、医療機関へ施設別、地域別の抗菌薬使用動向を提供し、地域における抗菌薬の適正使用を推進するとともに、分析結果を検証のうえ次期診療報酬改定へ向けた提言を行う。 ○地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信 i) 意見発信のための体制の確保 ・ 医療提供体制等に係る意見発信を行うために、引き続き医療審議会、地域医療構想調整会議等に参画する。 ii) 医療費データ等の分析
--	--

	・地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、協会レセプトから抽出した最新データを用いて、加入者の医療機関への受診傾向や医療費の動向等について、地域差の要因分析を行う。 ・地域医療構想に詳しい医師等の専門家の知見も交え、実態のある意見発信につなげる。 iii) 外部への意見発信や情報提供 ・生活習慣病薬においてフォーミュラ策定の提案を基幹病院に行い、医療費適正化に向けた働きかけを行う。 ・地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療が見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。 ・県の感染症発生動向調査委員会薬剤耐性対策部会に参画し、レセプトデータから地域における動向の意見発信を行う。 ・医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。 K P I : ① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率について、100%を維持する。 ② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。
3. 組織・運営体制関係	○人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置（K P I の設定なし） ・移行計画の最終年度として、標準人員に基づく人員配置を行う。また、業務の効率化等の状況も踏まえた支部運営を行う。 ○人事評価制度の適正な運用（K P I の設定なし） ・評価者研修などを充実し、実態に即した効果的な評価を実施する。 ○○J Tを中心とした人材育成（K P I の設定なし） ・O J Tを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 ・戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材育成を行う。 ○支部業績の向上（K P I の設定なし） ・支部業績評価を通し他支部との比較を行い、支部の業績向上を図る。

	○費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、一者応札案件の減少に努める。 K P I : 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする。 ○コンプライアンスの徹底（K P I の設定なし） ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 ○リスク管理（K P I の設定なし） ・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対する危機管理能力向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。
--	---

平成 31 年度 事業計画（愛知支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	（１）現金給付の適正化の推進 i) 資格取得直後等の不正が疑われる申請について事業主へ採用経緯等の照会を行うとともに、必要に応じて保険給付適正化プロジェクト会議による協議を経て、事業主への立入検査等を実施する ii) [強]傷病手当金の支給において、障害年金や老齢年金、休業補償給付（労災）との併給調整を確実に実施する （２）効果的なレセプト点検の推進 i) [強]コンピューターシステムによる点検を効果的に活用するため点検項目を適宜見直し、点検効果額および査定効果額の向上を図るとともに、支払基金との連携を強化して合算査定率の向上を図る ii) 無資格や業務上等、給付適用外の請求への対応および第三者行為に係る求償事務を適切に実施し、保険給付の適正化を推進する 【KPI】社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上 （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 （３）柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 i) [強]多部位（施術箇所が３部位以上）かつ頻回（施術日数が月 15 日以上）等の申請について、患者や施術者への文書照会を積極的に行うとともに、柔整審査会において重点的に審査を実施する等、過剰受診の抑制を図る ii) [新]多部位・頻回の傾向にある患者に対して、啓発文書等により適切な受診についての周知を行う 【KPI】柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下 （４）あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進 [新]受領委任制度の導入に伴い、医師の再同意の確認を徹底するなど審査を強化するとともに、不正の疑いがある案件は厚生局へ情報提供する

(5) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

i) [強] 保険証未回収者への早期返納催告や事業主等への保険証回収の周知徹底、および保険証回収不能届を活用した電話催告等により、債権の発生を未然に防ぐ

ii) 納付期限および納付約束期日の管理を徹底し、債権回収を確実に行うとともに、保険者間調整および法的手段を積極的に活用し、返納金債権の回収率の向上を図る

iii) 外国人加入者に対して7か国語でのチラシを用いて資格喪失時の保険証返却の必要性を周知する

【KPI】 資格喪失後1か月以内の保険証回収率 94.0%以上

【KPI】 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上

【KPI】 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下

(6) サービス水準の向上

i) 業務の効率化を推進し、速やかな給付金の支払いや保険証等の交付を行う

ii) 自治体や医療機関への申請書類の備付け等により郵送化を促進し、加入者や事業主の利便性の向上および負担の軽減を図る

iii) [新]外国人加入者向けの健康保険制度案内を作成し、健康保険制度の適正な利用についての理解を図る

【KPI】 サービススタンダードの達成状況 100%維持

【KPI】 現金給付等の申請に係る郵送化率 96.6%以上

(7) 限度額適用認定証の利用促進

i) 事業主や健康保険委員等に対して広報誌やチラシ、研修会等を活用して繰り返し広報を行うとともに、医療機関への訪問や市町村との連携等を通して、加入者へ限度額適用認定証の利用を案内する

ii) [新]生命保険会社と連携して顧客への情報提供を行い、利用の促進を図る

【KPI】 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合：84.0%以上

(8) 被扶養者資格の再確認の徹底

被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う

	【KPI】被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率：89.0%以上 （９）業務改革の推進に向けた取組 〔新〕小集団での業務改善活動の実施により業務の効率化を推進する
2. 戦略的保険者機能関係	（１）ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供 i) 従業員の健康度を見える化した「ヘルスアップ通信簿」の発行を通して、事業主の健康経営意識の向上を後押しする ii) 健康課題を見える化した「自治体カルテ」等を自治体へ提供し、自治体が行う地域住民への健康増進事業をサポートする （２）データ分析に基づいた第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 上位目標：糖尿病性腎症による年間新規透析患者数の減少を目指す ① 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ■ 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：932,667人） ・生活習慣病予防健診 受診率 43.3%（受診見込者数：403,844人） ・事業者健診データ 取得率 8.5%（取得見込者数：79,276人） ■ 被扶養者（受診対象者数：277,825人） ・特定健康診査 受診率 24.4%（受診見込者数：67,789人） ■ 健診の受診勧奨対策 《生活習慣病予防健診の受診率向上》 i) 〔強〕健診機関の拡大を図るとともに、集団健診の増設を含めて健診受診機会の拡大を図る ii) 新規適用事業所等に対する受診勧奨を実施する iii) 健診機関や外部委託業者を活用した受診勧奨を実施する

iv) [新]50 人未満の事業所に対して健診実施状況等のアンケート調査を行い、健診の実施状況とニーズを把握する

＜事業者健診データ取得数の向上＞

i) 健診機関や外部委託業者等の活用、および関係団体や業界団体と連携した同意書の取得を行う

ii) [強]外部委託業者を活用し、同意書を取得した事業者健診結果データの取り込みを実施する

＜特定健診の受診率向上＞

i) [強] 受診環境向上のため、女性の趣向を考慮した会場での集団健診や、商業施設等での集団健診の機会を増やす

ii) 協定自治体と連携した特定健診の未受診者勧奨や合同での集団健診を実施する

iii) [強]過去に健診受診歴がある被扶養者にターゲットを絞った受診勧奨を行う

iv) [強]健康宣言事業所を中心に、被扶養者あてに事業主名で健診案内を送付する「ご家族にも健診プロジェクト」の拡大を図る

【KPI】生活習慣病予防健診実施率：43.3%以上

【KPI】事業所健診データ取得率：8.5%以上

【KPI】被扶養者の特定健診受診率：24.4%以上

② 特定保健指導の実施率の向上

■被保険者（特定保健指導対象者数：97,590 人）

・特定保健指導 実施率 17.5%（実施見込者数：17,078 人）

（内訳）協会保健師実施分 8.0%（実施見込者数：7,807 人）

アウトソーシング分 9.5%（実施見込者数：9,271 人）

■被扶養者（特定保健指導対象者数：5,829 人）

・特定保健指導 実施率 6.0%（実施見込者数：350 人）

■特定保健指導の受診勧奨対策

i) [強]健診機関での初回面談の分割実施や、集団健診と特定保健指導の同時実施等、健診当日の特定保健指導を推進する

ii) [強]3 か月評価を活用した特定保健指導を推進し、面談中断者の縮減を図る

- iii) 外部委託業者を活用した特定保健指導（平日、夜間休日、県外在住者）の拡充を図る
- iv) 特定保健指導を受けやすい環境を提供するため、商業施設等での特定保健指導を実施する
- v) [強] 体験型集団指導による特定保健指導を実施する

【KPI】 特定保健指導の実施率 : 16.8%以上

③重症化予防対策の推進

- 未治療者のうち、より重症域と判定される者への受診勧奨（二次勧奨）実施見込者数 4,566 人
- 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業
健診機関による受診勧奨や保健指導、および委託業者による電話での受診勧奨を実施する

【KPI】 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合 : 12.0%以上

- ウイルス性肝炎重症化予防事業
 - i) 健診機関によるウイルス性肝炎検査の勧奨を行う
 - ii) [新] 陽性者に対する県のフォローアップ事業の勧奨を通して重症化の予防を図る
 - iii) [新] 肝炎医療コーディネーター資格を持つ保健師から医療機関への受診を促すことにより、重症化の予防を図る

④ コラボヘルスの推進

- i) 健康宣言事業の周知により健康宣言事業所および健康経営優良法人認定事業所のさらなる拡大を図る
- ii) [強] 取組項目の好事例の紹介や、関係団体や自治体と協働した表彰等により、加入事業所の健康経営の取組をフォローアップする
- iii) [新] 生活習慣病予防対策としての口腔ケアの効果について、コホート調査を実施する

⑤保健師の専門性を活かした加入者の健康増進

育成プログラムを活用して保健師の育成を図り、専門知識を活かした加入事業所に対する健康づくり支援や地域への意見発信を行う

(3) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- i) [強] 加入者の理解度が低い分野について、加入者の種別に応じた効果的な広報手段を用いて広報する
- ii) 関係団体や自治体等の協力および生命保険会社との連携等により、多方面から加入者への理解促進に努める
- iii) 健康保険委員に対して研修会の実施や委員向け広報誌の毎月配信等により情報提供を行うとともに、従業員への周知などの活動をサポートする
- iv) 大規模事業所や新規適用事業所、健康宣言事業所を中心に健康保険委員を勧奨し、委嘱事業所の割合を増やす
- v) 若年層向けに健康保険制度の周知や健診受診の啓発教育を実施する

【KPI】 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上

【KPI】 健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数割合：47.5%以上

(4) ジェネリック医薬品の使用促進

- i) [強] 「ジェネリックカルテ」などの分析結果を活用した広報や意見発信を行う
- ii) 自治体や関係団体、後発医薬品適正使用協議会との協働により、使用割合向上の阻害要因となっている項目への対策を実施する
- iii) 医療機関や調剤薬局ごとにジェネリック医薬品の使用状況を見える化してお知らせするとともに、参考となる取組みを紹介することにより使用を促進する
- iv) 新発売のジェネリック医薬品の使用対象者に、新しいジェネリック医薬品を含めたお知らせレターを送付する等、加入者の状況に合わせた啓発を行う

【KPI】 ジェネリック医薬品使用割合：77.7%以上

	(5) インセンティブ制度の本格導入 i) [強]「健診受診率」「特定保健指導実施率」「ジェネリック医薬品の使用割合」等の向上に向けた取り組みを推進する ii) 加入者の行動変容につながるよう加入者や事業主へ制度の周知広報を丁寧に行う (6) 医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ i) 協会の保有データや地域ごとの診療行為の分析ツール等を活用し、加入者の受診傾向や医療費動向についての要因分析を行う ii) [強] 医療データ等の分析結果を踏まえ、加入者が必要とするサービスを適正に享受できる医療提供体制となるよう、引き続き全区域の地域医療構想調整会議（推進委員会）に参画し、エビデンスに基づく意見発信を行うとともに、加入者や事業主等へも情報提供を行う 【KPI】 他の被用者保険者との連携を含めた地域医療構想調整会議（推進委員会）への被用者保険者の参加率：100% 【KPI】 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信
3. 組織・運営体制関係	(1) OJTを中心とした人材育成 i) 「職場で育てる」組織風土と「自ら育つ」成長意欲を醸成するため、OJTを中心に各種研修を効果的に組み合わせ、人材育成を行う ii) [強]「目的・目標・手段・成果」を常に意識した事業運営により、管理職のマネジメント力の向上を図る iii) [新]小集団業務改善活動により職員の自主的な行動を促し、人材育成の仕組みを定着させる (2) 費用対効果を踏まえたコスト削減等 i) 調達における競争性を高めるため、一者応札となった案件の応札条件等を必要に応じて見直し、一者応札案件の減少に努める ii) 倉庫の保管書類の整理を行い、コスト意識を持った在庫管理により経費の削減に努める 【KPI】 一般競争入札に占める一者応札案件の割合を対前年度以下

	(3) コンプライアンスの徹底 コンプライアンスを遵守し、加入者や事業主から信頼される事業運営を行う (4) リスク管理 情報セキュリティ規定に基づく適切な管理運営により、加入者情報を厳格に取り扱い、リスク管理の徹底を図る
--	---

平成 31 年度 事業計画（三重支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	(1) 現金給付の適正化の推進 ○ 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化プロジェクトチームの議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。 ○ 傷病手当金と障害年金及び労働者災害補償保険法の休業補償給付等との併給調整について、会計検査院からの指摘も踏まえ、確実に実施する。 (2) 効果的なレセプト点検の推進 ○ レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用し、協会のノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検を推進する。 ■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率※について対前年度以上とする ※査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 (3) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 ○ 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。 ■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする (4) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進 ○ 受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局への情報提供を徹底する。 (5) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進 ○ 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。

	また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ○ 発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 ■ KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を94.0%以上とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする （6）サービス水準の向上 ○ お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を89.7%以上とする （7）限度額適用認定証の利用促進 ○ 事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関と連携し、窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。 ■ KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を84.0%以上とする （8）被扶養者資格の再確認の徹底 ○ 被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。 ■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を90.5%以上とする （9）オンライン資格確認の利用率向上 ○ 現在、協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、医療機関での利用状況等を把握し効果的な利用方法を促すことなどにより、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。 ■ KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配付した医療機関における利用率を62.5%以上とする
--	--

2. 戦略的保険者機能関係 【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 I 医療等の質や効率性の向上 II 加入者の健康度を高めること III 医療費等の適正化	(1) ビッグデータを活用した事業所単位での健康・医療データの提供〈I、II、III〉 ○ 事業所単位での健康・医療データの提供については、事業所健康度診断シート（事業所カルテ）などの健康課題等を見える化する情報ツールを活用し、引き続き健康経営の普及促進に向けて取り組む。 (2) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈I、II、III〉 ○ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。 【上位目標※】空腹時血糖値における糖尿病型及び境界型への増加率の抑制 ※重大な疾患の発症を防ぐ、10年以上経過後に達する目標 i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ○ 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：203,118人） ・生活習慣病予防健診 受診率 63.1%（受診見込者数：128,168人） ・事業者健診データ 取得率 8.3%（取得見込者数：16,859人） ○ 被扶養者（受診対象者数：57,281人） ・特定健康診査 受診率 25.7%（受診見込者数：14,721人） ○ 健診の受診勧奨対策 ・特定健診受診率等の底上げを図るためGIS（地理情報システム）により受診率の低迷地域を検証し、その結果を踏まえ、ボトルネックの類型に応じた対応方針を策定する。また、事業者健診データの取得促進に向けて、三重県、三重労働局等と連携し働きかけを行う。 ・商工経済団体や三重運輸支局との連携を強化し、特定保健指導と一体化した保健事業を積極的に推進する。 ・自治体と連携し県内全域で集団特定健診、特定保健指導を実施する。また、健診推進経費を活用し健診実施地域の拡大と健診サービスの向上を図る。 ・外部委託により新規適用事業所に対する生活習慣病予防健診、特定健診の案内及び特定保健指導の利用勧奨を実施し、制度の普及と利用拡大を図る。
---	--

- KPI : ① 生活習慣病予防健診受診率を 63.1%以上とする
② 事業者健診データ取得率を 8.3%以上とする
③ 被扶養者の特定健診受診率を 25.7%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率の向上

- 被保険者（特定保健指導対象者数：29,296人）
 - ・ 特定保健指導 実施率 19.8%（実施見込者数：5,801人）
（内訳）協会保健師実施分 13.1%（実施見込者数：3,838人）
アウトソーシング分 6.7%（実施見込者数：1,963人）
- 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,266人）
 - ・ 特定保健指導 実施率 18.7%（実施見込者数：237人）
- 保健指導の受診勧奨対策
 - ・ 健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施について、健診実施機関へ強力に働きかける。加えて、平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となったポイント検証モデルや動機づけ支援相当へ適用を積極的に取り入れ実施する。
 - ・ 特定保健指導専門業者への委託数を拡大し、実施数の増加及び利用者の利便性を向上させる。
 - ・ 産業医等との連携により、事業者健診結果による事業所内での特定保健指導実施状況を把握し、健診結果及び保健指導結果データの取得に努める。

- KPI：特定保健指導の実施率を19.8%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

- 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 2,650 人
 - ・ 健診実施機関と連携し、健診受診直後の早期受診勧奨を実施する。
 - ・ 外部委託による二次勧奨として医療専門職による文書・電話による勧奨を実施する。

○ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・ 未治療者に対する重症化予防について、医療機関受診率をより高めていくべく、支部独自の取り組みを強化する。
また、受診勧奨及びかかりつけ医と連携した保健指導の実施し、糖尿病の重症化予防に取り組む。
- ・ 糖尿病予備群に対する啓発事業として、健診結果から悪化予防に関する文書勧奨等を実施し、生活習慣改善を促す。

■ KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 15.8%以上とする

iv) コラボヘルスの推進

- 健康宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、取り組みの質を向上させる観点から、宣言事業所に対するフォローアップを強化し、事業所ごとの健康課題等に応じたサポートを実施する。
- 事業所単位での健康・医療データの提供については、事業所健康度診断シート（事業所カルテ）などの見える化する情報ツールにより健康づくりの機会の提供を行い、健康経営の普及促進に向けた取り組みを継続して実施する。
- 地域に根差した健康経営の取り組みを進めるため、商工会議所等の関係団体と連携して地域を牽引する担い手となる中核企業の取り組みを積極的に広めることにより、地域が活発となるような健康経営の普及促進を図る。
- 健康保険委員を委嘱している事業所等に対して、積極的に健康経営の取り組みを促すことで、健康宣言事業所数の拡大と質の向上を図る。

(3) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

- 広報分野におけるPDCAサイクルを適切に回していくため、加入者を対象とした理解度調査の結果を踏まえた情報提供を行い理解の促進を図る。
- 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。
- 健康保険委員の委嘱数の更なる拡大を図るため、事業所の規模や業態等に応じた訪問・電話・文書による勧奨を行う。

■ KPI：① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする

② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 41.6%以上とする

(4) ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅰ、Ⅲ〉

- 新たな指標を追加したジェネリックカルテを活用して支部の阻害要因を分析し、使用促進に向けた効果的なアプローチを行う。また、アプローチをスムーズにするために、三重県や三重県保険者協議会等の関係機関への働きかけを行う。

	○ 個別の医療機関・調剤薬局に対して、ジェネリック医薬品使用割合や薬効分類別処方割合等について地域内での立ち位置等を分析した「医療機関・薬局向け見える化ツール」とジェネリック医薬品使用割合向上に寄与する医薬品の使用実績をまとめた「医薬品実績リスト」を提供する。また、調剤薬局への提供にあたっては、三重県薬剤師会と連携し、ジェネリック医薬品のさらなる使用促進を図る。 ■ KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を 78.5%以上とする (5) インセンティブ制度の本格導入〈Ⅱ、Ⅲ〉 ○ 平成 30 年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。 (6) 調査研究事業の取り組み〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ○ 支部独自の調査研究事業として、特定保健指導における行動変容と個人特性（性格）との関連性の研究を行い、心理学的な根拠に基づく指導方法を検証し特定保健指導の質の向上を図る。また、調査研究事業の効果検証によりエビデンスを確立し、学会やフォーラムにて公表する。 (7) 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信〈Ⅰ〉 i) 意見発信のための体制の確保 ○ 医療提供体制等に係る意見発信を行うために、他の被用者保険者と連携してすべての地域医療構想調整会議等の会議に参画する。 ii) 医療費データ等の分析 ○ 協会が保有するレセプトデータ等や地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、加入者の医療機関への受診傾向や医療費の動向等について、地域差の要因分析を行う。 ○ 外部有識者の意見を取り入れることにより、分析の質の向上を図る。 iii) 外部への意見発信や情報提供 ○ 地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療が見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。
--	---

	○ 医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により加入者や事業主へ情報提供を行う。 ○ 経済と財政、暮らしに関する様々な分野の「見える化」したデータと協会が保有する医療データ等から分野横断的な分析結果を用いて、三重県、自治体と連携した地域の健康増進に向けた取り組みを検討する。 ■ KPI：① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を 100%とする ②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を全支部で実施する
3. 組織・運営体制関係	(1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 ○ 標準人員に基づく人員配置を行う。また、業務の効率化等の状況も踏まえ戦略的保険者機能を強化するための人員シフトを検討する。 (2) 人事評価制度の適正な運用 ○ 人事評価制度を効果的に活用し、個々の職員の目標達成を促し協会の理念の実現を目指す。 (3) OJTを中心とした人材育成 ○ 「自ら育つ」職員を育成するためにOJTを中心としつつ、効果的に研修等を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 ○ 戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材育成の仕組みについて、その導入に向けた検討を進める。 (4) 支部業績評価の実施 ○ 支部業績評価の評価項目や評価方法を必要に応じ見直し、他支部との比較を通じて自支部の業績を向上させ、協会全体の取り組みの底上げに寄与する。 (5) 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ○ 調達における競争性を高めるため、公告期間を十分に確保することや多数の事業者の参加を促す周知を積極的に行う。 ○ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、一者応札案件の減少に努める。 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする

	(6) コンプライアンスの徹底 ○ 法令等規律の遵守し公正な業務遂行に努めること（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 (7) リスク管理 ○ 大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に、情報セキュリティ対策については、CSIRT(Computer Security Incident Response Team)において迅速かつ効率的な初動対応を行う。加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。
--	---

平成 31 年度 事業計画（滋賀支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	○現金給付の適正化の推進 ・不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化プロジェクト会議の議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。 ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、会計検査院からの指摘も踏まえ、確実に実施する。 ○効果的なレセプト点検の推進 ・レセプト点検効果向上に向けた行動計画に基づく、システムを活用した効果的なレセプト点検の実施。 ・専門的な内容点検研修及び近隣支部との定期的な勉強会の実施により、点検員のスキルアップを図り、点検効果額の向上につなげる。 ・再審査結果の分析により、点検員の強み弱みを把握して点検範囲を拡大することにより、点検効果額の向上を図る。 ■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする ※査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 ○柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 ・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。 ■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする ○あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進 ・受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を徹底する。

	○返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進 ・保険証未返納者への電話催告を実施する。 ・保険証未返納者への文書催告を資格喪失処理後、1 か月以内に 3 回実施する。（日本年金機構実施分含む） ・保険証返納及び適正利用、資格喪失届への保険証の添付を周知するため、広報活動を行う。 ・債権回収計画を策定し、計画的に文書や電話、訪問による催告を実施する。 ・保険者間調整を積極的に活用するため、債務者に利用勧奨を行う。 ・未反応や不履行な債務者に対し、訴訟手続等を実施する。 ・訴訟手続等を実施してなお返納がない債務者について、強制執行を実施する。 ■ KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を 94.0%以上とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする ○サービス水準の向上 ・お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。 ■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を 100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 90.0%以上とする ○限度額適用認定証の利用促進 ・事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関や市町村と連携し、窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。 ■ KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 84.0%以上とする ○被扶養者資格の再確認の徹底 ・被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。
--	--

	■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 90.0%以上とする ○オンライン資格確認の利用率向上 ・医療機関における USB の利用率を向上するため、参加医療機関への電話、訪問による利用促進を実施。 ・医療機関における資格確認業務の稼働率向上に向けた取り組みの推進。 ■ KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を 70.0%以上とする
2. 戦略的保険者機能関係	○ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供 ・事業所健康度診断（事業所カルテ）などの「見える化」する情報ツールなど健康づくりに取り組む機会を提供し、健康経営の普及促進に向けた取り組みを継続して実施する。 ・個人単位の健康・医療データの提供については、国における検討状況を踏まえながら対応する。 ○ データ分析に基づいた第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。また、支部ごとの加入者の健康・医療データをまとめた支部別スコアリングレポートによるデータ分析を行う。 □上位目標（9 年程度先に成果を評価する目標）滋賀県健康寿命の延伸を見据え、虚血性心疾患及び他の心疾患の発症予防と医療費の適正化を図る （目標：年間一人当たり入院医療費を 4,600 円より下回る） □中位目標（5 年後に達成すべき目標）生活習慣の改善による血圧のリスク因子保有率の減少 （中間目標（2020 年度）：36.6%） i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ○ 被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：135,264 人） ・生活習慣病予防健診 受診率 62.8%（受診見込者数：84,946 人）

	・事業者健診データ 取得率 10.7%（取得見込者数：14,474人） ○ 被扶養者（受診対象者数：40,032人） ・特定健康診査 受診率 32.3%（受診見込者数：12,931人） ○ 健診の受診勧奨対策 ・健診推進経費（インセンティブ）を活用し、健診機関のモチベーション向上につなげることで、生活習慣病予防健診の受診率向上及び事業者健診データの提供につなげる。 ・生活習慣病予防健診を利用していない事業所や利用率の低い事業所へ、電話による利用勧奨を実施する。なお、電話勧奨結果を分析等することで、利用しない要因等を把握し、ボトルネックに応じた対応策等を検討する。 ・事業者健診結果データの取得促進に向けて、滋賀労働局や関係団体と連携した取り組みを継続実施する。 ・事業者健診結果データの提供についての同意書をすでに協会けんぽへ提出している事業所の健診結果データの進捗管理を行い、健診機関からのデータ提出漏れを防ぐ。 ・被扶養者の特定健診について、受診者の利便性の向上や内容の充実を図るため、市町との連携によるがん検診同時実施や、オプション健診等の付加価値を活用した集団健診を継続実施する。 ・本部主導による特定健診受診率等の底上げを図るための調査研究結果を踏まえ、ボトルネックの類型に応じた対応方針を検討する。 ■ KPI：① 生活習慣病予防健診受診率を 62.8%以上とする ② 事業者健診データ取得率を 10.7%以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を 32.3%以上とする ii) 特定保健指導の実施率の向上 ○被保険者（特定保健指導対象者数：18,492人） ・特定保健指導 実施率 20.4%（実施見込者数：3,772人） （内訳）協会保健師実施分 17.1%（実施見込者数：3,171人） アウトソーシング分 3.3%（実施見込者数：601人） ○ 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,254人） ・特定保健指導 実施率 17.5%（実施見込者数：219人）
--	---

○ 保健指導の受診勧奨対策

- ・ 健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談について、健診機関への働きかけを行う。
- ・ また、平成 30 年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな手法を検討し実施する。
- ・ 特定保健指導の対象者が多くかつ実施率の低い事業所へのトップセールス（訪問勧奨）等を行う。

■ KPI：特定保健指導の実施率を 20.2%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

○ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 874 人

- ・ 協会けんぽ本部が実施する一次勧奨後に支部から、より重症域の対象者へ、文書勧奨及び電話勧奨の二次勧奨を実施する。
- ・ 二次勧奨時の文書勧奨に使用するリーフレットの内容を見直し、より視覚的に医療機関への受診の必要性を感じてもらえるようにする。

○ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・ 甲賀健康福祉事務所との連携協力により、健診受診後に、早期に診断し適切な治療を受けられる連携体制を作ることで（勧奨文書に連携医リストを同封）、医師の指示に基づき、協会けんぽの保健師が保健指導を実施し生活改善の介入を図ることで、重症化を予防する。
- ・ この事業を継続し、他の圏域で連携医の協力体制等が整っている圏域への展開を検討する。
- ・ 滋賀県、滋賀県医師会、滋賀県保険者協議会との連携による「糖尿病性腎症重症化予防に係る連携協定」の取り組みにより、滋賀県の未治療者の医療機関受診を高める。

■ KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.0%以上とする

iv) コラボヘルスの推進

- ・ 健康宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、宣言事業所に対するフォローアップを強化し、取組の質を向上させる観点から、事業所ごとの健康度の改善度合いをデータとして提供する。
- ・ 事業所健康度診断（事業所カルテ）などの「見える化」する情報ツールなど健康づくりに取り組む機会を提供し、健康経営の普及促進に向けた取り組みを継続して実施する。【再掲】

	○広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 ・ 広報分野におけるPDCAサイクルを適切に回していくため、加入者を対象とした理解度調査を実施し、前年度の結果を踏まえて広報計画の検討を行う。また、理解度が低い部分については制度周知を積極的に行い、加入者の理解度向上を図る。 ・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施するとともに、健康経営の普及促進とあわせた委嘱の拡大を図る。 ■ KPI：①広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする ②全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 39.0%以上とする ○ジェネリック医薬品の使用促進 ・ 新たな指標を追加したジェネリックカルテ等を活用し、後発医薬品促進協議会へ情報提供を行い、支部の後発医薬品の取り組みを推進する。 ・ 後発医薬品の使用促進を効果的に行うために、県担当部局や関係機関等へ積極的な働きかけを行う。 ■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合を 79.3 %以上とする ○インセンティブ制度の本格導入 ・ 平成 30 年度の広報実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、加入者への広報の重要性が高まることから様々なメディアを活用して制度の周知広報を丁寧に行う。 ○地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信 ・ 協会が保有するレセプトデータ等や地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、加入者の医療機関への受診傾向や医療費の動向等について、地域差の要因分析を行う。 ・ 地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療に見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。 ・ 医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ
--	--

	情報提供を行う。 ■ KPI : ①他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を 100%とする ②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する
3. 組織・運営体制関係	○人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 ・移行計画の最終年度として、標準人員に基づく人員配置を実施していく。また、業務の効率化等の状況も踏まえ標準人員の見直しについても検討する。 ○人事評価制度の適正な運用 ・四半期ごとの評価者面談や評価者研修などにより、実態に即した効果的な評価制度を確立する。 ○OJTを中心とした人材育成 ・「自ら育つ」職員を育成するためにOJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 ・戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材育成の仕組みについて、その導入に向けた検討を進める。 ○支部業績評価の実施 ・毎月実施している進捗会議において、支部業績評価項目の進捗管理を行う。 ・他支部との業績評価の比較を通じ、自支部の業績を向上させ、取組の底上げを図る。 ○費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しな

	かった業者に対するアンケート調査等を実施し、一者応札案件の減少に努める。 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、23%以下とする ○コンプライアンスの徹底・リスク管理 ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 ○リスク管理 ・個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。
--	---

平成 31 年度 事業計画（京都支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	①現金給付の適正化の推進 ○不正の疑いのある事案については、保険給付プロジェクトチーム会議の議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。 特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。 ○傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実な事務処理を実施する。 ②柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 ○多部位かつ頻回の申請について、加入者への文書照会を強化するとともに「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。 ■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする。 ③あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進 ○受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を徹底する。 ④サービス水準の向上 ○お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。 ○現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日）を遵守する。 ■ KPI：①現金給付等の申請に係る郵送化率を 91.0%以上とする。 ②サービススタンダードの達成状況を 100%とする。

⑤限度額適用認定証の利用促進

○事業主や健康保険委員に対して広報を実施するとともに、地域の保険医療機関の窓口申請セッ
トを設置いただくことに加え、入院時等に申請セッ
トを手渡していただく等協力を依頼し利用促進を図る。

■ KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を84.0%以上とする。

⑥被扶養者資格の再確認の徹底

○回答率の向上に向け未提出事業所への勧奨を行い、未送達事業所を調査し、送達の徹底を行う。

■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を89.0%以上とする。

⑦返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

○日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底し、被保険者証回収不
能届を活用した電話催告等を強化する。

■ KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を94%以上とする。

②医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする。

○発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率
の向上を図る。

■ KPI：返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る)の回収率を対前年度以上とする。

⑧効果的なレセプト点検の推進

○点検員のスキルアップを図るため、査定事例の集約・共有化を進め、自動点検システムを活用した効率的な点検を徹底す
る。

	■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。 (※) 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 ⑨オンライン資格確認の利用率向上 ○現在、独自に実施しているオンライン資格確認については、利用率向上に向けて医療機関訪問等の取り組みを実施する。 ■KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を80.0%以上とする。
2. 戦略的保険者機能関係	① データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：342,749人） ・生活習慣病予防健診 受診率 59.8%（受診見込者数：205,000人） ・事業者健診データ 取得率 5.5%（取得見込者数：18,700人） ○被扶養者（受診対象者数：104,635人） ・特定健康診査 受診率27.7%（受診見込者数：29,000人） ○健診の受診勧奨対策 ・健診機関と連携による受診勧奨及び健康意識の向上に向けた取り組み ・GISを活用した効果的な受診勧奨 ・京都府・京都労働局と連携した事業者健診データ提供勧奨 ■ KPI：①生活習慣病予防健診受診率を59.8%以上とする。 ②被扶養者の特定健診受診率を27.7%以上とする。 ③事業者健診データ取得率を5.5%以上とする。 ii) 特定保健指導の実施率の向上 ○被保険者（特定保健指導対象者数：42,500人） ・特定保健指導 実施率 14.8%（実施見込者数：6,300人）

	(内訳) 協会保健師実施分 6.6% (実施見込者数: 2,800人) アウトソーシング分 8.2% (実施見込者数: 3,500人) ○被扶養者 (特定保健指導対象者数: 2,030人) ・特定保健指導 実施率 8.2% (実施見込者数: 166人) ○保健指導の受診勧奨対策 ・健診当日の初回面談実施に向けた健診機関への強力な働きかけ ・パイロット事業「健診サポート機関の設置によるワンストップヘルスケアサービスの提供」の実施 ・LDL高値者への文書案内 →健診の結果、LDLコレステロール値が高く、受診医療機関への受診や生活習慣の改善が必要な方に啓発チラシの送付など、ハイリスクアプローチを行う。 →LDLコレステロール値が高い特定保健指導対象者に対し、初回面談時に最適な行動目標を設定するため、過去のデータを分析し、補助ツールを作成する。 ・健診当日に初回面談ができなかった者への後日実施体制の構築 ○有効な保健指導の実施に向けた取り組み ・過去の健康状態を視野に入れた保健指導の実施 ■ KPI: 特定保健指導の実施率を14.5%以上とする。 iii) 重症化予防対策の推進 ○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数1,300人 ○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 ・かかりつけ医と連携による糖尿病性腎症患者への保健指導介入 ・京都府糖尿病重症化予防戦略会議での意見発信により京都府重症化予防事業のスキーム策定に関与 ・京都支部加入者の健診結果に基づくCKD重症度分類と生活習慣の関連に関する調査研究 ■ KPI: 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.0%以上とする。 iv) コラボヘルスの推進
--	---

	○「京(きょう)から取り組む健康事業所宣言」エントリー事業所数の更なる拡大 ・事業所への健康宣言勧奨 ○健康宣言事業所のフォローメニューの充実（健康経営講座・セミナー開催） ・質の向上を目的とした課題解決のための健康経営講座の実施 ・宣言事業所へのポスター・リーフレット等の配布や健康測定機貸出およびセミナーの開催 ○関係団体、自治体と連携した健康経営及び健康づくり事業の推進 ・市町村と協働した医療費適正化や健康づくりに関する取組の実施 ・きょうと認証制度とあわせた健康経営を進める事業所の拡大とフォローアップ ・行動変容につながる案内と市町村単位による各種データから見た統計分析 ・健康づくりイベントの共同実施 ・京都府歯科医師会との連携による歯科受診勧奨事業 ②広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 ○定期広報誌、メールマガジンによる情報発信 ・よりわかりやすく、伝えたいことが一目で伝わる広報を展開する。 （広報誌） ①健康保険きょうと 年 12 回 ②社会保険きょうと 年 12 回 ③京都だより年 4 回 （メールマガジン） ①一般加入者向けメールマガジン（毎月） ②健康保険委員メールマガジン（偶数月） ・京都マラソンへのブース出展 ■ KPI：広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。 ○健康保険委員委嘱者数の更なる拡大と健康保険委員活動の活性化を図るための取組 ・事業所規模別の委員勧奨実施 ・健康保険委員研修会の開催【年 2 回】 ・健康保険委員表彰の実施 ・健康経営セミナーの開催
--	--

	■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を38.0%以上とする。 ③インセンティブ制度の本格導入 ○平成30年度実施結果の検証と制度の周知広報 ・保健事業への参画やジェネリック医薬品の促進を目的に、メディア系媒体を利用した広報することにより、インセンティブに係る各指標（受診率・実施率等）の向上を図る。 ④ジェネリック医薬品の使用促進 ○ジェネリック医薬品軽減額通知の実施【年2回】 ○関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、保険者協議会、京都府後発医薬品安心使用対策協議会、国民健康保険運営協議会等）へのジェネリックカルテ等のデータを活用した情報提供及び連携事業 ○事業主、健康保険委員への情報提供 ○加入者に対する広報の強化 ○ジェネリック医薬品、服薬管理等に関するセミナーの実施 ○京都府後発医薬品重点地域使用促進モデル事業との連携 ○パイロット事業「薬局に対する地域別ジェネリック医薬品処方状況のお知らせ」 ・パイロット事業として、薬局ごとの医薬品処方状況から、よく使用されている先発医薬品を抽出し、その先発医薬品にかかるジェネリック処方状況をGISを用いて地域別にお知らせする。 ・お知らせ後は薬局の動向、ニーズを探りつつ、京都府後発医薬品重点地域使用促進モデル事業との連携を図り、使用促進につなげていく。 ■ KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を75.8%以上とする。 ⑤地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信 ○意見発信のための体制の確保
--	---

	・医療提供体制等に係る意見発信を行うために、必要な体制の確保（会議体への参画数拡大）を行う。 ・京都府医療保険者協議会と一体となった外部への意見発信を図る。 ■ KPI：他の被用者保険者との連携を含めた地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を83.7%以上とする。 ○医療審議会、地域医療構想調整会議での意見発信 ・地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療が見える化した協会版SCR、医療費構成表等のデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。 ■ KPI：「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。
3. 組織・運営体制関係	①組織や人事制度の適切な運営 ○事業運営方針発表会の実施【年2回】 ・組織目標及び事業計画を上位から下位まで浸透させ、職員一丸となって組織目標を達成する。 ○人事評価制度の適切な運用 ・組織目標の達成を目的とした適切な人事評価の実施により、職員のモチベーションの向上及び効果的な事業運営を行う。 ○コンプライアンス、個人情報保護の徹底及びリスク管理の実施 ・定期的にコンプライアンス及び個人情報保護に関する研修を実施するとともに、常時より注意喚起を行うことによって、インシデントの発生防止及び拡大防止を図る。 ・災害発生時の迅速かつ適切な対応を行える体制を平時より整える。 ②人材育成 ○職場での実践教育（OJT）と、研修・自己啓発（Off-JT）を効果的に組み合わせた人材育成の実施 ・OJTによる人材育成を中心としつつ、効果的に研修（Off-JT）を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 ・若手職員による六角会において勉強会を開催する等の自己研鑽を促す。

	・近畿ブロック単位での支部共同勉強会の開催を行う。 ○外部講師を活用した支部内研修の実施 ・支部内研修においては、外部リソースを有効に活用することで、職員の能力開発を促すものとする。 ③費用対効果を踏まえたコスト削減等 ○調達コスト削減等の適切な調達の実施及び、調達結果の公表による透明性の確保 ・適宜調達審査委員会を開催することにより適切な調達及び費用削減を実現する。 ○適正な企画競争の実施 ・事業実施内容が事業結果に大きく影響する案件については企画競争に付することとし、その調達方法については適切なものとなるよう客観的な評価基準を設定することとする。 ○複数社見積もりによる調達の実施 ・調達に当たっては競争性を確保するために一者応札を削減することにより、コストの削減に努める。 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする。 ○消耗品の削減（前年比減）、節電（前年比減） ・消耗品の適切な在庫管理及び不要な電力使用の削減によりコスト削減に努める。
--	---

平成 31 年度 事業計画（大阪支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	① 現金給付の適正化の推進 - 大阪支部「保険給付適正化 P T 調査等要領」に基づき選定した対象事案について、定期的（随時）開催する「保険給付適正化 P T 会議」において、調査方針等を議論・検討したうえで立入検査の要否を判断し、立入検査を実施する。特に現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請については、重点的に審査するとともに日本年金機構と連携・協力し立入検査等を実施する。 - 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、本部より示された「事務手順書」に基づき、確実に進捗確認を実施する。 ② 効果的なレセプト点検の推進 医療費の適正化を図るため、診療報酬が正当に請求されているか確認を行い、財政効果額を向上させるため、資格・外傷・内容点検の各点検においては、以下の取り組みを重点課題として強力に推進する。 【資格点検】 - 無資格受診における医療機関照会と返納金請求の確実な実施 【外傷点検】 - 損害賠償金請求及び労災による返納金請求の確実な実施 【内容点検】 - 点検効果向上計画に基づく、点検員の点検スキル向上施策等の実施 ■ KPI : 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする （平成 30 年度第 2 四半期現在：0.596%） （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 ③ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 - 多部位施術、頻回施術および長期施術の申請について、加入者に対する文書照会を強化する。 - いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる負傷部位を意図的に変更することによる過剰受療に対する文書照会を継続実施す

	るとともに、継続して施術を受ける加入者の負傷年月日や初検年月日等の推移や転帰等との関連性を分析し、部位ころがしの傾向を把握するための調査研究事業を行う。 ・ 柔道整復療養費審査委員会において審査の強化を図るとともに審査委員会の指摘に基づく申請内容に不自然な点が多い施術所に対する文書照会を継続的に実施する。 ・ 関係機関と連携した不正請求対策及び適正化に向けた啓発事業を強化する。 ■ KPI : 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする (平成 30 年 9 月現在 : 2.3%) ④ はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の適正化の推進 平成 30 年 7 月より添付が義務付けられた「1 年以上・月 16 回以上施術継続理由・状態記入書」により長期頻回施術に対する審査を強化するとともに、医師による再同意の確認を重点的に実施する。また、審査により疑義が生じた場合は、加入者や同意医師に対する文書照会を行い、不正の疑いがある申請に対しては地方厚生局に情報提供を徹底する。 ⑤ 返納金債権の発生防止のための保険証の回収強化、債権回収業務の推進 ・ 日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。 また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ・ データを活用した事業所訪問を実施し、資格喪失届等への保険証の添付について事業主および事業所担当者へ協力依頼を行う。 また、その際、持参する資料についても資格喪失等への保険証の添付率を視覚化したリーフレットを作成するなど広報についても工夫をする。 ・ 発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 ■ KPI : ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を 94.0%以上とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする
--	--

(平成 30 年 9 月現在 : ①88.56% ②28.94% ③0.082%)

⑥ サービス水準の向上

- ・ 進捗状況を適切に管理し、傷病手当金等現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 営業日）を遵守する。
- ・ お客様満足度調査による「支部別カルテ」を活用し、サービス水準の向上に努めるとともに、申請書の設置環境の拡大を図ることにより、現金給付等の申請に係る郵送化率を上昇させる。

- KPI : ① サービススタンダードの達成状況を 100%とする
- ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 92.7%以上とする

(平成 30 年 9 月現在 : ①100% ②91.57%)

⑦ 限度額適用認定証の利用促進

事業主や健康保険委員に対して各種研修会やリーフレットによる広報を実施するとともに、健康保険組合からの編入事業所に対して利用促進を積極的に行う。また、大阪府内の医療機関や保険薬局、商工会議所等と連携し、申請書の入手し易い環境を整備することにより限度額適用認定証の利用促進を図る。

- KPI : 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 88.0%以上とする

(平成 30 年 8 月現在 : 84.4%)

⑧ 被扶養者資格の再確認の徹底

被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。

- KPI : 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 89.8%以上とする

(平成 30 年度 : 88.3%)

⑨ 業務改革の推進に向けた取組

電話や窓口またはホームページへの投稿等により、加入者等から寄せられた「お客様の声」を定例的な会議で共有すると

	ともに、事務処理フローなどの点検を行い、効率的な業務体制の構築を図る。 ⑩ 的確な財政運営 ・ 中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。 ・ 中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。
2. 戦略的保険者機能関係	【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 ※第3期アクションプランの目標と同一 Ⅰ 医療等の質や効率性の向上 Ⅱ 加入者の健康度を高めること Ⅲ 医療費等の適正化 ① ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ・ 事業所単位での健康・医療データを活用した、事業所健康度が見える化した事業所健康度診断シート（事業所カルテ）を事業所に提供する。 ・ GIS（地理情報システム）を活用し、加入者・事業主や関係機関等へ視覚化したわかりやすい分析結果を提供するとともに、健診受診勧奨等に活用する。加えて、健診・レセプトデータ等を活用した調査研究を積極的に実施する。 ② データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ・ データヘルス計画の主体事業である「糖尿病性腎症重症化予防」について、着実に取り組むため、健診・保健指導に限らず関係する保健事業も含め、関係団体との連携を図り、疾病予防に努める。 ＜データヘルス計画の上位目標＞ 「糖尿病にかかる被保険者1人当たりの医療費を平成27年度実績以下にする」 i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ・ 生活習慣病予防健診の未受診者に対して、大阪府内各地で行う集団健診の受診勧奨を行う。

	・ 生活習慣病予防健診の受診勧奨を外部委託により実施する。 ・ 節目年齢者（40 歳・50 歳）に対して、生活習慣病予防健診と付加健診の受診勧奨を行う。 ・ GIS（地理情報システム）を活用し、被保険者及び被扶養者に対して、居住地周辺の健診機関への健診受診勧奨を行う。 ・ 健診機関から被保険者及び被扶養者の健診受診勧奨を効果的に行う。 ・ 50 人以上の事業所に対して、事業所健康度診断シート（事業所カルテ）を活用した、被保険者及び被扶養者の受診勧奨を実施する。 ・ 被扶養者の特定健診の未受診者に対して、大阪府内各地で行う集団健診の実施にあたり、自己負担の無料化や各市町村で実施しているがん検診との同時実施、受診し易い会場設定等、被扶養者の受診行動につながる取組みを積極的に実施する。 ・ 被扶養者の特定健診の未受診者に対して、過去の受診状況等を活用した健診受診勧奨を行う。 ・ 外部委託機関を活用した事業者健診データの提供勧奨を行う。 ・ 生活習慣病予防健診の実施機関の拡大を図り、被保険者の利便性を向上する。 ・ 加入者にとってわかり易く効果的なパンフレットを作成し、受診意欲の醸成を図る。 ■ KPI : ① 生活習慣病予防健診（被保険者（40 歳以上）受診対象者数：1,254,740 人）実施率を 40.1%（実施見込者数：503,200 人）以上とする （平成 29 年度：37.4% 実施数 444,910 人） ② 事業者健診データ取得率を 9.5%（実施見込者数：119,000 人）以上とする （平成 29 年度：6.6% 実施数 78,105 人） ③ 被扶養者（受診対象者数：406,439 人）の特定健診受診率を 30.8%（実施見込者数：125,500 人）以上とする （平成 29 年度：21.7% 実施数 86,775 人） ii) 特定保健指導の実施率の向上 ・ 特定保健指導の実施機関による被保険者の健診当日の保健指導を推進する。 ・ 外部専門機関を活用し、被保険者の初回面談からの一括委託や初回面談以降の継続支援業務の委託を行い、特定保健
--	---

	指導実施件数の拡大を図る。 ・ 身近な公民館等にて、特定保健指導を実施し、その際、付加測定等を提供するなど、特定保健指導対象者の関心が高まる集団特定保健指導を実施する。 ■ KPI : 特定保健指導の実施率を 16.8%以上とする (平成 29 年度 : 9.0% 10,428 人) ○ 被保険者 (受診対象者数 : 125,684 人) ・ 特定保健指導 実施率 17.4% (実施見込者数 : 21,900 人) (内訳) 協会保健師実施分 5.5% (実施数 : 7,000 人) アウトソーシング分 11.8% (実施数 : 14,900 人) (平成 29 年度 : 9.2% 10,048 人) (内訳) 協会保健師実施分 5.4% (実施数 : 6,116 人) アウトソーシング分 3.6% (実施数 : 3,932 人) ○ 被扶養者数 (受診対象者数 : 10,793 人) ・ 特定保健指導 実施率 9.5% (実施見込者数 : 1,030 人) (平成 28 年度 : 5.4% 380 人) iii) 重症化予防対策の推進 ・ 大阪府医師会との連携を強化し、未治療者に対する医療機関受診率の向上と保健指導を実施し重症化の予防を行う。 ・ データヘルス計画における上位目標の達成に向け、その他の保健事業と連動し、生活習慣病予防の重要性を訴求することにより、健診受診・保健指導を推進する。 ・ 未治療者に対して電話による受診勧奨を実施する。 ・ 糖尿病性腎症の予防・重症化を未然に防ぐため、かかりつけ医と連携した生活指導プログラムを実施する。 ■ KPI : 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.0%以上とする (平成 27 年度 : 10.3%) 二次受診勧奨対象者数 : 5,393 人 (受診者数 : 648 人)
--	---

	iv) コラボヘルスの推進 ・ 事業所に対し、事業所健康度診断シート（事業所カルテ）の提供を通じて、健康宣言事業所数の更なる拡大と健康経営の推進を図るとともに、健康宣言事業所に対しては、取組の質を向上させる観点から、出張による健康等のフォローアップを実施する。 ・ 大阪府と共同で開催する健康経営セミナーをはじめとして、事業所における健康づくりに関し納入告知書チラシによる広報を実施する。 ・ 女性従業員の「健康経営」の観点から、女性限定のセミナーを開催し、働く女性の健康づくりをサポートする。 ・ 事業所の従業員に対する歯周病予防対策の一環として、無料歯科検診事業を実施し、歯科検診の重要性を啓発するとともに、歯科医療費の適正化を図る。 ③ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ・ 広報活動について年度計画を策定し、納入告知書同封チラシやメールマガジンによる定期的な広報のほか、関係団体との連携による広報を実施する。 ・ 広報物については、事業所の事務担当者や事業主向けのほか、加入者向けのイラストを用いた分かり易い広報物を提供することにより、対象ごとの理解の促進を図る。 ・ 広報分野におけるPDCAサイクルを適切に実施するため、加入者を対象とした理解度調査に基づく、特に理解が進んでいない広報に対して注力して広報を強化する。 ・ 大阪支部イメージキャラクター「広報部鳥けんぽん」を広報媒体として積極的に活用し、協会けんぽ大阪支部への親しみと知名度アップを図る。 ・ メールマガジンについては、加入者に幅広く協会けんぽの情報を発信するため、事業所の担当者だけでなく加入者個人にもターゲットを拡げ、メールマガジン新規登録者数の増加を目指す。 (平成30年10月現在：新規登録者数1,108人) ・ 健康保険委員の方々には、恒常的に加入者及び事業主の方々と協会の距離を縮める橋渡しの役割を担っていただいていることから、文書や電話による勧奨を行い、委嘱の拡大を図る。 ・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険委員に広報誌「健康保険委員だより」を定期的に発行するとともに、健康保険委員研修を実施する。
--	---

	・ また、健康保険事業の推進について、協力をいただいている健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施する。 ■ KPI : ① 広報活動における平成 30 年度協会平均の加入者理解率を上回るものとする ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 34.0%以上とする (平成 30 年 9 月現在 : ②25.28%) ④ ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅰ、Ⅲ〉 ・ 新たな指標を追加したジェネリックカルテを活用し、大阪支部の阻害要因を分析する。 ・ 個別の医療機関・保険薬局に対する見える化ツールの活用には、上記分析の結果に基づき効果的なアプローチを検討する。また、アプローチをスムーズにするために、大阪府薬務課及び大阪府薬剤師会と連携を図る。 ・ メールマガジン、納入告知書同封チラシ、保険証送付時同封シール等による広報についても検討するとともに、「後発医薬品安心促進のための協議会」に参画し、積極的な意見発信を実施する。 ■ KPI : 大阪支部のジェネリック医薬品使用割合を 76.3%以上とする (平成 30 年 6 月現在 : 69.9%) ⑤ インセンティブ制度の本格導入〈Ⅱ、Ⅲ〉 平成 30 年度の実施結果を迅速に検証し、大阪支部として重点的に取り組むべき分野を特定するとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。 ⑥ パイロット事業を活用した好事例の全国展開〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ・ 平成 31 年度調査研究事業として「柔道整復施術療養費支給申請書の申請内容を活用したデータ分析及び適正化対策について」を実施する。全都道府県で最も柔道整復施術療養費の請求が多い大阪支部における申請傾向等を分析することにより、協会の柔道整復施術療養費の適正化に向けた取り組みに繋げる。 ・ 大阪支部の地域特性に着目して新たな取組みを検討し、パイロット事業及び調査研究事業の本部への提案を実施する。 ⑦ 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信〈Ⅰ〉
--	---

	i) 医療費データ等の分析 ・ 協会が保有するレセプトデータ等や地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、加入者の医療機関への受診傾向や医療費の動向等について、地域差の要因分析を行う。 ii) 外部への意見発信や情報提供 ・ 大阪府の各種協議会（大阪府保険者協議会、大阪府医療費適正化計画推進審議会、後発医薬品安心使用促進のための協議会、大阪府地域職域連携推進協議会、健康おおさか21推進府民会議、大阪府高齢者医療懇談会）及び大阪府下国民健康保険運営協議会など関係方面への積極的な意見発信を行う。 ・ 医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。 ■ KPI : ① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への支部参加率 100%を維持する ② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する （平成 30 年 12 月現在：①100%）
3. 組織・運営体制関係	① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 現金給付等業務の標準化・効率化及び業務プロセスや職員配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画業務への重点化を進める。 ② 人事評価制度の適正な運用 戦略的保険者機能の強化を目指し、創意工夫を提案・実行できる機会を作り、実現した創意工夫を人事評価結果にも反映させることで、具体的な改善を実現していく。 ③ OJTを中心とした人材育成 内部・外部講師による効果的な職員研修を行うとともに、日常業務の中でOJTを実施できる体制を構築することにより、自ら考え創意工夫することができ、戦略的保険者機能を更に発揮することに貢献できる職員を育成する。

	④ 支部業績評価の実施 業務の進捗管理を行い、大阪支部の業績を向上させる。 ⑤ 費用対効果を踏まえたコスト削減等 調達に向けたスケジュールを大阪支部全体に周知・徹底し、公告期間を十分に設けることや、入札に参加しなかった事業者に対するアンケート調査の実施結果に基づく仕様書の見直しにより、一者応札案件の減少に努める。 ■ KPI : 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする。 (平成 30 年 12 月現在 : 0%) ⑥ コンプライアンスの徹底 個人情報保護や情報セキュリティ等の法令遵守(コンプライアンス)に関する日常点検や研修を通じて、リスクマネジメントを徹底する。 ⑦ リスク管理 大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に、情報セキュリティ対策については、CSIRT(Computer Security Incident Response Team)において迅速かつ効率的な初動対応を行う。 加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。 ⑧ 内部統制の強化に向けた取組 内部統制強化のために30年度に行った組織変更をさらに生かすため、管理職のマネジメント力向上を目指したレイアウト変更を行う。このレイアウト変更により、企画総務部、業務部がそれぞれ機能的に連携できる体制を作り、より効率的で事故等が発生しない仕組みを構築する。
--	--

平成 31 年度 事業計画（兵庫支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	○現金給付の適正化の推進 ・不正の疑いのある事案については、支部に設置されている保険給付適正化プロジェクトチーム会議の議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。 ・傷病手当金と障害年金等の併給調整について、会計検査院からの指摘を踏まえ、確実に実施する。 ■KPI：設定なし ○効果的なレセプト点検の推進 ・医療費の適正化を図るために、資格・外傷・内容の各点検を実施する。各点検においては、財政効果額を向上させるため、以下の取り組みを重点課題として取り組む。 【資格点検】 ・無資格受診について、医療機関照会を行い、レセプトの返戻または医療費の返還請求を確実に実施する。 【外傷点検】 ・損害賠償金請求について、加害者や損保会社に対し早期の折衝を実施する。 【内容点検】 ・内容点検の行動計画に基づき、システムを活用した効果的な点検を実施し、研修や勉強会で更なる点検スキルの底上げを図る。 ■KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。 （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 ○柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 ・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を実施するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。

	■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする。 ○あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進 ・受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を徹底する。 ○返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進 ・保険証回収強化のため、日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を確実に実施するとともに、事業所に対して、資格喪失届への保険証同時添付について日本年金機構と連携して周知を行う。 ・債権回収強化のため、文書・電話による催告を早期に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、債権の回収率の向上を図る。 ■KPI： ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を94.0%以上とする。 ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。 ③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする。 ○サービス水準の向上 ・傷病手当金等の現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10営業日）を遵守する。 ・お客様のご意見やご提案等については詳細に把握・分析を行い、サービスの向上に取り組む。 ・お客様満足度調査の結果を踏まえ、満足度の向上を図るべき点について重点的に対応を行うことで、サービスの向上に取り組む。 ・ホームページで公表している申請書の入力用PDFや不備・返戻の多い箇所について広く周知を行う等、広報の充実を図り郵送化率の向上に努める。 ■KPI： ①サービススタンダードの達成状況を100%とする。 ②現金給付等の申請に係る郵送化率を90.0%以上とする。
--	--

	○限度額適用認定証の利用促進 ・事業主や健康保険委員等に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、引き続き地域の医療機関と連携し、医療機関の窓口限度額適用認定申請書を配置するなどして利用促進を図る。 ■KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 86.0%以上とする。 ○被扶養者資格の再確認の徹底 ・被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。 ■KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 89.0%以上とする。 ○オンライン資格確認の利用率向上 ・現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。 ■KPI： 現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を 43.3%以上とする。 ○的確な財政運営 ・中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。 ・中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、評議会で丁寧に説明し、広報を通じて加入者や事業主に対して情報発信を行う。
--	---

2. 戦略的保険者機能関係	○ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供 ・事業所単位での健康・医療データの提供については、引き続き事業所健康度診断カルテなどを活用し、事業所及び業態ごとの健康度の見える化を図る。 ■KPI：設定なし ○データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施する。 上位目標：平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加（全国平均の健康寿命を目標とする） ・データを活用した分析を実施し、その研究成果を産業衛生学会等で発表するなどの意見発信を行う。また、研究成果を活用し、中長期での具体的な事業の検討を行う。 ■KPI：設定なし i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：582,648人） ・生活習慣病予防健診 受診率 56.0%（受診見込者数：326,403人） ・事業者健診データ 取得率 5.8%（取得見込者数：33,975人） ○被扶養者（受診対象者数：179,974人） ・特定健康診査 受診率 25.1%（受診見込者数：45,223人） ○健診の受診勧奨対策 ・生活習慣病予防健診及び特定健診に係る広報の充実 ・生活習慣病予防健診の被保険者個人への受診勧奨 ・生活習慣病予防健診の出張健診の実施 ・生活習慣病予防健診実施機関による訪問受診勧奨業務委託
----------------------	--

	・ インセンティブを活用した生活習慣病予防健診実施機関による受診勧奨 ・ 事業者健診データ取得勧奨業務の委託 ・ 事業者健診データ取得不可事業所への生活習慣病予防健診切り替え勧奨 ・ 事業者健診データ取得にかかる大規模事業所への訪問勧奨 ・ 経済三団体との連携による事業者健診データ取得に係る広報実施 ・ 特定健診とがん検診の同時実施の推進 ・ 特定健診の無料集団実施の推進 ・ ショッピングセンターにおける集団健診の実施 ・ 生活習慣病予防健診実施機関拡大 ・ 39 歳被扶養者に向けた簡易検査キットを活用した健診受診啓発 ■ KPI : ① 生活習慣病予防健診受診率を 56.0%以上とする ② 事業者健診データ取得率を 5.8%以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を 25.1%以上とする ii) 特定保健指導の実施率の向上 ○被保険者（特定保健指導対象者数：75,679 人） ・ 特定保健指導 実施率 19.0%（実施見込者数：14,396 人） （内訳）協会保健師実施分 10.0%（実施見込者数：7,577 人） - アウトソーシング分 9.0%（実施見込者数：6,819 人） ○被扶養者（特定保健指導対象者数：3,166 人） ・ 特定保健指導 実施率 6.0%（実施見込者数：190 人） ○保健指導の受診勧奨対策 ・ 生活習慣病予防健診実施機関による健診当日の特定保健指導初回面談の委託拡大
--	--

	・ 特定保健指導専門機関への継続支援委託 ・ 会場来所型の特定保健指導の実施 ・ 支部常設会場における特定保健指導の実施 ・ 大規模事業所への訪問勧奨 ・ 市町と連携した被扶養者の特定保健指導の実施 ・ 特定保健指導の広報の充実 ・ 特定保健指導事例集を活用した勧奨 ・ 健診前ヘルスアップ促進事業（パイロット事業）の実施 ■ KPI：特定保健指導の実施率を 18.5%以上とする iii) 重症化予防対策の推進 ○ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 3,300 人 ■KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.0%以上とする ○ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 ・ 糖尿病受診者に対する重症化予防プログラムの実施 ・ 糖尿病治療中断者への受診勧奨通知 ・ 医療機関を含む関係団体等と連携した新事業の確立 ■KPI：設定なし iv) コラボヘルスの推進 ・ 事業所単位での健康・医療データの提供については、引き続き事業所健康度診断カルテなどを活用し、事業所及び業態ごとの健康度の見える化を図る。（再掲） ・ 全職員による事業所訪問を継続実施し、経済団体等関係機関と連携しながら、わが社の健康宣言事業のさらなる拡大を図る。 ・ わが社の健康宣言事業の取り組みの質を向上させる観点から、宣言事業所に対するフォローアップを強化すると共に、兵庫
--	---

	県と連携し、優良な取り組みを実施している事業所を表彰する。 ・健康経営セミナーを開催し、宣言事業所の健康経営優良法人取得を促すと共に、好事例については加入者が共有できるような環境構築を図る。 ・健康づくり包括協定を基軸に、各自治体の健康増進事業を協働し、兵庫県内の健康づくりの意識の向上を図る。 ・生活習慣病予防健診委託機関と連携し、喫煙者に対する効果的な禁煙啓発を実施することで、喫煙率の低下を図る。 ■KPI：設定なし ○広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 ・支部広報会議で、兵庫支部広報計画を策定し、計画に基づいた広報を実施する。 ・メールマガジン登録者数を増加させる。 ・ホームページやメルマガ等、協会が持っているツールを最大限活用し、多くの加入者への情報提供を行うために、各ツールの内容を充実させる。 ・関係団体と連携を図り、共同広報などを通じて多方面から加入者に対し情報提供を実施する。 ・健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌の更なる充実を図る。 ・健康保険委員の委嘱拡大に向けて、他支部の好事例も参考に勧奨方法の見直しを行った上で、訪問・郵送等により更なる委嘱勧奨に取り組む。 ■KPI： ①広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。 ②全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を33.5%以上とする。 ○ジェネリック医薬品の使用促進 ・加入者に対しジェネリック医薬品軽減額通知事業を継続実施すると共に、支部独自で昨年度実施した、「受診月を予測したジェネリック医薬品軽減額通知事業」の効果検証を行う。また、本年は「花粉症に対するジェネリック医薬品軽減額通知事業」を行う。 ・医療機関・調剤薬局に対し、新たな指標を追加したジェネリックカルテ、医療機関・調剤薬局向け見える化ツール及びデータブックを活用し、効果的なアプローチを行う。その際、必要に応じて県担当部局や関係機関と連携して行う。
--	--

	・兵庫県薬剤師会と連携しジェネリックセミナーを開催する。また、啓発物を活用し、加入者等に情報提供を実施する。 ■KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（医科、DPC、調剤、歯科）を 78.3%以上とする。 ○インセンティブ制度の本格導入 ・平成 30 年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。 ■KPI：設定なし ○パイロット事業への取組み ・本部と連携し、健診前ヘルスアップ促進事業を着実に実施する。 ・2020 年度に向けて、支部内でパイロット事業コンペを実施し、職員の積極的な提案を通じて効果的な施策を検討する。 ■KPI：設定なし ○医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信 ・地域医療構想調整会議への被用者保険参画数拡大のため、県等に参画を要請する。 ・協会が保有するレセプトデータ等や地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、加入者の医療機関への受診傾向や医療費の動向等について、地域差の要因分析を行う。 ・医療費データ等の分析結果を活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、兵庫県医療審議会保健医療計画部会や地域医療構想調整会議等でエビデンスに基づく意見発信等を行う。 ・医療費データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。 ・保険者協議会の機能を強化し、発信力を高める。 ■KPI： ①他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を 83.7%以上とする。 ②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。
--	--

3. 組織・運営体制関係	○人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 ・標準人員に基づく人的資源の最適配分に伴い、支部全体の配置を見直し、業務の効率化・標準化を推し進め、円滑な業務運営を実施する。 ■KPI：設定なし ○人事評価制度の適正な運用 ・本部が実施する評価者研修への参加、さらに支部独自で評価者への説明会を行い、実態に即した効果的な評価制度の確立を目指す。 ■KPI：設定なし ○○ＪＴを中心とした人材育成 ・新規採用職員・経験の浅い職員等に対しては、計画的かつ継続的な○ＪＴ研修を実施し、協会職員としての基礎力を養う。 ・主体的に「考勤」できる人材を目指し、本部実施研修に加え、支部独自研修や主任が主体となる組織基盤強化会議やスタッフ会議を実施する。 ■KPI：設定なし ○支部業績評価の実施 ・他支部との比較を通じて支部の業績を向上させ、支部全体の取組の底上げを図る。 ■KPI：設定なし ○費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査や公告後の業者への声掛け実施し、一者応札案件の減少に努める。 ■KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする ○コンプライアンスの徹底 ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。
---------------------	---

	■KPI：設定なし ○リスク管理 ・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に、情報セキュリティ対策については、情報セキュリティ規程並びに情報セキュリティインシデント対処手順書に従い、迅速かつ効率的な初動対応を行う。 加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。 ■KPI：設定なし ○内部統制の強化に向けた取組 ・本部が実施する内部統制強化の体制整備に従い、支部においても実施に着手する。 ■KPI：設定なし
--	--

平成 31 年度 事業計画（奈良支部）

分野	具体的施策等
平成 31 年度事業計画のコンセプト	・ 協会けんぽでは、「保険者として健康保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図る。」ことを基本使命としている。 ・ この使命を実現するため、協会けんぽでは平成 30 年度から 3 か年の「保険者機能強化アクションプラン(第 4 期)」をスタートさせている。 ・ 当プランにおいては、3 年後を見据えた KPI を定めており、各年度の事業計画では、それを単年度に置き換えることとしている。 ・ このため、平成 31 年度は、保険者機能の発揮をより確実なものとするため、平成 30 年度における各取組の進捗状況を KPI の達成状況等により把握・検証した上で、平成 32 年度末までに確実に KPI を達成できるよう「平成 31 年度事業計画」の策定を行った。 ・ 「平成 31 年度事業計画」の実施にあたっては、平成 30 年度に引き続き「保険者機能強化アクションプラン(第 4 期)」及び第 2 期保健事業計画(データヘルス計画)に基づく取組を着実に実施する。 ・ なお、奈良支部においては、保険料等を原資としている各事業について、加入者や事業主による有効活用を更に推進するとともに、協会けんぽを取り巻く情勢や地域の特性を見据えた上で、基盤的保険者機能の発揮・戦略的保険者機能の発揮・組織体制の強化を 3 つの柱として、「平成 31 年度奈良支部事業計画」を以下のとおり策定した。
平成 31 年度奈良支部事業計画における重点施策	1. 基盤的保険者機能関係 ① 現金給付等業務の標準化・簡素化・効率化の徹底 ② 日々の業務量の多寡や優先度に応じた柔軟な業務処理体制の構築 2. 戦略的保険者機能関係 ① 事業所健康度診断シート（事業所カルテ）の活用や職場まるごと健康チャレンジ等を通じた健康経営の普及促進 ② データヘルス計画の着実な実施による特定健診・保健指導等の受診率の向上 ③ 医療データ等の分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ ④ 関係機関との連携によるジェネリック医薬品の使用率向上

	3. 組織体制の強化関係 ① コミュニケーション(意思疎通)・コラボレーション(協力連携)・コントリビューション(寄与貢献)の「3C」を職員が業務に取り組む上での重点項目とした組織体制の強化 ② OJT と研修の組合せによる人材育成の実施 ③ 月次進捗管理表・振り返り会議(四半期ごと)の開催・ホワイトボード(日次管理)の活用による「平成 31 年度奈良支部事業計画」の進捗管理と確実な実施
1. 基盤的保険者機能関係	①現金給付の適正化の推進 i) 現金給付審査の強化 ・疑義ある申請に対しては、被保険者及び事業主、担当医師並びに審査医師への照会を行う。特に傷病手当金・出産手当金のうち資格取得直後や遡及した資格取得等、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請、並びに長期に継続した申請について審査の強化を図り不正請求を防止する。 ・傷病手当金と障害年金・老齢年金の併給調整を確実に実施する。また、傷病手当金受給者のうち、労働者災害補償保険法に基づく給付を受けられる可能性のある者に対する進捗管理を徹底するとともに、労働者災害補償保険法に基づく給付を受けた者に対しては併給調整を確実に実施する。 ii) 立入検査の実施 ・特に不正請求の疑義がある事案については、保険給付適正化プロジェクトチーム会議を開催し必要に応じ立入検査や詳細な調査を実施して不正請求を防止する。 iii) 日本年金機構との連携 ・日本年金機構との連携により、立入検査等の実施にあたっては、情報提供や合同実施等の協力を求める。 ②効果的なレセプト点検の推進 ・診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に内容点検は、支払基金の一次査定と併せて医療費の適正化を進めているが、協会においては、レセプト内容点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、自動点検等システム、査定事例の集約・共有化など協会ノウハウを最大限に活用した効果的なレセプト点検を推進する。 ■KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする

(※) 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽ奈良支部の医療費総額

③柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

i) 受療者に対する照会の実施

- ・多部位・頻回（3部位かつ15日以上）の申請に加えて長期受療者など照会対象者を幅広く設定し、受療者に対する文書照会を強化する。また、照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受療に関する正しい知識の広報を行い、適正受療の促進を図る。

ii) 疑義申請への対応強化

- ・いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受療に対する照会を強化する。
- ・申請書の書面審査や傾向分析等において疑義が生じた場合は、実地調査、文書照会、審査医師への照会等により適正化を図る。
- ・悪質な事案は、保険給付適正化プロジェクトチーム会議で対応を協議し、必要に応じ立入検査を実施する等不正請求を防止する。また、受領委任の取扱いに反する事案等は、場合により監督行政官庁（厚生労働省）へ情報を提供する。
- ・他の保険者と不正防止対策に関する情報交換や連携を図り、更なる適正化を図る。

iii) 加入者への啓発

- ・各種広報媒体への記事掲載等により、広く加入者に対し、柔道整復師の施術を適正に受療することについての周知を図る。

■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする

④あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

- ・受領委任制度導入に伴い文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は監督行政官庁（厚生労働省）へ情報提供する。

⑤返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

- ・資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証の回収については、日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行う。また、被保険者証回収不能届

	を活用した電話催告も併せて実施する。 ・事業主や加入者に対しては、資格喪失後（または被扶養者認定解除後）は保険証を確実に返却していただくよう、関係団体等と連携を図るとともに、広報誌などの広報媒体や健康保険委員研修会等通じ周知を行う。 ・業務上・通勤途上の傷病について、原則健康保険の使用が出来ない事を周知するため、労働局等と連名でポスターを作成の上、医療機関等での掲示を依頼し適正受診を図る。 ・不適正に使用された医療費等を回収するため、返納金債権等については、債務者と早期接触・回収を図るため、納付期限前の架電を徹底する。 ・納付期限後も定期的に催告状を送付し、積極的に催告を行う。 ・再三の催告にもかかわらず納付なき債務者に対し、法的手続きによる債権回収を図る。 ・資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整を積極的に活用し、回収に努める。 ・傷害事故や自転車事故等の加害者本人あての求償事案においても適正に請求する。 ・交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。 ・債権回収進捗会議を月次で開催し、課題・問題点を整理し今後の債権回収の促進を図る。 ■KPI：(1) 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を94.0%以上とする (2) 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする (3) 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする ⑥サービス水準の向上 i) お客様満足度の向上 ・お客様満足度調査の結果、加入者等の意見やニーズを適切に把握し、創意工夫を凝らした更なるサービス改善と接遇向上を推進する。 ii) 現金給付の迅速な支払い ・サービススタンダードを遵守するため、進捗状況の適切管理及び着実な実施により、正確・迅速・丁寧な処理で安定した給付を提供する。 iii) 加入者に対する各種お知らせの改善
--	--

	・ 加入者からのお問い合わせ内容や意見・要望を反映した申請手続き等、わかりやすいリーフレットを作成する。 iv) 申請書の郵送化促進 ・ 任意継続及び限度額適用認定申請セットの使用を促進するとともに、電話・窓口対応時における奨励や広報媒体の活用により各種申請の郵送化を促進する。 ■KPI：(1) サービススタンダードの達成状況を 100%とする (2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を 90.0%以上とする ⑦限度額適用認定証の利用促進 i) 限度額適用認定証の利用促進 ・ 加入者、事業主に対する広報の実施、及び限度額適用認定申請セットの活用、並びに医療機関及び市町村等に対して限度額適用認定申請書やチラシ等の配置を依頼するなどして利用促進を図る。 ■KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 86.0%以上とする ⑧被扶養者資格再確認の徹底 i) 被扶養者資格再確認の的確な実施 ・ 日本年金機構と連携のもと、事業主の協力を得て、就職による異動（削除）届の未提出者を中心に被扶養者資格の再確認を的確に実施する。 ・ 「被扶養者状況リスト」未提出事業所に対して的確に勧奨を行い回答率の向上に繋げる。また、未送達事業所の調査による送達の徹底を図る。 ■KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 89.0%以上とする ⑨オンライン資格確認の利用率向上 ・ USB によるオンライン資格確認システムを導入している県内 6 医療機関に対して、毎月の利用状況に応じて訪問等を行い、効果的な利用方法等を再周知することで、利用率向上を図る。 ■KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を 72.2%以上とする
--	--

2. 戦略的保険者機能関係	【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 I 医療等の質や効率性の向上 II 加入者の健康度を高めること III 医療費等の適正化 ①ビックデータを活用した事業所単位での健康・医療データの提供〈I、II、III〉 ・事業所単位で健康、医療データを「見える化」した事業所健康度診断シート（事業所カルテ）を作成し、事業主や健康保険委員へ情報提供を行うことで、健康経営推進に向けた働きかけを強化する。 ②データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈I、II、III〉 上位目標：虚血性心疾患による入院外受診率を10%減らす。 上位目標達成に向け、効果的な施策の実施や効果検証を、学識経験者による助言を得ながらPDCAサイクルを回す。 i) 生活習慣病予防健診・事業者健診データ取得・特定健診受診率の向上 ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：120,423人） ・生活習慣病予防健診 実施率 50.8%（実施見込者数：61,175人） ・事業者健診データ 取得率 13.6%（取得見込者数：16,378人） ○被扶養者（受診対象者数：42,283人） ・特定健康診査 実施率 28.4%（実施見込者数：12,009人） ○健診の受診勧奨対策 ・特定健診受診率の向上に最大限努力すると同時に、平成35年度までの計画終了時に65%の実施率を達成できるよう、課題の洗い出しと対策の検討を行う。 [生活習慣病予防健診] ・事業主に対し、年度中（9・1月）においても生活習慣病予防健診のメリットや受診方法を積極的に広報する。 ・加入者個人に対し、ダイレクトメールによる健診受診勧奨を行う。
---------------	---

- ・支部独自で作成する健診パンフレットの内容充実を図るとともに分かりやすい広報に努める。
- ・健診受診機会の拡大を目的として、休日に県内各地の公共施設等で検診車を活用した集団健診を実施する。
- ・生活習慣病予防健診申込書処理に係る事務処理を見直し、外部委託による効率化を図り、健診受診勧奨を強化する。

[事業者健診データの取得]

- ・奈良労働局、商工会議所や商工会、関係機関等と引き続き連携を図り、同意書の取得を推進する。
- ・同意書提供済事業所の健診データの取得について、提供可能な健診実施機関を増加させ、効率的かつ定期的に提供を受ける体制を構築する。

[被扶養者の特定健康診査]

- ・協会主催の集団健診について、県内全市町での会場設置、人口密集地・商業施設での実施等により受診環境を充実させる。
また、オプション検査の充実を図り、魅力的な健診実施により受診率の向上に努める。
- ・未受診者に送付する受診勧奨通知の内容充実を図るとともに、分かりやすい広報に努める。
- ・次年度特定健診の対象となる方（39歳被扶養者）へ、特定健診の周知を目的とした文書と郵送で行う血液検査サービスを提供し、次年度の特定健診受診に繋げる。

- KPI：(1)生活習慣病予防健診実施率を 50.8%以上とする
(2)事業者健診データ取得率を 13.6%以上とする
(3)被扶養者の特定健診受診率を 28.4%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率の向上

○被保険者（受診対象者数：15,666人）

- ・特定保健指導（終了分） 実施率 21.5%（実施見込者数：3,369人）
（内訳）協会保健師実施分 20.5%（実施見込者数：3,212人）
アウトソーシング分 1.0%（実施見込者数：157人）

○被扶養者（受診対象者数：1,033人）

- ・ 特定保健指導（終了分）実施率 10.1%（実施見込者数：105 人）

○保健指導の受診勧奨対策

特定保健指導実施率の向上に最大限努力する。

[被保険者の特定保健指導]

- ・ 事業所への保健指導案内方法を見直し、効率化を図ることで1日当たり特定保健指導実施数の増加を図る。
- ・ 特定保健指導継続支援の外部委託を更に推進させるとともに、継続支援を支部で集約化し効率化を図る。
- ・ 特定保健指導専門事業者による初回面談からの特定保健指導外部委託での実施を検討する。
- ・ 特定保健指導外部委託機関数を増加させ、健診当日の特定保健指導の推進を図る。また、外部委託機関との合同研修会を実施し好事例の共有を行い、特定保健指導の実施数及び質の向上を図る。

[特定保健指導以外の保健指導（被保険者）]

- ・ 健診結果により生活習慣の改善が必要な加入者に、事業所での特定保健指導の実施と同時に健康相談を行う。

[被扶養者の特定保健指導]

- ・ 利便性などに配慮し、健診を受診した会場など身近な場所で保健指導を受けられる体制を整備する。

■KPI：特定保健指導の実施率を20.8%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 550 人

○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図るため、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、関係団体等と連携し確実に医療に繋げる取組みを進める。

	[糖尿病性腎症重症化予防] ・糖尿病性腎症患者の透析導入を防ぐために主治医の指示に基づき、保健指導を行う。実施にあたり奈良市及び奈良市医師会と連携し、奈良市にて先行実施する。県内各市町村での実施については、関係団体等と連携を図りながら対策を検討する。 [慢性閉塞性肺疾患（COPD）予防] ・COPD予防として、喫煙者へ禁煙外来の受診を促す通知事業を行う。実施にあたり奈良市・奈良市医師会と連携し、奈良市にて先行実施する。 [未治療者への受診勧奨] ・健診結果とレセプト情報の突合データを利用し、医療機関への受診が必要であるが未受診となっている者に対して、健診機関や関係団体等からの働きかけにより、受診勧奨を実施する。 ■KPI：受診勧奨後３か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.0%以上とする iv) 健康経営（コラボヘルスの推進） ・「職場まるごと健康チャレンジ」参加事業所数及び健康経営優良法人認定事業所数の更なる拡大を図るとともに、経済団体等と連携してセミナー等を開催し、健康経営の普及促進を図る。 ・事業所単位で健康、医療データを「見える化」した事業所健康度診断シート（事業所カルテ）を作成し、事業主や健康保険委員へ情報提供を行うことで、健康経営推進に向けた働きかけを強化する。【再掲】 ・健康経営に取り組む事業所をサポートするため、保健師や管理栄養士等を加入事業所へ派遣して健康講座を開催し、加入者の健康度の向上を図る。 ③分析・調査研究の実施（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ） ・データヘルス計画におけるPDCAサイクルを強化するため、学識経験者等の助言を得ながらプロジェクトチームを中心として調査分析を実施する。 ・プロジェクトチームにおけるコラボヘルス事業の分析結果について、日本産業衛生学会等で積極的な外部発信を行う。
--	---

	④広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ・本部が実施する加入者を対象とした理解度調査結果に基づき広報内容の改善を図り、加入者及び事業主の視点に立った「わかりやすい」広報を展開する。 ・「奈良支部健康づくり推進イメージキャラクター ヘルシカくん」を活用し、健康づくり意識向上のための広報を積極的に実施する。 ・健康保険委員委嘱者数の拡大に向けて、健康保険委員制度のインセンティブを広く周知するとともに、大規模事業所への訪問等による健康保険委員勧奨を実施する。 ・健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会等を開催するとともにメールマガジン等の広報媒体を活用した情報提供を実施する。 ■KPI：(1) 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする (2) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 44.0%以上とする ⑤ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅰ、Ⅲ〉 ・県内の医療機関に対して定期的にジェネリック医薬品使用状況等に関する情報提供を行うことで、ジェネリック医薬品使用促進に向けた働きかけを実施する。 ・奈良県と連携して県内主要病院へ訪問の上、ジェネリック医薬品使用促進に向けた働きかけを実施する。 ・同一月に複数の薬局へ受診している者等に対して、お薬手帳カバーとジェネリック医薬品希望シール等を配布し、ジェネリック医薬品の使用促進及びかかりつけ薬局、薬剤師制度の周知による残薬発生防止を図る。 ・関係機関との連携によるジェネリック医薬品使用促進に関するセミナーを開催する。 ・生駒市、生駒市薬剤師会と連携して薬局窓口における節薬袋等の配布に関する効果検証を行い、今後の事業展開を検討する。 ・事業主に対して、インセンティブ制度の周知と合わせてジェネリック医薬品使用促進の必要性を周知する。 ・医薬品の適正使用及びジェネリック医薬品使用促進を目的に、重複多剤投薬者に対する服薬情報通知の実施に向けた検討に着手する。 ■KPI：協会けんぽ奈良支部のジェネリック医薬品使用割合を 74.6%以上とする
--	--

	⑥インセンティブ制度の本格導入〈Ⅱ、Ⅲ〉 ・平成 30 年度の実施結果を踏まえ、引き続き、各種広報媒体を活用して丁寧な周知広報を行う。 ⑦医療データ等の分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ〈Ⅰ〉 ・健康保険組合奈良連合会等の他の保険者と連携を図りながら地域医療調整会議での意見発信を強化する。 ・加入者に対する医療計画及び地域医療構想に関するアンケート結果や GIS 等により地域医療が見える化したデータ等を活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、エビデンスに基づく意見発信を行う。 ・県が設置する「地域・職域連携会議」等の検討会へ積極的に参画し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。 ■KPI：(1)他の被用者保険者との連携を深めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を 100%とする (2)「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する
3. 組織・運営体制関係	①組織運営体制の強化 ・3つの「C」{コミュニケーション（意思疎通）・コラボレーション（協力連携）・コントリビューション（寄与貢献）}により、保険者機能を発揮し、加入者に質の高いサービスを届ける。 ・業務処理の更なる標準化、効率化、簡素化を推進し、保険者機能強化に向けた組織体制を整備する。 ②人事評価制度の適正な運用 ・人事評価制度を的確に運用、活用することにより、協会を支えていく人材を支部全体で育成する。 ③OJTを中心とした人材育成 ・OJTを中心としつつ、外部セミナー等の研修を効果的に組み合わせることで、保険者機能の更なる発揮のため次世代を担う人材の育成を図る。 ④支部業績評価の実施

	・評価点数の低い項目を中心に取り組みを強化し、支部全体の底上げを図る。 ⑤費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・調達における競争性を高めるため、十分な公告期間及び履行期間の確保を図り入札参加業者数の増加に努めるとともに、一者応札となった入札案件については、その要因の検証を行い、一者応札案件の減少に努める。 ・契約内容及び調達方法の見直しを行うことで、費用対効果及び競争性を高める。 ・支部の事務経費の「見える化」を行い、職員のコスト意識を高めるとともに、消耗品や光熱費等の管理徹底等により、更なる経費削減に努める。 ■KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする ⑥コンプライアンスの徹底 ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 ⑦リスク管理 ・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、本部の指示に基づき、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。								
KPI 一覧表	<table><tr><td colspan="2">1. 基盤的保険者機能関係</td></tr><tr><td>②効果的なレセプト点検の推進</td><td>社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以下とする</td></tr><tr><td>③柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</td><td>柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする</td></tr><tr><td>⑤返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進</td><td>(1) 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を 94.0%以上とする (2) 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする (3) 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以</td></tr></table>	1. 基盤的保険者機能関係		②効果的なレセプト点検の推進	社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以下とする	③柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする	⑤返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	(1) 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を 94.0%以上とする (2) 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする (3) 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以
1. 基盤的保険者機能関係									
②効果的なレセプト点検の推進	社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以下とする								
③柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする								
⑤返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	(1) 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を 94.0%以上とする (2) 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする (3) 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以								

		下とする
	⑥サービス水準の向上	(1) サービススタンダードの達成状況を 100%とする (2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を 90.0%以上とする
	⑦限度額適用認定証の利用促進	高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 86.0%以上とする
	⑧被扶養者資格再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 89.0%以上とする
	⑨オンライン資格確認の利用率向上	現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を 72.2%以上とする
	2. 戦略的保険者機能関係	
	i) 生活習慣病予防健診・事業者健診データ取得・特定健診受診率の向上	(1) 生活習慣病予防健診実施率を 50.8%以上とする (2) 事業者健診データ取得率を 13.6%以上とする (3) 被扶養者の特定健診受診率を 28.4%以上とする
	ii) 特定保健指導の実施率の向上	特定保健指導の実施率を 20.8%以上とする
	iii) 重症化予防対策の推進	受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.0%以上とする
	④広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	(1) 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする (2) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 44.0%以上とする
	⑤ジェネリック医薬品の使用促進	協会けんぽ奈良支部のジェネリック医薬品使用割合を 74.6%以上とする
	⑦医療データ等の分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ	(1) 他の被用者保険者との連携を深めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を 100%とする (2) 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する
	3. 組織・運営体制関係	
	⑤費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする

平成 31 年度 事業計画（和歌山支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	（１）現金給付の適正化の推進 ①不正の疑いのある事案については、保険給付適正化プロジェクトチームの議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行い、不正請求を防止する。 ②傷病手当金と障害年金等の併給調整について、確実に実施する。 （２）効果的なレセプト点検の推進 ①内容点検については、レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用し、協会のノウハウを最大限発揮した効果的なレセプト点検を推進する。また、支部内勉強会や近隣支部との合同勉強会、外部講師による研修等を通じて点検員のスキルアップを図る等、点検効果額の向上に取り組む。 ②資格点検については、審査支払機関から受領したレセプトの内、システムによる一括審査で点検対象となったレセプトについて、すみやかに確認を実施して医療機関への照会・レセプトの返戻及び加入者への返還措置を確実に実施する。 ③外傷点検については、負傷原因照会や事業主等に対する照会を通じて、業務上や通勤災害及び第三者行為に該当するレセプトを的確に把握して、医療機関への返戻、加入者への返還措置を確実に実施する。 ④加入者に対して年１回医療費通知の送付を実施する。また、毎月高額査定通知の送付を実施する。 ⑤毎月、多受診者のレセプトを抽出し、通知対象となる加入者の受診状況の把握に努める。受診状況に改善が見られない加入者に対しては、適正受診のお知らせ文書や受診状況に係る照会文書を送付する。また、必要に応じて保健師とともに訪問による指導を実施する。 ■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。

(※) 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額

(3) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- ①柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が３部位以上）かつ頻回（施術日数が月に１５日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。また、不正受給が疑われる案件については、必要に応じ事業所・施術所への照会、近畿厚生局への情報提供を行う等、療養費の審査強化に努める。
- ②柔道整復施術療養費について、年に１０回以上の申請がされている加入者に対し、啓発文書とパンフレットを送付し、適正受診の促進を図る。
- ③療養費（はり・灸、あんま・マッサージ）について医科の受診状況を確認し、必要に応じ同意医師及び受診者への照会を行い適正な給付に努める。また、受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は近畿厚生局に情報を提供する。

■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所３部位以上、かつ月１５日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする。

(4) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

- ①日本年金機構の資格喪失処理後２週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。さらに事業主等を通じて加入者への保険証の早期返却や適正使用の啓発を行い、返納金債権の発生防止に努める。
なお、任意継続資格取消者等の債権発生見込みの高い者については、必要に応じて電話や訪問等の督促を行う。
- ②発生した債権については、「債権回収フローチャート」に基づき、文書または電話及び訪問による催告を計画的に実施し、早期の債権回収に取り組む。

③複数回の催告を実施しても支払いに応じない債務者については、弁護士名による催告や支払督促等の法的手続きを積極的に活用して債権回収率の向上を図る。なお、支払督促等を実施しても納付に応じない債務者については、給与や預金等の差押えによる強制執行手続きにより債権回収強化に取り組む。

④資格喪失後受診の返納金が発生している国民健康保険の加入者については、保険者間調整を積極的に活用して、債権の回収を図る。

⑤債権会議を毎月開催し、債権の回収について進捗管理を行うとともに、債権回収強化月間を設定して支部全体で債権回収強化に取り組む。

■ KPI : ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を 94.8%以上とする。

② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。

③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする。

（５）サービス水準の向上

①お客様満足度調査等を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。

②届出の郵送化を促進するために、各種広報媒体において丁寧な広報を実施する。

③苦情やお客様の声、申請書郵送時のアンケート等の分析結果をフィードバックし、サービス改善及びお客様満足度の向上を図る。

■ KPI : ① サービススタンダードの達成状況を 100%とする。

② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 90.0%以上とする

	(6) 限度額適用認定証の利用促進 限度額適用認定証の利用により加入者の医療費負担が軽減されるため、地域の医療機関と連携し、窓口に限度額適用認定申請書を配置するなどして利用促進を図る。また、ホームページなど支部の広報媒体を通じて限度額適用認定証の利用促進の広報を行うとともに高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付し、申請を勧奨する。 ■ KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 84.0%以上とする (7) 被扶養者資格の再確認の徹底 高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を的確に実施する。また、未提出事業所に対して、文書や電話連絡により提出を促す。 ■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 90.0%以上とする。
--	---

2. 戦略的保険者機能関係	(1) データ分析に基づいた第2期(2018年度～2023年度)保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施 上位目標(10年以上経過後に達する目標): 人工腎臓(人工透析)新規患者数を年間30人未満とする。 参考: 平成28年度 37名、平成27年度 36名、平成26年度 32名 i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ①被保険者(40歳以上)(受診対象者数: 118,247人) ・生活習慣病予防健診 実施率 46.2% (実施見込者数: 54,630人) ・事業者健診データ 取得率 9.0% (取得見込者数: 10,600人) ②被扶養者(受診対象者数: 37,101人) ・特定健康診査 実施率 20.6% (実施見込者数: 7,642人) ③健診の受診勧奨対策 〈被保険者〉 ・生活習慣病予防健診の未利用事業所に対し、事業所訪問による受診勧奨を実施する。 ・生活習慣病予防健診の前年度未受診者対策として、小規模等事業所及び付加健診対象者に対し、受診勧奨を実施する。 ・事業者健診にかかる同意書および結果データの提供について、外部委託業者による勧奨を実施する。 ・事業者健診結果データの作成および提供について健診機関への協力要請を実施する。 〈被扶養者〉 ・集団健診の実施や、自治体実施のがん検診と協働して健診を実施する。また、商業施設や地域イベントを活用した大規模集団健診を実施する。さらに、血管年齢測定等のオプション健診を実施したりするなど、受診者のニーズを取り入れて受診促進を図る。
----------------------	---

- ・ 集団健診の実施について文書による案内を行うとともに、DMハガキによる再勧奨を行う。また、過去の集団健診受診者で今年度未受診者に対し、電話による受診勧奨を実施する。

- ・ 院内受診で受けられる健診機関で、ポスターを掲示してもらい、特定健診の受診促進を図る。

- ・ 特定健診啓発リーフレットを作成し、よりわかりやすい健診の広報を実施し、受診促進を図る。

■ KPI : ①生活習慣病予防健診実施率を 46.2%以上とする。

②事業者健診データ取得率を 9.0%以上とする。

③被扶養者の特定健診受診率を 20.6%以上とする。

ii) 特定保健指導の実施率の向上

①被保険者（対象者数： 13,176 人）

- ・ 特定保健指導実施率 17.5%（実施見込者数：2,300 人）

（内訳）協会保健師実施分 13.7%（実施見込者数：1,800 人）外部委託分 3.8%（実施見込者数：500 人）

②被扶養者（対象者数：657 人）

- ・ 特定保健指導実施率 7.6%（実施見込者数：50 人）

③保健指導の受診勧奨対策

- ・ 「健診当日に初回面談（分割実施含む）」が実施できる健診機関の拡大を図る。

- ・ 民間業者による外部委託（一括委託・継続支援委託）を活用し、保健指導実施率向上を図る。

- ・ 事業者健診データ提供事業所や保健指導未実施の事業所を対象に、事業所訪問や電話による利用勧奨を実施する。

- ・ 特定保健指導対象者の流入抑制を目的に文書勧奨を実施する。

- ・ 扶養家族の集団健診後に結果説明会を開催し、特定保健指導実施率向上を図る。

■ KPI：特定保健指導の実施率を 17.0%以上とする。

iii) 重症化予防対策の推進

①未治療者に対する二次勧奨実施予定人数 58 件／月

- ・ 高血圧・糖尿病を対象に文書による二次勧奨を実施する。

- ・ 特定保健指導対象者と併せて、事業所訪問時に面接による受診勧奨を実施する。

②血圧高値者に対する早期受診勧奨

- ・ 健診受診時に、血圧高値者を対象に高血圧予防啓発リーフレットを配布し、受診勧奨を実施する。

③糖尿病性腎症に係る重症化予防

- ・ 県や医師会等と連携を図りながら、県作成のプログラムに準じた未受診者への受診勧奨および治療中断者への受診勧奨を実施する。

- ・ かかりつけ医と連携した保健指導を実施し、糖尿病性腎症重症化予防に取り組む。

■ KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.0%以上とする。

iv) コラボヘルスによる健康経営の推進

健康宣言事業「わかやま健康づくりチャレンジ運動」を中心に、事業所と保険者が連携（コラボヘルス）し、事業所に

よる健康経営を推進する。

- ① 事業所への文書・電話及び訪問勧奨、健康経営セミナー等を実施し、「わかやま健康づくりチャレンジ運動」登録事業所数を拡大する。(2019 年度目標：350 社)
- ② 「わかやま健康づくりチャレンジ運動」登録事業所に対し、測定器の貸し出し、健康教室、取り組み度合いの見える化ツールの提供等、各種健康づくりサポートを実施する。
- ③ 県の「わかやま健康推進事業所認定制度」に認定される事業所数を拡大する。(2019 年度目標：30 社)
- ④ 日本健康会議の「健康経営優良法人認定制度」認定事業所数を拡大する。(2019 年度目標：中小規模法人部門 30 社)
- ⑤ 県内経済 4 団体と連携し、「わかやま健康づくりチャレンジ運動」の周知を図り、健康経営に取り組む事業所を拡大する。

(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- ①ホームページ、メールマガジン、支部広報誌、テレビ CM、公共交通機関の広告、関係機関の広報媒体及びイベントへの出展・セミナー等を通じ、保健事業や医療費適正化及びインセンティブ制度等、協会けんぽの取り組みについて、加入者・事業主ひいては県民に広く理解していただくための広報活動を実施する。
- ②前年度実施の加入者を対象とした「広報活動における理解度調査」からの改善を踏まえ広報計画の検討を行う。
- ③健康保険委員の委嘱数を拡大するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会の開催、広報誌を通じた情報提供、健康保険委員表彰を実施する。

■ KPI：① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。

② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 53.0%以上とする。

(3) ジェネリック医薬品の使用促進

- ①ジェネリック医薬品軽減額通知サービスによる使用促進を図り、その効果や本部から提供されるデータを活用した使用割合の分析を行い、ジェネリック医薬品使用割合向上への施策や意見発信につなげる。

②「使用割合の低い薬効に特化したジェネリック医薬品使用促進にかかる通知事業」を実施し、ジェネリック医薬品の使用割合向上のための新たな施策を実施・検証する。(2019 年度パイロット事業)

③ジェネリックカルテ等を活用し、県や関係機関と連携して、医療機関及び薬局関係者への働きかけを実施する。

■ KPI : ジェネリック医薬品使用割合を 75.2%以上とする。

(4) インセンティブ制度の取組・広報の強化

平成 30 年度の評価結果を検証し、その後の施策検討につなげる。併せて、広報媒体を拡大し、制度周知を強化する。

(5) 医療データ等の分析の実施及び情報提供並びに、地域の医療提供体制等外部への意見発信

①レセプトデータや本部から提供される各種情報リストを活用し、医療費の地域差や健診結果リスク等について分析を実施し、課題を抽出する。

②医療費等の分析結果について、ホームページや広報誌等により加入者や事業主へ情報提供を実施する。

③支部の医療費分析、本部から提供されるデータを活用し、地域医療構想調整会議や各種協議会で、エビデンスに基づく意見発信を実施する。

■ KPI : ① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を 100%とする

② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する

3. 組織・運営体制関係	(1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 業務の効率化等の推進により、標準人員に基づく人員配置を適正に実施する。 (2) 人事評価制度の適正な運用 人事評価制度の運用を通じて、日々業務管理や業務指導を行い、組織目標の達成及び職責に応じた人材育成を図る。 また、公平な評価を行い、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。 (3) OJTを中心とした人材育成 OJTを中心とし、職責や業務内容に応じた各種研修・自己啓発（Off-JT）を組み合わせる。さらに、業務改善提案ができる環境を整備することで、戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材育成を行う。 ①OJT 業務を通じた職場におけるOJT及び支部事業としての事業所・医療機関訪問を組み合わせ、人材育成を実施する。 ②各種研修 必須研修の他、支部の課題に応じた独自研修を実施する。 重点課題：2018～2020年度（3ヶ年）ステップアップ電話対応研修 ③自己啓発 通信教育講座のあっせんを通じて、自己啓発に対する支援を行う。 ④業務改善 提案ができる機会を定期的に設け、職員全員が自発的に提案を行いやすい環境を整える。 (4) 支部業績評価の向上 支部業績評価を検証し、支部課題への対策を検討・実践することで、支部の業績向上を図る。
---------------------	--

(5) 費用対効果を踏まえたコスト削減等

業務に対するコスト意識を高め、業務効率化・執行管理状況の把握・コスト削減に努める。また、調達や執行については、透明性・公平性を確保するよう図る。

①コスト削減に関する業務改善提案

全職員がコスト削減に関する業務改善提案できる機会を定期的に設け、職員のコスト節減意識を高める。

②調達

経費削減の施策として、入札の競争性を高めるため、公告後の声掛け及び日数に余裕を持たせた公告期間・納期を設定し、一者応札の削減に取り組む。

③「和歌山支部経費節減マニュアル」

「マニュアル」を活用して、朝礼・週会議、掲示板等による周知と定着を引き続き推進する。

■KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、23%以下とする。

(6) コンプライアンスの徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修やコンプライアンス委員会の開催等を通じてその徹底を図る。

(7) リスク管理

大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティインシデントへの対応など、各種規程・マニュアルに基づき、リスク管理を実施する。また、自主点検や職員研修、避難訓練を実施し、全支部体制でリスク管理を徹底する。

平成 31 年度 事業計画（鳥取支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	○現金給付の適正化の推進 ・不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化 P T で議論し必要に応じ事業主への立入検査を行う。 特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。 ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する。 ○効果的なレセプト点検の推進 ・診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに、医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検を実施する。 ・内容点検は、レセプト内容点検効果向上計画に基づき、自動点検等システムの充実、点検員のスキルアップを図り効果的なレセプト点検を推進する。 ■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。 (※) 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 ○柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 ・多部位（施術箇所が 3 部位以上）かつ頻回（施術日数が月 15 日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を実施する。 ■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする ○あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進 ・受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を徹底する。

○返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

- ・ 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。
また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を確実に実施する。
- ・ 発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

- KPI : ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を97.0%以上とする
② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする
③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

○サービス水準の向上

- ・ お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。

- KPI : ① サービススタンダードの達成状況を100%とする
② 現金給付等の申請に係る郵送化率を78.0%以上とする

○限度額適用認定証の利用促進

- ・ 事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関と連携し、医療機関の窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。

- KPI : 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を88.0%以上とする

○被扶養者資格の再確認の徹底

- ・ 被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。

	■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 95.0%以上とする ○的確な財政運営 ・中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。 ・中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。 ・評議会、健康づくり推進協議会を開催し、協会事業の理解・協力を得ると同時に事業主、学識、被保険者などの意見を聴き、事業の見直しを行う。(評議会：年 4 回予定、健推協：年 2 回予定)
2. 戦略的保険者機能関係	○ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供 支部の健康づくり事業の柱としている「健康経営推進事業」、「特定健診・がん検診ダブル受診事業」について、協会の保有するデータを活用し、分析・提供を行い、さらなる事業推進につなげる。 ○ データ分析に基づいた第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。 <u>上位目標：健康経営（コラボヘルス）の推進により、加入者の健康度を向上する。</u> ・ 血圧リスク保有者の構成比を 10%削減する ・ がん死亡率を 20%削減する ・ 健康寿命、平均寿命ともに、全国順位 10 位以内をめざす i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ○ 被保険者（40 歳以上）（受診対象者数： 85,415 人） ・ 生活習慣病予防健診 受診率 59.0%（受診見込者数： 50,395 人） ・ 事業者健診データ 取得率 13.0%（取得見込者数： 11,103 人）

○被扶養者（受診対象者数： 20,523 人）

- ・ 特定健康診査 受診率 24.0%（受診見込者数： 4,926 人）

○健診の受診勧奨対策

▶被保険者の生活習慣病予防健診、事業者健診データ取得

- ・ 鳥取県、労働局等関連機関と連携した健診受診勧奨と事業者健診データ取得促進
- ・ 事業所への訪問・電話勧奨の実施による健診・保健指導などの受診勧奨
- ・ 新規適用事業所への月次による健診案内実施
- ・ 鳥取県との連携事業：ピロリ菌検査補助事業を活用した健診受診勧奨の実施

▶被扶養者の特定健診

- ・ 新規被扶養者への月次による健診案内実施
- ・ 健診機関と連携した協会単独特定健診の実施
- ・ 市町村、関係機関と連携し、「特定健診・がん検診ダブル受診推進事業」の実施

■ KPI：① 生活習慣病予防健診受診率を 59.0%以上とする

② 事業者健診データ取得率を 13.0%以上とする

③ 被扶養者の特定健診受診率を 24.0%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率の向上

○被保険者（特定保健指導対象者数： 12,388 人）

- ・ 特定保健指導実施率 29.8%（実施見込者数： 3,692 人）

（内訳）協会保健師実施分 26.8%（実施見込者数： 3,320 人）

アウトソーシング分 3.0%（実施見込者数： 372 人）

○被扶養者（特定保健指導対象者数： 424 人）

- ・ 特定保健指導実施率 6.0%（実施見込者数： 25 人）

○保健指導の受診勧奨対策

- ・ 健診実施機関と連携し、健診受診日の初回面談実施
- ・ 特定保健指導の外部委託推進
- ・ 事業所への訪問・電話勧奨の実施による健診・保健指導などの受診勧奨
- ・ 被扶養者の特定保健指導未実施者への受診勧奨

■ KPI：特定保健指導の実施率を 29.0%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

- 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 540 人
- 鳥取県版糖尿病の重症化予防プログラムを活用した重症化予防事業の実施

■ KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.0%以上とする

iv) コラボヘルスの推進

○鳥取県との「健康経営推進事業」の実施

「健康経営パンフレット」、「健康経営比較結果」の広報などにより電話勧奨を主として「健康経営宣言事業所数」の拡大を図ると共に、宣言された事業所には、「健康経営通信」・「健康度カルテ」の配布、春 1 回 3 会場・秋 3 回 3 会場の研修会、表彰制度（支部長、県知事）の実施、健康づくりメニューの改善、金利優遇制度など、事業所に対するフォローアップも充実させ、事業主・事業所の行動変容につなげる。また、事業実施にあたっては、鳥取県など関係機関との連携を進めることで、事業の拡大を図る。

- ・ 宣言事業所 平成 31 年度末目標 2,100 事業所：200 事業所増
(平成 35 年度末目標 3,000 事業所)

○広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

協会の財政状況、事業について、理解・協力を得るため、様々なチャンネルを使った広報を進める。特に、30 年度から実施されたインセンティブ制度においては、平成 30 年度の実施結果を迅速に検証し、制度の周知広報を丁寧に行う。健康保険委員については、電話勧奨を主に委嘱を進めるとともに、健康保険委員、健康経営宣言事業所を広報の重点対象として、専用広報「けんぽ便り」ととり」の配布、秋 1 回 3 会場の年金委員・健康保険委員合同研修会などにより、積極的に周知を進める。

- ・健康保険委員委嘱者数 平成 31 年度末目標 2,700 事業所：100 事業所増
(平成 35 年度末目標 3,000 事業所)

- KPI：① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。
② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を
69.0%以上とする。

○ジェネリック医薬品の使用促進

従来の、希望シール、Q & A など広報物の配布、軽減額通知の発送を確実に実施するとともに、薬剤師会との連携を進め、ジェネリック医薬品の促進、お薬手帳の推進、適切なお薬の使い方、多剤対策、健康サポート薬局の推進など、総合的な事業として展開する。

特に、個別の調剤薬局に対する見える化ツールを薬剤師会と共有・分析し、効果的なジェネリック医薬品の促進につなげる。また、必要に応じて鳥取県など関係機関等への働きかけを行う。

- KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を 80.0%以上とする。

○地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信

i) 意見発信のための体制の確保

- ・医療提供体制等に係る意見発信を行うために、各種会議体へ積極的に参加する。

	ii) 医療費データ等の分析 ・ 協会が保有するレセプトデータ等を活用し、加入者の医療機関への受診傾向や医療費の動向等について、様々な視点で分析、健康課題の抽出と効果的な対策の実施を行う。 ・ 医療費、健診結果などのデータから、協会けんぽの支部別での比較分析 ・ 鳥取県、市町村など関係機関と連携した県全体の視点での分析 ・ 鳥取大学など外部有識者の意見を取り入れることにより、分析の質の向上を図る。 ・ 鳥取県民における高血圧をはじめとした疾病の要因を探るための「塩分アンケート（仮称）」の実施 iii) 外部への意見発信や情報提供 ・ 地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療が見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。 ・ 医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。 ■ KPI : ① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を 100%とする。 ② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。
3. 組織・運営体制関係	○戦略的保険者機能の更なる発揮のため、OJTを中心とした人材育成 ・ OJTを中心としつつ、本部指定の研修に支部独自の研修を計画的に組み合わせることで、組織基盤の底上げを図る。 ○費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・ 競争入札の適切な実施、消耗品などの適切な在庫管理による経費削減を図る。 ・ 外部委託の活用などによる経費削減と業務の効率化を図る。 ・ 調達審査委員会が必要な案件については、確実に開催し、契約の適正化を図る。また、調達結果についてはホームページに公表することにより協会事業の透明性を維持する。

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、前年度以下とする。

○リスク管理、コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

- ・各委員会の開催、自主点検の年間計画を策定、確実に実施し、その徹底を図る。
- ・不断の点検を通じた個人レベルでのリスク管理の意識醸成と各種規程を遵守する。

○適正な労務管理と標準人員に基づく人員配置

- ・標準人員に基づき、支部事業に合わせ、業務の効率化、生産性の向上につながる適正かつ柔軟な人員配置を実施する。
- ・労働負荷の平準化により、有給取得促進、超勤管理の削減を進める。

平成 31 年度 事業計画（島根支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	(1) 現金給付の適正化の推進 ○不正の疑いのある事案については、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給による適否を判断するとともに、必要に応じて事業主への立入検査を実施する。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。 ○傷病手当金と障害年金等との併給調整については現行通り、確実に実施する。 (2) 効果的なレセプト点検の推進 ○医療費の適正化を図るため、資格・外傷・内容の各点検を実施する。特にレセプト内容点検については、効果向上計画に基づき、自動点検マスタ等のシステムを活用し、協会のノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検を推進する。 ○点検技術の底上げのための点検員研修の実施、情報の共有化とスキル向上を目的とした点検員会議・勉強会（毎月）の実施、支払基金との定例打ち合わせ会等を実施する。 ■KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 (3) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 ○柔道整復施術療養費の適正化のため、保険給付適正化プロジェクトチーム会議による効果的な審査及び調査手法の検討を行う。また、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。更に、柔整審査会において「面接確認」を実施し、厚生局に情報提供を行う。 ■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする (4) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進 ○受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件

は厚生局に情報提供を徹底する。

(5) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

- 各種広報媒体や健康保険委員セミナー等を通じて、無効となった保険証の速やかな回収について繰り返し周知を行う。
- 日本年金機構の資格喪失処理後1週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- 発生した債権の早期回収のため、文書催告を速やかに実施するとともに、電話や訪問による催告、法的手続き並びに保険者間調整などの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。
- 交通事故等の原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努めるとともに、医療機関への負傷原因報告書ハガキの設置を行う。

◆支部独自事業：

・【新規】「医療機関への『負傷原因報告書ハガキ』の設置」

医療機関窓口において当該ハガキを受診者へ記入・提出依頼をすることにより負傷原因の早期把握および第三者行為届の確実な届出勧奨を実施可能とする。

■KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を97.0%以上とする

② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

(6) サービス水準の向上

- 効率的かつ効果的な窓口サービスを展開するため、お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- 郵送による申請の促進及び届書・申請書作成支援サービスの使用促進等、事務処理の効率化を図るため、各種広報媒体や健康保険委員研修会等において周知を行う。

■KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする

② 現金給付等の各種申請書に係る郵送化率を90.0%以上とする

	(7) 限度額適用認定証の利用促進 ○事業主や健康保険委員等に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、島根県内の医療機関や市町村と連携し、医療機関の窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。 ■KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を84.0%以上とする ◆支部独自事業： ・【新規】「デジタルサイネージ（電子掲示板）を活用した『適正な医療のかかり方』啓発」 医療機関の待合室に設置されているデジタルサイネージを活用して、「保険証の適正使用」「限度額適用認定証の使用促進」「ジェネリック医薬品の使用促進」を目的としたCM（案内）を放映する。 ※1.（9）保険証適正使用の啓発、2.（4）ジェネリック医薬品の使用促進とも関連あり (8) 被扶養者資格の再確認の徹底 ○被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。 ■KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.0%以上とする (9) 保険証適正使用の啓発 ○資格喪失した保険証の誤使用防止や受診する都度の保険証提示について、加入者や事業主に対する広報を強化するとともに、多受診者や重複受診者に対する受診指導を行う。 ○医療機関等の窓口における保険証の資格確認事務に関して、適切な確認を行うよう医療事務従事者研修会などを通じて啓発を行う。 ◆支部独自事業： ・【継続】「健康保険医療事務セミナー」 診療報酬支払基金と連携し、医療機関の事務担当者（医科）を対象に健康保険事務及びレセプト請求にかかる周知、情報提供を実施 ※1.（4）返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進とも関連あり
--	--

	(10) 的確な財政運営 ○中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。
2. 戦略的保険者機能関係	【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 ※第3期アクションプランの目標と同一 Ⅰ 医療等の質や効率性の向上 Ⅱ 加入者の健康度を高めること Ⅲ 医療費等の適正化 (1) ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ○事業所単位での健康・医療データの提供については、健康宣言事業所を中心にヘルス・マネジメントカルテを提供するとともに、健康宣言事業所数の更なる拡大に向けて注力する。 ○個人単位の健康・医療データの提供については、国における検討状況を注視し、実現に向けた議論が進められていく場合には、加入者にとってよりよい仕組みになるように努める。 (2) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ○島根支部上位目標：代謝リスク保有率（男性）を全国平均以下にする。 ○「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施するため、健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の分析を活用して、島根支部における事業所・加入者の特性や課題の把握に努めるとともに、効率的かつ効果的な保健事業を推進する。 ※「コラボヘルスの取組」については、⑥健康経営にまとめて記載。 ◆支部独自事業： ・【継続】「ウォーキングイベントおよび健康測定イベント」 加入者の健康増進のため、松江・出雲・浜田でのウォーキング・健康測定イベント実施 ・【継続】「健康増進支援サイト『へるし〜まね』の運用」

ITを活用した健康づくり支援を実施

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：106,937人）

- ・生活習慣病予防健診 受診率 63.0%（受診見込者数：67,371人）
- ・事業者健診データ 取得率 12.0%（取得見込者数：12,833人）

○被扶養者（受診対象者数：26,366人）

- ・特定健康診査 受診率 34.0%（受診見込者数：8,965人）

○健診の受診勧奨対策

- ・特定健診対象者に対し受診機会の拡大を図るため支部独自の集団健診を実施する。また、オプション健診の実施などの付加価値を追加することで受診者数の増加を図る。
- ・特定健診対象者へわかりやすい健診案内パンフレット作成を図る。また、マスメディアを活用し、対象者の受診行動を促す広報も図る。
- ・被保険者が属する事業所の事業主から受診を促すメッセージを発していただくことで受診率向上を図る。

○事業者健診データ取得対策

- ・労働局との連携や、その他関係団体に対する働きかけを行う。
- ・事業者健診データ取得に使用できる同意書一体型のパンフレットを作成し広報に使用する。

◆支部独自事業：

- ・【継続】「協会主催の集団健診実施」
- ・【新規】「肝炎ウイルス受検者拡大」
- ・【新規】「支部独自の被扶養者向け健診パンフレットによる広報」
- ・【新規】「社長メッセージによる特定健診受診勧奨」
- ・【新規】「生活習慣病予防健診プレ広報」
- ・【新規】「テレビCMでの健診受診勧奨」
- ・【新規】「事業者健診データ取得用の同意書一体型パンフレットによる広報」

■ KPI：① 生活習慣病予防健診受診率を 63.0%以上とする

- ii) 特定保健指導の実施率の向上

○被保険者（特定保健指導対象者数：14,271人）

- ・ 特定保健指導 実施率 29.0%（実施見込者数：4,139 人）
（内訳）協会保健師実施分 21.0%（実施見込者数：2,997 人）
アウトソーシング分 8.0%（実施見込者数：1,142 人）

○被扶養者（特定保健指導対象者数：835人）

- ・特定保健指導 実施率 6.1%（実施見込者数：51 人）

○保健指導の受診勧奨対策

- ・健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施について、健診実施機関へ強力に働きかける。加えて、平成 30 年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな特定保健指導の手法を検討し実施する。
- ・島根県内 3 か所（松江地区・出雲地区・浜田地区）にて被扶養者の特定保健指導対象者に対しダイレクトメールを送付。
- ・被保険者の保健指導について、事業所へ案内する対象者名簿への氏名掲載の同意確認を行うための案内兼申出書（共同利用）の作成

◆支部独自事業：

- ・【新規】「被扶養者に対する特定保健指導の外部委託」
- ・【継続】「共同利用による保健指導（被保険者）の名簿掲載の同意確認」

■ KPI：特定保健指導の実施率を29.0%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

- 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 25 人
○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

	・かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。 ・重症化予防プログラムの参加勧奨を業務委託により実施し、勧奨の結果、重症化予防プログラムに参加意思を示したものは住所地の自治体により実施する。 ◆支部独自事業： ・【新規】「糖尿病性腎症患者の重症化予防対策」 ■ KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.0%以上とする iv) 健康経営（コラボヘルスの推進） ○ヘルス・マネジメント認定制度における健康宣言事業所数の更なる拡大を図るため、事業所訪問による勧奨を継続し、また、取組の質を向上させる観点から、ヘルス・マネジメント認定制度において健康宣言した事業所及び認定した事業所に対して優遇制度の更なる拡充を図る。 ○事業所単位での健康・医療データの提供については、本年度もヘルス・マネジメントカルテを作成し、経年でのデータ比較できるよう「見える化」して提供する。 ◆支部独自事業： ・【継続】「委託業者等による健康づくり出前講座」 健康宣言事業所を対象とした各種出前講座の実施 ・【継続】「健康測定機器レンタル」 ヘルス・マネジメント認定事業所を対象とした健康測定機器の無料レンタルの実施 ・【新規】「ヘルス・マネジメント認定制度の認定事業所拡大に向けた事例集の作成」 ヘルス・マネジメント認定事業所の好取り組み事例をまとめた事例集の作成 ・【新規】「健康保険委員および健康宣言事業所への専用リングファイルの送付」 協会けんぽからの広報誌等を長期にわたって綴ることができるファイルを送付。協会けんぽ島根支部のロゴを入れ、事業所の担当者が交代になってもファイルを渡せば容易に引き継ぎが可能になるようなものを作成する。 ※（３）広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進にも関連あり ・【継続】「ヘルス・マネジメント認定制度の拡大およびインセンティブ広報」 島根県内に広く周知するため、新聞広告等を利用して健康経営およびインセンティブ制度の周知・普及促進につな
--	---

げる。

※2. (5) インセンティブ制度の本格導入にも関連あり

(3) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

○広報分野におけるPDCAサイクルを適切に回していくため、加入者を対象とした理解度調査を実施し、前年度からの結果を踏まえた広報計画を策定する。

○健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。

また、健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、事業主・加入者との結びつきを更に強めるべく、委嘱者数の拡大に向けて努める。

○健康保険委員を対象としたメンタルヘルス対策及びジェネリック使用促進セミナーを開催する。また、セミナー受講後に、健康保険委員同士の意見交換会を実施する。

■KPI:

①広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする

②全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を63.0%以上とする

(4) ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅰ、Ⅲ〉

○支部ごとの阻害要因を数値化したジェネリックカルテを更に活用するため、島根支部の取組によるジェネリック医薬品の使用割合の変化を経年で分析することにより、改善の弱い部分に着目して対策する。

○個別の医療機関・調剤薬局に対する見える化ツールの活用には、ジェネリックカルテを分析し効果的なアプローチを行う。また、アプローチをスムーズにするために、必要に応じて県の担当部局や関係機関等への働きかけを行う。

◆支部独自事業:

・【新規】「お薬手帳カバー（しまねっこ版）送付による若年層への啓発事業」

0歳～14歳の若年層に対して啓發文書およびお薬手帳カバーを送付することにより、医療費適正化につながるジェネリック使用を案内する。また、若年層の関心を引くように「しまねっこ」デザインを用いる。

・【継続】「ジェネリック医薬品利用促進シール（しまねっこ版）による利用促進」

	島根県と連携し、「しまねっこ」を掲載したジェネリック医薬品使用促進シールを作成 若年層をメインターゲットとして配布予定 ■KPI：島根支部のジェネリック医薬品使用割合を 80.5%以上とする (5) インセンティブ制度の本格導入〈Ⅱ、Ⅲ〉 ○新たに平成 30 年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き制度の周知広報を丁寧に行う。 ◆支部独自事業： ・【新規】「インセンティブ制度の広報ポスターの作成」 インセンティブ制度のポスターを事業所に掲示依頼し、保険料引き下げへの啓発を行う。 ・【新規】「w e b 広告を利用したインセンティブ制度広報」 インターネット検索サイトにバナー広告を掲載し、協会けんぽのホームページに誘導する。 ・【新規】「事業所アンケートの実施」 インセンティブ制度の 5 つの指標に関する内容を中心に、事業所の実態調査を実施する。また、健康経営についての意識調査についても同時実施。 ※ 2. (2) iv) 健康経営（コラボヘルスの推進）にも関連あり (6) 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信〈Ⅰ〉 i) 意見発信のための体制の確保 ○医療提供体制等に係る意見発信を行うために、被用者保険者参加率 100%を維持するため、関係機関との連携を図る。 ii) 医療費データ等の分析 ○協会が保有するレセプトデータ等や地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（S C R）を分析するためのツール等を活用し、加入者の医療機関への受診傾向や医療費の動向等について、地域差の要因分析を行う。 ○包括協定を締結した島根大学と連携して分析を行うことで、地域における意見発信の効果をより高める。 iii) 外部への意見発信や情報提供 ○地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療が見える化したデータベース等を活用し、エ
--	---

	ビデンスに基づく意見発信等を行う。 ○医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。 ■KPI： ① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%とする ② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する
3. 組織・運営体制関係	(1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 ○移行計画の最終年度として、標準人員に基づく人員配置を実施していくとともに、支部内の部門間連携を強化し、業務の効率化等の状況も踏まえ、必要に応じた業務体制の見直しを行う。 (2) 人事評価制度の適正な運用 ○本部による評価者研修などの内容を支部内で確実に共有し、支部職員の実態に即した効果的な評価制度の運用を実施する。 (3) ○J Tを中心とした人材育成 ○O J Tを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 ○戦略的保険者機能の更なる発揮のため、支部内におけるジョブローテーションを通じた人材育成を活発化させる。 (4) 支部業績評価の本格実施に向けた検討 ○支部業績評価の評価項目や評価方法を踏まえ、他支部の事業も参考にしながら島根支部の業績をより向上させていく。 (5) 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ○調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しな

	かった業者に対するアンケート調査や公告後の業者への声掛けを実施し、一者応札案件の減少に努める。 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする。
--	--

平成 31 年度 事業計画（岡山支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	○現金給付の適正化の推進 ・不正請求の疑義が生じた案件への保険給付適正化プロジェクトチームによる対応 ・資格取得直後の申請に対する取得時調査の強化や事業所への立入検査の実施等による不正請求の防止 ・傷病手当金と障害年金等との併給調整の適正な実施 ○効果的なレセプト点検の推進 ・レセプト内容点検効果向上計画（行動計画）に基づき、自動点検等のシステムを活用した効果的なレセプト点検を推進 ・事務処理手順の標準化に沿った効率的な資格・外傷点検の実施 ■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする ○柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 ・柔道整復施術療養費審査委員会での指摘等を踏まえ、新たな視点による疑義のある施術所に係る積極的な患者照会及び制度の正しい知識の更なる普及による適正受診の促進 ・不正請求事案等の地方厚生局等への情報提供 ■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする ○あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進 ・受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は地方厚生局等への情報提供を徹底する ○返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進 ・保険証未回収データの分析と早期返納催告の実施 ・催告の事務処理フローに沿った発生債権の早期回収の取組

	・分割納付者の管理及び催告 ・保険者間調整の活用による返納金債権の回収率向上 ・法的手続きの積極的な実施による債権の回収率向上 ■ KPI : ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を 95.0%以上とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする ○サービス水準の向上 ・お客様の声を踏まえたサービス改善及び満足度の向上 ・現金給付に係るサービススタンダードを徹底するための適正な管理及び実施 ■ KPI : ① サービススタンダードの達成状況を 100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 90.0%以上とする ○限度額適用認定証の利用促進 ・岡山県病院協会等と連携し、病院窓口に限度額適用認定申請書セットの配置。同セットの病院窓口設置広報を通じた利用促進 ・医療機関へのアンケート結果を踏まえたチラシやリーフレットの修正等による広報の強化、医療機関への訪問等を通じた利用促進の強化 ■ KPI : 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 84.0%以上とする ○被扶養者資格の再確認の徹底 ・無資格受診の防止を図るための被扶養者資格の再確認業務に係る日本年金機構との連携、及び回答率の向上のための事業主への勧奨等による再確認の徹底 ■ KPI : 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 89.3%以上とする ○オンライン資格確認の利用率向上
--	--

	・ 現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認について、各医療機関の利用状況を把握し定期的な利用を推進する。また、利用見込みの無い医療機関からは回収する ■ KPI：現行のオンライン資格確認システムについて USB を配布した医療機関における利用率を 47.0%以上とする
2. 戦略的保険者機能関係	○ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供 ・ レセプト及び健診結果を用いた健康経営の取組に関する効果検証の実施 ・ 保険者協議会を通じた他保険者とデータ共有、専門家を活用したデータ分析等の推進及び情報発信 ○データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 上位目標 ・ 新規透析導入割合を 0.01%以下とする 中位目標 ・ 空腹時血糖値が 100 mg/dl 以上となる者の割合を男性 45.0%、女性 24.0%以下とする ・ CKD（慢性腎臓病）（以下、「CKD」という。）に該当する者の割合を男性 10.0%、女性 7.0%以下とする ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施する i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ○健診受診率（被保険者+被扶養者）57.5% ○被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：282,073 人） ■ KPI：生活習慣病予防健診 実施率 53.9%（実施見込者数：152,000 人） ■ KPI：事業者健診データ 取得率 11.7%（取得見込者数：33,000 人） ○被扶養者（受診対象者数：76,084 人） ■ KPI：特定健康診査 実施率 27.6%（実施見込者数：21,000 人） ○健診の受診勧奨対策 ・ 健診推進経費を活用した受診率向上および事業者健診データの取得対策の実施機関拡大

	・ 民間業者と連携した医療事業所の事業者健診データの取得 ・ 新規適用事業所へ生活習慣病予防健診の案内送付 ・ 被保険者個人（任意継続被保険者を含む）への案内送付 ・ 女性被保険者を対象とした生活習慣病予防健診に乳がん検診、オプション検査をセットした健診の実施 ・ 女性被扶養者向けのオプション検査を追加した特定健診の実施 ・ 特定健診の診療所型集団健診の拡大 ・ 特定健診の協会独自健診（オプション検査を含む）の実施 ・ 市町村と共同した特定健診とがん検診の同時実施等の取り組みの推進 ・ 特定健診の県外居住者への実施 ・ セルフ健康チェック「自宅で自己採血・血液検査」の実施 ii) 特定保健指導の実施率の向上 ○特定保健指導実施率（被保険者+被扶養者）27.8% ○被保険者（受診対象者数：37,370 人） ・ 特定保健指導 実施率 28.5%（実施見込者数：10,660 人） （内訳）協会保健師実施分 20.2%（実施見込者数：7,560 人） - アウトソーシング分 8.3%（実施見込者数：3,100 人） ○被扶養者（受診対象者数：1,806 人） ・ 特定保健指導 実施率 13.8%（実施見込者数：250 人） ○保健指導の受診勧奨対策 ・ 健診機関による健診当日面談の実施促進 ・ 委託機関の拡大 ・ 産業医と連携した勧奨
--	---

	・事業所訪問による受入勧奨 ・事業者健診先への勧奨 ・集団健診会場での当日面談の推進 ■ KPI：特定保健指導全体の実施率を 27.8%以上とする iii) 重症化予防対策の推進 ○未治療者に対する受診勧奨 ・健診機関による要治療者への受診勧奨 ・未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 100 人 ■ KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.0%以上とする ○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 ・健診機関と連携した事業の促進 ・特定保健指導該当者で CKD 該当者への保健指導 iv) コラボヘルスの推進 ・「健活企業」へのアフターフォローの充実及び事業主の健康づくり意識の醸成 ・「健活企業」への健診機関による健康管理サポートの実施 ・県、地方自治体、健診機関、健康増進施設等と一体となったコラボヘルスの促進 ・県、地方自治体、経済団体、マスコミ等と連携したイベントの開催 ・県知事表彰の実施 ・「健活企業」へ集団学習の実施 ・システムを活用した「健活企業」の取組等の進捗管理 ・「健活企業」における健康づくり評価向上への提案、勧奨 ・事業所訪問等を通じた「健活企業」数の拡大
--	--

	・「健活企業」の健診結果データ等を分析することにより、効果的なフォローアップを樹立 ○広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 ・ 地方自治体や医療関係団体等と連携した各種広報の実施 ・ 他団体が発行する広報紙を活用した広報の推進 ・ 各種事業に係る積極的なプレスリリースの実施 ・ 関係団体と連携したイベント等を活用した保健事業の推進に資する情報発信 ・ 健康に関するイベントへの参画を通じた各種事業の周知広報 ・ 各種チラシやホームページ、メールマガジン、LINE@等による広報の実施 ・ 健康保険委員の委嘱数を拡大し、職場における健康づくり等の積極的な啓発を推進 ■ KPI：① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 51.5%以上とする ○ジェネリック医薬品の使用促進 ・ ジェネリックカルテによる阻害要因分析及び見える化ツールを活用し、医療機関・薬局に対する効果的な働きかけを実施 ・ 県、医療関係団体等と連携したイベントの開催 ・ ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額のお知らせの実施 ・ 保険者協議会を通じ、各保険者が連携したジェネリック普及啓発事業の実施 ・ 岡山県後発医薬品の安心使用のための協議会における積極的な意見発信 ■ KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（医科、DPC、調剤、歯科）を 77.4%以上とする ○インセンティブ制度の推進 ・ ホームページ、メルマガ、広報紙等様々な広報媒体を活用した周知広報の実施 ・ 各種研修会における周知広報の実施 ・ 保険者協議会等の関係団体と協力・連携した周知広報の実施
--	--

	・事業所訪問等による周知広報の実施 ○地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改革等に向けた意見発信 ・加入者・事業主や関係機関等に対し、GIS（地理情報システム）等を用いた分析結果の提供 ・医療費データ等、エビデンスに基づく意見発信 ■ KPI：① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率 100%を維持する ②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する
3. 組織・運営体制関係	3. 組織・運営体制関係 ○人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 ・新人事制度の運用を通じた人材育成 ・標準人員に基づく人員配置を踏まえた業務の効率化の推進 ○人事評価制度の適正な運用 ・制度の運用を通じた期待する職員の育成 ○OJT を中心とした人材育成 ・協会の理念である「加入者の利益の実現」を達成するため、目標管理を徹底した人材育成を推進 ・職員の業務意欲の向上を目指した支部長表彰の実施 ・支部における業務改善・提案制度を通じた職員の解決力等の育成 ○支部業績評価の本格実施に向けた検討 ・支部業績評価項目の進捗管理を実施 ・他支部との比較を通じた支部の業績向上 ○費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・一般競争入札に占める一者応札案件の減少

	・節電対策等を踏まえたコスト意識の向上による一般事務経費の更なる節減 ・調達審査委員会及び支部独自の契約審査会による適正な調達及び予算執行 ・週２回のノー残業デーの徹底による超過勤務時間縮減による手当削減 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする ○コンプライアンスの徹底 ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、コンプライアンス推進活動計画及び個人情報保護活動計画に基づき徹底を図る ・職員研修を通じ徹底を図る ○リスク管理 ・情報セキュリティ対策について、職員研修を通じ徹底を図る
--	---

平成 31 年度 事業計画（広島支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	(1) 現金給付の適正化の推進 ・不正の疑いのある事案については、保険給付適正化 P T の議論を経て事業主への立入検査や申請者本人への実地調査を積極的に行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。 ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、会計検査院からの指摘も踏まえ、確実に実施する。 (2) 効果的なレセプト点検の推進 ①内容点検 ・レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用し、協会のノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検を推進する。 ・本部主催のスキルアップ事業、審査医師による定期的な指導、査定事例検証の勉強会等を行い点検員のスキルアップを図る。 ・支払基金支部との打ち合わせ会を定例的に開催し、協議の強化及び支部間差異の解消を図る。 ・不正が疑われる各種情報について、積極的に関係機関へ情報提供を行うとともに、レセプトデータから医療機関の傾向等の分析を検討する。 ・多剤処方者や多受診者について、適正な受診の指導等を実施する。 《目標》 ☐【K P I】社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。 ※全支部一律に設定 ☐加入者 1 人当たりの診療内容等査定効果額（医療費ベース）は、平成 3 0 年度を上回る。 ②外傷点検 ・第三者行為傷病のレセプトは全件、他は 3, 0 0 0 点以上について負傷原因照会を行い、広報等により提出の促進を図る。 ・求償案件の進捗管理の徹底により、より迅速に求償を行う。 ③資格点検

- ・資格喪失後受診にかかる返納金調定を迅速・正確に実施する。
- ・刷新後の点検項目を活用し、全件点検・全件調定を行う。

(3) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- ・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。※患者照会件数 5,000件／年
- ・柔整審査会での協議や柔道整復師への面接確認に使用することを目的として、申請書データの入力委託およびデータ作成業務を外部委託し、施術所別の申請データを作成する。【新規】
- ・確認等により不正または著しい不当の事実が認められたときは、協会もしくは柔道整復療養費審査委員会から厚生局に情報提供を行う。
- ・適正受診の広報や他保険者等と審査方法、疑義照会等に関する情報共有を実施する。また、情報共有した内容を基に他保険者等と患者照会等の連携した適正化の取組みを検討、実施する。

《目標》

□【KPI】柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ15日以上の施術の割合について対前年度以下とする。※全支部一律に設定

(4) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

- ・受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局への情報提供を徹底する。
- ・医療機関との混合受診防止のため、レセプトとの突合を実施する。
- ・施術疑義があるものについて施術所や受診者等への照会を実施する。また、必要に応じて施術所への臨場調査を実施する。
- ・適正受診の広報や他保険者等と審査方法、疑義照会等に関する情報共有を実施する。また、情報共有した内容を基に他保険者等と連携した適正化の取組みを検討、実施する。

(5) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

	・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。 また、電話による回収催告を行い、早期の保険証回収を図る。 ・保険証回収率の低い事業所に対して訪問や文書により確実な回収を依頼し、保険証の回収率向上を図る。 ・研修会等の場で「喪失後受診状況」や「保険証の返納」について周知する他、保険証未回収事業所、外国人加入者や退職者への啓発チラシ、職業安定所への啓発パンフレットの設置等、幅広く広報を行う。 ・年金機構での資格遡及取消に伴う債権を抑制するため適正な調査の実施を申し入れる。 ・債権を金額、内容等により分類し各カテゴリーに適した対処を行うことで効率的回収を図る。 ・保険者間調整及び法的手続きを積極的に実施するとともに、電話や弁護士による催告を早期に実施することにより、返納金債権の回収率の向上を図る。 《目標》 □【KPI】日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を<u>94.0%以上</u>（30年度94.5%）とする。 □【KPI】返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を<u>対前年度以上</u>とする。 ※全支部一律に設定 □【KPI】医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を<u>対前年度以下</u>とする。 ※全支部一律に設定 （6）サービス水準の向上 ①サービススタンダードの完全実施 ・お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 《目標》 □【KPI】サービススタンダードの達成状況を<u>100%</u>（30年度100%）とする。※全支部一律に設定 ②申請書の郵送率向上に向けた取組み ・窓口相談、電話相談の際の郵送による申請の案内、窓口へのポスター掲示、申請書への郵送案内の表示を継続して行う。
--	--

	・研修会、メルマガ等を活用し、郵送による提出を促進するための広報を実施する。 《目標》 □【KPI】現金給付等の申請に係る郵送化率を<u>90.0%以上</u>（30年度88.0%）とする。 ③高額療養費の未請求者に対する申請促進 ・高額療養費未請求者に対する申請促進の確実な実施を継続することとし、対象データ到着月の月末までの実施を目標とする。 ④迅速・正確な事務処理を実施 ・実例及び法令などの情報共有を図り、迅速かつ正確な事務処理を実施する。 （7）限度額適用認定証の利用促進 ・事業主や健康保険委員等に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関と連携し、窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。 《目標》 □【KPI】高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を<u>88.0%以上</u>（30年度88.0%）とする。 （8）被扶養者資格の再確認の徹底 ・過去3年間提出がない事業所に対しては、特に重点的に提出勧奨を行う。 ・未提出事業所に対して、全事業所に文書勧奨を行う。【新規】 ・未送達事業所について、調査による送達の徹底を行う。 《目標》 □【KPI】被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を<u>89.0%以上</u>（30年度87.0%）とする。 （9）オンライン資格確認の利用率向上 ・オンライン資格確認の実施医療機関に対し利用率向上策を講じ、喪失後受診に伴う債権の発生を抑制する。 ・広島独自で実施している「調剤薬局のレセコン連携によるオンライン資格確認」を引き続き実施し、利用薬局の拡大を図る。
--	---

	《目標》 □【K P I】 現行のオンライン資格確認システムについて、U S Bを配布した医療機関における利用率を<u>4 3. 3 %以上</u>（30 年度 40. 0%）とする。※広島独自の取組み（レセコン連携による資格確認）の利用率を含めて設定 (10) 業務改革推進に向けた取組 ・ 次期システム構想を見据えた業務処理体制の見直しを検討する。 ・ 年金事務所窓口におけるテレビ電話による相談等により、郵送化を更に促進し窓口対応業務の効率化を図る。 ・ お客様目線の良質なサービスを提供するため、セルフチェックシートを作成運用し、職員自らサービス品質を維持向上させる。 ・ お客様の声やお客様目線により業務を迅速に見直し、業務改革を継続する。 ・ 改善のための情報収集を常に行い、業務改善のため、具体的提案を行う。 (11) 的確な財政運営 ・ 中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。 ・ 中長期には楽観視できない協会の保険財政等について、研修会や広報等を通じ、加入者や事業主に対して情報発信を行う。
--	--

2. 戦略的保険者機能関係	(1) 重点施策 I) コラボヘルスの推進 ①ひろしま企業健康宣言の推進 ・ひろしま健康宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、取組の質を向上させる観点から、健康宣言事業所に対するフォローアップを強化し、事業所ごとの健康度の改善度合いをヘルスケア通信簿により提供する。 ・支部職員全体で事業所訪問を行い、ヘルスケア通信簿及び健康づくり好事例集の説明や支部各種事業等の提案を行い、事業所の健康経営を推進する。 ・ひろしま企業健康宣言事業所の健康経営の支援を行うため、健康経営セミナーや健康づくりに関する情報を定期通信等により提供する。【新規】 ・協力事業者5社（生損保会社等）との連携により、健康経営の更なる普及促進を図る。 ・広島大学との共同により、健康経営実践事業の労働生産性等のエビデンスを取得し、その分析結果を各種広報や研究発表等に活用し、健康経営の推進や医療費適正化に繋げる。【新規】 ・健康宣言事業所数の拡大を図るために、文書勧奨や事業所訪問による勧奨に加えて、外部委託により電話勧奨を行う。 ・経済産業省及び日本健康会議の進める「健康経営優良法人認定制度」の普及を図り、認定事業所の拡大を図る。 ・協定団体の長から意見発信いただくことにより、事業所に対する広報活動を強力に推し進める。 ・協定団体に対して講師派遣を依頼し、健康経営セミナー等を共同開催し、広く健康経営の普及を図る。 《目標》 □健康宣言について、新規事業所数を400社とする。（累計1,400社） □事業所訪問について、500社を実施する。 ②健康保険委員の委嘱拡大 ・事業所での健康経営を円滑に推進するため、協会けんぽと事業所との橋渡し役である健康保険委員について、委託業者による文書及び電話勧奨等により委嘱拡大を図る。 《目標》 □【KPI】全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の割合を<u>56.4%以上</u>（30年度52.0%）とする
----------------------	--

	□健康保険委員の新規委嘱者数を４００人とする。（累計５，５００人） Ⅱ）ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供 ・事業所単位での健康・医療データの提供については、健康度が見える化した「ヘルスケア通信簿」を作成し事業所訪問等で活用することにより、事業所の健康課題の理解を促す。 ・医療費データ分析に基づき、多重服薬者や多受診者に対し、通知等働きかけを行うことにより医療費適正化を図る。 （２）データ分析に基づいた第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第２期保健事業実施計画について、着実かつ効果的、効率的に取り組んでいく。 《上位目標》 □生活習慣病の重症化予防 （重度高血圧者の割合を全国平均に近づける。透析者割合を０．０８以下とする。虚血性心疾患による死亡率を全国平均に近づける） ①特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 i）共通項目 ・加入者に受診していただきやすいパンフレットを作成（健診機関ごとの特性・特典を生かした表示とする）。 ・新規適用事業所および新規加入被扶養者に対し、定期的に健診受診の案内を送付する。 ・ヘルスケア通信簿を活用し、事業所訪問時に健診受診勧奨を実施する。 ・健診推進経費を活用し、生活習慣病予防健診、事業者検診結果データ、特定健診の実施数の増加を図る。 ・血管測定や歯周病検査等の、オプション検査を集団健診会場で実施することで実施数の増加を図る。 ・各地域の施設にて実施される集団健診のDM勧奨を実施する。 ii）生活習慣病予防健診 ・生活習慣病予防健診の集団健診会場を増加する。 ・外部委託業者より生活習慣病予防健診または事業者健診データの提供について電話勧奨する。 ・広島県との共同事業として、健診受診率の低い事業所への訪問を実施する。 ・生活習慣病予防健診の受診率の低い事業所に申込書を同封し再勧奨する。
--	--

	・生活習慣病予防健診未受診者に、事業主と支部長の連名による受診勧奨を実施する。 iii) 事業者健診 ・広島県・広島労働局と連携し、特定健診・特定保健指導の実施率向上のための連名文書を作成し、事業所に対し送付、または健診機関からの勧奨時や事業所訪問の際に活用する。 ・広島県医師会と連携し、医師会報を通じ事業者健診データの提供について健診機関に周知する。 ・事業者健診データ委託の健診機関を増やすように外部委託業者より健診機関へ電話勧奨する。 ・外部委託業者にて同意書を管理し、事業者健診データの提供について健診機関へ督促する。 ・紙媒体での事業者健診データの提供について外部委託業者より電話勧奨する。 iv) 特定健康診査 ・広島県医師会と連携し、治療中のため特定健康診査を受診しない方に、データ提供を促す通知を送付（DM）するとともに、医療機関への周知を行う。 ・県がん対策課及び市町と連携を行い、住民（市町）健診をパンフレット・DMに掲載する。 ・商業施設等の集まりやすい集団健診会場を増設し、パンフレット・DMで周知する。 ・位置情報サービスを利用し、現在地から近くの健診機関または集団健診会場を案内する。 ・対象者の特性に応じたDMを送付する。 《目標》 ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：432,911人） □【KPI】生活習慣病予防健診 実施率 <u>52.7%</u>（30年度 51.7%） （実施見込者数：228,000人） □【KPI】事業者健診データ 取得率 <u>9.7%</u>（30年度 10.01%） （取得見込者数：42,000人） ○被扶養者（受診対象者数：119,597人） □【KPI】特定健康診査 実施率 <u>28.4%</u>（30年度 23.2%） （実施見込者数：34,000人） ②特定保健指導の実施率の向上 i) 被保険者
--	--

	＜初回面談実施数を増やすために＞ ※初回実施見込み合計数 15,600 人 ●健診機関 （※初回実施見込数：4,200 人） ・健診機関での初回面談実施がスムーズにできるよう、支部指導者が健診機関の指導者に対し、合同研修やＯＪＴ等を行い、初回面談実施に必要な知識・技術の共有や向上を図り、健診機関指導者の人材育成に取り組む。 ・健診当日に特定保健指導の実施ができる健診機関を増やす。 （平成３０年度：健診・指導の両方実施可能機関：36/86 機関） ・事業所訪問において、事業主等に健診当日の保健指導実施に関する同意を得ることにより、健診機関での初回面談がスムーズに実施できるよう調整する。 ●保健指導専門機関 （※初回実施見込数：600 人） ・支部指導者が不足する地域にある事業所や土日や夜間の指導を希望する事業所での指導実施数増加を図るため、初回面談からの特定保健指導実施（対面または遠隔面談）を委託する。 ●支部（※初回実施見込数：10,800 人） ・初回面談業務への注力を続けていくため、初回面談後の継続支援業務を保健指導専門機関に委託する。 ・特定保健指導の受け入れを断られた事業所については、特定保健指導の対象者本人に対してダイレクトメールを送付し、特定保健指導の利用勧奨を行う。 ＜支援終了までのモチベーション維持のために＞※終了実施見込数：11,200 人 ●健診機関 ・特定保健指導利用者：初回面談から３か月後に血液検査等検査を取り入れ、生活習慣改善の効果をフィードバックする。 ・健診機関：終了者数に応じ、特定保健指導委託費に加え、報奨金を支払う（31 年度新事業）。 ii) 被扶養者 ＜初回面談実施数を増やすために＞※初回面談実施見込み数 200 人 ・健診当日において、特定保健指導対象者に対して、保健指導の利用勧奨通知を渡してもらうよう健診機関と勧奨業務の委託契約を行う。 ・健診当日の勧奨業務を委託しない健診機関へは、結果通知に、「特定保健指導対象者であること」及び「利用券受け取り後に特定保健指導利用を勧めること」を記載したリーフレットを同封するような委託契約を行う。
--	---

	・ 集団健診会場での特定保健指導実施機会を拡大するため、健診と保健指導を同時実施できる健診機関との個別での委託契約を行う。 ・ 商業施設での集団指導による特定保健指導を定期的実施する。 (広島市内 年間 10 回開催＋フォローアップ教室 4 回) < 支援終了までのモチベーション維持のために > ※ 終了実施見込数：172 人 ● 健診機関 ・ 特定保健指導利用者に対して、初回面談から 3 か月後に血液検査等検査を取り入れ、生活習慣改善の効果をフィードバックする。 《目標》 □ 【K P I】 特定保健指導実施率 <u>21. 0%</u> (30 年度 20. 0%) [本部目標 16. 8%] [内訳] i) 被保険者 (受診対象者数：51, 300 人) 実施率 21. 8% (実施見込者数：11, 200 人) ii) 被扶養者 (受診対象者数：2, 890 人) 実施率 6. 0% (実施見込者数：172 人) ③重症化予防対策の推進 i) 未治療者に対する受診勧奨における一次勧奨実施予定人数 8, 516 人・二次勧奨実施予定人数 2, 083 人 ・ 一次勧奨対象者には、健診受診から約 6 か月後の本部からの受診勧奨通知送付後 (封書) に、支部より受診勧奨圧着はがきを送付する (HM ネットの医療機関の検索サイトを紹介)。 ・ 二次勧奨対象者の基準に該当する対象者に対し、健診機関からの結果通知に紹介状等の文書を同封し、健診受診からまもない時期の受診勧奨を行う。(紹介状業務委託実施機関：24 機関/86 機関) ・ 二次勧奨対象者には、本部からの受診勧奨通知送付後、電話による受診確認または受診勧奨支援を行う。 (電話での支援業務を保健指導機関に委託 new) 《目標》 □ 【K P I】 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を <u>12. 0%以上</u> (30 年度 11. 7%) とする。
--	--

	ii) 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 ・糖尿病性腎症患者を 1～5 期に分類し、ステージに応じたプログラムをそれぞれ実施することで病期の進行を防止する。また、参加率を上げるための対策を講じる。 ・県薬剤師会と協力し、保険薬局による「正しい知識の取得」及び「正しい服薬」を目指した重症化予防プログラムを実施する。また、薬剤師会会員外の大手調剤薬局とも個別に連携し、事業の幅を広げる。なお、当事業参加協力薬局以外の薬局に通う患者に対して、協会保健師及び管理栄養士による同プログラムを実施する。 ・引き続き業務委託による重症化予防プログラムを実施する。また、平成 30 年度事業の結果を踏まえ、より効果的なプログラムを検討・実施する。 ・かかりつけ医との連携等による糖尿病重症化予防に取り組む。 《目標》 ☐ 2 期患者の参加目標について、対象約 2, 5 0 0 人に対して 2 0 0 人とする。 ☐ 3～4 期患者の参加目標について、対象約 2, 5 0 0 人に対して 1 0 0 人とする。 ④その他保健事業 《事業所向けの取組み》 ・スパイロメーター等を活用し、喫煙者に対する禁煙への動機づけを行う。 ・ポピュレーションアプローチとして、メンタルヘルスや運動、健康経営等に関する事業所単位での集団指導を実施する。 ・広島大学とデータヘルス計画における具体的な保健事業の評価・検討を実施し、P D C A サイクルを展開する。 ・適用事業所とスポーツレクリエーションを開催し、事業所内での従業員の健康づくりに対するきっかけ作りを行う。 ・歯科医師会と協力連携し、生活習慣病に影響を与える歯周病のスクリーニング検査を事業所にて実施する。 《目標》 ☐ スポーツレクリエーションについて、参加者数を 3 5 0 人とする。 ☐ 歯周病のスクリーニング検査について、実施人数を 5, 0 0 0 人とする。
--	--

(3) 広報活動や健康保険委員等を通じた加入者等の理解推進

- ・ 広島支部独自のキャッチフレーズ（協会けんぽ広島支部は加入者の皆様全員の健康増進をめざします。）を広島支部のあらゆるチラシ・パンフレット等に記載し広報を実施する。
- ・ 健康づくりの好循環：年1回の健診（検診）の受診→特定保健指導利用→早期・経度での医療機関受診→健康度向上→充実した生活→健康寿命の延伸→さらなる健康意識の高まり↓
↓医療費適正化→保険料率の抑制↑
を内外に広めていく。
- ・ アンケート等を活用し、加入者・事業主にとって分かりやすく、タイムリーな広報を作成し実施する。
- ・ 事業主や加入者へ響く広報として、医療費適正化や健康度向上に向けた動画による啓発を実施する。【新規】
- ・ 事業所担当者向けチラシに加えて、加入者個人に向けたチラシもあらたに作成し、メルマガの利用者の拡大を図る。
- ・ 健康保険委員への年2回の研修や委員向けメールマガジン等により委員活動の活性化を図り、職場の健康課題を認識し、職場改善を推進する健康保険委員の養成を行う。

《目標》

- 【KPI】 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。※全支部一律に設定
- メールマガジンの新規登録数を1,000件とする。

(4) ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ 使用促進をスムーズに行うため、広島県をはじめとした自治体や薬剤師会等の関係機関への働きかけと連携を推進する。
- ・ 被扶養者の乳幼児医療制度が終了し自己負担が大きく増額するタイミングで、被保険者に対してジェネリック医薬品に関するパンフレット及び希望シールを送付し、積極的な切り替えを促す。【新規】
- ・ 医療関係者向けセミナーを開催し、ジェネリック医薬品への理解を深め、使用促進の気運を醸成する。（広島地区・福山地区で各1回開催もしくは、薬剤師会各支部の研修会で行う。）
- ・ ジェネリックカルテにより明確となる支部の課題への対策を検討・実施する。また、2018年度に実施した施策への評価を速やかに行い、改善策を実施する。

	・医療機関・薬局等のジェネリック医薬品使用割合について、各医療機関・薬局等へ通知を行い、使用割合の向上につなげる。 ・ジェネリック医薬品使用割合が高い保険薬局について認定（表彰）を行い、非認定薬局のジェネリック医薬品に対する意識の向上、また、相乗効果によるその他の薬局の使用率向上につなげる。 ・本部と協力し、軽減額通知（年２回）を継続実施する。 ・保険者協議会等で意見発信し、広島県全体でジェネリック医薬品使用促進に向けた広報を行い、使用率上昇につなげる。 ・特定の医療機関通院者に対しジェネリック医薬品軽減額通知を発送する。 ・作成したサンフレッチェ広島のキャラクターシールを幅広く配布し、使用割合の向上につなげる。 《目標》 □【ＫＰＩ】ジェネリック医薬品使用割合を<u>７７．２％以上</u>（30年度 73.5％）とする。 （５）インセンティブ制度の本格導入 ・平成３０年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、制度の周知・広報を丁寧に行う。 ・インセンティブ制度について、事業主や加入者へ分かりやすく説明するため、マンガ等を活用した広報を実施する。【新規】 （６）地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改革等に向けた意見発信 ・医療提供体制等に係る意見発信を行うための必要な体制を確保するため、被用者保険の会議体への参加率を高める。 ・地域医療を見える化したデータベース等を活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、エビデンスに基づく意見発信を行う。 ・医療提供体制等に係る分析結果について、加入者や事業主へ情報提供を行う。 ・社会保障制度改革の「行程表」が策定された場合には、その具体化に向けた議論の中で必要な意見発信を行う。 《目標》
--	--

	□【K P I】他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への支部参加率を<u>85.7%以上</u>（30年度85.7%）とする。 □【K P I】「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。※全支部一律に設定 （7）医療費適正化総合対策の推進 ・保険料適正化プロジェクトチームにおいて、糖尿病重症化予防、ジェネリック医薬品使用促進、多重受診対策、多剤服用者対策通知、特定健診受診率の向上、特定保健指導実施率の向上等の医療費適正化に有効な事業のP D C Aサイクルを的確に展開することにより、支部保険料率の引き下げを目指す。
3. 組織・運営体制関係	（1）組織や人事制度の適切な運営と改革 ・協会の理念の実現に向け、組織目標を達成するための個人目標を職員が設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成を図っていけるよう新人事評価制度を適切に運用し、実績や能力本位の人事を推進する。 ・業務遂行に当たり、効率化を更に図り、標準人員で着実に業務運営が可能となるよう体制を築く。 生産性を向上させ、基盤的業務から戦略的業務へマンパワーをシフトできる体制を構築する。 ・定例的なグループ長会議の開催によりガバナンスを強化し、支部組織の適切な運営を図る。 ・グループをまたいだプロジェクトチームでの取組みを維持しつつ、各担当者の意識レベルの向上とスキルアップを図る。 ・職員の健康増進のため、健診・保健指導を完全実施するとともに、衛生委員会を通じた健康管理を進め、支部の健康経営を推進する。 ・オアシス運動の周知徹底を柱として、職員間の円滑なコミュニケーションの推進及び初心を忘れない運動・取組を実施し、風通しの良い組織風土を築く。 （2）O J Tを中心とした人材育成 ・O J Tを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 ・支部独自研修、通信講座を通じ、担当業務以外の個々のスキル向上を図る。特に、接遇・職員のコミュニケーション能力向上に重点を置く。

	・プロジェクトチームへの参加を通じ、情報収集、分析、発信を具現化できるコアメンバーを育成する。 ・各グループが中心となり、業務スキルの向上研修を開催し、業務知識の底上げを図る。 (3) 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、一者応札案件の減少に努める。 ・業務精度の向上を図りつつ、アウトソーシングによる経費節減を推進する。 《目標》 □【KPI】一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、<u>23%以下</u>（30年度設定なし）とする。※全支部一律に設定 (4) コンプライアンスの徹底 ・コンプライアンス委員会や職員研修を通じ、コンプライアンスの徹底を図る。 ・日常の朝会等を活用した啓発により、コンプライアンス遵守の意識を根付かせる。 (5) リスク管理 ・個人情報保護管理委員会や情報担当者会議、職員研修を通じ、個人情報保護の徹底を図る。 ・支部の保有する機密情報について、適切な方法で厳格に管理する。 ・支部内自主点検を確実に実施し、個人情報管理及び規程等の業務ルールを徹底する。 ・職員間のコミュニケーションをより良好にすることにより、お互いに関心を持ち牽制し合える良い風土を根付かせる。 ・危機対応マニュアルと緊急連絡網からなる危機管理体制を構築徹底し、災害の被害を受けるリスクを低減させる。
--	---

平成 31 年度 事業計画（山口支部）

分野	具体的施策等
基盤的保険者機能関係	○現金給付の適正化の推進 ・不正疑い事案にかかる事業主への立入検査の積極的な実施 ・傷病手当金と障害年金等との併給調整の確実な実施 ○効果的なレセプト点検の推進 1. 資格点検 ・資格エラーレセプトの適正な事務処理 ・喪失後受診者等の適正な把握および返納金債権の適正な事務処理 2. 内容点検 ・レセプト内容点検効果向上計画に基づくシステムを活用した効果的な点検の実施 ・支部間審査差異の解消 ・多受診者に対する受診の指導、啓発 3. 外傷点検 ・外傷レセプトの適正な事務処理 ・損害賠償請求（求償）にかかる適正な管理および迅速な事務処理 ■KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。 ○柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 ・多部位（施術箇所が3 部位以上）かつ頻回（施術日数が月 15 日以上）の申請にかかる加入者に対する文書照会の厳正な実施 ・負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会の強化 ■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

○あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

- ・受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認の徹底等、審査の強化

○返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

- ・日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内の保険証未回収者に対する返納催告の徹底
- ・被保険者証回収不能届を活用した電話催告等の強化
- ・保険証の回収率が悪い事業所に対する資格喪失届申請時の保険証添付の指導の実施
- ・事務処理フローに基づく保険者間調整および法的手続きの積極的な実施

■KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を 94.4%以上とする

②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

○サービス水準の向上

- ・お客様満足度調査結果を活用したサービス水準の向上
- ・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）の遵守

■KPI：①サービススタンダードの達成状況を 100%とする

②現金給付等の申請に係る郵送化率を 91.5%以上とする

○限度額適用認定証の利用促進

- ・事業主や健康保険委員に対するチラシやリーフレットによる広報の実施
- ・地域の医療機関や市町と連携した利用促進の実施

■KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 84.0%以上とする

○被扶養者資格の再確認の徹底

- ・未提出事業所への勧奨による回答率の向上
- ・未送達事業所の調査による送達の徹底

■KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 90.3%以上とする

2. 戦略的保険者機能関係	○ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供 ・健康宣言事業で活用している企業カルテの内容の充実および健康宣言企業への提供 ○データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 上位目標：高血圧性疾患の外来受診率を全国平均までに減少させる ・健診・医療費データの分析結果に基づく保健事業の策定と実施 ・PDCAサイクルに沿った効率的かつ重点的な事業の推進 1. 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 （1）被保険者（40歳以上）（受診対象者数：183,138人） ・生活習慣病予防健診 受診率 50.8%（受診見込者数：93,034人） ・事業者健診データ 取得率 11.0%（取得見込者数：20,187人） （2）被扶養者（受診対象者数：50,985人） ・特定健康診査 受診率 25.9%（受診見込者数：13,205人） （3）健診受診機会の拡大 ＜被保険者＞ ・生活習慣病予防健診実施機関の不足地域における集団健診の実施および新規受託機関の確保 ＜被扶養者＞ ・協会けんぽ主催の集団健診の実施（無料の追加検査実施） ・市町がん検診と特定健診の同時実施会場の拡大 （4）健診の受診勧奨対策 ＜被保険者＞ ・支部、生活習慣病予防健診実施機関による生活習慣病予防健診の受診勧奨および事業者健診データ提供依頼 ・行政機関との連携による事業者健診データ提供依頼 ・社会保険労務士による事業者健診データ提供依頼 ＜被扶養者＞ ・受診履歴に基づく多様な受診勧奨
----------------------	--

- KPI : ① 生活習慣病予防健診受診率を 50.8%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を 11.0%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診受診率を 25.9%以上とする

2. 特定保健指導の実施率の向上

被保険者（特定保健指導対象者数： 22,248 人）

- ・ 特定保健指導 実施率 17.4%（実施見込者数： 3,871 人）
- （内訳）協会保健師実施分 10.2%（実施見込者数： 2,276 人）
- アウトソーシング分 7.2%（実施見込者数： 1,595 人）

被扶養者（特定保健指導対象者数： 1,060 人）

- ・ 特定保健指導 実施率 10.2%（実施見込者数： 108 人）

（１）指導機会の拡充

- ・ 健診（指導）機関および保健指導専門機関による特定保健指導（被保険者）の実施拡大
- ・ 特定保健指導（被扶養者）にかかる集団健診当日実施および会場（呼び出し型）保健指導の実施

（２）保健指導の受診勧奨対策

- ・ 支部職員および健診（指導）機関・保健指導専門機関による加入者・事業所への利用勧奨
- ・ 被扶養者の集団健診当日における特定保健指導実施

（３）保健指導者のスキルアップ

- ・ 関係団体等との共催による研修および保健指導委託機関研修等受講による指導・面接技術の共有

- KPI : 特定保健指導の実施率を 17.1%以上とする

3. 重症化予防対策の推進

（１）未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 1,048 人

（２）糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・ 健診の結果、糖尿病性腎症（推定）加入者に対する早期治療または治療再開の勧奨
- ・ 生活改善指導を通じた腎症期の進行を抑える仕組みの構築、実施

- KPI : 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合 12.0%以上とする

4. 健康経営（コラボヘルスの推進）

- ・健康宣言企業拡大に向けた勧奨
- ・健康宣言企業に対する支援、フォローアップの実施
- ・健康経営の普及に向けた関係団体への協力依頼等各種取り組みの実施

○広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- ・事業主や加入者に向けた定期的な情報発信
- ・メールマガジンを活用した広報（定時・随時）および登録者数の拡大
- ・県や関係団体が主催するイベントやセミナー等への積極的な参加による広報
- ・健康保険委員への情報提供やセミナー等の実施および委嘱数の拡大
- ・加入者・事業主への協会の保険財政等周知
- ・インセンティブ制度の本格導入に向けた周知広報の継続的な実施

■ KPI：①広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする

②全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 51.5%以上とする

○ジェネリック医薬品の使用促進

i) 薬剤師会・県等と連携した取り組み

- ・山口県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会への参画および意見発信
- ・情報提供ツールを活用した使用促進に資する取り組みの実施
- ・本部提供リストを活用した定期的な統計分析

ii) 加入者にダイレクトでアプローチする取り組み

- ・自己負担軽減額通知の実施
- ・加入者に対する広報等を通じた使用促進

■KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を 79.2%以上とする

	○医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ ・ 地域医療構想調整会議等、各種協議会への参画、意見発信 ・ 医療費の特性等、医療費適正化対策につながる分析等の実施 ・ 医療費等分析結果に基づく意見発信や効果的な取り組みの実施 ■KPI：① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を 83.7%以上とする ②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する ※全支部一律に設定 ○地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 ・ 自治体、関係団体および他保険者との連携・協働の推進 ・ 自治体および関係団体との事業連携協定締結の推進 ○その他の保健事業 ・ 歯周病・生活習慣病予防を目的とした歯科健診事業 ・ 加入者の運動習慣定着を目的とした施設の優待利用の実施 ○その他の医療費適正化事業 ・ 多剤併用者等に服薬情報のお知らせを送付
3. 組織・運営体制関係	○組織の適切な運営 ・ リスク管理の徹底 ・ コンプライアンス、個人情報保護等の徹底 ・ ハラスメント対策の確実な実施 ・ 労働安全衛生の推進 ○OJTを中心とした人材育成 ・ OJTの実践および効果的な支部の実情に応じた研修の実施

	・ 自己啓発による知識・スキルの向上 ○費用対効果を踏まえたコスト削減 ・ 調達審査委員会開催等による適正な調達の実施 ・ 節電等取り組みによるコスト削減の実施 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする。
--	--

平成 31 年度 事業計画（徳島支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	基盤的保険者機能を盤石なものとするため、現金給付等の業務の標準化・簡素化・効率化を徹底する。併せて、日々の業務量の多寡や優先度に応じた柔軟な業務処理体制を構築し、業務の生産性の向上を目指す。 ① 現金給付の適正化の推進 ・ 傷病手当金・出産手当金等の請求において、不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化 PT の議論を経て事業主への立入検査を実施するなど、不正請求防止に努める。 ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整、又労災休業補償の重複確認について、会計検査院からの指摘も踏まえ、確実に実施する。 ② 効果的なレセプト点検の推進 ・ レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用し、協会のノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検を推進する。 ・ 資格の点検、診療内容の点検、受診の起因が第三者行為によるものか否か等の点検により、保険診療の適正化に努め、特に内容点検においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。具体的には自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検を実施するとともに、点検員のスキルアップを図るため、査定事例の集約・共有化、外部講師による研修を行う。また、支払基金との協議を十分に活用し、他支部の査定事例等を積極的に協議案件として提出する等、支部間差異是正に努める。 ・ 四国ブロック各支部との連携を強化し、研修の実施等により情報共有化を図る。 ■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 ・ 多受診者等への対応として、加入者の健康維持および医療費適正化のため、1 か月のレセプト件数が 20 件以上の者に対して、適正受診に向けた指導等を継続して実施する。 ③ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 ・ 多部位（施術箇所が 3 部位以上）かつ頻回（施術日数が月に 15 日以上）の申請について、加入者に対する文書照

会を積極的に行う。また、同一施術所において、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対しても重点的に審査を実施し照会を強化するとともに、不正が疑われるものについては四国厚生支局徳島事務所への情報提供を積極的に行っていく。併せて、柔道整復施術受診について正しい知識を普及させるための広報活動を工夫し、適正受診の徹底に努める。

- KPI : 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上かつ 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

④ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

あんまマッサージ指圧・鍼灸施術に係る療養費については、診療報酬明細書と突合させて併用による施術を確認し、患者及び医療機関等に対して照会を行う。併せて、受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は四国厚生支局徳島事務所に情報提供を行う。

⑤ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

- ・ 日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- ・ 発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

- KPI : ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を 95.0%以上とする
②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする
③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

⑥ サービス水準の向上

- ・ お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準時間（サービススタンダード：10 日間）の短縮に努める。

- KPI : ①サービススタンダードの達成状況を 100%とする
②現金給付等の申請に係る郵送化率を 79.6%以上とする

	⑦ 限度額適用認定証の利用促進 ・事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関等と連携し、窓口に申請書を配置するなど利用促進を図る。 ■ KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 84.0%以上とする ⑧ 被扶養者資格の再確認の徹底 ・被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。 ■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 90.0%以上とする ⑨ オンライン資格確認の利用率向上 ・現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。 ■ KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を 43.3%以上とする ⑩ 業務改革の推進に向けた取組 ・次期システム構想を見据えた業務処理体制の見直しを行う業務改革検討プロジェクトについて本部と連携して推進する。 ⑪ 的確な財政運営 ・中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。 ・中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。
2. 戦略的保険者機能関係	戦略的保険者機能の発揮をより確実なものとするため、地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議等において客観的データ（エビデンス）に基づく取組を着実に実施するとともに、ビックデータの活用やPHRなどの導入に向けて、将来を見据えた戦略的な対応を検討する。 ① ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供

- ・「保険者機能強化アクションプラン（第４期）」に記載された、「医療等の質や効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」の実現に向けて、徳島の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、事業主や加入者へ情報提供を行うほか、他の保険者と連携しながら、県の医療審議会をはじめ地域の医療提供体制等に係る検討の場に参画し、意見発信を行うなどの働きかけを強化する。

② データ分析に基づいた第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

上位目標：１人当たり糖尿病外来医療費(28年度:徳島支部 7,556 円：
全国平均 6,077 円)を 10 年後の全国平均に近づける。

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

○被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：108,196 人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率 50.8%（実施見込者数：54,964 人）
- ・事業者健診データ 取得率 12.0%（取得見込者数：12,984 人）

○被扶養者（受診対象者数：29,712 人）

- ・特定健康診査 実施率 30.0%（実施見込者数：8,914 人）

○健診の受診勧奨対策

- ・年度当初の健診案内時に、徳島労働局及び徳島県との３者連名での受診勧奨文書を全事業所に送付する。
- ・生活習慣病予防健診の未受診者に対して、勧奨対象者を選定した上、GISを活用しDM勧奨を行う。
- ・受診勧奨委託契約により健診機関による受診勧奨を行う。
- ・年度後半に、健診を申込み受診していない対象者が多い事業所に対し、年度内受診の案内を行う。
- ・生活習慣病予防健診契約機関のない地域に健診車の配置を行う。さらに、受診環境を整えるため、健診契約希望調査結果により新規契約を進める。
- ・生活習慣病予防健診及び特定保健指導の推進のため、事業所健康度診断ツールを活用し、訪問勧奨等により積極的に事業主へ働きかけを行う。
- ・事業者健診データ取得件数を伸ばすため、健診申込率の低い事業所に対し、徳島労働局及び徳島県との３者連名でのデータ提供に関する行政通知を最大限に活用し、電話及び訪問により提供依頼を行う。

- ・徳島県労働基準協会が生活習慣病予防健診実施機関となるよう引き続き働きかける。
 - ・事業者健診データの取得率を向上させるためには、直接データを取得できるようにすることが重要であることから、各健診機関に積極的に協力依頼を行う。
 - ・事業者健診データ提供事業所に対し、健診実施月によりタイムリーな提供依頼を行う。データによる提供が困難な場合は紙媒体により提出頂き、パンチ委託を行い保健指導に活用する。
 - ・被扶養者の特定健診実施率向上のために、年度当初の受診券送付時に市町村が行うがん検診と同時に受診できる健診日程一覧を送付する。
- 健康づくりのための連携協定を締結している5市町については、未受診者に対してDM勧奨を行う。
- ・特定健診が無料で受診できる医療機関（集合契約Bにおける集団方式健診機関等）において、オプション検査も併せて無料で受診できる期間を設けて実施する。
 - ・特定健診未受診者に対し、年度後半に県内全域に会場を設け、集団健診を実施する。併せて特定保健指導も実施する。

- KPI : ① 生活習慣病予防健診実施率を 50.8%以上とする
 ② 事業者健診データ取得率を 12.0%以上とする
 ③ 被扶養者の特定健診受診率を 30.0%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率の向上

○被保険者（受診対象者数：13,725人）

- ・特定保健指導 実施率 24.0%（実施見込者数：3,294人）
 （内訳）協会保健師実施分 21.4%（実施見込者数：2,944人）
 アウトソーシング分 2.6%（実施見込者数：350人）

○被扶養者（受診対象者数：767人）

- ・特定保健指導 実施率 9.1%（実施見込者数：70人）

○保健指導の受診勧奨対策

- ・特定保健指導対象者を最優先に案内を行い、事業所や対象者の希望に応じた訪問日程や訪問場所を調整する。事

業所訪問が難しい場合は支部来所により初回面談実施数の増加を図る。

- ・保健指導案内にキャンセルの事業所に対し、事業主等に利用促進のための訪問勧奨を行う。
- ・特定保健指導対象者の終了率を高め、成果を出すため、契約保健師等の人材育成に取り組み、スキルアップを図る。
- ・初回面談の分割実施が可能な特定保健指導委託機関の増加を図るための働きかけを行う。

■ KPI：特定保健指導の実施率を 23.2%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 215 人

- ・対象者に対し電話や訪問により保健指導を実施する。
- ・一次勧奨実施後、医療機関・健康サポート薬局を掲載したチラシを同封した受診案内を送付する。

○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・徳島県糖尿病腎症重症化予防プログラムに基づき対象者を選定して実施する。

■ KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.0%
以上とする。

iv) 健康経営（コラボヘルスの推進）

○健康事業所宣言のエントリー事業所数の件数増加とコラボヘルスの促進。

- ・エントリー事業所へのサポート事業の充実。
- ・「健康経営優良法人 2020」への申請と認定事業所の増加。
- ・エントリー事業所へ送付している冊子の内容の充実化。
- ・連携協定を締結している外部団体との共同による健康経営の推進。

③ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者などの理解促進

○加入者及び事業主に対する情報提供や広報について、創意工夫を活かし、下記ツール等を活用し、わかりやすく、タイムリーに実施する。また、保険者機能の発揮にかかる取組みについても積極的に発信していく。

- ・納入告知書へのチラシの同封
- ・メールマガジンやホームページを使った情報発信
- ・各種関係団体広報誌への記事掲載
- ・新聞社への情報提供
- ・Web広告媒体による情報発信
- ・県や市町村、関係団体等のイベントの共催や後援、協賛
- ・日本年金機構との合同研修会など、各種研修会の開催と会場での情報提供
- ・制度になじみやすく分かり易い、チラシやパンフレットの作成

■ KPI : ① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする

② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 55.0%以上とする

④ ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ジェネリック医薬品への未切替え者に対し、ジェネリック医薬品へ切替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスを、平成 30 年度に引き続き、年 2 回実施する。
- ・徳島県後発医薬品適正使用協議会（年 2 回開催）等において、関係方面への使用促進のための広報やデータ提供を行い、環境整備を働きかけていく。また、徳島県保険者協議会への意見発信を通じたジェネリック医薬品の使用促進活動を推進する。
- ・徳島県薬剤師会との連携協定を活かしたジェネリック医薬品の使用促進のための加入者向けのセミナーの開催や、広報活動などにより、徳島県のジェネリック医薬品の使用率が全国最下位であることを強調し、加入者に対し広く普及啓発を行う。
- ・医療機関や調剤薬局毎のジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用し、医療機関及び薬局関係者への訪問及び資料送付による働きかけを実施する。
- ・事業所における医療費や健診リスクとあわせて、ジェネリック医薬品に関する情報提供を行うことで使用促進を図る。

- ・ 集団健診会場や自治体が開催するイベント会場でのジェネリック医薬品使用促進に関するチラシ配布など、加入者に直接訴えかける機会を増やす。

■ KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を 70.9%以上とする

⑤ インセンティブ制度の本格導入

○平成 30 年度の行動結果を検証し平成 31 年度の行動に繋げるとともに、保険料への反映実施（平成 32 年度）へ向けた活動を引き続き行う。

○評価指標となる以下の項目について、各項目で定めた共通指標への達成に向けた取り組みを行う。

- ・ 特定健診等の受診率
- ・ 特定保健指導の実施率
- ・ 特定保健指導対象者の減少率
- ・ 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率
- ・ 後発医薬品の使用割合

⑥ パイロット事業を活用した好事例の全国展開

- ・ 他支部が取り組んだパイロット事業について、徳島支部でも効果があると思われる好事例や全国展開となった事業については確実に取り組み活用していく。
- ・ 今後支部で予定している新規事業について、平成 32 年度パイロット事業として本部へ提案していく。

⑦ 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信

i) 意見発信のための体制確保

- ・ 医療提供体制等に係る意見発信を行うために、被用者保険参加率の低い地域を中心に、必要な体制を確保（会議体への参画数拡大）するため、徳島県及び関係団体に参画を要請する。

ii) 医療データ等の分析

- ・ 「保険者機能強化アクションプラン（第 4 期）」に基づき政府の「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」を活用し地域の医療にかかる情報発信を行う。また、徳島県が進める「とくしま新未来データ活用推進戦略」の健康・医療・介護分野にて「医療健康ビッグデータ」を活用した健康づくりへ可能な限り協力できるよ

	うデータ収集に努める。 iii) 外部への意見発信や情報提供 ・医療審議会や地域医療構想調整会議等の医療提供体制等の検討の場において、保険者協議会などを通じた他の保険者との連携も図りながら、加入者・事業主を代表する立場で、地域の実情に応じた必要な意見発信を行う。 ・「健康づくり推進のための包括的連携に関する協定」を締結した県、市町村、関係団体等との連携の強化を図りながら、県民の健康増進に係る効果的な事業の推進に取り組む。 ■ KPI : ① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への支部参加率を 83.7%以上とする ② 政府の「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」等を活用した効果的な意見発信を実施する
3. 組織・運営体制関係	① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 ・本部が示す標準人員を基に必要な応じて組織体制を見直し、支部組織の運営体制強化を図る。 ② 人事評価制度の適切な運用 ・協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした人事制度を適切に運用するとともに、その評価を適正に処遇に反映することにより、実績や能力本位の人事を推進する。 ③ OJTを中心とした人材育成 ・各グループ内での勉強会等OJTを中心としつつ、本部開催の研修参加者による支部内伝達研修の実施や、外部講師を招いた研修など行い知識の習得や能力の向上を図る。 ④ 支部業績評価の本格実施に向けた検討 ・支部業績評価の評価項目（企画総務部門 11 項目、保健部門 5 項目、業務部門 9 項目及び各グループ共通部門）について、毎月各グループ進捗会議を開催しPDCA状況を把握することにより業績向上に向け取り組んでいく。

	⑤ 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・本部事務経費削減計画を踏まえ、職員のコスト意識を高め、競争入札や適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。 ・週2日のノー残業デイ及び夏季及び冬季における節電対策等に取り組み、コスト削減に努める。 ■ KPI:一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする ⑥ コンプライアンス委員会、個人情報保護管理委員会活動 ・毎月開催しているコンプライアンス委員会、主任クラスで構成するコンプライアンス委員会作業部会による、個人情報保護、情報セキュリティ管理に関する研修会及び四半期に一度実施する自主点検、個人情報保護管理委員会にて、について周知徹底し全職員のリスクに対する意識の高揚に努める。 ⑦ リスク管理 大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に、情報セキュリティ対策についてはCSIRT(Computer Security Incident Response Team)において迅速かつ効率的な初動対応を行う。 加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。
--	---

平成 31 年度 事業計画（香川支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	●現金給付の適正化の推進 ○不正の疑いのある事案については、保険給付適正化プロジェクトチームに諮ったうえで、必要に応じて事業所への立入検査等を実施する。 ○傷病手当金と障害年金等との併給調整について、会計検査院からの指摘も踏まえ、確実に実施する。 ●柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 ○「部位ころがし」と呼ばれる負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診が疑われる事案などに対する照会を強化する。 ■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上 of 施術の申請の割合について前年度以下とする ●あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進 ○受領委任制度導入に伴い、医師の再同意文書の確認など審査を強化するとともに、不正の疑いがある案件については厚生支局に情報提供を行う。 ●サービス水準の向上 ○現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード）について、10 日以内を遵守する。 ○お客様満足度調査結果等から、支部の課題や改善すべき点を洗い出し、CS 向上を目指した研修を実施する。 ○各種広報並びに説明会にて郵送化促進の周知広報を実施する。 ■ KPI：①サービススタンダード 10 日以内の達成率を 100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を 88.4%以上とする ●限度額適用認定証の利用促進 ○地域の医療機関や市町と連携し、窓口申請書を配置するなど利用促進を図るとともに、事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施する。

- KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 84.0%以上とする

●被扶養者資格の再確認の徹底

○被扶養者資格の確認対象事業所について、未提出事業所への文書及び電話による勧奨を行うとともに、未送達事業所の調査による送達の徹底を図る。

- KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 92.0%以上とする

●効果的なレセプト点検の推進

○内容点検については、レセプト点検効果向上計画に基づき、システムを活用し、協会のノウハウを最大限活用した効率的な点検を推進する。

○資格及び外傷点検については、対象者を的確に選定し医療機関へ照会を行うことおよび届書の提出勧奨等により、点検効果の向上を図る。

- KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について前年度以上とする

●返納金債権発生防止のための保険証回収及び債権回収の推進

○保険証回収の推進

- ・日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に、協会けんぽから保険証未返納者に対する催告文書を送付するとともに、被保険者証回収不能届に記載された電話番号を利用し催告等を行う。
- ・未返納者の多い事業所に対し資格喪失届への保険証の添付について文書等により周知する。

○債権回収の推進

- ・返納金債権については、通知・催告のアウトソース化の推進、国民健康保険との保険者間調整及び法的措置を積極的に実施する。

- KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を 94.7%以上とする

②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を前年度以上とする

③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を前年度以下とする

	●オンライン資格確認の導入に向けた対応 ○オンライン資格確認システムを利用している医療機関に対して、利用率向上を図るための周知等を引き続き実施する。 ■ KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を 80.0%以上とする
2. 戦略的保険者機能関係	●データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取り組み」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取り組みを着実かつ効果的、効率的に実施する。 i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：156,347人） ・生活習慣病予防健診 受診率 49.2%（実施見込者数：77,000人） ・事業者健診データ 取得率 11.8%（取得見込者数：18,420人） ○被扶養者（受診対象者数：42,589人） ・特定健康診査 受診率 30.5%（実施見込者数：13,000人） ○健診の受診勧奨対策 <被保険者> ・健診機関の少ない地域での検診車による集団健診の実施、及び健診委託機関を増やすなどにより、健診受診機会の拡大を図る。 ・生活習慣病予防健診の未利用事業所の加入者に対して、健診案内を実施する。 ・事業者健診データ取得について、健診機関・労働局・経済団体等の関係機関と連携し、効果的な勧奨や積極的な広報を行う。 <被扶養者> ・自治体のがん検診との合同実施、歯科健診やオプション検査の付加、大型商業施設で健診を実施するなど、受診者のニーズを取り入れて受診促進を図る。 ・院内受診が可能な健診機関に、受診勧奨ポスターの掲示を依頼し、特定健診の受診促進を図る。

- KPI : ① 生活習慣病予防健診受診率を 49.2%以上とする
② 事業者健診データ取得率を 11.8%以上とする
③ 被扶養者の特定健診受診率を 30.5%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率の向上

○被保険者（特定保健指導対象者数：18,989人）

- ・特定保健指導 実施率 30.9%（実施見込者数：5,858人）
（内訳）協会保健師実施分 21.9%（実施見込者数：4,150人）
アウトソーシング分 9.0%（実施見込者数：1,708人）

○被扶養者（特定保健指導対象者数：1,495人）

- ・特定保健指導 実施率 8.6%（実施見込者数：128人）

○保健指導の実施勧奨対策

- ・ 健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施について健診実施機関へ働きかける。
- ・ 集団健診において「健診当日の初回面談分割実施」ができる体制づくりを健診機関に働きかける。
- ・ 特定保健指導対象者数の減少を図る。

- KPI：特定保健指導の実施率を29.2%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 661 人

- ・本部からの郵送による一次勧奨を行った方のうち医療機関への受診が確認されない方で、より重症域に該当する方には、文書・電話・面談による二次勧奨を行う。

○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・香川県糖尿病性腎症等重症化予防プログラムに基づき香川県国民健康保険団体連合会の手法に沿って実施する。

○40歳未満の血糖リスク者を対象とした保健指導

- ・健診当日に保健指導を実施できる健診機関に委託する。

■ KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.0%以上とする

iv) コラボヘルスの推進

○健康宣言事業所数の更なる拡大

- ・香川県との協同事業「事業所まると健康宣言」の推進
- ・包括連携によるオール香川で健康経営の普及、健康宣言・健康づくり実施事業所の拡大を図る。

○健康宣言事業所等の取り組みに対する支援

- ・宣言後において職員が事業所へ訪問し健康づくりの取り組みについて相談を受けるなど支援を行い、取り組みの質の向上を図る。(健康経営の営業マン・ウーマン事業)
- ・日本健康会議の健康経営優良法人の認定法人を増加させる。

v) その他保健事業の推進

- 自治体及び関係団体等と連携した健康づくり事業を実施する。県市町等の実施する健康イベント等に参画し、支部の取り組みに関する情報等を提供することにより、イベント参加者の健康意識の向上を図る。
- 医療費等の分析結果について、市町との連携による広報及び健康づくりを実施する。

●ジェネリック医薬品の使用促進

- 調剤薬局ごとのジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用したお知らせ（ジェネリックカルテ）を作成し、調剤薬局等へ更なる使用促進を働きかける。
- ジェネリック医薬品「自己負担軽減額通知サービス」の円滑な実施を図る。(年度内 2 回)
- 香川県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会等、様々な機会をとらえて関係機関に対する使用促進を働きかける。
- ホームページや広報誌、メールマガジンによる広報のほか「希望シール」「使用促進ポスター」等の活用及び事業主・自治体・関係機関との連携も含め、より効果的な広報を実施する。

■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合を 75.8%以上にする

●広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

	○関係機関との連携による広報のほか、ホームページ、メールマガジン、支部発行の広報誌などによる積極的な広報を行う。 ○健康保険委員との連携を深めるため、事業所における健康づくりなどに役立つ情報の研修会を開催するとともに健康保険委員向け広報誌を定期的に発行する。 ■ KPI : ①広報活動における加入者理解率の平均について前年度以上とする ②全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 59.5%以上とする ●地域関係団体等への働きかけ ○本部から提供される医療データ、各種リスト及び協会が保有するレセプトデータによる分析を行い、分析結果について、加入者や事業主へ情報提供するとともに、関係団体に対し意見発信を行う。 ■ KPI : 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を 100%とする ■ KPI : 「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する ●インセンティブ制度の広報 ○平成 30 年度から導入されたインセンティブ制度について引続き周知広報を丁寧に行う。 ●重複受診者への適切な受診の指導 ○受診状況より対象者を抽出し、文書による照会・指導を実施する。 ○文書送付後の受診状況を追跡し、適正受診指導を継続的に実施する。
3. 組織・運営体制関係	●費用対効果を踏まえたコスト削減等 ○調達における競争性を高めるため、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、一者応札案件の減少に努める。 ○消耗品の適切な調達・在庫管理により経費の節減に努める。また、超過勤務時間の削減及び節電対策を推進するとともに夏季においては節電計画を策定し、実施する。また、消耗品の経費等及び電気使用量の実績を周知することにより、コスト意識の徹底を図る。

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、前年度以下とする

●OJTを中心とした人材育成

- 「OJT」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた人材育成制度の定着を図る。「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成する。
- 職員全員が「営業マン・ウーマン」として事業所訪問することにより、事業主及び加入者のニーズを読み取る力を醸成する。
- 情報の共有や業務における課題について議論する場として、主任、スタッフによる「ボトムアップ会議」を開催する。

●人事評価制度の適正な運用

- 協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定するとともに、達成状況について実績や能力を適正に評価し、処遇に反映させる。

●その他

- 働きがいのある健全な職場づくり
 - ・管理職会議等において、必要な情報の共有化を図るとともに「報・連・相」が迅速に行える職場風土を醸成する。
 - ・メンタルヘルス不調の未然防止を目的として、本部等との連携によるストレスチェックを実施する。(年度1回実施)
 - ・ワークライフバランスの実現のため、時間外労働の縮減を推進する。
- コンプライアンス・個人情報保護の徹底
 - ・コンプライアンス委員会・個人情報保護管理委員会の定期的開催及び研修等を通じて、遵守を徹底する。
- リスク管理の徹底
 - ・支部内の各組織、各業務遂行の段階において、適正にリスクの点検および評価を行う。
 - ・香川支部初動対応マニュアルに基づき、防災訓練を定期的実施することにより、各職員が担当する役割の徹底や防災意識の向上を図る。

平成 31 年度 事業計画（愛媛支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	1. 現金給付の適正化の推進（「支部保険給付適正化 P T」・「医療費適正化対策に係る実施計画」関連分あり）【業務グループ】 ・不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化 P T の議論を経て事業主への立入検査を行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われるものや、いわゆる「引き続き」や「傷病転がし」によって傷病手当金の法定期間を超えての受給を目的とすることが疑われるものについて重点的に審査を行う。また、事業目的を効果的に達し得る広報ツール制作を具現したうえで、医療費適正化に係る関係団体等への広報を実施する。 ■支部目標：愛媛支部保険給付適正化プロジェクトチーム定例開催回数 4 回（四半期毎） ■支部目標：健康保険委員向け「給付適正化」・「メンタルヘルス推進」広報ツール制作の具現 ・傷病手当金と老齢又は障害厚生年金、労災休業補償給付との併給調整について、会計検査院からの指摘も踏まえ、確実に実施する。 2. 効果的なレセプト点検の推進【レセプトグループ】 ・レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用し、協会のノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検を推進する。 ■支部目標：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率を前年度以上とする。 （参考）平成 29 年度 0.310% 平成 30 年度上期 0.277% ・外傷による受診者に対して負傷原因の照会を行い、未提出者に対しては再照会、再々照会を確実に実施し、第三者による行為が原因の場合は適確な求償事務を推進する。 ・現在協会けんぽが独自に実施している医療機関における資格確認について利用率の向上を図る。 ■支部目標：U S B を配布した医療機関における利用率を 70.0% 以上とする。 （参考）平成 29 年度 32.6% 平成 30 年度上期 69.1% ・保険証適正使用にかかる啓発を実施する。 3. 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化（「支部保険給付適正化 P T」関連分）【業務グループ】 ・多部位（施術箇所が 3 部位以上）かつ頻回（施術日数が月 15 日以上）の申請や、いわゆる「部位転がし」と呼ばれる、

	負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に関して、加入者への文書照会を実施する。また、支部が事務局となっている愛媛県柔道整復施術療養費審査委員会の活動状況等を保険者協議会に報告することを起点に、同審査会の設置目的たる県内全体の柔整適正化に資する。 ■支部目標：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする。(目標値0.4%以下) (参考) 平成30年8月末現在 0.4% ■支部目標：多部位・頻回・部位転がし申請月例照会数300件以上 4. あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進【業務グループ】 ・受領委任制度に織り込まれた「文書による医師の再同意の有無」等の不正請求対策にポイントを置いた審査を実施し、不正の疑いがある案件は厚生支局への情報提供を行う。 5. 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進【業務グループ、レセプトグループ】 ・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽからの保険証未回収者に対する返納催告を行う。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告を行うほか、社会保険労務士・健康保険委員・保険証回収率が低く、かつ、複数の返納金債権が発生した事業所への働きかけ(文書・電話・訪問によるプレゼン)を実施する。また、日本年金機構に対しても、被保険者証回収不能届の添付徹底を重ねて申し入れする。 ■支部目標：日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を94%以上とする。 (参考) 平成30年9月末現在 92.94% ・債権回収計画を策定し、発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きを積極的に実施し回収率の向上を図る。 ■支部目標：資格喪失後受診に係る返納金債権の回収率を前年度以上とする。 (参考) 平成29年度 61.89% 平成30年度上期 33.45% ■支部目標：医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする。 (参考) 平成29年度 0.050% 平成30年度上期 0.041%
--	--

	6. サービス水準の向上【業務グループ】 ・お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ■支部目標：サービススタンダードの達成状況を100%とする。 （参考）平成30年11月末現在 100% ■支部目標：現金給付等の申請に係る郵送化率を90.0%以上とする。 （参考）平成30年11月末現在 84.3% 7. 限度額適用認定証の利用促進（「医療費適正化対策に係る実施計画」関連分）【業務グループ】 ・事業主や健康保険委員に対する広報（研修会・納入告知書封入チラシ・メールマガジン等）を実施するとともに、地域の医療機関や市町と連携し、窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。また、本項の医療機関連携部分は、支部目標達成に向けた山崩し方式（審査者による責任医療機関設定/担当制）により実施する。 ■支部目標：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を84%以上とする。 （参考）平成30年8月末現在 80.3%（県内20市町全てと155の医療機関に申請書配置済） 8. 被扶養者資格の再確認の徹底【業務グループ】 ・被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。 ■支部目標：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を89.8%以上とする。 （参考）平成30年11月末現在 89.7%
2. 戦略的保険者機能関係	1. データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施【企画総務グループ、保健グループ】 愛媛支部生活習慣病予防健診結果データにおいて、収縮期血圧$\geq 130\text{mmHg}$の者の割合が多い等、血圧に関して課題があるため、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）として、血圧対策を推進する。 上位目標：愛媛県新規透析導入患者数522名（2015年）を400名（2015年全国平均並）に減らす。 中位目標：収縮期血圧$\geq 130\text{mmHg}$の者の割合が、男性については43.4%（2015年度愛媛支部平均）から38.2%（2015年

	度全支部平均)に、女性については28.8%(2015年度愛媛支部平均)から24.4%(2015年度全支部平均)に改善する。 高血圧(≥140/90mmHgまたは服薬)の者の割合が、男性については39.9%(2015年度愛媛支部平均)から36.5%(2015年度全支部平均)に、女性については24.5%(2015年度愛媛支部平均)から21.7%(2015年度全支部平均)に改善する。 (1)特定保健指導実施による血圧高値者の減少 ・特定保健指導積極的支援対象者及び動機付け支援対象者に対して食塩摂取量尿検査を実施し、減塩意識を高め、血圧高値者の減少を図る。 ・特定保健指導積極的支援対象者に対してソルセイブ検査を実施し、減塩意識を高め、血圧高値者の減少を図る。 ・特定保健指導積極的支援対象者に対して活動量計の貸出しを行い、運動習慣の定着から減量へ結びつけ、血圧高値者の減少を図る。 (2)事業所における血圧高値者対策の推進及び事業所に向けた高血圧予防・改善方法の周知広報 ・事業所に対して歩行計の貸出しを行い、事業所単位での運動習慣の定着へ結びつけ、血圧高値者の減少を図る。 ・事業所従業員向けランチセミナーを開催し、減塩意識を高め、血圧高値者の減少を図る。 ・事業所に対して血圧計の貸出しを行い、従業員の血圧管理実施依頼を行う。 ・減塩啓発ポスター、階段利用促進ポスター等の事業所掲示物を配布し、血圧管理に対する意識を高める。 ・事業主又は事業所担当者から高血圧要治療者(≥160/100mmHg)への受診勧奨実施依頼を行う。 ・事業所向け納入告知書同封チラシ、メールマガジン及びラジオCMによる周知広報を行う。 ・ホームページにおける周知・広報(ポスター・チラシのダウンロード)を行う。 ・事務研修会及び健康保険委員研修会等の事業所向け研修会における周知広報を行う。 (3)コラボヘルスの推進及び「健康づくり推進宣言」事業所の増加 ・各種経済団体、業界団体等の協力を得ることにより、「健康づくり推進宣言～Yell for your healthy life!～」事業への参加勧奨を行う。 ・事業所単位での健康・医療データを提供する「健康つうしんぼ」を健診受診者数10名以上の事業所に対して送付するとともに、「健康づくり推進宣言～Yell for your healthy life!～」事業への参加勧奨を行う。 ・血圧高値者割合が高い特定保健指導実施事業所を中心に、「健康づくり推進宣言～Yell for your healthy life!～」
--	---

	事業への参加勧奨を行う。 ・愛媛新聞社の「肝炎啓発キャンペーン」に協賛し、肝がんになる原因の9割を占めるB型・C型肝炎ウイルス感染の早期発見、早期治療に向けた意識向上を図る。また、協賛により掲載できる新聞広告により、「健康づくり推進宣言～Yell for your healthy life!～」事業の広報を行う。 ・愛媛新聞社の「愛 GIVER project」に協賛することにより、がんに対する意識向上を図る。また、協賛により掲載できる新聞広告により、「健康づくり推進宣言～Yell for your healthy life!～」事業の広報を行う。 ・商工会議所会報誌、業界団体会報誌、地元経済情報誌等により、「健康づくり推進宣言～Yell for your healthy life!～」事業の広報を行う。 ・経済産業省が制度設計を行う「健康経営優良法人」の申請開始に合わせて、事業所取組事例紹介を中心とした健康経営セミナーを開催する。 (4) 愛媛県は血圧が課題である旨の周知及び特定健診受診率の向上 以下の施策を実施し、特定健診受診率の向上を図るとともに愛媛県は血圧が課題である旨の周知・広報を行う。 ・県内の小学6年生を対象に募集した健康診断ポスターの松山市中心部商店街、公共交通機関等における掲示 ・無料生活情報誌への折り込み広告 ・愛媛県政広報紙「愛媛県民だより愛顔（えがお）のえひめ」への広告掲載 ・松山市中心部商店街に設置されたビジョンによる広報 ・映画館 CM（シネアド） ・愛媛支部事務所窓ガラスを活用した健診受診勧奨広報 (5) 効果検証の実施 ・愛媛支部生活習慣病予防健診結果データでの血圧関連指標における効果検証に加え、「健康つうしんぼ」送付時アンケート、イベント開催時アンケート等により、事業所の血圧対策推進度、加入者の血圧管理に対する意識等も調査し、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）におけるPDCAサイクルを進める。 ・「健康づくり推進宣言～Yell for your healthy life!～」事業に関し、健診データ等を用いた効果分析を行う。 (6) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上（受診対象者数：被保険者 207,082 人、被扶養者 60,871 人） ア. 生活習慣病予防健診受診率の向上【被保険者】 ・未受診事業所、新規適用事業所、任意継続被保険者に対する効果的な制度周知
--	--

	・受診環境が整備されていない地域での集団健診の実施 イ. 事業者健診データ取得率の向上【被保険者】 ・外部委託を活用した事業者健診結果データの取得促進 ウ. 特定健診受診率の向上【被扶養者】 ・受診券送付時に無料オプション付集団健診の案内同封 ■支部目標：特定健診実施率 55.1%以上（受診見込者数：147,500人） （内訳）・生活習慣病予防健診受診率 59.6%以上（受診見込者数：123,500人） （参考）平成30年度見込 59.5% ・事業者健診データ取得率 3.4%以上（取得見込者数：7,000人） （参考）平成30年度見込 2.2% ・被扶養者の特定健診受診率 27.9%以上（受診見込者数：17,000人） （参考）平成30年度見込 24.6% (7) 特定保健指導の実施率の向上(対象者：被保険者26,361人、被扶養者1,462人) ア. 協会保健師等による実施率の向上【被保険者】 ・派遣職員を活用し、訪問や文書、電話による積極的な利用勧奨を実施する。 ・県内イベントと同時に開催し、参加特典として簡易血液検査を活用する等多様な保健指導機会を提供する。 ・シオチェック、ソルセイブ、活動量計等の指導ツール使用により、継続率の向上を図る。 イ. アウトソーシングによる実施率の向上【被保険者・被扶養者】 ・事業所からの同意書取得や検診車による実施促進による、健診当日保健指導外部委託の拡大を図る。 ■支部目標：特定保健指導実施率 19.6%以上（実施見込者数：5,457人） （内訳）・協会保健師実施分 15.8%（実施見込者数：4,170人） （参考）平成30年度見込 14.3% ・アウトソーシング分 被保険者 4.6%（実施見込者数：1,200人） 被扶養者 6.0%（実施見込者数：87人） （参考）平成30年度見込 被保険者：3.6% 被扶養者：4.9%
--	--

	(8) 重症化予防対策の推進 ア. 未治療者の受診率向上【被保険者】 ・未治療者に対する文書による二次勧奨を実施する。(実施見込者数：1,200人) ・健診当日高血圧未治療者に対する面接による受診勧奨を実施し、健診から受診まで同一機関で実施する体制を構築する。また、受診状況でインセンティブを付与する。(実施見込者数：面接者 600人 受診者 300人) イ. 重症化予防【被保険者】 ・糖尿病性腎症患者で重症度が高い方に対象者を絞り、面談による重症化予防プログラム参加を勧奨する。また、主治医より指示書を取得し、重症化予防プログラムの実施は外部委託により行う。(実施見込者数：15名) ・糖尿病性腎症患者以外で重症化予防が必要な方にも、糖尿病性腎症患者重症化予防プログラムと同様のプログラムを実施する。(実施見込者数：10名) ■支部目標：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合 12.0%以上 (参考) 平成30年度見込 11.6% 2. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進【企画総務グループ】 (1) 本部が実施する加入者を対象とした理解度調査の結果を踏まえて、以下の媒体による広報を行う。 ・愛媛支部ホームページ ・納入告知書同封チラシ ・愛媛社会保険協会発行「社会保険えひめ」 ・事業所担当者向けメールマガジン（医師コラム掲載） ・任意継続被保険者向けメールマガジン（医師コラム掲載） ・ラジオ CM ■支部目標：広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする（全支部一律に設定）。 (2) 被保険者数30名以上の健康保険委員未委嘱事業所及び新規適用事業所への文書及び電話勧奨を実施し、健康保険委員委嘱者数を増やす。 ■支部目標：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合（被保険者カバー率）を50.5%以上とする。
--	---

	(参考) 平成 30 年 12 月末時点愛媛支部被保険者カバー率 47.31% (3) 健康保険委員活動の活性化を図るため、日本年金機構との連携により、健康保険委員のニーズに対応した研修会を開催するとともに、メールマガジン発行、新規委嘱者への事務手続き配布等の情報提供を実施する。 ■支部目標：平成 31 年度中のメールマガジン登録数純増 100 件 (参考) 平成 30 年 12 月 21 日現在登録数 961 件 3. ジェネリック医薬品の使用促進【企画総務グループ】 ・本部から提供されるジェネリックカルテを活用し愛媛支部のジェネリック医薬品使用率に大きな影響を及ぼしている医療機関及び調剤薬局の実情を把握し、阻害要因の解消につなげていく。 ・本部から提供される「情報提供ツール」を活用し、自機関のジェネリック医薬品使用割合等が分かる「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を医療機関及び薬局へ送付する。 ・ジェネリック医薬品の使用率が低い乳幼児世代の親に向けたジェネリック医薬品使用促進チラシを作成し、市町への設置を依頼する。 ・「健康フェスタ in えひめ 2019」において、ジェネリック医薬品の使用率が低い乳幼児世代の親に向けた医薬品セミナーを開催しジェネリック医薬品使用促進に向けたチラシを配付する。 ・愛媛県薬務衛生課とジェネリック医薬品使用促進セミナーを共催にて開催する。 ・パイロット事業「ジェネリック医薬品切替え拒否者に対する切替え勧奨」を滞りなく実施する。 ・愛媛県イメージアップキャラクター「みきゃん」を使用したジェネリック医薬品希望シールを作成・配付する。 ■支部目標：愛媛支部のジェネリック使用割合を 75.8%以上とする。 (参考) 平成 30 年 8 月現在 69.6% 4. インセンティブ制度の本格導入【企画総務グループ】 ・平成 30 年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。 5. 医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信 (1) 医療費データ等の分析
--	---

	・協会が保有するレセプトデータ等や地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、加入者の医療機関への受診傾向や医療費の動向等について、地域差の要因分析を行う。 ・「健康づくり推進宣言～Yell for your healthy life!～」事業に関し、健診データ等を用いた効果分析を行う。 ・外部有識者の意見を取り入れることにより、分析の質の向上を図る。 ■支部目標：他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%とする。 （参考）平成30年度 100% (2) 外部への意見発信や情報提供 ・地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療が見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。 ・医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。 ■支部目標：「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。
3. 組織・運営体制関係	1. 適切な組織運営【企画総務グループ】 ・週次会及び月例幹部会を開催し、支部内ガバナンスの徹底及び組織目標達成に向けた業務進捗状況の確認を行う。 2. 職員の労務管理【企画総務グループ】 以下の施策の実施により超過勤務の縮減および職員の健康の保持増進を図る。 ・水曜日及び金曜日の定時退社実施 ■支部目標：職員一人当たりの時間 10時間以下/月 （参考）平成30年11月末現在 4.9時間（全国7.0時間） ・業務進捗管理の徹底 ・衛生委員会の適切な運用 3. コンプライアンスの徹底とリスク管理【企画総務グループ】 ・支部内研修等を通じ、情報セキュリティ及び個人情報保護を始めとしたコンプライアンスの徹底を図る。

	・年2回、支部内自主点検を行う。 ・毎月、2人1組による個人情報取扱点検を行う。 4. 新規学卒者採用活動の実施【企画総務グループ】 ・新規学卒者応募の増加に向け、愛媛県内の4年制大学への働きかけを行う。(愛媛大学・松山大学) 5. OJTを中心とした人材育成【企画総務グループ】 ・業務管理を通じたOJTを効果的に行うとともに、採用3年目までの職員に対しては定期的なジョブローテーションを実施する。 ・以下の支部主催研修を実施する。 I. ハラスメント研修 II. メンタルヘルス研修 III. 情報セキュリティ研修 IV. 個人情報保護研修 V. コンプライアンス研修 VI. 接遇研修 VII. I～VI以外の独自研修の企画・実施 ・本部幹旋通信教育講座等を利用した自己研鑽活動を推奨する。 6. 費用対効果を踏まえたコスト削減等【企画総務グループ】 ・調達事務における競争性及び公平性・公正性を確保する。中でも、調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、一者応札案件の減少に努める。 ■支部目標：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする。
--	--

平成 31 年度 事業計画（高知支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	○現金給付の適正化の推進 ・重点審査項目を中心に審査を強化し、疑義がある事案については「給付適正化プロジェクトチーム」で議論を行い、必要に応じ事業所への立ち入り検査を行う。 ・傷病手当金と障害年金等との併給調整を確実に実施する。 ○柔道整復施術療養費の照会及び審査業務の強化 ・柔道整復施術療養費の適正化を目的に、患者に対するアウトソースでの文書照会を強化するとともに、傾向審査の推進を図る。 ■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上 of 施術の割合について対前年度以下とする ○あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進 ・受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局への情報提供を徹底する。 ○サービス水準の向上 ・本部が実施するお客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に取り組む。 ・傷病手当金等の現金給付の申請受付から給付金の振込みまでの期間について、サービススタンダード（10 営業日）を遵守する。 ■KPI：①サービススタンダードの達成状況を 100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を 86.3%以上とする ○限度額適用認定証の利用促進 ・事業主に対して、チラシや限度額申請書セットによる広報を実施する。 ・限度額申請書セットを配置している医療機関等の利用率促進を図る。 ■KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 84.0%以上とする ○被扶養者資格の再確認の徹底 ・本部が示す実施要項に基づき、被扶養者の資格確認を的確に行う。また、未提出事業所については、大規模事業所への勧

	奨と早期着手による提出率の向上を図るとともに、未送達事業所は調査により送達の徹底を図る。 ■KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を93.2%以上とする ○オンライン資格確認の導入に向けた対応 ・現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用向上に向けて取り組む。 ■KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を50.0%以上とする ○効果的なレセプト点検の推進 ・内容点検については、具体的な施策を定めた行動計画に基づき、査定率向上に取り組む。特に、効率化の観点からのシステムを活用した点検については取り組みを強化し、スキルアップ向上のための研修会についても充実を図る。 ■KPI：支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 ・資格点検については資格喪失後受診等に係る疑義レセプトについて全件点検を行い、債権調定等を確実に実施する ・外傷点検については、外傷性病名3,000点以上にかかるレセプトについて負傷原因の照会を行い、返納金及び損害賠償請求等に確実につなげる ○返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進 ・保険証未返納者に対する日本年金機構での1次催告時に協会の案内文と返信用封筒の同封を依頼し、迅速な回収に努める。また、協会けんぽが行う2次催告は、日本年金機構の資格喪失処理後1週間以内（繁忙期は2週間以内）に、3次催告は3週間以内（繁忙期は4週間以内）に行う。 加えて、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を確実に実施するとともに、未返納の多い事業所データを活用した事業所訪問等を行う。 ・資格喪失後受診に係る返納金債権は、早期対応が重要であるため、初動対応から概ね6か月を経過するまでの取り組みに重点を置く。また、国民健康保険との保険者間調整や法的手続きの取り組みを強化する。 ■KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を94.9%以上とする ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする ③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする
--	---

2. 戦略的保険者機能関係	○ビッグデータを活用した健康・医療データの提供 ・地域医療構想に対して、地域の実情に応じた効果的な意見発信を行うためのデータ収集と分析を行う。 ・支部ごとの阻害要因を数値化したジェネリックカルテを訴求資材として、医療機関と薬局を中心に協力要請を行っていく。 ・GISにより地域ごとの現状を可視化し、活用する。 ・分析結果を事業主、加入者へ発信する。 ○データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 上位目標：壮年期（40～64歳）の脳血管疾患の発症を減らす。 ・健診受診率を向上することによってより多くのデータを収集し、より多くの事業所と連携しながら保健事業を推進し、リスク保有者を減らしていく。 ・他保険者や他支部の好事例を導入するなど、効率的に事業を展開し、成果を上げることに努める。 ■ KPI i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ○ 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：109,719人） ・生活習慣病予防健診 受診率 61.9%（受診見込者数：67,916人） ・事業者健診データ 取得率 7.1%（取得見込者数：7,790人） ○ 被扶養者（受診対象者数：26,274人） ・特定健康診査 受診率 26.0%（受診見込者数：6,831人） ○ 健診の受診勧奨対策 ・自治体や他保険者とも連携し、特定健診とがん検診の同時実施を基本に、商業施設での健診イベントなど「受けたくない健診」を企画し実施する ・特定健診の「無関心層」への働きかけを行い、次年度以降も定期的に特定健診を受ける者を増加させる ・事業者健診データ取得や特定健診受診勧奨などの事業実施について、専門のノウハウを有する外注業者を活用し、効率的かつ効果的に実施率向上を図る ii) 特定保健指導の実施率の向上（実施率 14.5%） ○ 被保険者（特定保健指導対象者数：15,292人） ・特定保健指導 実施率 14.6%（実施見込者数：2,332人）
---------------	--

	(内訳) 協会保健師実施分 12.0% (実施見込者数 : 1,832 人) アウトソーシング分 2.6% (実施見込者数 : 400 人) ○ 被扶養者 (受診対象者数 : 587 人) ・ 特定保健指導 実施率 12.6% (実施見込者数 : 74 人) ○ 保健指導の受診勧奨対策 ・ 保健指導実施委託機関で「健診当日に保健指導」を実施する体制を整えるように働きかけ、実施率向上を図る ・ 健康宣言事業所と連携し、特定保健指導を中心とした健康づくりの取り組みを活性化し、実施率向上を図る ・ 被扶養者を対象としたグループ支援を定期的に行い、実施率向上を図る iii) 重症化予防対策の推進 ○ 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合 : 実施率 12.0% ・ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 546 人 ○ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 ・ レセプトデータと健診結果データを分析して糖尿病治療中断者を抽出し、医療機関への受診勧奨を行う iv) 健康経営 (コラボヘルスの推進) ○ 「高知家健康企業宣言」事業の推進 ・ 宣言事業所のフォロー ◇ 健診・保健指導の実施状況や健診結果データの提供状況を確認するとともに保健事業の実施率向上 (データヘルス計画との連携) を図る ・ 優良法人認定制度の周知と認定事業所の拡大 ・ 県、高知新聞社、アクサ生命、四国銀行、東京海上日動火災、住友生命、高知県社会保険協会等との連携による宣言事業所の普及拡大 ・ 高知新聞社の「こうち健康企業プロジェクト」と連携し、メディア (新聞広告) を利用した広報・意見発信 ○ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 ・ 年金事務所発行の納入告知書同封の「協会けんぽからのお知らせ」やホームページ、メールマガジンの内容充実を図り、保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取り組みを積極的に発信する。
--	--

	・新規適用事業所講習会等、各種説明会を通じて、制度の説明や協会けんぽの取り組みについての周知と啓蒙を図る。 ・「限度額認定証」、「出産一時金申請」、「治療用装具申請」については、医療機関等に案内リーフレット・申請書のセットを配置することで、加入者の制度に対する認知率のアップとスムーズな申請手続きを支援する。 ・メディア（新聞広告）を利用した広報・意見発信を行う。（健康経営、保健事業など） ・健康保険委員には、事業主や加入者との結びつきを更に強めるため、「健康保険各種申請の手引き」や広報誌（年４回）を発行する。 ・健康保険委員表彰制度の周知など、魅力を伝えていく。（表彰者のコメント・写真を広報誌に掲載。） ■KPI：①広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする ②全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を５２％以上とする ○ジェネリック医薬品の使用促進 ・県や市町村と連携して公的医療機関や主要病院、医師会、薬剤師会に対する働きかけをする。 ・小児科や整形外科等に対して、「去痰剤」や「鎮痛消炎剤等」の比較的切り替えが容易と思われる具体的な品目の使用促進に関する働きかけをする。 ・ジェネリック医薬品軽減額通知や使用促進に関する周知・広報を積極的に実施する。 ・高知県後発医薬品安心使用促進協議会に参画し、的確な情報発信を行う。 ■KPI：高知支部のジェネリック医薬品使用割合を７４％以上とする ○インセンティブ制度 ・制度の周知広報を丁寧に行うとともに、平成３０年度の実施結果を迅速に検証してその後の検討につなげる。 ○パイロット事業 ・創意工夫をしたパイロット事業を提案するとともに、採用に向けた企画・提案力の向上を目指す。 ○地域の医療提供体制への働きかけや医療制度改正等に向けた意見発信 ・地域医療構想調整会議等において、地域の実情に応じた効果的な意見発信を行うため、内閣府が公表している経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース等を活用する。 ・支部ごとの阻害要因を数値化したジェネリックカルテを訴求資料として、大規模病院と門前薬局を中心に協力要請を行っていく。 ・分析結果を事業主、加入者へ発信する。
--	--

	■KPI：①被用者保険の意見を出せる場を増やすため、他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率１００％を維持できるようにする ②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」「データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する
３．組織・運営体制関係	○人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 ・移行計画の最終年度として、業務の実施や職員の配置等、効率的手法を積極的に取り入れ、業務の効率化と改善を推進する。 ○人事評価制度の適正な運用 ・個人目標の設定に当たって、組織目標を意識し、かつ、等級ごとの役割定義に基づく自身の役割を考慮した目標を、可能な限り数値目標として設定するとともに、その目標達成に向け、評価期間中には上司が適切に日々の業務管理、業務指導を行い、評価の段階においては、評価者が取組のプロセスも踏まえて十分に内容を確認する。 ○○ＪＴを中心とした人材育成 ・各種の専門研修等に積極的に参加するとともに伝達研修を実施する。 ・支部内勉強会や情報共有の推進を通じて、職員の知識の向上とスキルアップを図る。 ・「ＯＪＴ」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた人材育成制度の定着を図る。 ○支部業績評価の実施 ・自支部の実績などのデータについては把握だけでなく、他支部との比較においてどの程度の差異が生じているかを網羅的に、かつ体系的に認識し、支部の業績向上や取組の底上げを図る。 ○費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・職員のコスト意識を高め、消耗品などの在庫管理、電力消費量の節減などにより経費節減に努める。 ・調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、一者応札案件の減少に努める。 ・ホームページに調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。 ■KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする

平成 31 年度 事業計画（福岡支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	○効果的なレセプト点検の推進 ・ レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用し、協会のノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検を推進する。 ■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 医療費総額 ○返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進 ・ 日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ・ 発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 ■ KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を 94.0%以上とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする ○現金給付の適正化の推進 ・ 不正の疑いある事案については、保険給付適正化 P T の議論を経て、調査の必要なものについて事業主への立入検査を行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請については十分な調査を行う。 ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整を確実に実施する。 ○柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 ・ 多部位（施術箇所が 3 部位以上）や頻回（施術日数が月 15 日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。 ■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合（件数）について対前年度以下とする

○あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

- ・受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意書の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局への情報提供を徹底する。

○サービス水準の向上

- ・お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。

- KPI：①サービススタンダードの達成状況を 100%とする
②現金給付等の申請に係る郵送化率を 90.0%以上とする

○限度額適用認定証の利用促進

- ・事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関や市町村と連携し、窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。また、同時に申請書の郵送化促進を図る。

- KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合（件数）を 85.0%以上とする

○被扶養者資格の再確認の徹底

- ・被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。

- KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 89.0%以上とする

○オンライン資格確認の利用率向上

- ・資格喪失後受診防止等を目的に、オンライン資格確認システムの利用率が低い医療機関には利用促進に繋がる情報提供及び案内を実施し、利用率向上を図る。

- KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を 50.0%以上とする

2. 戦略的保険者機能関係	【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 ※第3期アクションプランの目標と同一 I 医療等の質や効率性の向上 II 加入者の健康度を高めること III 医療費等の適正化 ○ データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈I、II、III〉 ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「重症化予防の対策」、「コラボヘルスの取組」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。 上位目標：糖尿病による新規人工透析患者を2015年度から5%減らす。 i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ・特定健診受診率等の向上を図るため事業所規模別・業態別・地域別等の分析を行い、その結果を踏まえ受診率が低迷している層へのアプローチを強化する等効果的・効率的な受診勧奨を行う。また、事業者健診データの取得促進に向けて、労働局・関係団体等との連携強化を図る。 ● 被保険者（40歳以上）（受診対象者数： 716,981人） ・生活習慣病予防健診 受診率 55.0%（受診見込者数： 394,000人） ・事業者健診データ 取得率 10.8%（取得見込者数： 77,500人） ● 被扶養者（受診対象者数： 217,700人） ・特定健康診査 受診率 26.0%（受診見込者数： 56,500人） ● 健診の受診勧奨対策 （被保険者・生活習慣病予防健診） ・GISを活用したダイレクトメールによる個別受診勧奨について一定の効果が認められることから更なる拡充を行う。 ・健診機関と連携し、新たに被保険者の集団健診を行うことで、事業者健診から生活習慣病予防健診への切替を促進する。 ・事業所への健診申込書一斉発送時にがんの早期発見によるがん検診の有効性等を分析した内容を掲載したチ
----------------------	--

ラシを同封し、事業主および被保険者の健診に対する意識をさらに向上させ、受診を促す。

(被保険者・事業者健診データ取得)

- ・ 県・労働局との連名通知による効果的な勧奨事業を実施し、同意事業所の拡大を図る。
- ・ 新規データ取得の勧奨から経年データ取得も含めたデータ納品までの包括的な業務の外部委託を行い、データ取得の強化を図る。
- ・ 既に取得している同意書の受診健診機関情報等の再確認を進めると共に、データ提供契約が未締結の健診機関には契約締結に向けた交渉を外部委託により進めることで、確実なデータ取得を図る。
- ・ 大規模事業所を中心に、データ取得の促進に向けた訪問勧奨を行う。
- ・ 福岡県医師会の取組みである「医療情報ネットワーク」事業と連携し、事業者健診データの取得ができるスキームを再検証しデータ取得を促進する。

(被扶養者・特定健診)

- ・ 未受診者の傾向をつかむためアンケート等を活用し分析したうえで、戸別訪問や電話等による受診勧奨および他の健診等を受診している者の健診結果データ取得を外部委託により実施する。
- ・ 県内の全市町村と連携し市町村主催のがん検診と特定健診を同時に実施し、健診項目を充実させることで受診を促進する。
- ・ ショッピングモール等の、より利便性が高く受診機会の多様化が見込める会場で集団健診を実施し受診を促進する。
- ・ 市町村とのがんセット健診やショッピングモール健診を受診していない者に対して、婦人がん検診をセットにした女性限定のレディース健診を実施することで受診を促進する。
- ・ 過去に集団健診を予約し、電話番号を把握している未受診者に対し電話による受診勧奨を外部委託により実施する。

- KPI : ① 生活習慣病予防健診受診率を 55.0%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を 10.8%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診受診率を 26.0%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率の向上

- ・ 健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施について、健診実施機関へ協力に働きかける。加えて、平成 30 年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな特定保健指導の手法を検討し実施する。

●被保険者（特定保健指導対象者数： 95,243 人）

- ・ 特定保健指導 実施率 14.8%（実施見込者数： 14,100 人）
（内訳）協会保健師実施分 7.3%（実施見込者数： 7,000 人）
アウトソーシング分 7.5%（実施見込者数： 7,100 人）

●被扶養者（特定保健指導対象者数： 4,859 人）

- ・ 特定保健指導 実施率 11.9%（実施見込者数： 580 人）

●保健指導の受診勧奨対策

【被保険者・協会保健師実施分】

- ・ 協会保健師は、事業所訪問による初回面談に注力し、継続支援部分は引き続き外部委託の推進により支援の手法や支援時間帯の拡大による継続率や改善率の向上を図る。
- ・ 事業所への電話勧奨を行い、インセンティブ制度や保健指導のメリットを説明し利用者の拡大を図る。
- ・ 大規模事業所を中心に、特定保健指導利用促進に向けた計画的な訪問勧奨を行う。

【被保険者・外部委託実施分】

- ・ 健診委託機関のうち特定保健指導未委託機関との新規契約を進め、特定保健指導利用者の拡大を図る。
- ・ 健診委託機関における健診当日の初回面談を、検診車実施分も含め、好事例を共有するなどして実施強化する。
- ・ 特定保健指導専門事業者に、ICT 等を活用した特定保健指導の個別勧奨および実施の委託を行い、事業者健診受診者分も含め勧奨範囲の拡大を図る。
- ・ 特定保健指導継続支援におけるフォローアップ検査を推進し、特定保健指導継続率の向上を図る。
- ・ 特定保健指導委託機関に対しグループワークなどの集合研修を行い、効率的な当日保健指導の利用勧奨方法や効果的な支援のためのスキルアップを図り継続率や改善率の向上を図る。

- ・事業所と産業医契約している健診機関において、特定保健指導の実施を徹底するよう健診機関に働きかける。

【被保険者・その他】

- ・保健指導実施者に対し、健診日の 10 か月後を目安としてアフターフォローの通知を発送し、翌年度の健診結果改善につなげ、効果を検証する。

【被扶養者】

- ・健診当日の特定保健指導が実施可能な個別契約を推進し、市町村との連携やショッピングモール等で集団特定健診を受診した被扶養者に対して、特定保健指導を実施する。

■ KPI：特定保健指導の実施率を 14.7%以上とする

iii) 特定保健指導該当者の減少

- ・健診前に、「あと少しの頑張りでメタボ脱出する可能性あり」の通知を前年度特定保健指導該当者の内、未実施者へ送付し、生活習慣改善に向けた行動変容を促す。

iv) 重症化予防対策の推進

- ・未治療者に対する重症化予防については、医療機関受診率をより高めていく取組を強化する。また、かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。

● 未治療者に対する受診勧奨

- ・一次勧奨対象者について、文書及び電話勧奨により、受診勧奨後 3 か月以内に 2,229 人以上を医療機関での受診に繋げる。
- ・一次勧奨文書発送件数 18,569 人、二次勧奨電話実施件数 7,200 人

● 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・市町村等と連携し、重症化予防事業を実施している地域については、かかりつけ医との連携等により、重症化予防事業プログラムによる取り組みを継続して実施する。また、実施できていない地域については、実施に向け積極的に市町村等と調整を行い、重症化予防事業の取り組みを拡大する。

■ KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.0%以上とする

v) コラボヘルスの推進

● 健康宣言事業所数の拡大を図る。

- ・「健康宣言ふくおか」へのエントリーの促進を図ることを目的に、各種広報媒体を活用した勧奨を実施すると共に、事業所への電話・訪問勧奨を強化し、健康宣言事業所数の拡大を目指す。
- ・エントリー後の事業所に対し、保健師等の専門職を派遣すると共に事業所健康度診断シート（事業所カルテ）等の見える化ツールを活用し、事業所の健康課題を踏まえた「健康宣言」の実施につなげる。専門職の派遣については、直営保健師等に加え、福岡県との連携を継続できるよう調整する。

● 健康宣言事業所における取組の質の向上を図る。

- ・健康宣言事業所のうち、健診受診率等の認定基準を満たした事業所を「健康づくり優良事業所」として認定する。またその内、職場内における健康づくりに対する取組状況が特に優良であると認められる事業所を「健康づくり優良事業所ゴールド」として認定することを通じ、事業所における職場の健康づくりを促進する。
- ・健康宣言事業所に対し、健康づくりに関するイベントやセミナー等の開催を積極的に情報提供する。

○ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

〈加入者・事業主への情報発信〉

- ・各種広報媒体により、加入者の健康に役立つ情報や健康保険制度に関する情報を発信する。また、事業所の健康づくり等に関する指標（健診受診率、ジェネリック医薬品使用割合、保険証回収率等）をお知らせし、事業所内の各種取り組みの促進を図る。
- ・インセンティブ制度にかかる平成 30 年度の実施結果・保険料率への影響を加入者へ情報提供し、健診受診率等の向上を図る。

〈健康保険委員への情報発信〉

- ・実務研修会「健康保険サポーターゼミナール」を県内各会場にて開催し、制度周知を図る。
- ・広報誌「KENPO 'S 通信」を年 5 回程度発行し、健康保険委員へのタイムリーな情報提供を図る。

〈健康保険委員委嘱者数拡大を図る取組み〉

- ・健康保険委員未委嘱事業所に対し、職員の事業所訪問および電話・文書による勧奨を実施する。

- ・関係機関が開催するセミナーや年金委員研修会等、様々な機会をとらえた勧奨を実施する。

〈健康保険委員表彰の実施〉

- ・健康保険事業の推進及び発展のためにご尽力いただいた健康保険委員を対象とした健康保険委員表彰を実施し、健康保険事業の円滑な推進と健康保険委員事業の活性化を図る。

■ KPI：①広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする

②全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 40%以上とする

○医薬品の適正使用を通じた医療費適正化〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

〈ジェネリック医薬品の使用促進〉

- ・事業所別ジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用し、事業所訪問による使用促進を強化する。
- ・ジェネリック医薬品の処方状況を把握してもらうことを目的に、医療機関・調剤薬局に対し、ジェネリック情報提供ツールによる通知を実施する。
- ・ジェネリック医薬品自己負担軽減額通知サービス実施の際に、各種広報媒体を活用したタイムリーな広報を実施する。
- ・福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会において積極的に意見発信するとともに、県及び福岡県薬剤師会と連携を図り、使用促進の取り組みを効果的に進める。

■ KPI：福岡支部における平成 31 年度末のジェネリック医薬品使用割合を 79.2%以上とする

〈重複服薬者へのお薬手帳ホルダー送付事業〉

- ・同一月に複数の医療機関から同一薬効の薬剤の多剤投与を受けている重複服薬者に対し、「お薬手帳ホルダー」を送付し、お薬手帳の一冊化を勧め、服薬の適正化を図る。

○ウイルス性肝炎対策事業について〈Ⅱ〉

- ・厚生労働省（健康局 がん・疾病対策課肝炎対策推進室）の「肝炎総合対策の推進」に基づき、ウイルス性肝炎患者等の肝がんへの移行（重症化）を防ぐことを目的に、以下の取り組みを実施する。

① B 型・C 型肝炎ウイルス検査の受検促進（契約健診機関の理解と協力体制の強化、ソーシャルマーケティングの手法を活用した受検勧奨）

② 陽性者の受診・受療の推進（福岡県・拠点病院との連携）

	○地域の医療提供体制への働きかけ〈Ⅰ〉 ・地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療が見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。 ・医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。 ■ KPI：①他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を 83.7%以上とする ②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」等を活用した効果的な意見発信を実施する
3. 組織・運営体制関係	○人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 ・標準人員に基づく適正な人員配置を実施していく。 ○人事評価制度の適正な運用 ・本部が実施する評価者研修などを活用し、適正に人事評価制度を運用する。 ○OJTを中心とした人材育成 ・OJTを中心としつつ、効果的に階層別研修や、重点的な分野を対象に支部独自の研修及び本部研修の伝達を実施し、人材育成を推進する。 ○支部業績評価への対応 ・評価項目や評価方法を意識し、支部全体の各指標の数値向上を図ることにより、支部組織全体の強化に結び付ける。

	○費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・競争入札や在庫管理等を適切に行い、経費の節減に努める。 ・100万円を超える調達については、原則として競争入札とし、随意契約がやむを得ないものは調達審査委員会で厳密に審査する。 ・調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査や公告後の業者への声掛けを実施し、一者応札案件の減少に努める。 ■KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする ○コンプライアンスの徹底 ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 ○リスク管理 ・危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。
--	---

平成 31 年度 事業計画（佐賀支部）

佐賀支部の基本方針として、加入者の利益実現に資するため、特に医療費適正化に直結する施策を重点的に取り組む	
分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	1. 基盤的保険者機能関係 ① 現金給付の適正化の推進 ・不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTの議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。 ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、「事務手順書」に基づく事務処理を徹底する。 ・傷病手当金と労災の休業補償給付との適正な併給調整を行うために、「事務手順書」に基づく事務処理を徹底する。 ② 効果的なレセプト点検の推進 ・レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用した効率的な点検の実施及び社会保険診療報酬支払基金との連携・協議による効果的な点検を実施する。また、専門業者を活用した支部研修や勉強会を定期的に実施し、点検員の点検スキルの向上を図る。 ■ K P I : 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする (※) 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽ佐賀支部の医療費総額 ・無資格受診における医療機関照会を行い、レセプトの返戻または医療費の返還請求を確実に実施する。 ・受診者に対する「負傷原因の照会」及び「第三者行為による傷病届」の届出を促進し、加害者や損保会社に対する損害賠償金請求及び労災による返納金請求を確実に実施する。 ③ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 ・多部位かつ頻回の申請（原則、施術箇所が3部位以上、かつ施術日数が月15日以上）について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。また、回答の結果、請求内容が疑わしい案件については、適宜、施術者に照会するとともに、必要に応じて厚生局への情報提供を行う。 ・加入者に対する文書照会時に制度の仕組みを解説したリーフレット等を同封するとともに、機関誌を活用した広報等によ

り、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。

- K P I : 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする

④ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

- ・受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を徹底する。

⑤ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

- ・保険証回収強化については、下記の取り組みにより実施する。
 - (1) 保険証未回収者に対し、文書による返納催告を日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に確実に実施する。
 - (2) 当催告後の未返納者に対して、外部委託による電話催告を実施することで保険証の早期回収を図る。
 - (3) 電話催告後、なお残る未返納者に対して、職員による文書または電話による催告を継続して実施する。
- ・発生した債権については、文書催告のほか、電話や訪問による催告により早期回収に取り組むとともに、弁護士を活用した文書催告、国保保険者との保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、債権の回収率の向上を図る。

- K P I : ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 ヶ月以内の保険証回収率を 94.0%以上とする。

②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。

③医療給付額総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする。

⑥ サービス水準の向上

- ・お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。

- K P I : ①サービススタンダードの達成状況を 100%とする

②現金給付等の申請に係る郵送化率を 90.0%以上とする

⑦ 限度額適用認定証の利用促進

	・加入者の医療機関窓口での負担軽減及び利便性を図るため、下記の取り組みにより限度額適用認定証の利用促進を図る。 (1) 事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施する。 (2) 高額療養費の申請勧奨（支部対応分のみ）の際にリーフレットを同封し制度の普及拡大を図る。 (3) 地域の医療機関や市町村と連携し、窓口申請書を配置することで利用環境の拡大を図る。 ■ K P I : 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 85.0%以上とする ⑧ 被扶養者資格の再確認の徹底 ・被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への文書・電話勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。 ■ K P I : 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 89.0%以上とする ⑨ オンライン資格確認の利用率向上 ・引き続き他支部の好事例等情報収集を行い導入機関の利用率向上に取り組む。 ■ K P I : 現行のオンライン資格確認システムについて、U S B を配布した医療機関における利用率を 100%とする
2. 戦略的保険者機能関係	【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 I 医療等の質や効率性の向上 II 加入者の健康度を高めること III 医療費等の適正化 ① ビッグデータを活用した事業所単位での健康・医療データの提供＜Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ＞ ・事業所単位：健康宣言事業所（被保険者数が概ね 10 人以上）に対して、「事業所健康度診断シート（事業所カルテ）」等の見える化ツールを提供する。 ② データ分析に基づいた第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施＜Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ＞ 上位目標：人工透析の新規導入者の割合を平成 28 年度（14.9%）から減少させる。

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

- 被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：116,663 人）
 - ・生活習慣病予防健診 受診率 61.0%（受診見込者数：71,164 人）
 - ・事業者健診データ 取得率 6.6%（取得見込者数：7,700 人）

 - 被扶養者（受診対象者数：33,802 人）
 - ・特定健康診査 受診率 25.9%（受診見込者数：8,755 人）

 - 健診の受診勧奨対策
 - ・健診推進経費を最大限に活用した生活習慣病予防健診の受診勧奨
 - ・外部委託による事業者健診結果データ取得の取り組み強化
 - ・新規適用事業所、任意継続被保険者等への受診勧奨
 - ・オプション健診を取り入れた支部独自の集団学習の実施
 - ・大型商業施設などでの特定健診の実施
 - ・市町の特定健診会場へ対象者を誘導する広報の実施
- K P I : ① 生活習慣病予防健診受診率を 61.0%以上とする
② 事業者健診データ取得率を 6.6%以上とする
③ 被扶養者の特定健診受診率を 25.9%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率の向上

- 被保険者（特定保健指導対象者数：15,931 人）
 - ・特定保健指導 実施率 22.0%（実施見込者数：3,505 人）
（内訳）協会保健師実施分 14.0%（実施見込者数：2,230 人）
アウトソーシング分 8.0%（実施見込者数：1,275 人）

- 被扶養者（特定保健指導対象者数：753 人）
 - ・ 特定保健指導 実施率 6.5%（実施見込者数：49 人）
- 保健指導の受診勧奨対策
 - ・ 健診当日に初回面談が実施できる委託機関の拡大
 - ・ ICT を活用した特定保健指導専門機関への外部委託の推進
 - ・ 外部委託先との合同研修、意見交換会の実施による保健師等のスキルアップ
 - ・ トップ営業による外部委託先の新規開拓および指導実施体制の強化
 - ・ 特定保健指導委託機関に対するインセンティブ制度の導入
 - ・ 特定保健指導受け入れ拒否事業所への委託事業における受診勧奨業務
 - ・ 運動に対する意識（問診項目等）によって対象者をセグメント化し、セグメント毎のアプローチ方法を実施・検証する。（佐賀大学、佐賀県庁とのコラボ）
- K P I：特定保健指導の実施率を 21.3%以上とする
- iii) 重症化予防対策の推進
 - 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 2,300 人
 - ・ 保健師等専門職及び関係機関等の知見を活用し、より効果的な未治療者への受診勧奨を実施する。
 - ・ 早期かつ適切な受診につなげるため、健診機関による未受診者への受診勧奨を促進する。
 - ・ 事業主の健康意識の醸成及び従業員への受診勧奨促進のため、県労働局等関係団体と連携した取組みを実施する。
 - K P I：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.0%以上とする
 - 糖尿病性腎症重症化予防事業
 - ・ 佐賀県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、主治医と連携した取組みを実施する。
- iv) コラボヘルスの推進
 - 健康宣言後のフォロー体制等の検討・構築

- ・健康宣言後のフォロー体制等を確立するため、組織横断的なプロジェクトを編成することによって、量（健康宣言事業所数）の拡大と併せて、質の向上を目指す施策をプロジェクト内で検討し、支部全体で実施する。
- ・自治体や関係団体、地元メディアと連携して健康経営に取り組む機運を高め、健康経営の普及促進に引き続き取り組む。

v) その他

- データヘルス計画に関するアドバイザーを選任し、専門的な見地からご助言をいただく。
- 『健康づくり推進協議会（仮称）』の設置も併せて検討する。

③ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進＜Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ＞

- ・加入者の受診行動と医療費との関係性やインセンティブ制度の周知と併せて意見発信することで加入者の受診行動の変容を促す。そのために、属性に応じた広報を行うなど、最も効果がある方法で効率的かつ効果的に広報を行い、加入者の理解度を促進させる。
- ・全国平均と比べ医療費の割合が高いため、疾病予防や健康づくりのための研修を健康保険委員向けに実施する。

■ K P I : ①広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする

②全被保険者に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 53.3%以上とする

④ ジェネリック医薬品の使用促進＜Ⅰ、Ⅲ＞

- ・ジェネリック医薬品使用割合の目標を達成するため、県内の調剤薬局に対して具体的な医薬品の置き換えについての提案等を個別に行い、更なる使用促進を図る。
- ・参画する佐賀県後発医薬品使用検討協議会や関係団体に対し、ジェネリックカルテ等の活用や支部の独自取り組み等の発信を積極的に行う。

■ K P I : 佐賀支部のジェネリック医薬品使用割合を 80.8%以上とする

⑤ 地域の医療提供体制への働きかけや意見発信＜Ⅰ＞

i) 意見発信のための体制の確保

	・医療提供体制等に係る意見発信を行うため、被用者保険の参画枠を拡大させる。引き続き、県や保険者協議会に対して参画を拡大するための要請を行う。 ii) 医療費データ等の活用 ・本部から提供される医療費構成表及び協会版SCR等を活用し、加入者の医療機関への受診傾向や医療費の動向等について把握する。 iii) 外部への発信と情報提供 ・ii) で得られた結果について県の関係部署等へ発信する。また、医療費の地域間格差の要因等について加入者や事業主へ情報提供を行う。 ■KPI：①他の被用者保険との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を83.7%以上とする ②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する
3. 組織・運営体制関係	3. 組織・運営体制関係 ① 人事制度の適正な運用 ・基盤的保険者機能について業務の効率化・簡素化を進めることにより生産性を向上させ、戦略的保険者機能の強化を図る。 ② コンプライアンスの徹底 ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、委員会の開催及び職員研修等を通じてその徹底を図る。 ③ リスク管理 ・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。 ④ OJTを中心とした人材育成 ・OJTを中心としつつ、研修や自己啓発等を効果的に組み合わせることで、職員のスキル向上を図り、組織基盤の底上げを行う。

	⑤ インセンティブ制度、支部業績評価を意識した組織運営 ・他支部との比較を通じて佐賀支部の業績向上を図る。 ⑥ 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・調達における競争性を高めるため、公告後の業者への声掛け等を引き続き実施する。 ■ K P I : 一般競争入札に占める一社応札案件の割合について、対前年度以下とする。
--	--

平成 31 年度 事業計画（長崎支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	①現金給付の適正化の推進 ・不正請求の疑いのある事案については、保険給付適正化 PT の議論を経て事業主への立入検査を行う。特に、資格取得から 1 ヶ月以内の現金給付の申請等、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。 ・傷病手当金と障害年金等の併給調整について、「傷病手当金と年金の併給調整に係る事務手順書」に従い、確実に実施する。 ②効果的なレセプト点検の推進 ・レセプト内容点検効果向上計画に基づき、レセプト点検員のスキルアップ及びシステムを活用した効果的な点検を実施する。 ・多受診、はしご受診者に対する適正受診指導に取り組み、加入者の健康増進並びに医療費適正化を図る。 ■KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 ③柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 ・多部位（施術箇所が 3 部位以上）かつ頻回（施術日数が月 15 日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化する。柔整審査会における疑義案件についても、加入者に対し文書照会を行う。 ■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする ④あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進 ・受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局への情報提供を徹底する。 ⑤返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進 ・日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する文書催告及び被保険者証回収不能届を活用した電話催告を行うことを徹底する。

	・発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 ■KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を94.7%以上とする ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする ③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする ⑥サービス水準の向上 ・お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ■KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を90.0%以上とする ⑦限度額適用認定証の利用促進 ・事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関等と連携し、窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。 ■KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を84.0%以上とする ⑧被扶養者資格の再確認の徹底 ・被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。 ■KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を89.7%以上とする ⑨オンライン資格確認の利用率向上 ・現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。 ■KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を54.0%以上とする ⑩的確な財政運営
--	--

	・ 中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。 ・ 中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。
2. 戦略的保険者機能関係	【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 ※第3期アクションプランの目標と同一 I 医療等の質や効率性の向上 II 加入者の健康度を高めること III 医療費等の適正化 ①ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供〈I、II、III〉 ・ 事業所単位での健康・医療データの提供については、事業所健康度診断シート(事業所カルテ)などの見える化ツールを活用する ②データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施〈I、II、III〉 ・ 第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づく上位目標達成に向けた取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。 上位目標：35歳以上の被保険者の虚血性心疾患発症率を平成28年度0.06%から0.05%に改善させる。 i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ○被保険者(40歳以上)(受診対象者数：187,274人) ・ 生活習慣病予防健診 実施率 51.3% (実施見込者数：96,000人) ・ 事業者健診データ 取得率 8.9% (取得見込者数：16,700人) ○被扶養者(受診対象者数：53,222人) ・ 特定健康診査 実施率 30.1% (実施見込者数：16,000人) ○健診の受診勧奨対策 ●生活習慣病予防健診 ・ 健診機関との連携を強化し、健診促進経費を活用した受診勧奨を強化する。

■KPI：特定保健指導の実施率を 19.4%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 960 名

・健診を受診した結果、血圧や血糖値が一定以上でレセプトにより受診の確認ができない者に対し、医療機関への受診を勧奨する文書の送付等を行い、医療機関受診率を高める。

・長崎支部のデータヘルス計画に基づき、LDL コレステロールが高値な者へ、医療機関への受診勧奨を行う。

○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

・糖尿病性腎症患者の透析導入を防ぐため、長崎県糖尿病性腎臓病重症化予防プログラムに基づき、かかりつけ医と連携し、糖尿病等の重症化予防に取り組む。

■KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.0%以上とする

iv) コラボヘルスの推進

・長崎県と共同で「健康経営」宣言事業を展開し、取組の質を向上させる観点から、宣言事業所に対するフォローアップの強化や、事業所ごとの健康度の改善度合いをデータとして提供し、事業所における健康づくりを推進する。

・事業所単位での健康・医療データの提供については、事業所健康度診断シート(事業所カルテ)などの見える化ツールを活用する。【再掲】

v) その他保健事業

・長崎県歯科医師会と連携し、「健康経営」宣言事業所等の被保険者（35 歳以上）に対して歯周病検査等の歯科健診を実施し、啓発・予防及び健診後に治療することにより、歯科疾患の改善だけでなく、関連する生活習慣病改善にもつなげる。併せて健診実施後の受診行動及び行動変容等について分析を行い、生活習慣病と歯周病予防への意識付けを図る。

・協定（覚書）を締結した長崎県、長崎市、大村市、長崎県歯科医師会及び長崎県国民健康保険団体連合会等と連携し、連携事業への啓発活動強化と連携事業の拡大を図る。

・保健事業の取組事例を、保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じて、行政機関や他の保険者と共有し、連携強化を図る。

	③広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ・広報分野におけるPDCAサイクルを適切に回していくため、加入者を対象とした理解度調査に基づき、前年度の結果を踏まえて広報計画を策定する。 ・健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。 ・健康保険委員委嘱者数の拡大を図るとともに、加入者に直接届く広報としてメールマガジンが有効であることから、更なる登録勧奨を行う。 ・各種広報媒体を活用し、特定健診受診率の向上を図る。 ・長崎地域医療連携ネットワークシステム「あじさいネット」の利用におけるメリットを加入者等に広報し、「あじさいネット」の利用拡大に貢献する。 ・関係団体（商工会議所・商工会連合会・中小企業団体中央会等）が主催する研修会等を利用し、直接事業主等へ情報発信する。 ■KPI：①広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする ②全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を40.5%以上とする ④ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅰ、Ⅲ〉 ・新たな指標を追加したジェネリックカルテを活用し、長崎県ジェネリック医薬品使用促進協議会において、積極的に情報提供し意見を発信するとともに、使用促進に向けて長崎県等と情報交換を行い連携事業の検討を図る。 ・医療機関や調剤薬局毎のジェネリック医薬品使用割合等のデータや見える化ツールを活用し、医療機関及び薬局関係者への働きかけを実施する。またアプローチをスムーズにするために、必要に応じて厚生局や長崎県、関係機関等への働きかけを行う。 ・各種健康づくりイベントにおいて、ジェネリック医薬品使用促進リーフレット等を配布し、加入者に対して使用促進を図る。 ・健康保険委員を通じて、ジェネリック医薬品使用促進リーフレット等を配布し、事業主と加入者に対して使用促進を図る。 ・ジェネリック医薬品軽減額通知サービス事業の実施にあわせて、ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ等を活用して、わかりやすい広報を行い、加入者に対して使用促進を図る。 ■KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（※）を79.9%以上とする ※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合
--	---

	⑤インセンティブ制度の本格導入〈Ⅱ、Ⅲ〉 - 平成 30 年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。 ⑥パイロット事業を活用した好事例の全国展開〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 - 保険者機能の発揮による総合的な取組を推進するため、既存の枠組みに捉われない斬新な取組かつ全国展開の実現可能性が認められる提案を検討する。 ⑦医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信〈Ⅰ〉 ⅰ) 意見発信のための体制の確保 - 医療提供体制等に係る意見発信を行うために、被用者保険者参加率の低い地域を中心に、必要な体制を確保（会議体への参画数拡大）するため、長崎県等に参画を要請する。 ⅱ) 医療費データ等の分析 - 協会が保有するレセプトデータ等や地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、加入者の医療機関への受診傾向や医療費の動向等について、地域差の要因分析を行う。 - 外部有識者の意見を取り入れることにより、分析の質の向上を図る。 ⅲ) 外部への意見発信や情報提供 - 地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療が見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。 - 医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。 - 長崎県国民健康保険団体連合会と連携し、県内の市町単位の医療費及び健診結果の分析を行い、その結果を保険者協議会及び保険者協議会の企画分析部会、保健事業部会等において活用し、現状把握と今後の連携した事業展開について検討を図る。 ■KPI：①他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を 83.7%以上とする ②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する
--	--

3. 組織体制関係	①人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 ・業務の標準化・効率化・簡素化の徹底を図り、標準人員に基づく人員配置に即した体制を構築する。また業務の効率化等の状況も踏まえ配置の見直しについて検討する。 ②人事評価制度の適正な運用 ・幹部職員の役割と責任の再確認を行い、部下の指導及びフォローの徹底を図る。 ・職員の役割と責任を明確にし、職員が自ら考え実践できる「自律した組織」を構築する。 ・支部内会議の定期開催等により情報の共有化を図るなどして支部内連携を強化し、「協働する組織」を構築する。 ③OJTを中心とした人材育成 ・OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 ・支部内において、本部研修受講後の伝達研修を実施することにより、「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成し、戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材を育成する。 ・オンライン研修や通信教育講座の受講を推奨し、自己啓発を図る。 ④支部業績評価の実施 ・他支部との比較を通じて支部の業績を向上させ、支部運営の推進を図る。 ⑤費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、一者応札案件の減少に努める。 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする ⑥コンプライアンスの徹底 ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。
------------------	--

	⑦リスク管理 ・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。 加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。
--	---

平成 31 年度 事業計画（熊本支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	(1) 現金給付の適正化の推進 ① 傷病手当金・出産手当金の審査の強化 ○ 保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち資格取得直後の申請や標準報酬月額が 83 万円以上である申請について、審査を強化する。特に、現金給付を受給するための資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。審査で不正の疑いのある事案については、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、必要に応じ事業主への立入検査を実施するなど、不正請求を防止する。 ○ 傷病手当金と障害年金等の併給調整について、会計検査院からの指摘も踏まえ、確実に実施する。 (2) 効果的なレセプト点検の推進 ■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率：対前年度以上 ① 資格点検は、計画的な医療機関照会等を実施し、的確な返還請求処理及びレセプト返戻処理を行う。 ② 外傷点検は、業務上及び第三者行為に該当するレセプトをシステムから効率的に抽出を行い、特に交通事故等が原因による損害賠償金債権は損害保険会社等に対して早期に折衝を図り確実な債権回収を行う。 ③ 内容点検は、レセプト内容点検の効果向上のための向上計画を引き続き策定・実施し、支払基金と連携しながら点検効果額の向上を目指す。具体的には、自動点検等システムを活用した効率的な点検を充実させるとともに、点検員のスキルアップを図るために、査定事例の勉強会等を実施する。また、他支部の好事例を活用することでより一層の点検効果額の向上を目指す。 ④ 加入者の健康保持増進及び医療費適正化のため、多受診者に対し適正受診指導を実施する。

(3) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

■ KPI : 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合 : 対前年度以下

- ① 柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位や頻回の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。また、照会時には、パンフレットを同封し受診についての正しい知識を普及させるための広報を実施する。照会後においては結果を分析し、適宜、厚生局に情報提供を行うことで、さらなる適正化につなげる。

(4) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

- ① 受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を徹底する。

(5) 返納金債権の発生防止のための保険証の回収強化、債権回収業務の推進

① 保険証回収強化

■ KPI : 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率 : 96.0%以上

- 債権発生防止のため、資格喪失した加入者に対して文書や電話による催告を積極的に行い、保険証の回収を強化する。
- 一般被保険者分は、事業主に対し、文書・電話等により今後の保険証の確実な添付について協力を依頼する。

② 積極的な債権管理・回収業務の推進

■ KPI : 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率 : 対前年度以上

: 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合 : 対前年度以下

	○ 各債権に応じた債権回収方法として文書・電話・訪問勧奨を効果的・効率的に実施する。 ○ 資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整を積極的に活用し、回収に努める。 ○ 支払督促等法的手続きを活用する。 (6) サービス水準の向上 ■ KPI：サービススタンダードの達成状況：100% ：現金給付等の申請に係る郵送化率：90.0%以上 ① お客様満足度調査等を実施し、加入者等のご意見や苦情等から加入者目線で創意工夫したサービス改善に取り組み、更なるお客様の満足度向上に取り組む。 ② 業務・刷新システムの機能を有効に活用し業務の迅速化・効率化を図るとともに事務処理誤りを防止する。 ③ 傷病手当金等の現金給付は、支給申請の受付から給付金の振込までの期間を 10 営業日以内と定めるサービススタンダード 100%を継続実施する。 ④ 任意継続被保険者の保険料納付は、口座振替や前納による納付の利用を促進する。 ⑤ 窓口職員の業務遂行能力の向上を図り、効率的・効果的なサービスを提供する。 ⑥ 届書・申請書作成支援サービスが利用できることを周知し、郵送化率を高める。 (7) 限度額適用認定証の利用促進 ■ KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合：86.0%以上
--	---

① 限度額適用認定証の利用により加入者の医療機関窓口での負担が軽減されることから、事業主や健康保険委員等に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関や市町村と連携し、医療機関及び市町村の窓口限度額適用認定申請書を配置し、申請代行を推進するなど利用促進を図る。

② 高額療養費の未請求者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付（ターンアラウンド）し、支給手続きを勧奨する。

（８）被扶養者資格の再確認の徹底

■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率：90.0%以上

高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および無資格受診防止を目的とした被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に実施する。また、対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。

（９）オンライン資格確認の利用率向上に向けた対応

■ KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率：60.0%以上

現在、協会けんぽが独自に実施している、医療機関における資格確認事業については、引き続き利用率向上を図る。

2. 戦略的保険者機能関係	(1) ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供 「ヘルスター通信簿」を活用し、事業所単位での健康づくりの取り組みを推進する。ヘルスター健康宣言事業所に対しては、支援の在り方やかわり方の手法の標準化を図る。 (2) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 ■上位目標：糖尿病に起因する新規人工透析者を減少させる。 ・ 健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の分析結果を活用して、事業所・加入者の特性や課題の把握に努めるとともに、システムの機能を最大限活用し、効率的かつ効果的な保健事業を進める。 ① 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の目標：58.0% 183,090人 ○ 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：250,750人） ・ 生活習慣病予防健診 ■ KPI：実施率 59.3%（実施見込者数：148,695人） ・ 事業者健診データ ■ KPI：取得率 7.0%（取得見込者数：17,553人） ○ 被扶養者（受診対象者数：64,777人） ・ 特定健康診査 ■ KPI：実施率 26.0%（実施見込者数：16,842人） ①-1 健診の受診勧奨対策 〈被保険者の健診受診率向上に向けた施策〉 ○ 生活習慣病予防健診実施機関の契約を増やし、受診環境を整える。（上期） ○ ヘルスター健康宣言やヘルスター認定制度及びインセンティブ制度などの説明を丁寧に行うことにより事業主の理解を深め、健診受診や事業者健診データの提供に結び付ける。 ○ 生活習慣病予防健診未利用事業所への訪問勧奨を強化することにより、生活習慣病予防健診受診率向上及び事業者健診データ取得率向上をめざす。 ○ 任意継続被保険者および新規適用事業所加入者については、資格取得後早急に健診案内を送付することで受診率向上
---------------	---

	に繋げる。 ○ 被保険者数の少ない事業所の対象者に対しては、個人住所宛案内により、集団健診を実施することで受診率向上に繋げる。 ○ 生活習慣病予防健診受診勧奨および事業者健診データ取得について、委託事業により文書・電話による勧奨を実施する。 〈被扶養者の健診受診率向上に向けた施策〉 ○ 自治体との連携の効果を活かし、市町村が行うがん検診との連携強化を徹底する。 ○ 協会主催の集団健診においては、実施日数・会場数を増やし、また「オプション健診」など実施することで加入者のニーズに応え、受診者の増加を図る。 ② 特定保健指導の実施率目標 【KPI】 26.7% ○ 被保険者（受診対象者数：33,582人） ・ 特定保健指導 実施率 27.4%（実施見込み人数 9,201人） （内訳）協会保健師実施分 12.7%（実施見込者数：4,264人） - アウトソーシング分 14.7%（実施見込者数：4,937人） ○ 被扶養者（受診対象者数：1,448人） ・ 特定保健指導 実施率 10.0%（実施見込者数：145人） ②-1 保健指導の受診勧奨対策 〈被保険者の特定保健指導受診勧奨対策〉 【協会保健師実施分】 ○ 対象事業所について、過去の受け入れ状況および保健指導未実施理由等確認し、効率的・効果的な勧奨を行う。 ○ 受入れの悪い事業所に対しては、電話や訪問により必要性を訴え、特定保健指導実施に結び付ける。 ○ 代謝リスクの高い事業所とのコラボヘルスの一環として、対象事業所の特定保健指導を確実に実施する。
--	--

	○ 特定保健指導実施者のスキルアップと特定保健指導の質の向上を図るため、計画的に研修会を行うとともに適宜事例検討や好事例の共有を行う。 【アウトソーシング分】 ○ 健診当日の特定保健指導実施体制を整備し、対象者が受けやすい環境を整える。 ○ 「健診と特定保健指導の一体化」を事業所・特定保健指導委託機関双方に働きかけ、健診当日の初回面談実施の拡大に繋げる。 ○ 月ごとの具体的な数値目標を策定してもらい、進捗管理を徹底する。 ○ 特定保健指導の委託をしていない健診機関に対し「健診と特定保健指導の一体化」を働きかけ、特定保健指導委託機関の拡大を進める。 〈被扶養者の特定保健指導受診勧奨対策〉 ○ 協会主催集団健診における健診当日の初回面談実施を拡大する。 ○ 食事・運動に関する体験型のグループ支援セミナーを開催し、集団での特定保健指導を実施することで、実施率向上に繋げる。 ③ 重症化予防対策の推進 ■ KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合：12.0%（180 人）以上 ○ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 1,500 人 ○ 生活習慣病の重症化を防ぐため、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療に繋げる取り組みを行う。 ○ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業予定人数 50 人 ○ 糖尿病性腎症患者の透析導入を防ぐために熊本県版糖尿病性腎症対策プログラムを軸として、医師会・かかりつけ医との連携のもと、主治医の指示に基づく保健指導を行う。
--	---

	④ コラボヘルスの推進 ○ 「ヘルスター通信簿」や、「ヘルスター宣言事業」などを活用し、事業主への積極的な働きかけを行うなど、事業主の主体的な取り組み（コラボヘルス）を促す。 ○ 健康経営セミナー、フォローアップ実践セミナーなど、健康経営を目指す事業所の支援を行う。 ○ 業種団体や行政との連携を図り、健康づくりの意識向上を図る。 （３）広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 ■ KPI：広報活動における加入者理解率の平均：対前年度以上 協会の取り組みや医療の情報を加入者・事業主のみならず、協会の発信力を広げるため一般の方々への広報を推進するとともに、加入者から直接意見を聴く、双方向の取り組みを進める。 ① 保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取り組みや、地域ごとの医療提供体制や健診受診率等を「見える化」した情報をタイムリーに加入者・事業主に発信し、ヘルスリテラシーや医療費に対する関心を持ってもらい自発的な取り組みを促す。 ○ メールマガジンの登録者数を増やすため、大規模事業所の加入者に対し、事業所を通じて強く働きかける。 ○ ホームページアクセス数に注目し、内容の充実を図り真に加入者・事業主が必要としている情報の発信を工夫する。 ○ アンケート調査（理解度調査）等による加入者からの直接意見を踏まえた広報を行う。 ○ 加入者にメリットのある制度の認知率アップのため支部独自のチラシ・リーフレットを作成し、丁寧なお知らせを行う。 ② 加入者・事業主のみならず、広く県民一般の方々に対しても、メディアを有効に活用した広報を展開する。 ○ 行政・経済団体・メディア含めた「オール熊本」の連携による「健康寿命の延伸」をキーワードとした疾病予防に向けた取り組みについて、県民に直接届く広報を継続して実施する。 ○ 医療機関の適切利用、はしご受診の防止等の医療・介護サービスを適正利用、柔道整復施術療養費の適正化のための
--	---

	啓発を行う。 ○ 県や市町村及び、関係団体が行う健康セミナー・イベント等に共同参画し、協会の取り組み等を紹介するなど広く関係者に存在感を示して行く。 ③ 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大 ■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合：53.0%以上 ○ より一層健康保険事業の推進に必要な活動を行っていただくため、研修や広報活動等を通じて健康保険事業に対する理解の促進等を行い、健康保険委員活動の支援を行う。 ○ 事業所の規模に応じた健康保険委員の委嘱拡大を戦略的に進める。 (4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合：80.0%以上 ① 健康保険委員や健康宣言事業所等を中心に事業所を介し加入者に対してジェネリック医薬品の情報を発信する。 ② ジェネリックシール等本部作成ツールの積極的な配布による促進を図るとともに、自己負担額軽減額効果通知により使用促進を図る。 ③ 医療機関・調剤薬局に対しては、県薬剤師会と連携したセミナーの開催など啓発活動の展開による促進を図るとともに、医療機関・調剤薬局毎の使用割合等のデータ（ジェネリックカルテ）を活用し、訪問勧奨を行うなど働きかけを強化する。 ④ 県をはじめ関係機関に対しても積極的な働きかけを行うとともに各種協議会等の場で意見発信を行う。
--	--

	(5) インセンティブ制度の本格導入 ① 平成30年度の実施結果を迅速に検証し、向上化対策を立て具体的な取り組みにつなげる。 ② 平成30年度の結果とともに制度周知についての広報を丁寧に行うとともに、業績評価の視点から進捗管理目標として掲げ、能動的に管理していく。 (6) 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信〈I〉 ■ KPI：他の被用者保険との連携を含めた、地域医療構想調整会議への支部参加率：90.0%以上 ■ KPI：「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。 ① 地域医療への関与 県や市等が設置する健康づくりに関する検討会等に対して、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。 ○ 地域医療構想調整会議等の医療提供体制に係る協議の場において他の保険者とデータを共有し分析を行い、加入者・事業主の意見を反映した意見発信を行う。 ② 医療費データ等の分析 保険者機能強化アクションプラン（第4期）に沿って、医療の質の向上、効率化の観点を踏まえ、その成果を施策に反映できる調査研究を行う。 ○ 本部提供の各種情報リストや医療費分析マニュアル、及び地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）分析ツールや地域医療を見える化したデータベースを活用し、地域別の医療提供の実態把握、地域差の要因分析を行い、加入者や事業主への情報提供を行う。 ○ 外部有識者との連携協力を図り、医療・介護に関する情報の収集・分析・提供への組織的対応の強化を図る。
--	---

3. 組織・運営体制関係	(1) 評議会の開催及び適切な運営 評議会において、協会運営に対する意見を聴取するとともに、定期的に支部の事業進捗状況を報告することにより、効果的な事業推進に繋がる意見発言が出やすい環境づくりを行う。 (2) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 業務の効率化・平準化・簡素化の定着により、基盤的業務から戦略的業務へウエイトを移行し適切な人員配置を行う。 (3) 人事評価制度の適切な運営 ○ 役割定義を明確化した人事制度の運用・活用を通じて組織目標達成のための個人目標の設定・面談、中間ヒアリングを行い、適切な評価につなげ、目標達成のための仕組みを定着させる。 (4) OJTを中心とした人材育成 ① OJT、集合研修、自己啓発を効果的に組み合わせた中で人材育成策を展開し、「自ら育つ」という成長意欲を持ち、責任感を持って創造的な活動ができる人材を育成する。 ② 全職員による事業所・関係団体訪問を通じて、関係機関と調整・協働ができる交渉力を持った人材、関係する協議会等において適切な意見発信のできる人材を育成する。 ③ 専門的な知識の習得のため、関係団体等の主催する研修会への積極的な参加、また自己研鑽のための本部幹旋の通信講座の受講を推進する。
---------------------	--

	(5) 支部業績評価の実施 ○ 支部業績評価の評価項目や評価方法を確認し意識した上で、業績向上に努める。 (6) 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする ① 予算・実績管理の徹底 ○ 毎月の実績管理を確実に行之、定期的に進捗状況を報告し、計画的な事業推進に努める。 ○ 事業終了後は事業評価を確実に行う。 ○ 適切な入札等を厳正に行う。 ② 超過勤務の適正化に努め、結果として経費節減となるよう業務管理を行う。 ③ 経費削減策の推進 ○ 業務・システム刷新の目的であるペーパーレス等による経費削減を推進する。 (7) コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 ○ コンプライアンス計画を立案し、その計画に基づいて研修・自己点検を行い、その遵守を徹底するとともに定期的に委員会を開催し支部の状況等を確認・改善する。 ○ 個人情報保護については、パスワードの設定や暗号化等の点検を定期的に行うとともに、保有状況と管理ルールを常時点検し、自主点検の点検項目を強化し、情報の保護を徹底する。
--	---

	(8) リスク管理の強化 ○ 来訪者、並びに職員の安全を確保するため、災害時支部初動対応マニュアルに基づいた危機管理の実践的な訓練・対策協議をテナントビル所有者側も含めて行う。 ○ 本部監査等や自主点検の指摘事項、支部活性化プロジェクト委員会の提案、並びにお客様の声に基づき、定期的な支部保有リスクの洗い出しを行い、対応策を協議の上で迅速な対応に努める。 ○ リスク管理委員会の開催や支部における役割等を明確にするなどリスク管理体制の整備を進め事故後の対応等に備えるとともに、事故防止対策を徹底する。 (9) 事務処理誤りの発生防止 ○ 職員一人一人が発生防止に対する意識を高めるために各グループにて定期的なミーティング・勉強会を行う。 ○ 支部活性化プロジェクト委員会の中で情報の共有と支部全体の防止策の協議を行う。 ○ 定期異動と併せて支部独自の強化月間を設定し、発生防止のための意識の高揚を図る。
--	---

平成 31 年度 事業計画（大分支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	① 現金給付の適正化の推進 ● 不正の疑いのある事案については、保険給付適正化 P T の議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。 ● 資格取得直後に申請された案件として本部から提供された支払済みデータ等を活用し、保険給付適正化 P T の議論を経て、これらの事業所に対して調査を実施する等審査を強化する。 ● 傷病手当金と老齢・障害年金の併給調整について、確実に実施する。 ● 傷病手当金と労働者災害補償保険の休業補償給付との併給調整について、確実に実施する。 ② 効果的なレセプト点検の推進 ● 医療費適正化を図るため、点検効果向上計画に基づくシステムを活用した内容点検と事務手順書に基づく迅速で的確な資格点検・外傷点検を実施する。 i) 内容点検の強化 ○ 点検効果額向上のため、システムを活用した効率的な点検や他支部事例を参考とした効果的な点検の体制を全点検員で構築する。 ○ 点検員全体のスキルアップのため、外部講師を活用した研修を早期に開催し、研修事例の実証まで確実に実施する。 ○ 社会保険診療報酬支払基金との連携強化のため、定例協議等様々な機会を利用し、社会保険診療報酬支払基金における審査基準の平準化を推進する。 ii) 資格点検・外傷点検業務の推進 ○ 資格点検については、計画的に医療機関照会を行的確な点検を実施する。 ○ 外傷点検については、交通事故等、第三者行為による求償事務のシステムによる進捗管理の徹底を図り、迅速な

	折衝と完結に努める。 ■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする ③ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 ● 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。 ● 不正が疑われるものは、厚生局へ情報提供を行う。 ● 柔整審査委員会を活用し不正が疑われる施術所への調査を行う。 ● 各種広報媒体を活用した柔道整復施術受診について正しい知識の普及に努める。 ■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする ④ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進 ● 受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を徹底する。 ⑤ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進 i) 保険証回収強化 ○日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。
--	---

	○被保険者証回収不能届を活用した電話催告を受付後速やかに実施し、1か月後に2次電話催告を実施する。 ○保険証未返納者には保険証返納の文書催告を行うと共に、その事業所にも保険証返納協力依頼文書を送付する。 ○事業主や健康保険委員に対する保険証の早期回収と加入者に対する保険証の早期返却を啓発するため、説明会や広報誌等多様なツールで広報を実施する。 ii) 債権回収業務の推進 ○返納金債権の回収率向上のため電話催告を中心に実施する。特に新規発生分については、通知発送時に電話による内容説明と納付案内を実施する。 ○確実な回収強化のため、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 ○債権管理進捗会議を毎月開催し、支部内における進捗状況の周知と情報共有を図る。 ○交通事故等が原因による損害賠償債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。 ■ KPI:① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を94.0%以上とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る）の回収率を対前年度以上とする ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする ⑥ サービス水準の向上 ● お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。 ● お客様対応レベルアップ研修を開催し電話対応のサービス水準の向上に努める。 ● 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ● 事業主や健康保険委員に対して加入者サービスの一環として郵送での申請促進のチラシやリーフレットによる広報を実施する。 ● 社会保険診療報酬支払基金と連携し限度額適用認定申請書の郵送化の向上を図る。 ● 官公庁・退職者の多い事業所等へ任意継続の申請方法を個別に周知し郵送化の向上を図る。
--	---

- KPI:① サービススタンダードの達成状況を 100%とする
- ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 83.7%以上とする

⑦ 限度額適用認定証の利用促進

- 事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関と連携し、医療機関の窓口申請書を配置する等利用促進を図る。
- 社会保険診療報酬支払基金と連携し限度額適用認定申請書の利用促進の向上を図る。

- KPI: 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 84.0%以上とする

⑧ 被扶養者資格の再確認の徹底

- 被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。

- KPI: 被扶養者資格確認の確認対象事業所からの確認書の提出率を 89.0%以上とする

⑨ 的確な財政運営

- 中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。
- 中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。

2. 戦略的保険者機能関係	【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 I 医療等の質や効率性の向上 II 加入者の健康度を高めること III 医療費等の適正化 ① ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供〈I、II、III〉 ● 一社一健康宣言事業所へ、事業所単位での健康・医療データを見える化した「事業所健康診断シート」を配布する。 ② データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈I、II、III〉 上位目標：加入者のQOLを維持するため、糖尿病の重症化を防ぐとともに、糖尿病性腎症に係る新規透析移行者数の増加率の逡減を図る。 i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：171,665人） ・生活習慣病予防健診 受診率 66.0% （実施見込者数：113,300人） ・事業者健診データ 取得率 9.0% （取得見込者数：15,450人） ○被扶養者（受診対象者数：50,231人） ・特定健康診査 受診率 33.2% （実施見込者数：16,680人） ○健診の受診勧奨対策 ・生活習慣病予防健診の委託機関との連携強化及び進捗管理を徹底し、生活習慣病予防健診の受診率向上に努める。
---------------	--

	・国、自治体及び関係団体と連携して、生活習慣病予防健診の受診率向上及び事業者健診データの取得率向上に努める。 ・外部業者への委託により、事業者健診データの取得率向上に努める。 ・支部が主催する被扶養者健診の実施回数及び地域を拡大し、受診機会の向上に努める。 ・自治体及び健診機関と連携し、がん検診と特定健診の同時実施を推進する。 ■ KPI:① 生活習慣病予防健診受診率を 66.0%以上とする ② 事業者健診データ取得率を 9.0%以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を 33.2%以上とする ii) 特定保健指導の実施率の向上 ○被保険者（受診対象者数：23,562 人） ・特定保健指導 実施率 23.1% （実施見込者数：5,443 人） （内訳）協会保健師実施分 8.9% （実施見込者数：2,100 人） アウトソーシング分 14.2% （実施見込者数：3,343 人） ○被扶養者（受診対象者数：1,652 人） ・特定保健指導 実施率 6.0%（実施見込者数：100 人） ○保健指導の受診勧奨対策 ・健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施について、健診実施機関に働きかける。加えて、平成 30 年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな特定保健指導の手法
--	---

	を検討し実施する。 ・ 外部業者への委託により、継続的支援及び I C T を活用した特定保健指導を展開し、事業所や対象者の多様なニーズに対応した特定保健指導を実施する。 ・ 被扶養者の特定保健指導の実施機会の拡充を図り、実施率向上に努める。 ■ KPI：特定保健指導の実施率を 22.0%以上とする iii) 重症化予防対策の推進 ○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 電話 96 人 文書 1,080 人 ・ 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合 12.0% ○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 ・ 自治体、医師会及び医療機関等と連携を図り、人工透析の導入回避等に努める。 ・ 外部業者への委託により、糖尿病性腎症の重症化予防に努める。 ■ KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.0%以上とする iv) コラボヘルスの推進 ○健康経営の普及により健康宣言事業所の更なる拡大を図るとともに、取組の質を向上させる観点から、関係機関と連携を深め、「一社一健康宣言事業所」に対するフォローアップを強化し、事業所ごとの健康度の改善度合いをデータとして提供する。 ○支部職員の事業所訪問にあたり、「一社一健康宣言」事業所にあつては、福利厚生担当者等から健康経営推進の阻害要因等のヒアリング調査を実施することで、事業所の支援ニーズを収集し、効果的な支援メニューを提案する。
--	---

	○自治体及び保健所等と連携して、支援を希望する事業所に従業員向けの健康講話等の健康増進・啓発に係るサービスを提供する。 ○積極的に健康経営に取り組んでいる事業所の好事例を支部管内の事業所に広く展開する。 ③ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ● 広報分野におけるPDCAサイクルを適切に回していくため、加入者のニーズや本部が実施した理解度調査の結果を踏まえた広報計画の検討を行う。 i) 各種事務説明会や事業所訪問等を活用した広報 ○事務担当者説明会等を通じて、協会の取り組みや医療保険制度等の情報発信を行う。 ○事業所訪問の機会に事業周知用のリーフレットを配布し、支部の事業を周知する。 ○加入者及び事業主の利便性向上のため、申請手続きにかかる広報を推進する。 ii) 支部ホームページとメールマガジンの充実 ○保健事業や医療費適正化等の取組を、タイムリーに加入者及び事業主に伝える。 ○メールマガジンの新規登録者数拡大のため、事業所訪問や説明会等各種広報の機会を活用した勧奨を行う。 iii) 医療費適正化に向けた通知事業 ○新生児の保護者および70歳以上の加入者を対象に適正受診、制度周知を目的とした冊子等を送付する。 - また、アンケートを同封することにより、加入者から直接意見を聞く取組を進める。 iv) 自治体や関係団体との連携による広報 ○自治体や関係団体と連携し、加入者のみならず広く県民に向けた広報を推進する。 ○自治体や関係団体の事業を、加入者及び事業主に対し発信する。
--	--

	● 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。 i) 健康保険委員に対する広報・委嘱拡大 ○健康保険委員への研修や広報活動等を通じて、健康保険事業に対する理解を促進する。 ○健康保険委員表彰を実施するとともに、健康保険委員委嘱者数の拡大に努める。 ■ KPI:① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 44.3%以上とする ④ ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅰ、Ⅲ〉 ● ジェネリック医薬品の使用状況及びジェネリック医薬品普及の阻害要因を分析し、分析結果に応じた対応を検討するとともに、後発医薬品安心使用促進協議会の場等を通じ、関係者へ意見発信を行う。 ● 薬剤師会等と連携し、ジェネリック希望シールの配布、お薬手帳の活用等加入者への適切な働きかけを継続する。また、県内調剤薬局にジェネリックの使用状況を見える化したツールの配布を行う。 ● 県や自治体並びに保険者協議会と連携し、ジェネリック医薬品に関する広報等を行う。 ■ KPI:協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を 78.2%以上とする ⑤ インセンティブ制度の本格導入〈Ⅱ、Ⅲ〉 ● 平成 30 年度の実施結果を迅速に検証し、その結果を各施策へ反映させるとともに、引き続き制度の周知広報を丁寧に行う。 ⑥ パイロット事業を活用した好事例の全国展開〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ● パイロット事業の提案を行い、好事例の全国展開に努める。
--	---

	⑦ 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改革等に向けた意見発信〈Ⅰ〉 i) 医療費データ等の分析 ○医療の質や効率性の向上を目指し、地域ごとの医療費等の分析及び医療等に関する情報の収集を行う。 ii) 外部への意見発信や情報提供 ○地域医療構想や各種協議会等各自治体の医療政策等の立案に、保険者として加入者及び事業主を代表する立場で関与し、医療費、健診データの分析結果に基づき協会の意見を発信する。 ○保険者協議会と連携し、各地域の医療費、健診結果の動向等の見える化を図り、県や市町村へ発信する。 ○医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等に係る分析結果について、ホームページ等により加入者や事業主へ情報提供を行う。 ■ KPI:① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%とする ② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する
3. 組織・運営体制関係	① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 ● 標準人員に基づき、業務の効率化等の状況も踏まえ、人員配置のあり方を検討する。 ② 人事評価制度の適正な運用 ● 協会の組織目標を達成するために、各々の職員が役割に応じた個人目標を設定し、人事評価制度を適切に運用するとともに、実績や能力本位の人事を推進する。 ③ OJTを中心とした人材育成 ● OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。

	④ 支部業績評価の実施 ● 支部業績評価により、他支部との比較を通じて好事例を活用し、大分支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げにつなげる。 ⑤ 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ● 調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査や公告後の業者への声掛けを実施し、一者応札案件の減少に努める。 ■KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする ⑥ コンプライアンスの徹底 ● 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 ⑦ リスク管理 ● 職員研修等を通じて、個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応等リスク管理体制の強化を図る。
--	--

平成 31 年度 事業計画（宮崎支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	① 現金給付の適正化の推進 ・不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化 P T の議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。 ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、会計検査院からの指摘も踏まえ、確実に実施する。
	② 効果的なレセプト点検の推進 ・レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用し、協会のノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検を推進する。 ■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額
	③ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 ・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。 ■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする
	④ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進 ・受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局への情報提供を徹底する。 ・初回又は頻回受診、往療料の請求がある申請書について加入者に対する文書照会を実施する。 ・加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、はり・きゅう、あんまマッサージ療養費についての正しい知識の普及を図る。
	⑤ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進 ・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。

	また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ・保険証未返納の多い事業所等に対し、訪問・文書等による資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。 ・加入者に対し資格喪失後受診、保険証返納の注意事項を記載したカードケース及びチラシを配布し保険証の早期回収と返納金発生の抑制を図る。 ・発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 ■ KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を94.5%以上とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする
	⑥ サービス水準の向上 ・CS 向上委員会を中心としたお客様満足度の向上に向けた取り組みを推進するとともに、また、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を勧奨する。 ■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を85.0%以上とする
	⑦ 限度額適用認定証の利用促進 ・事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関等と連携し、窓口に申請書を配置するなど利用促進を図る。 ■ KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を88.1%以上とする
	⑧ 被扶養者資格の再確認の徹底 ・被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。 ■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を89.0%以上とする
	⑨ オンライン資格確認の利用率向上 ・現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。 ■ KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を68.3%以上とする

	⑩ 的確な財政運営 ・中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、支部広報誌、メルマガ及びホームページ等で加入者や事業主に対して情報発信を行い、支部事業計画における基盤的保険者機能関係及び戦略的保険者機能関係の施策を推し進め、健全な財政運営に努める。
2. 戦略的保険者機能関係	【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 I 医療等の質や効率性の向上 II 加入者の健康度を高めること III 医療費等の適正化
	① ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供〈I、II、III〉 ・健康宣言優良事業所に、リスク保有割合などを同業種の平均と比較できる「健康度レポート」を提供する。
	② データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。 i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ◇被保険者（40歳以上）（受診対象者数：160,830人） ・生活習慣病予防健診 受診率 60.3%（受診見込者数：97,000人） ・事業者健診データ 取得率 6.8%（取得見込者数：11,000人） ◇被扶養者（受診対象者数：40,879人） ・特定健康診査 受診率 24.5%（受診見込者数：10,000人） 《健診の受診勧奨対策》 ・生活習慣病予防健診については、全事業所、任意継続被保険者に対する年次案内及び新規適用事業所や新規任意継続保険資格取得者に対して受診勧奨を行う。また健診機関の拡大に向け公募を行うとともに、現健診機関に対しては、健診受診者枠の拡大の働きかけや、健診推進費を活用した対象期間内の実施数の拡大により受診率を向上させる。 ・事業者健診データ取得については、健診推進費を活用した健診機関からの取得数の向上、同意書提出事業所へのタイムリーな提供依頼を行う。 ・被扶養者の特定健診については、各地での集団健診の実施と併せて、オプション健診・自治体と連携したがん検診・国

	保集団健診との同時実施を行う。また、新規資格取得者への受診券（セット券）送付、経年的未受診者への受診勧奨、健診機関又はかかりつけ医からの勧奨依頼、事業主と連携した受診勧奨及び健診結果提供依頼等を実施する。 ■ KPI：①生活習慣病予防健診実施率を 60.3%以上とする ②事業者健診データ取得率を 6.8%以上とする ③被扶養者の特定健診受診率を 24.5%以上とする ii) 特定保健指導の実施率の向上 ◇被保険者（特定保健指導対象者数：21,816 人） ・ 特定保健指導 実施率 25.4%（実施見込者数：5,541 人） （内訳）協会保健師実施分 22.4%（実施見込者数：4,880 人） アウトソーシング分 3.0%（実施見込者数：661 人） ◇被扶養者（特定保健指導対象者数：860 人） ・ 特定保健指導 実施率 6.0%（実施見込者数：52 人） 《保健指導の利用勧奨対策》 【被保険者】 ・ 支部直営については、対象者のいる全事業所に対し保健指導案内と実施に向けた調整を行うとともに、事業者健診取得事業所に対しても共同利用の確認を行い保健指導案内を行う。 ・ 外部委託については、機関ごとに進捗管理を行い実地調査の場を活用し、実施率向上や初回面談の分割実施に向けた働きかけを行う。また実施機関の拡大に向け、健診機関や遠隔実施を行う機関等へ働きかけ等を行う。 【被扶養者】 ・ 該当者へ利用券の発券と勧奨を実施し、支部保健師による勧奨も同時に行う。また健診機関に対し集団健診会場での特定保健指導分割実施の働きかけを行う。 ■ KPI：特定保健指導の実施率を 24.7%以上とする 《40 歳未満喫煙者対策》 40 歳未満の生活習慣病予防健診受診者のうち、喫煙者に禁煙を促すパンフレットを送付し、40 歳時点での禁煙実行により特定保健指導非該当、または積極的支援から動機づけ支援への移行者を増やす。
--	--

	iii) 重症化予防対策の推進 ◇未治療者に対する受診勧奨 ・本部から送付される未治療者への受診勧奨後の再勧奨や、二次勧奨者への電話勧奨を行う。また健診機関に対し、健診受診時における受診勧奨の強化に取り組む。 ◇糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 ・宮崎市、延岡市との協定をもとにした連携の継続とともに、県内のＣＫＤ受診勧奨者へ受診勧奨を行う。また、かかりつけ医との連携による糖尿病重症化事業についても検討する。 ■ KPI：未治療者への受診勧奨後３ヶ月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.0%以上とする。 iv) 健康経営（コラボヘルスの推進） ◇支部と行政機関及び経済団体等が連携し、加入事業所の健康経営を支援する。 ◇従業員の健康づくりへの支援等を、継続的かつ積極的に取り組む旨の「健康宣言」を募集する。 ◇健康宣言事業所における健康づくりの支援として健康に関する情報冊子を配布することでフォローアップを行う。また、宣言事業所の健康度合の経年比較用として年度ごとの「健康度レポート」を提供する。 ◇行政機関及び経済関係団体等との連携により健康宣言優良事業所認定式を開催し、健康経営に係る意識醸成を行う。 ③ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ・支部広報誌以外に、新聞広告、ホームページやメールマガジン及び健康保険委員との連携などにおいてタイムリーな広報を実施する。 ・健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催する。 ・業務委託により健康に関する情報をメールマガジンに毎月掲載し、事業主、健康保険委員だけではなく、加入者個人の登録者数の増加を図り、健康保険事業の理解促進を図る。 ・これまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、健康保険委員委嘱者数の更なる拡大に努める。 ■ KPI：① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 51.6%以上とする ④ ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅰ、Ⅲ〉 ・支部の阻害要因を数値化したジェネリックカルテを活用し、医療機関及び薬局関係者への働きかけを県及び保険者協議会と連携し実施していく。
--	--

	・県と連携し「見える化ツール」を使用し、医療機関及び薬局関係者へ発信していく。 ・0歳から9歳までの若年者を中心とした、GISを活用したジェネリック医薬品使用促進啓発事業を実施する。 ・調剤薬局へ更なる理解・利用促進を目的に「医薬品流通リスト」を県内調剤薬局へ支部統計資料と併せて送付する。 ・地域ごとのジェネリック医薬品の使用状況の分析を実施し、ジェネリック医薬品安心使用促進協議会等において発信する。 ・県、県薬剤師会及び自治体等関係団体と連携のうえ「ジェネリック医薬品使用促進セミナー」を開催して積極的な啓発活動を推進するなど、きめ細かな方策を進める。 ・ホームページ、メールマガジン、広報誌、封筒裏面印刷による広報及び新規適用事業所加入者へジェネリック医薬品の希望シールの送付等により加入者へ適切な広報を行う。 ■ KPI：協会けんぽ宮崎支部のジェネリック医薬品使用割合（※）を80.8%以上とする ※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合
	⑤ インセンティブ制度の本格導入〈Ⅱ、Ⅲ〉 ・平成30年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。
	⑥ 医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ〈Ⅰ〉 i) 意見発信のための体制の確保 ・医療提供体制等に係る意見発信を行うために、被用者保険者の参加が行われていない地域に必要な体制を確保（会議体への参画数拡大）するため保険者協議会及び県と協議し参画を要請する。 ii) 医療費データ等の分析 ・自治体等との協定に基づき、医療費・健診結果集計値データの提供を行い、事業連携を図る。 iii) 外部への意見発信や情報提供 ・県及び保険者協議会と連携し、地域医療構想調整会議に被用者保険者が参画し、意見発信を行う。 ・医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により加入者や事業主へ情報提供を行う。 ・宮崎県地域医療構想調整会議、医療費適正化計画に係る委員会及び国民健康保険運営協議会において進捗確認を行い、他被用者保険者と連携し、意見発信を行っていく。 ・宮崎県の健康長寿社会づくり推進会議、後期高齢者医療広域連合運営懇話会及び宮崎労働局の働き方改革推進会議へ参画し、積極的に意見発信していく。

	■ KPI : ① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を 83.7%以上とする ②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。
	⑦ 医療機関担当者向け健康保険事務説明会〈Ⅲ〉 ・医療機関担当者の健康保険制度の知識向上による保険給付の適正化、及び加入者サービスの向上を図ることを目的に、「医療機関担当者向け健康保険事務説明会」を開催する。
3. 組織・運営体制関係	① 人事評価制度の適正な運用 ・協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務を通じて目標達成できる仕組みとした人事評価制度を適切に実施し、実績や能力本位の人事を推進する。
	② OJTを中心とした人材育成 ・業務を通じた職場における人材育成（OJT）と、それを補完する集合研修・自己啓発（Off-JT）により、必要とされる知識・スキルの定着及び向上を図る。
	③ 支部業績評価の実施 ・支部長、部長による事業進捗ヒアリングを実施し、事業の進捗管理等を行い、支部業績の向上を図る。
	④ 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・調達や執行は調達審査委員会のもと適切に管理し、引き続き一般競争入札や企画競争入札、見積競争により経費削減を図るとともに、ホームページに調達結果を公表し透明性の確保を図る。 ・調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、一者応札案件の減少に努める。 ・消耗品の在庫管理を行い、web 発注による経費節減を図る。 ・クールビズやウォームビズの継続実施により、電気料金の削減等に努める。 ・コピー用紙や電気使用量などの主要品目の使用状況を職員に周知し、経費節減の意識向上を図る。 ■ KPI : 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする。
	⑤ コンプライアンスの徹底 ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について職員研修等を通じてその徹底を図る。
	⑥ リスク管理 ・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の

	強化を図る。特に情報セキュリティ対策については迅速かつ効率的な初動対応を行う。 加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。
--	--

平成 31 年度 事業計画（鹿児島支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	①現金給付の適正化の推進 ○ 不正の疑いのある事案については、保険給付適正化プロジェクトチームの議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。 ○ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する。 ②効果的なレセプト点検の推進 【資格点検】 ○ 喪失後受診に対する取組み強化を図る。（事業主に対する遡及喪失による医療費返還発生の認識の徹底および該当者への周知の協力、早期回収の広報および指導、保険証の適正利用の啓発） 【外傷点検】 ○ 負傷原因届の提出勧奨強化を行い、回答の回収率向上を図る。 ○ 第三者行為届未提出者および支払遅延の損保会社、加害者へ早期回収のため文書・電話等による催告強化を図る。 【内容点検】 ○ レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを最大限活用した効果的なレセプト点検を推進する。 ○ 勉強会の実施および支払基金との協議による点検員のスキルアップを図る。 《KPI》 ■ 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。 （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 ③柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 ○ 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化し、多部位・頻回の請求割合を減らす。 《KPI》 ■ 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下

	とする。 ④あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進 ○ 受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を徹底する。 ⑤返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進 ○ 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ○ 発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整および法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率向上を図る。 《KPI》 ■ 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95.4%以上とする。 ■ 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年以上とする。 ■ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする。 ⑥サービス水準の向上 ○ 支部のお客様満足度向上プロジェクトチームを活用し、さらなるサービス水準の向上に努める。 ○ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 《KPI》 ■ サービススタンダードの達成状況を100%とする。 ■ 現金給付等の申請に係る郵送化率を90.0%以上とする。 ⑦限度額適用認定証の利用促進 ○ 事業主や健康保険委員等に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関や市町村と連携し、医療機関の窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。
--	---

	《KPI》 ■ 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 84.0%以上とする。 ⑧被扶養者資格の再確認の徹底 ○ 被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨および未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。 《KPI》 ■ 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 93.0%以上とする。 ⑨オンライン資格確認の導入に向けた対応 ○ 現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。 《KPI》 ■ 現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を 43.3%以上とする。
2. 戦略的保険者機能関係	【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】※第3期アクションプランの目標と同一 I. 医療等の質や効率性の向上 II. 加入者の健康度を高めること III. 医療費等の適正化 ①事業所単位での健康・医療データ提供等〈I、II、III〉 ○ 事業所の健康づくり等の取組の質を向上させる観点から、事業所単位での健康・医療データを見える化した事業所カルテ等を提供する。 ○ 県全体の医療費の動向や健診結果等を把握するため、保険者協議会などと連携し、国民健康保険等のデータも含めた医療費・健診データ等の分析を実施する。 ②データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈I、II、III〉 【上位目標】

	○ 人工透析を受ける人を減らす。人口 1 万対 10.4→9.0 人 ○ 脳血管疾患に罹患する人を減らす。入院外受診率 66%→45% 【中位目標】 ○ 特定保健指導対象者の減少率を 18.2%から 20%にする。 ○ 高血圧受診勧奨域の者（Ⅰ度・Ⅱ度 健診受診者リストより）を 28 年度より 660 人減らす。 ○ 高血糖受診勧奨域の者（健診受診者リストより）を 28 年度より 400 人減らす。 ○ CKD 受診勧奨対象該当率を「2.9%から 2.5%」に減少させる。 i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 健診全体の実施率目標 55.5% （168,420 人） ○ 被保険者（40 歳以上） （受診対象者数：237,452 人） ・生活習慣病予防健診 実施率 53.0% （実施見込者数：125,850 人） ・事業者健診データ 取得率 11.0% （取得見込者数：26,120 人） ○ 被扶養者 （受診対象者数：65,800 人） ・特定健康診査 実施率 25.0% （実施見込者数：16,450 人） ○ 健診の受診勧奨対策 ＜被保険者＞ ・生活習慣病予防健診未利用事業所への生活習慣病予防健診利用や事業者健診データ提供の勧奨、管理職・職員等による訪問勧奨、健診機関や市町村の健診スケジュールと連動した文書勧奨。 ・被保険者本人への DM による勧奨。 ・巡回健診体制の拡充（休日健診可能機関の拡充）。 ＜被扶養者＞ ・受診券未利用者への受診勧奨。（無料健診会場・オプション健診 PR） ・巡回健診会場の拡充。（ショッピングモール等） ＜その他＞ ・社労士会、労働局、医師会、他職能団体と連携した勧奨業務の実施。
--	---

	・鹿児島市と共同実施している特定健診得クーポン事業の継続。 ・健康宣言事業所と協力連携した被扶養者への受診動機づけ策の実施。 《KPI》 ■ 生活習慣病予防健診実施率を 53.0%以上とする。 ■ 事業者健診データ取得率を 11.0%以上とする。 ■ 被扶養者の特定健診受診率を 25.0%以上とする。 ii) 特定保健指導の実施率の向上 特定保健指導 全体目標 24.2% (実施見込者数：7,760 人) ○ 被保険者 (受診対象者数：30,698 人) ・ 特定保健指導 実施率 25.0% (実施見込者数：7,675 人) (内訳) 協会保健師実施分 16.0% (実施見込者数：4,890 人) - アウトソーシング分 9.1% (実施見込者数：2,785 人) ○ 被扶養者 (受診対象者数：1,415 人) ・ 特定保健指導 実施率 6.0% (実施見込者数：85 人) ○ 保健指導の受診勧奨対策 ＜被保険者＞ ・ 保健指導委託の拡充。(特に離島健診機関、事業者) ・ 未利用事業所への利用勧奨。(受入れ困難事業所等への訪問勧奨を保健 G、企画 G、幹部と連携) ・ 健康宣言、コラボヘルスと連動した保健指導の実施。 ・ 事業者健診データ提供依頼と合わせた特定保健指導実施スケジュール提案。 ・ 市町村や健診機関と協力連携し行う離島事業所への健康教育、保健指導の実施。 ＜被扶養者＞ ・ 利用券未利用者への巡回健診会場ならびに協会支部における特定保健指導の案内の強化。 ・ 市町村や健診機関と協力連携し、健康教育、保健指導を被保険者と合わせて実施。 ＜その他＞
--	---

	・被扶養者への健診・保健指導の周知強化が必要。イベントや宣言事業所等を通じて、健診による早期発見や早期予防の大切さを伝える広報や機会を設ける。 《KPI》 ■ 特定保健指導の実施率を 24.2%以上とする。 iii) 重症化予防対策の推進 ○ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 1,500 人 (特定保健指導実施機会を活用した面談による受診勧奨含む) ○ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 ・対象者数 100 人／年(文書勧奨) ・かかりつけ医と連携した保健指導 20 人／年 ○ 県、市町村、医師会等と連携し、「CKD 予防ネットワーク」の推進を図ることでCKD疾患の重症化予防、将来の医療費削減を目指す。 対象者 3,000 人 受診率 9%目標 《KPI》 ■ 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.0%以上とする。 iv) コラボヘルスの推進 ○ 健康宣言事業所数の更なる拡大を図るため、関係団体と連携してセミナー等を実施するとともに、取組の質を向上させる観点から、宣言事業所に対する支援を強化する。 ○ 事業所の健康づくり等の取組の質を向上させる観点から、事業所単位での健康・医療データを見える化した事業所カルテ等を提供する。(再掲) ③広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解度促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ○ インセンティブ制度について、事業主及び加入者への更なる周知・広報を実施する。 ○ 事業主及び加入者等の健康リテラシーの向上を図るため、健康保険制度や健康づくりなどの情報を、広報紙・メールマガジン・ホームページなどを活用して提供する。また、関係団体と連携して、健康づくりに寄与するイベント等を実施する。 ○ 若年者等の健康保険制度や健康づくりに関する認識の向上を図るため、メディア等を活用した周知広報や出前授業を実施
--	--

	する。 ○ 健康保険委員活動の担い手を確保するために委嘱拡大への取組みを実施するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、関係団体等と連携した研修会の開催や、広報誌等を通じた健康情報などの提供を実施する。 《K P I》 ■ 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。 ■ 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 41.3%以上とする。 ④ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅰ、Ⅲ〉 ○ 県後発医薬品安心使用協議会へ参画し、関係機関と連携・情報共有を図るとともに、使用促進に向けての意見発信を行なう。 ○ ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスを、引き続き年度内に 2 回実施する。 ○ セミナー開催やジェネリック医薬品希望シールの配布を行い、加入者等への適切な広報を行なう。 ○ 医療機関や調剤薬局ごとのジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用し、医療機関及び調剤薬局関係者へ使用促進の働きかけを実施する。 ○ 関係団体等と連携してリーフレット等を作成し、メディア等を活用した効果的な広報を実施する。 《K P I》 ■ 協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を 83.0%以上とする。 ⑤地域の医療提供体制への働きかけ〈Ⅰ〉 i) 意見発信のための体制の確保 ○ 医療提供体制等に係る意見発信を行うために、被用者保険者参加率の低い地域を中心に、必要な体制を確保（会議体への参画数拡大）するため、都道府県等に参画を要請する。 ii) 医療費データ等の分析 ○ 協会が保有するレセプトデータ等や地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（S C R）を分析するためのツール等を活用し、加入者の医療機関への受診傾向や医療費の動向等について、分析の質の向上を図る。 iii) 外部への意見発信や情報提供
--	---

	○ 地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療が見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。 ○ 地域医療体制に関する加入者等の認知度の向上を図るため、アンケートの実施および関係団体と連携したリーフレットの作成・配布を行う。また、アンケート結果を地域医療構想調整会議等に提供し、加入者へのわかりやすい広報などを要請する。 《KPI》 ■ 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を83.7%以上とする。 ■ 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。
3. 組織・運営体制関係	①OJTを中心とした人材育成 ○ OJTを中心としつつ、効果的な研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 ②事業の進捗管理の徹底 ○ 支部目標を達成するために、進捗管理の徹底を図る。また、日々の業務を通じ支部目標が達成できる組織運営を行う。 ③費用対効果を踏まえたコスト削減等 ○ 調達における競争性を高め、一者応札案件の減少に努める。 《KPI》 ■ 一般競争入札に占める一社応札案件の割合について、対前年度以下とする。 ④コンプライアンスの徹底 ○ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 ⑤リスク管理 ○ 大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。

平成 31 年度 事業計画（沖縄支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	（１）現金給付の適正化の推進 保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について、重点的に審査を行う。不正の疑いのある事案については、保険給付適正化プロジェクトチーム等の議論を経て支給の適否を判断するとともに、必要に応じ事業主への立入検査を実施するなど、不正請求を防止する。 また、傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する。 （２）効果的なレセプト点検の推進 診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために、資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。 特に、内容点検は、レセプト内容点検効果向上計画に基づき、協会のシステム及びノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検を推進する。 ■KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 （３）柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が３部位以上）かつ頻回（施術日数が月に 15 日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。 また照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。 ■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

(4) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いのある案件は厚生局への情報提供を徹底する。

(5) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証の回収について、資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底し、早期回収に努める。

さらに、文書、電話や訪問を取り混ぜた催告を行い、保険証の回収を強化する。

また、事業主や加入者に対しては、資格喪失後、または被扶養者削除後は保険証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。

発生した債権については、早期回収に努め、文書催告・弁護士名催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。

なお、資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整を積極的に実施し、確実な債権回収に努める。

交通事故や傷害事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社または加害者本人等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。

■KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を94.0%以上とする

② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

(6) サービス水準の向上

加入者・事業主のご意見や苦情等については、加入者・事業主の視点に立って迅速かつ適切に対応するとともに、さらなるサービスの改善に取り組む。また、お客様満足度調査結果を活用し、電話対応等のサービス水準の向上に努める。

傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード（10 営業日）を定め、その状況を適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。

	健康保険給付などの申請については、加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進するため、各種広報や健康保険委員研修会等において周知を行う。 ■KPI：① サービススタンダードの達成状況を 100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 90.0%以上とする (7) 限度額適用認定証の利用促進 限度額適用認定証の利用により加入者の医療機関窓口での負担が軽減されるため、事業主や健康保険委員等に対してチラシやリーフレットによる広報を実施する。また、限度額適用認定申請書を配置いただく医療機関の拡大及び自治体の医療費助成担当窓口などに設置を拡大するなどして利用促進を図る。 ■KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 87.4%以上とする (8) 被扶養者資格の再確認の徹底 高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に実施する。 また、確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への早期勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。 ■KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 89.0%以上とする (9) オンライン資格確認の利用率向上 現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、利用状況を毎月確認し、長期間利用のない医療機関については電話による利用勧奨を行い、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。 ■KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を 43.3%以上とする
--	---

2. 戦略的保険者機能関係	(1) ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供 本部が標準化を図り提供する事業所健康度診断シート（事業所カルテ）を保健指導や健康宣言勧奨での事業所訪問、健康宣言事業所へのフォローアップに活用する。 (2) データ分析に基づいた第2期保健事業計画（データヘルス計画）の着実な実施 第2期保健事業計画（データヘルス計画）の中位目標（6年後に達成する目標）を「加入者のメタボリックシンドローム保有率の減少」とし、基本的な実施事項である「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。 さらに、保健事業の効果的な推進を図るため、「福寿うちな～（健康づくり）推進協議会」などの意見を聴取しながら、関係機関との連携・協定等を活かし、地域の実情に応じた取り組みを強化する。 ■KPI：中位目標「加入者のメタボリックシンドローム保有率(腹囲、血圧、中性脂肪、空腹時血糖)を16.0%から14.0%に減らす」 i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 40歳以上の被保険者を対象とした生活習慣病予防健診及び被扶養者を対象とした特定健診を併せた受診率の向上と事業者健診データ取得率の向上を図るため、健診機関との連携を強化し、まちかど健診、休日健診、早朝健診及びナイト健診を実施するなど、加入者のニーズや特性に応え、受診機会の拡大を図る。さらに、事業所規模、業態等の特性による受診状況や受診履歴の分析を行い、効果的かつ効率的なアプローチを行う。 生活習慣病予防健診が未受診で事業者健診の受診が確認できない事業所に対する受診勧奨及び事業者健診データの取得勧奨を強化するため、受診勧奨業務の外部委託を推進する。 生活習慣病予防健診が未受診で事業者健診を受診している事業所には、労働局や健診機関、社会保険労務士会と連携を図り、事業者健診データの取得促進及び法定項目が欠落なく実施できるように取り組む。併せてがん検診が含まれる生活習慣病予防健診への切り替えも促進する。 ■KPI：① 生活習慣病予防健診受診率を65.0%以上とする
----------------------	--

	② 事業者健診データ取得率を5.0%以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を30.0%以上とする ii) 特定保健指導の実施率の向上 健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施について、健診実施機関へ働きかける。 また、ショッピングセンター等における協会主催の「まちかど特定保健指導」を実施するとともに、市町村と共催して公共施設における「健診結果説明会」を行うなど、加入者の特性やニーズに応え、特定保健指導利用者の増加を図る。 ■KPI：特定保健指導の実施率を 28.8%以上とする 〔内訳〕 被保険者 実施率：29.6%以上とする 被扶養者 実施率：17.0%以上とする iii) 重症化予防対策の推進 未治療者に対する重症化予防については、生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図るため、手紙・電話・面談による受診勧奨を行い、確実に治療に繋げる取り組みを進める。 糖尿病の重症化予防については、「沖縄版糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき、かかりつけ医と連携した生活指導を進めていく。 ■KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.0%以上とする iv) コラボヘルスの推進 健康宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、事業主等が主体となって健康づくりに取り組む事業所を支援する「福寿うちな〜健康宣言」事業を展開し、健康講話等を実施することにより、事業主等の健康づくり意識の醸成、加入者の健康増進、特定健診受診率の向上及び特定保健指導の強化を図る。また、事業所健康度診断シート（事業所カルテ）を健康宣言勧奨での事業所訪問や健康宣言事業所へのフォローアップに活用する。 さらに、健康宣言した事業所は県の実施する「がんじゅうさびら表彰」へつなげるとともに、県や労働局等の関係団体と連携
--	---

のうえ、全県的に普及させるための活動を推進する。

(3) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

平成 30 年度から実施しているインセンティブ制度をはじめ、疾病予防や健康増進の重要性、健診受診、特定保健指導実施、保険料率設定、資格喪失後受診、任意継続、給付の仕組み、申請手続き等を加入者へ分かりやすく広報する。

具体的には、地元メディアに対するプレスリリース、広報チラシの発行、市町村・関係団体が発行する広報誌への記事掲載等を実施する。

また、ホームページを活用した情報発信の強化に加え、加入者に直接届くメールマガジンの登録者数の拡大を図る。

さらに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険事業の理解向上を目的とした研修を実施するほか、広報活動等により健康保険委員活動の支援を行う。

また、加入者の多い事業所に重点を置き、健康保険委員の委嘱勧奨を効果的に実施することにより、委嘱者数のさらなる拡大を図る。

■KPI：① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする

② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 41.5%以上とする

(4) ジェネリック医薬品の使用促進

各種広報誌掲載による普及啓発、健康保険委員研修会等でのジェネリック希望シール及びリーフレット配布のほか、関係機関と連携したジェネリック医薬品に関するセミナーを引き続き開催する。

また、医療機関・薬局ごとのジェネリック医薬品使用割合について、二次医療圏内で比較して見える化できるツールを活用し、医療機関及び薬局へ「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を送付する。

さらに使用割合の低い医療機関等については、一般名処方への協力依頼や門前薬局に対するジェネリック医薬品の採用について働きかけを行う。

■KPI：協会けんぽ沖縄支部のジェネリック医薬品使用割合を 86.6%以上とする。

(※) 医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

	(5) インセンティブ制度の周知及び推進 各種広報誌やホームページでの掲載、健康保険委員研修会など各種研修会等での説明などにより、制度の周知広報をより丁寧に行っていく。 また、特定健診・特定保健指導の実施率、重症化予防のための受診勧奨、ジェネリック医薬品使用割合などの各評価項目の実施状況を把握し、実績値の向上に努める。 (6) 調査研究事業の実施及びパイロット事業等の推進 調査研究事業として「重症化予防事業対象者の受診行動に影響を及ぼす要因の調査・分析」に取り組む。 また、支部の企画・提案力向上を図るため、パイロット事業等について、引き続き積極的に提案する。 (7) 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信 i) 意見発信のための体制確保 意見発信等を行う環境づくりに向け、地域医療対策会議等への参画について、県に対して積極的に働きかける。 ii) 医療費データ等の分析 県と共同で協会けんぽと国民健康保険の健診データとレセプトデータを活用し、沖縄県民の健康状況や医療費の実態についてデータ分析を行う。 iii) 外部への意見発信や情報提供 健診データとレセプトデータの分析結果を活用し、ターゲットを絞った受診勧奨や健診受診及び保健指導のメリットについての広報などにより、健診受診率及び特定保健指導実施率向上を図る。さらに、地域医療構想対策会議等での意見発信やマスコミ等を利用した情報発信にも活用する。 ■KPI：① 他の被用者保険者との連携を含めた地域医療構想対策会議へ被用者保険者の参加率を 83.7%以上とする ②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する
--	--

3. 組織体制関係	(1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 業務の標準化・効率化・簡素化の推進と生産性の向上を図るとともに標準人員に基づき、業務量に応じた適切な人事配置を行う。 (2) 人事評価制度の適正な運用 協会理念の実現に向けて、組織目標を意識し、且つ、等級ごとの役割定義に基づく目標を可能な限り数値目標として設定する。また評価期間中は、日々の業務管理、業務指導を行い、人事評価を適切に実施する。 (3) OJTを中心とした人材育成 OJTを中心とした人材育成の意義や目的を職員が共有し、効果的なOJTが実践できるよう意識の醸成を図る。また、研修の実施や自己啓発の支援等を通じて業務知識・スキル等の習得を支援する。 (4) 費用対効果を踏まえたコスト削減等 調達では公平性を確保するため、入札等を厳正に実施するとともに、競争性を高めるため、公告後の業者等への周知を適切に行い、一者応札の減少に努める。 また、経費に対する職員のコスト意識を高めると共に消耗品の在庫管理等を徹底し調達量の適正化に努め、経費節減を図る。 ■KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、23%以下とする (5) コンプライアンスの徹底 法令等規則の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。
------------------	---